

令和元年（2019年）第7回

## 香美市議会定例会会議録

令和元年12月 2日 開 会  
令和元年12月20日 閉 会

香 美 市 議 会

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月2日 月曜日

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年12月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月2日月曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

## 【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

### 市長提出議案の題目

- 議案第107号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第108号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第109号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第110号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第111号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第112号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第113号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第114号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第115号 令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の改正について
- 議案第117号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第121号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

### 議員提出議案の題目

な し

### 議事日程

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会議事日程

令和元年12月2日(月) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第107号 令和元年度香美市一般会計補正予算(第6号)

日程第5 議案第108号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第109号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第7 議案第110号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第111号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第112号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

日程第10 議案第113号 令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)

日程第11 議案第114号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第115号 令和元年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第116号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の改正について

日程第14 議案第117号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第118号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第119号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第120号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第18 議案第121号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の制定について

- |       |     |     |  |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第19 | 諮問第 | 1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |
| 日程第20 | 諮問第 | 2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |
| 日程第21 | 諮問第 | 3号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                           |
| 日程第22 | 議案第 | 71号 | 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第23 | 議案第 | 72号 | 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第24 | 議案第 | 73号 | 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第25 | 議案第 | 74号 | 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第26 | 議案第 | 75号 | 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第27 | 議案第 | 76号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第28 | 議案第 | 77号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第29 | 議案第 | 78号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第30 | 議案第 | 79号 | 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第31 | 議案第 | 80号 | 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第32 | 議案第 | 81号 | 平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第33 | 議案第 | 82号 | 平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第34 | 請願第 | 2号  | JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願                 |

#### 会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

本年も12月師走を迎え、朝夕めっきり寒さを感じる気候となつてまいりました。議員各位、執行部におかれましては、公私ともに御多忙の折、令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

去る11月5日には、念願でありました鍛冶屋創生塾の開塾式が挙行されました。その翌日6日に、東京千代田区全国都市会館におきまして、全国伝統工芸品振興市議会協議会の設立総会が開催されたところでございます。香美市にはフラフ、そして土佐打刃物などがあることから、香美市議会として参加いたしました。高知県では11市の中で香美市のみのでございます。初代会長となられました石川県金沢市議会松村議長からは、挨拶の中で、設立総会に名乗りを上げられた市に対しお礼の言葉とともに、要望に応じ国に対し、協議会として全面的に支援していきたいと言葉がございました。香美市議会としまして、高知県土佐刃物連合協同組合の御意見も聞きながら、鍛冶屋創生塾の発展に側面から寄与できればと思っております。

さて、本定例会に市長から提出されています議案は、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）など15件、ほかに諮問3件がございます。また、令和元年（2019年）第4回定例会におきまして継続審査となっていました平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定など12件があります。議員各位におかれましては慎重審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じ1番、萩野義和君、2番、山口 学君を指名いたします。両名はよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、11月27日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長のご報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会について、11月27日、議会運営委員会で協議した結果を報告いたします。

定例会の会期及び会議（審査）の予定について、会期は12月2日月曜日から12月

20日金曜日までの19日間といたしました。会議の都合により繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合は議長に一任することとしました。

会議日程は、会期及び会議（審査）の予定表のとおりです。

初日に採決する項目は、請願第2号、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問第1号から第3号、決算認定第71号から第82号としました。なお、人事案件につきましては、申し合わせ事項第7項第2号の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略することとなっております。決算認定につきましては、第71号から75号の5件を一括採決、第76号は1件で採決、第77号から82号の6件を一括採決することにしました。

一般質問の通告書の提出期限及び抽せんは、提出期限は12月3日の火曜日午前10時、抽せんが12月3日の火曜日の午前11時としました。

委員会の審査については、お手元の報告書にあるとおりですので、ごらんになっておいてください。

発議、意見書案の追加案件については、会期最終日に委員会付託を省略して、本会議で審議・採決を行うことといたしました。

請願・陳情、発議、意見書案等の審議について、発議3件は提出者、署名委員を決定し、最終日に発議をすることとなっております。意見書案4件は会派代表者会議において調整することといたしました。

その他、全員協議会を12月2日定例会終了後に行うことといたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月20日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりでございます。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

監査委員から、例月現金出納検査報告書及び定期監査結果報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりでございます。

これから、協働・参画調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長の報告を求めます。協働・参画調査研究特別委員会委員長、森田雄介君。

○協働・参画調査研究特別委員会委員長（森田雄介君） おはようございます。6番、森田雄介です。



去る10月16日に行われました協働・参画調査研究特別委員会の報告を行います。  
閉会中の審査事項として、審議会委員の公募に関する条例の作成を議題としました。  
審議会条例をつくるに当たり、以下の5点を念頭に、意見が出やすく協働・参画が進む  
審議会になるよう検討していくこととしました。

1点目、参考にする条例が人口規模の大きい都市のものであった場合、実効性が担保  
されないため、人口に見合った審議会のあり方を検討すること。

2点目、既に内容ができ上がってしまっており、意見を言う段階でない会に呼ばれて  
何も言うことがなかったという市民の声があり、会の進め方についても検討する必要が  
ある。

3点目、学識経験者が入る場合のメリット、デメリットを踏まえて、複数の学識経験  
者が入るように規定してはどうか。

4点目、審議会の兼職について、多くの審議会を兼職しては一つの審議事項に注  
げる時間も限られてくるとの懸念がある。

5点目、新しい審議会には必ず公募委員を入れるという目的に加え、香美市には把握  
したもので48の審議会がある。この中身を精査し、公募委員がおらず新たに入れるこ  
とができるところには公募委員を入れていく。

最後に、次の委員会に向けて参考になる事例の調査を含めて、一定のたたき台を委員  
長、副委員長でつくっていくことを確認をいたしました。

以上で協働・参画調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。  
ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況について報告を求めま  
す。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。

それでは、本年9月の第4回定例会以降に開催をされました、当特別委員会の調査の  
経緯並びに結果について御報告をいたします。

第9回となります10月7日の委員会におきましては、長の専決処分事項の追加につ  
きまして、総務課長、企画財政課長、建設課長の出席のもと協議を行いました。

また、通年議会実施要綱案につきましては、10月3日に正副委員長が行いました土  
佐清水市議会の取り組み調査をもとに、新たな条項の追加や文言の変更等について説明  
をし、そして、次回の会議までに各会派の意見を集約するということといたしました。

第10回となります11月19日の委員会におきましては、長の専決処分事項の追加  
につきまして、会計年度末における法律等の改正に伴う必要な条例改正を行うこと、解  
散、欠員等の事由に基づく選挙で、緊急を要する選挙費の歳入歳出予算の補正に関する

こと、そして、災害時において、特に緊急対策が必要な最小限の補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関すること、以上の3項を追加をするということに決定をいたしました。

また、通年議会実施要綱案につきましては、各会派の意見を集約した後に細部の文言等を修正し、決定をしたところでございます。

さらに、当初、通年議会実施要綱に規定をする方向で協議をしておりました反問の運用につきましては、会議規則第63条の2に規定をするということと決定をいたしました。

本定例会最終日に、長の専決処分事項の指定について及び会議規則の改正案を発議する予定でございますので、議員各位におかれましては、適切な御決定を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（比与森光俊君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第107号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第21、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上18件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第107号から諮問第3号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さん、おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には年末で何かと大変お忙しい中を御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、高知県知事選挙におきましては浜田省司さんが当選をされまして、尾崎県政を継承・発展させることとなりました。香美市におきましては、御承知のとおり、産業、医療、福祉、教育、防災・減災などさまざまな課題が山積をしている中でありまして、県との連携、そして御支援をいただきながら課題解決、前進のために努めてきたところでございます。引き続き県としっかり連携、緊密に連携をしまして、香美市の発展に鋭意努めてまいり所存でありますので、議会の皆様方にはよろしくお願いをいたします。

次に、姉妹都市締結50周年を迎えましたアメリカフロリダ州ラーゴ市からの御招待をいただきまして、市内各界の関係者22名の訪問団を結成いたしまして、11月4日から14日まで訪問をしてまいりました。大変な歓迎をいただき、心の込もったおもてなしを賜り、訪問団一同感動いたしましたところでございます。こうした中で、今後とも友好親善のきずなを大切にするとともに、さらに発展させることをラーゴ市長初め両市の

関係組織代表者が署名、確認をいたしたところでございます。

短期留学などを通じて交流を深めています山田高校、ラーゴ高校につきましても、来年度からは山田高校が探求科をスタートさせます。IB教育を推進しているラーゴ高校との交流もさらに深まるのではないかとこのように思っております。若い世代へこのきずなをつないでいけるように私どもも努めてまいりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、各課関連の行政報告をさせていただきます。

総務課。

1、香美市民賞について、11月3日に第13回香美市民賞表彰式典を行い、地域の消防並びに防災の発展、地域教育の推進に尽力されました、土佐山田町西本町1丁目の岡部克巳氏、歯科医師として地域医療の発展に尽力されるとともに、学校医として保健衛生の向上に寄与されました、香北町美良布の高橋啓彰氏を表彰いたしました。

定住推進課。

1、エリア型デマンドバス香北の運行開始について、香北町内における交通空白地域の住民の移動手段確保対策として準備を進めていたエリア型デマンドバス香北が、令和元年10月1日から運行を開始しました。当日は、香北支所玄関前で約30名の関係者が出席して出発式典が行われました。運行開始から1カ月間の利用状況としては、1日平均2名の利用があり、今後も地域住民の交通手段の一つとして定着していくよう利用促進を図っていきます。

2、姉妹都市交流について、10月19日、20日に開催されました第38回刃物まつりに、姉妹都市である福井県あわら市と北海道積丹町の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品等の販売やPRを通じて市民との交流を図りました。積丹町はザンギとフライドポテトの実演販売を行い、大盛況となりました。11月8日から14日までの5泊7日、香美市ラーゴ市姉妹都市締結50周年記念事業として、香美市から22名の訪問団でラーゴ市を訪問してきました。ラーゴ市の公共施設の視察やホームステイを行い、文化の交流を図りました。

3、ふるさと納税について、10月31日現在で寄附件数9,526件、寄附金額8,401万2,152円、今年度の目標金額は2億5,000万円となっております。今後も返礼品の充実とPRの強化を進めていきます。11月16日、17日の2日間、神奈川県横浜市で開催された第5回ふるさとチョイス大感謝祭に2事業者とともに参加して、香美市のふるさと納税や返礼品等についてPRしてきました。

防災対策課。

1、避難訓練の実施について、11月3日午前、南海トラフ地震に備えた県内一斉の避難訓練が実施されました。本市では72地区の自主防災組織で2,278人が参加し、あわせて初期消火、炊き出し、防災学習などの訓練を行いました。

税務収納課。

1、台風19号災害に係る職員派遣について、台風19号により甚大な被害を受けた福島県本宮市に、10月28日から11月5日までの9日間、高知県職員派遣団の一員として、税務収納課から職員1名を派遣しました。現地では、県外からの派遣職員と合同チームを組み、浸水した住家等の被害認定調査業務に携わる支援活動を行いました。福祉事務所。

1、福祉体育大会について、11月16日、香美市福祉体育大会が香美市社会福祉協議会の主催により香北体育センターで開催されました。当日は、高齢者や障害者、社会福祉関係者など248人が参加し、8種目の競技を通じて親睦を深めました。

次に、商工観光課。

1、鍛冶屋創生塾について、高知県土佐刃物連合協同組合が実施している鍛冶屋創生塾が完成し、11月5日に開塾式、11月6日に入塾式が行われ、3名の研修生が入塾しました。3名の研修生はこれから2年間研修を受け、土佐打刃物の技術の習得を目指します。

2、観光大使委嘱について、10月27日、香美市役所香北支所において委嘱式を開催し、香北町出身の福留功男さんを香美市初の観光大使に委嘱しました。委嘱式には香美市イメージキャラクターも参加し、香美市内の施設割引機能付きのヒノキ製名刺と香美市の特産品セットを手渡しました。

建設課。

1、土木工事関係について、がけくずれ住家防災対策事業について、昨年からの繰り越し分も含め5件は完成し、2件については施行中、4件は現在入札等準備を行っております。昨年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業について、件数も多く、現場諸条件等もありますが、緊急箇所から実施しています。また、本年度も災害復旧事業が約60件あり、随時国の査定を受けています。交付金関係道路整備については、本年度事業計画箇所について用地等交渉も含めて、早期の完了を目指し現在施行しています。

2、都市計画マスタープラン策定業務について、アンケートや地区別ワークショップの結果をもとに、地域別構想、全体構想を検討しています。都市計画道路新町西町線については、JR小学校前踏切、軌道及び電気通信設備工事を行っており、終了後、踏切拡幅工事に着手します。

3、国道195号改良促進期成会について、高知県土木部に老朽化対策の推進に必要な予算確保や山田バイパス・大柘橋の早期完成を求める要望を本日12月2日に行います。

4、河川整備について、10月30日と31日に本年度2回目の要望活動を、物部川改修期成同盟会を通じて、四国治水期成同盟連合会・四国河川協議会の合同で行い、豪雨被災箇所などの早期改修・復旧等を地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府へ要望しました。

5、物部川改修期成同盟会及び高知縣市町村道整備促進協議会について、県下関係市町村と協力し、予算確保などの本年度2回目の要望活動を10、11月に地元選出国會議員及び国土交通省・財務省・総務省・内閣府に行いました。

環境上下水道課。

1、上下水道料金の料金改定について、香美市上下水道審議会に料金改定について諮問し、現在までに審議会が4回開催されています。今後は審議会からの答申を受けて、料金改定について庁内で検討を進めてまいります。

生涯学習振興課。

1、高知県文化環境功労者表彰について、10月23日、大川上美良布神社おなばれ保存会が第24回高知県文化環境功労者表彰を受賞し、表彰式が11月19日に高知県庁で行われました。

2、「歴史の道百選」追加選定について、10月29日に文化庁による「歴史の道百選」の追加選定があり、高知県からは「四国遍路道一土佐遍路道」とともに、「土佐塩の道」が選ばれました。

3、よってたかって生涯学習フォーラムについて、9月28日に、「元気なまち香美市 よってたかって生涯学習フォーラム」が、高知県立山田高等学校、中央公民館、市役所本庁舎1階ロビー及び南側テラス、高知工科大学クロススクエア、美術館など市内6会場で開催され、市内外から約4,000の方が来場されました。

選挙管理委員会。

1、期日前投票について、高知県知事選挙の期日前投票について、4,241の方に投票をしていただきました。そのうち11月12日、13日に開設した移動期日前投票所では、物部町内5カ所で41人、土佐山田町内2カ所で21の方に投票していただきました。

農業委員会。

1、香美市農業委員会だよりの発行について、本年10月に農業委員会として初めて広報誌を発行しました。紙面が限られているため必要最小限の情報とともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々の連絡先を掲載していますので、市民の皆様への御相談に適切に応じながら、今後も農業委員会として適正な農地管理を行ってまいります。

香北支所。

1、香北の自然公園10周年記念式典の開催について、10月27日に福留功男さん御夫妻を迎え、香北の自然公園10周年記念式典が開催されました。式典では、地域のボランティアさんへの感謝状授与の後、フジバカマとシデコブシを植樹し、花の種の入った紙風船100個を飛ばし、盛大に開催することができました

掲載をしておりますけれども、一つつけ加えさせていただきます。

ふれあい交流センター。

1、じんけんフェスティバルについて、11月23日、香美市立中央公民館を会場に、

香美市じんけんフェスティバルを開催しました。講師には、テレビ番組「金スマ」「あさイチ」で話題の発達障害を抱えるピアニスト、野田あすかさんとお母さんの野田恭子さんをお招きして、「発達障害のピアニストからの手紙 どうして、まわりとうまくいかないの？」と題して、講演会とミニ演奏会を行いました。約240人の方に御来場いただき、人権について理解を深めました。

次に、本定例会に上程をしております議案につきまして、提案及び説明をさせていただきます。

議案第107号は、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）です。

議案第108号は、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

議案第109号は、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

議案第110号は、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第111号は、令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第112号は、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第113号は、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第114号は、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

議案第115号は、令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）です。

議案第116号は、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第117号は、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第118号は、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第119号は、香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第120号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定です。

議案第121号は、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定です。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦です。

以上、議案15件、諮問3件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書を御参照くださいますようお願いいたします。

○議長（比与森光俊君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、諮問第1号から諮問第3号までの議案は、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、審議に付し採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第19、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第21、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで、以上3件を一括議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　それでは、諮問第1号から諮問第3号まで一括で提案をさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住　所　香美市土佐山田町宝町2丁目7番12号

氏　名　中　山　摩寿子

生年月日　昭和26年1月19日

諮問第2号

住　所　香美市土佐山田町東本町3丁目2番44号

氏　名　田　島　基　宏

生年月日　昭和29年9月23日

諮問第3号

住　所　香美市物部町大栃1409番地3

氏　名　山　中　俊　明

生年月日　昭和34年1月10日

令和元年12月2日提出、香美市長　法光院晶一

なお、経歴につきましては、参考資料のとおりですのでごらんください。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　補足説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第7項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
これから、諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、諮問第1号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

これから、諮問第2号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、諮問第2号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

これから、諮問第3号を採決いたします。

本案は、原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、諮問第3号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

次に、令和元年（2019年）第4回定例会で継続審査に付してありました日程第22、議案第71号、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第33、議案第82号、平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12件を一括議題とします。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） 19番、島岡信彦でございます。

予算決算常任委員会が付託を受けました各議案の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会が付託を受けた案件は、平成30年度一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算の認定に係る議案第71号、72号、73号、74号、75号、76号、77号、78号、79号、80号、81号、82号の12案件であります。

これらの案件は令和元年第4回定例会において執行部より提案され、継続審査としていた案件でございます。各案件は本委員会から総務、教育厚生、産業建設の各分科会に送付され、各分科会において質疑が行われました。その後、11月22日に開催されました予算決算常任委員会において審査を行ったところでございます。

それでは、各議案の審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

まず、議案第71号、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第71号は、全員賛成



にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第72号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第73号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第73号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第74号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第75号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第76号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第76号は、賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第77号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第77号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第78号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第79号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第79号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第80号、平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第80号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第81号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第82号、平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、分科会委員長の報告の後、討論はなく、採決の結果、議案第82号は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。私は日本共産党議員団を代表して、議案第76号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算について、認定できないことを表明し、討論を行います。

認めることのできない第一の理由は、市民が国保税を納め、県に支払う納付金が正しく計算されていないことです。県は市町村が支払う納付金の軽減財源として、国から交付されてきた激変緩和や追加激変緩和の交付金、赤ちゃんにもかかる均等割への軽減などの財源を市町村の納付金軽減に充てず県の財源に充てるなど、大変不明瞭な会計処理をしていることです。

第二の理由に、この会計処理を分析、検証する決算の明細書が、香川県や徳島県の明細書と比べて極めて異常で間違っています。これでは市民に国保税を請求する土台が崩れていると言わざるを得ません。担当課も国や県から資料をもらうことが難しいことから、検証はできないとの議案審議の中で認めています。こんなことで国保税事業を継続できるでしょうか。

第三の理由に、ことしの2月に県の説明をもとに担当課から、平成31年度に国保税大幅引き上げに至った理由が示されました。その中心的な理由が、平成30年度の算定を含め見込み違いであったであります。6月議会の一般質問の答弁でも担当課長は、大幅値上げに至った責任は国と県、そして香美市にありますと認め、法光院市長も市民に大幅な負担を強いることになったことに申しわけないと答えています。このことにより、市民、国保加入者の責任でもない大幅な財源不足分を、国保加入者が苦勞してためてきた基金のほとんどをつぎ込まなければならなかったことが、平成31年度、令和元年度的大幅値上げへの要因となっていることも看過できません。

第四の理由に、国民健康保険法第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とし、社会保障制度としての性格を明確にしています。本市においても、この目的にのっとり予防医療や健康づくり、適切で健全な国民健康保険事業に取り組んできました。ところが、政府は市町村の努力をも無視して、国民健康保険の県一元化を押しつけてきました。

本議案第76号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）の認定につ

いては、この国民健康保険の県一元化に対する賛否も問われていると思います。厚生労働省は、国保税の値上げを抑えたり引き下げたりするために、一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う市町村に対し、国から予算を減らすペナルティー措置を、2020年度から導入する方針です。国の国保会計県一元化の狙いが見えてきたのではないのでしょうか。

市民の生命と健康を守るという国民健康保険制度は、市町村の自治権ですし、裁量権です。それを無視して、市町村に高額な国保税を強いることを押しつけることは民主主義の土台を崩すことではないのでしょうか。

同僚議員にお願いします。このような不明瞭な会計処理で市民負担を認めることは、議会として姿勢が問われることになるのではないのでしょうか。決算を不認定にしても法的な拘束力はありませんが、ことしの4月1日施行の地方自治法等改正により、市長は決算不認定の場合は何らかの措置を講じたときは議会に報告して公表することが義務づけられました。ぜひ賛同していただき、本特別会計、県特別会計の検証を求める一石として後押しをしていただきたいと思います。

以上で、議案第76号、平成元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を認めない討論（後に「議案第76号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定を認めない討論」と訂正あり）といたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 訂正があります。最後に、「議案第76号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定を認めない討論」と訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君） ただいま議案第76号について、原案に反対の討論がありました。

次に、議案第76号の原案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第71号、第72号、第73号、第74号、第75号の5件を一括して採決いたします。

以上、5議案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第71号から議案第75号までの5件は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第76号を採決いたします。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号の6件を一括して採決いたします。

以上6議案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第77号から議案第82号までの6件は、原案のとおり認定されました。

次に、令和元年（2019年）第4回定例会で継続審査に付してありました日程第34、請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願を議題とします。

これから、総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） 16番、依光美代子でございます。

総務常任委員会に付託され継続審査となっております、請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願についての審査を10月10日に行いました。その審査の経過と結果を報告いたします。

1点目に、紹介議員より本請願の提出に当たり、願意の妥当性と趣旨については、エレベーターや北出入口の設置を望むさまざまな市民の声とともに、設置については本市のまちづくりの観点からも重要であり、市の責務として必要性は残っている。2点目、実現の可能性、緊急性については、第2次香美市振興計画の第3次実施計画、令和元年から令和3年度までの計画です。その計画には、JR土佐山田駅自由通路基本計画策定業務295万6,000円が平成30年度予算より繰り越しとなっている。宮前町と北本町（後に「宮前町と東本町」と訂正あり）を結ぶJR土佐山田駅の跨線橋計画である。この件は本請願との関連性も深いと考え、JR四国との協議を精力的に進める点においても、事業の方向性を定める上からも緊急性があると認識している。また、3点目に、市の権限に属するかという点では、エレベーターの設置などについてはバリアフリー法では、地域の要請、支援のもと3,000人未満の利用客であっても可能な限り整備を行うことができるとなっている。そこにはさまざまなクリアしなければならない課題もあるが、本件を推進するには自治体の意識と熱意が大きな鍵を握っていると、国交省の資料にも書かれている。一步を踏み出すためにも請願事項を議会として審査いただき、市民の声に答えていただきたいと説明があった。

その後、補足説明で、安心・安全、快適な土佐山田駅を実現する市民の会代表の鍵山隆司氏より、議長や市長へ提出時の状況などについての説明がありました。提出者は話

し合いを行い、会としても今後はＪＲを利用する取り組みも努力をしていきたいと話されました。

以上で説明を終え、質疑に入りました。

最初に、市長へ８月２６日に提出した要望書への回答は来ているかについては、当日は市長は不在で副市長に渡しましたが、まだ回答は来ておりませんと答弁。

次に、請願書の本文と請願事項の最後の２行に矛盾がある。最後の２行の説明を求めるについては、本請願はエレベーターと北出入口の設置をうたっている。提出に当たりさまざまな議員と話をした。請願の表記に矛盾を感じるかもしれませんが、この請願を通して一步でも請願事項を進めるため、この最後の２行の表記になりました。この団体は日ごろよりニュース等の発行をしており、このことがその後の成果などについても順次広報していく役割を持っているので、この形にしましたと答弁。

次に、署名した５，４６７人（後に「５，４６４人」と訂正あり）のうち香美市在住者は何名か。また、年齢構成と署名の何割の人がＪＲを利用しているかについては、署名者の在住や年齢の分析はできていない。本市在住者は約４分の３で、７５％から約８割と見ている。なぜならば、自治会有志による町内会署名や老人クラブ、そして障害者団体、駅や街頭署名であるので中には旅行で来た人もいる。年齢構成は老若男女問わず学生からさまざまな年齢の方で、特に高齢者は多いと思う。利用については、署名の皆さんは一度はＪＲを利用しているので署名に賛同していると思うと答弁。

次に、請願者は旧土佐山田町時代の課長、助役の現職時になぜ実施の方向に持っていけなかったかについては、一つは情勢が大きく変わったこと、私の時代はあけぼの街道を南国市の境から八王子までつけるということで、都市計画より２０年から３０年おくられて進み始め、今大きく変わってきている。当時、新町西町線の踏切が狭く、車の行き違いができず、拡幅に１メートル３，０００万円をつぎ込み広げた。そのときＪＲ四国より高架をやめてはならないと一筆加えて判こを押した経過がある。しかし、今回そこが平面交差になるには大変な御苦勞があったと聞く。現在では当時できなかったことが今はできるようになっている。特に最近では高齢者の免許の返納などもあり、高齢者や障害者などからエレベーターの設置などを望む多くの声があり、実現してほしいとの思いでお願いの声を上げました。これが実現するとＪＲの利用が便利になり、利用者もふえ、まちのにぎわいにもつながるのではないかも含めた市民の声と御理解をいただきたいとの答弁でした。

次に、今回の請願は北出入口とエレベーターの設置については２つの文書に分けて提出すべきではないか。実現可能なことは請願の趣旨に沿って求め、また、エレベーターのように実現がかなり困難なことは、それを何とかするための協議会をつくるなどに切り分けて請願を出すべきではないか。県内の事例も挙げ、今回の請願は目的と手段が一緒になっている目的と手段のどちらが大事と考えるかについては、今回矛盾を感じるかもしれないが、最後の２行の項目については、今までに香美市がＪＲと話し合いをして

一步でも二歩でも進んだとは言えず、進んでいないと思う。今回自由通路の計画があり、平成30年度の予算が繰り越され、ことしに基本計画に入る予定になっている。それをやるのかどうか、またそれに北出入口やエレベーターの設置をどのように関連させるのか、そして、それは別問題なのかの検討が必要である。本来、都計の北から南への市民の誘導を考えると、既に北出入口の件は検討を進めておくべきレベルであるが、現状では検討した認識はない。今回のエレベーターについては新たに出てきたことであるが、これを自由通路にどのように関連させるかは大きなテーマである。まずは議論から始まらない限り前には進まない。市の前向きな姿勢と議会の後押しが大切と思っている。それでこの形となったと答弁でした。

以上で紹介議員への質疑は終了し、その後、担当課長から駅のバリアフリー化についての経過の説明を受けました。その内容は、平成28年5月の議会報告会で市民から、土佐山田駅に対して、エレベーターを伴う駅舎と駅前広場の改修を市からJRへ要望してほしいとの要望がありました。それを受け、5月27日付で四国旅客鉄道株式会社へ土佐山田駅のバリアフリー化についての要望書を提出、その内容は、市民からの声とあわせて、香美市では、香美市振興計画の公共交通手段の維持・充実において、JR土佐山田駅とその周辺は、市の玄関口機能を担う交流拠点として位置づけを明確にし、快適で便利な交流機関としての機能の充実を図ることを掲げている。また、駅周辺にはさまざまな公共施設等があり、高齢者、障害者の利用も多いため、エレベーターの設置等によるバリアフリー化をJRへ要望しました。その要望書に対して6月16日付で、四国旅客鉄道株式会社鉄道事業本部営業部業務課長の前川友幸様より回答がありました。その内容は、バリアフリー化の対象は利用客3,000人以上が対象であり、土佐山田駅利用客は1日当たり平均1,964人であるので予定はございません。なお、バリアフリー化工事に要する費用について、国や地方公共団体において御支援を検討いただける際は、当社も厳しい経営状況ではありますが、可能な範囲で協力させていただきたいと存じますと回答があった。そして、今年度新たに8月26日に安心・安全・快適な土佐山田駅を実現する市民の会より、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口の設置を願う要望書が市に提出されましたが、まだJRへは要望はしていません。駅のバリアフリー化については、平成28年に一度出され、その後3年を経過して、5,467筆（後に「5,464筆」と訂正あり）の署名とともに要望が上がってきておりまして、今後、前向きに検討して、要望していきたいと考えているところだと説明がありました。

その後、質疑に入りました。

最初に、文書内にあるバリアフリー化工事に要する費用についての内容資料を何か持っているかについては、この署名以外はもらってなくて、金額については検討していない。

次に、駅のバリアフリー化に関する国の支援制度は今でも継続しているかについては、平成28年当時にJRとの電話の中で聞いたのは、国3分の1、県3分の1、市6分の

1、事業者6分の1であった。現在、国交省の支援制度のポイントの中に国3分の1は明記しているが、県、市の負担割合は明確にしていません。現在確認はとれておりませんと答弁。

次に、協議会の設置については、香美市地域公共交通会議の中でという答弁もあったが、委員より条例改正も必要ではと意見があり、まちづくり委員会の中で今後どのように協議会をつくるかを検討するのは可能ではないかとの答弁。

次に、自由通路をつくり、あけぼの街道周辺の北から南へ市民を誘導するためにもエレベーターや北出入口が必要である。平成28年度に要望書を出した。回答があっても何もしなくてよいのか。JRから可能な範囲で協力はさせていただきますと回答があれば、その可能な範囲を探ることが大事ではないか。治体の意識と熱意が必要で大事なことである。今回まちづくりの観点からも実現に向けて協議することは可能かどうかについては、署名もつけて要望書が出てきているので、これを踏まえ、今後JRへ要望するかどうかについて現在検討しているところであると答弁でした。

以上で質疑を終え、その後、議員間により休憩で自由討議を行いました。

以上のように審査を行い、討論もなく、採決の結果、請願第2号は、賛成多数をもって採択すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 総務常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

16番、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） 自由通路基本計画の件で、宮前町と東本町と発言しましたが、宮前町と北本町に訂正をさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩いたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

16番、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） 失礼いたしました。自由通路基本計画のところで、「宮前町と東本町」に訂正をさせていただきます。そして、署名を「5,464筆」に訂正をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 7番、利根です。請願第2号の採択に反対の立場で討論を行います。

まず1点目、今回の請願のような、議会みずからが協議を精力的に進めるということを採用してしまうと、採択した請願に責任を持つ必要がある議会は、請願内容が実現するまで延々と特別委員会等を設置して協議を進めていかななくてはならなくなる懸念があります。執行権のない議会がみずからのことに対し採択するということは、執行部が実現困難、交渉はしたということで請願の処理が終了できるのとは違い、議会は実現するまで延々と協議を求めていく責務ができるのではないのでしょうか。

また、今回の請願のように協議を精力的に進めるということで実現可能なことという請願の提出要件がクリアできるのであれば、どんな種類の請願でも全てオーケーということになり、請願という法の考え方自体を否定することになります。私たち条例等をつくる側の人間が、自分の勝手な解釈でルールを変えることをしてはなりません。議会、議員をみずから否定することに等しいのではないのでしょうか。

2点目、署名のための請願と議会提出の請願内容が変わっています。署名の請願では協議をすることが目的ではなく、交通弱者等に配慮した駅周辺の整備を求めています。請願内容を協議をお願いすると変えることによって、執行部は協議をしたけどだめでしたとお茶を濁す的に終了させることが可能になるのではないのでしょうか。請願の署名者に対してこの請願項目の変更は、実現を強く求めるものではなくなっています。責任感に欠けるものと思われま

3点目、現在、土佐山田駅エリアでの跨線橋、南北自由通路の計画があり、新町西町線開通後の取り組みであるとの答弁が出ています。これは市道として整備するということであり、国の補助金の対象となります。一方、それにプラスしてホームを渡るのにエレベーターをつけるというのは大きな費用が発生します。請願では最低合計4基のエレベーターが必要になる、そういう設計になると思われま

この多くの部分は国の補助金の対象外となり、大切な市民の税金のみで行うこととなります。他市の例を参考にしますと、数億円をつぎ込むことになりそうです。これは、5億か6億円で済んだとしても、市民、ゼロ歳からお年寄りまで全て1人当たり2万円を出す計算です。また、そのランニングコストも他市の例を見ると年間数百万円かかるようになっています。請願者の熱い思いは理解するところですが、香美市の財政状況を見ると、請願の規模の新設は諦めざるを得ないと思います。議会は適正な予算計画にも責任を負っていることを忘れてはなりません。

4点目、現在の南北自由通路に請願の項目を追加することは、JRとの交渉項目もふえ、市民待望の南北自由通路の開通がよりおくれる、または不可能になるおそれが懸念



されます。事業が始まる前からそのハードルを上げることはよい手法だとは思えません。南北自由通路の早期開通を望む者としては、この請願はそれにブレーキをかけるものとしかと思えません。このことは、JRと協議をしたことのある職員、そして請願者を含め全ての議員がその経験上認知していることではないでしょうか。

以上、まず自由通路、そして駅北からあけぼの街道までの便利、安全に通行できる市道の整備に力を注ぐべきと思います。また、あわせて、駅を含め市民の利便性を向上させる方法は請願項目以外にもあります。お茶を濁すような請願書ではなく、その目的をしっかりと見据えた取り組みを求める請願書の作成・提出こそが、ここに署名した方々の本来の望みであると確信をしております。

私たちが守るものはバランスのとれた香美市民全体の利益・財産であるとの思い、土佐山田駅南北自由通路の速やかな推進による住民の利便性の向上を願う者として、請願に対して反対の立場での討論といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 　　ただいま請願第2号について、原案に反対の討論がありました。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 　　14番、大岸眞弓です。請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願に賛成の立場で討論をいたします。

まず、本請願の提出に当たり、署名を集めたり、各会派への要請を行ったり、JR四国まで出向いたり、JR土佐山田駅の利便性向上のためさまざまな活動を展開されました、安全・安心、快適な土佐山田駅を実現する市民の会の皆様に敬意を表します。

JR土佐山田駅にエレベーターを設置してほしい、北出入口が欲しいとの声は多くの市民の皆さんの願いです。私自身、駅で小さいお子さんを連れた乗客が片手にバギー、肩には大きな荷物、片手に子供さんの手を引いてという光景を何度か目にしました。また、駅北にお住まいの私の知り合いは、持病のリウマチ治療のため列車を利用して通院をされておられますが、つえをついて階段を上がりおりするのが痛いし、危険を感じることもあっておりました。

もともとこの署名は、障害のある方が駅の跨線橋で転倒して救急車で運ばれたことに端を発しています。転倒した障害者の友人であるYさんが何とかしてあげたいと、駅の階段の手すりの改善をJRに求めると同時に、エレベーターの設置を求めました。そして、新聞の声ひろば欄に投稿すると、同じ思いの方々から反響があり、エレベーターの必要性を痛感したとのことです。Yさんが5年前に駅員から後免駅は南国市がお金を出していると聞いて、香美市でもできるのではないかと考え、署名に取り組もうと色々な方々に呼びかけられ、今回の請願署名の提出に至ったということでもあります。

署名の呼びかけに対し、ただいま委員長報告にも詳しくありましたけれども、駅北の住民や複数の自治会長、高知県知的障害者育成会、香美市身体障害者連盟、香美市老人

クラブ連合会や社会福祉法人愛成会、土佐山田町手をつなぐ親の会などなど、32の団体・個人の方々が請願の賛同者として名を連ねておられます。短期間で5,464筆の署名が集められたということは、この請願は大多数の市民の声を代弁するものであり、県内外の乗降客の願いであるということでもあります。議会と行政は市民の皆さんの切実な願いをストレートに受けとめ、実現に向け努力すべきであると考えます。

JR土佐山田駅がバリアフリー化され駅周辺が整備をされれば、乗降客の増加も望め、何より本市のイメージアップにつながります。そして、観光振興、まちの活性化にも大いに役立つと考えます。もう一つ、市政への市民の参画も進むことと考えるところでございます。

以上の点から、大変意義のある請願であることを申し添え、賛成討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 　　ただいま請願第2号について、原案に賛成の討論がありました。

　　続きまして、引き続き原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

　　4番、甲藤邦廣君。

○4番（甲藤邦廣君） 　　4番、市民クラブの甲藤でございます。請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願について、反対の立場での討論をいたします。

　　本請願はもともと安全・安心・快適な土佐山田駅を実現する市民の会から、5,464筆の署名を添えて議長宛て提出されたものであります。反対の討論、そして賛成の討論もありましたし、委員長の丁寧な報告もありましたから、相当な部分で重複するところがありますけれども、それは御了承いただきたいというふうに思います。

　　この請願署名には2点の請願事項がありまして、まず1点目が、土佐山田駅にエレベーターを設置をしてください、2点目、土佐山田駅に北出入口を設置してくださいということになっております。しかしながら、今議会に提出をされました本請願2号は、請願事項そのものが、市長と議会が力を合わせ精力的に進めるという内容になっております。明らかに請願事項そのものが違っております。これは一体どういうことなのか。私が見る限り全く理解できないということでございます。署名をしていただいた多くの方々が協議をしてくださいという請願事項であれば果たして納得したのか、甚だ疑問ではあります。ただ単に協議をして、望む結果が得られなければ延々と協議を継続していくのか。着地点が全く見えない中で、議会がどう責任を果たしていくのかが厳しく問われることになると思います。

　　署名の請願事項と請願第2号の請願事項の異なる点につきましては、さきの総務常任委員会での紹介議員の趣旨説明にもありましたけれども、請願の可否にかかわらず市民の会が説明責任を果たされるものと理解しているというふうに発言がありました。私は紹介議員さんにも同様に説明責任があるんだろうというふうに考えております。

　　先ほどもありましたけれども、本年度の行政連絡会で地元の自治会から自由通路につ

いての事前質問がありまして、都市計画道路新町西町線完成後のまちづくりの次なるステップとして、JR軌道上空の自由通路の基本設計を行っていくという回答がっております。これは市道としての整備計画でありまして、当然、国の補助対象事業ということになります。まずはこの計画を優先すべきです。

バリアフリー法では、1日の乗降客が3,000人未満の駅であっても、可能な限り整備を行うことができるということになっております。JRでは現在、1日の乗降客が3,000人以上の駅を対象に、市町村の働きかけによって、国・県の補助で順次バリアフリー化を実施しているとのことですが、これとて2020年度までに全て整備ができるのか、甚だ疑問に思うところであります。

この件に関連しまして、平成28年5月27日付で、市民からの要望に基づき、香美市長からJR四国に対して、土佐山田駅のバリアフリー化についての要望書を提出し、同年6月16日付で回答をいただいております。それによりますと、土佐山田駅の1日の乗降客は2,000人未満であります。しかもJRの経営状況から見て、現時点ではバリアフリー化についての予定はないというJR四国側からの回答もいただいております。

仮にエレベーターと北出入口を設置する場合、現在のホーム上に跨線橋、陸橋がありますけれども、これを北に延長しないといけなくなります。そこに上がっていく歩道とエレベーターを新たに設置しなければならないということになりまして、大きな経費が発生をするということになります。さらに、土佐山田駅はホームの幅が狭く、仮にエレベーターを設置すれば、建築限界の関係で車椅子の通行に安全上大きな問題が生じるというおそれもあり、これを改善しようとするればホームの拡幅、そして軌道の移設の必要性も検討しなければいけなくなってくると思います。この場合、実現には莫大な経費が必要ということになります。国・県の補助のない中で、財政が年々悪化している現状を見ると、本市の単独財源での対応は不可能であると言わざるを得ません。

なお、土佐山田駅での聞き取りをしましたところ、車椅子に限って言えば、車椅子を利用されている方は1カ月で10人未満だということでございます。高知側にスロープが設置されておりますので、また列車の乗降の手伝いをさせていただくということで、その際には係員に申し出てほしいというお話でありました。

今回の請願に関しましては、地元紙に数回の投稿がっております。投稿を採用する基準がどこにあるのか私にはわかりませんが、いずれも採択に向けて強力な援護射撃となる内容でありまして、関係者にとっては非常に心強い援軍にはなっているというふうに思います。逆に請願を審査する我々議員にとっては、一定プレッシャーにもなる投稿でもあったというふうに思います。

我々議員も市長も選挙によって選出をされております。有権者、市民の皆様の要望に応えることは政治、行政の責務ではありますが、その全てに応えることは現実的には極めて困難です。

一部には基金があるのではないかと、基金がなくなれば一般会計からの繰り入れをすればいいのではないかとという意見も過去にはありました。香美市は我々の代で終わりではなく、若い世代に引き継いでいかなければなりません。次の世代に過度の負担を負わせることは決して許されません。

仮にエレベーターを設置するというのであれば、先ほどの討論の中にもありましたように、他市の例をとれば年間数百万円程度の維持管理費が発生するであろうということですが、現実的な対応として、この維持費があればほかの検討もできるのではないかとというふうにも思います。

市の職員さんも我々議員も市民に対して大きな責任を負っております。その責任に対する対価として税金から給与が支払われているのであり、議員報酬が支払われているというふうに考えております。その責任を放棄をするような、実現の可能性が極めて低い本請願の採択には、断固反対をし討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 請願第2号について、原案に反対の討論がありました。

次に、賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願について、賛成の立場で討論を行います。

本市は「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を基本理念に、振興計画のもと地域環境整備を行っているところです。JR土佐山田駅とその周辺も整備の必要性が課題として上げられています。

さて、本請願については、総務常任委員会において慎重審査されたところです。請願の目的や手段等について意見は出されましたが、願意の妥当性、実現の可能性・緊急性、市の権限に属する事業かなどについては否定する意見はありませんでした。また、執行部からの説明においても、平成28年、JR四国に対し土佐山田駅におけるエレベーター設置等のバリアフリー化の要望を行った経過、及びJRからの回答などの説明も受けたところです。まちづくりを所管する定住推進課においても、5,464筆に上る署名を市民の声と捉え、JR四国との協議を精力的に進める必要性について前向きな答弁もございました。

本市は移住定住施策も観光施策も推進しております。また、あけぼの街道の延伸により人口の動態に変化もございませし、駅北地域の都市計画による整備は進めなければならない現状がございませ。市民の会の皆さんが署名活動で聞かれた声には、エレベーターや北出入口に対して現状改善や将来予測に基づいた率直な声が寄せられています。そこに寄り添うのが議会の責務ではないでしょうか。

土佐山田駅の乗降客数は減少している中、安心・安全・快適な土佐山田駅を実現する市民の会や多くの賛同者、賛同団体の力もかりながら、議会も力を合わせ、実現に向けて市は熱意を持ってJRとの協議を行い、課題をクリアしていく時期と考えます。その

ことにより、結果、本市玄関口である土佐山田駅の乗降客増加にもつながると考えられますし、本市の発展にも寄与すると確信します。

以上を申し上げ、本請願の賛成討論とします。

○議長（比与森光俊君） 請願第2号について、原案に賛成の討論がありました。

引き続き、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論がないようですから、これで請願第2号についての討論を終わります。

これから、請願第2号を採決いたします。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、請願第2号は、不採択と決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月10日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時34分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月10日 火曜日

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年12月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月10日火曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019）第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第9日目 日程第2号）

令和元年12月10日（火） 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 11番 山 崎 晃 子
- ② 2番 山 口 学
- ③ 7番 利 根 健 二
- ④ 1番 萩 野 義 和
- ⑤ 18番 小 松 紀 夫
- ⑥ 17番 村 田 珠 美
- ⑦ 9番 爲 近 初 男
- ⑧ 6番 森 田 雄 介
- ⑨ 16番 依 光 美代子
- ⑩ 10番 舟 谷 千 幸
- ⑪ 13番 山 崎 龍太郎
- ⑫ 12番 濱 田 百合子
- ⑬ 15番 小 松 孝
- ⑭ 3番 久 保 和 昭
- ⑮ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑯ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） おはようございます。11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、米軍機の飛行に関して、出産後の健康診査に関して、学校の環境整備に関して、認知症対策に関して、よってたかって生涯学習フォーラムに関しての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、米軍機の飛行に関してお伺いいたします。

「最近、また飛びだした。暗くなってからが多いので怖い。再び低空飛行が始まったのではないか」という声を聞きました。夜間飛行のため機影の確認はできなかったが、ヘリコプターの爆音のように聞こえたという声もありました。香北町では、保育園の上を大きな物体が飛んだという声も聞きました。最近では、先週3日間続けて飛んだということも聞きました。そのときは「かなりの低空のようだったが、暗くて姿は見えなかった」という声もありました。私も何回か自分の家の上空を飛んでいるのを確認しました。そして、きのうは6時55分、西から東方面へ飛行しましたがけれども、やはり暗くて機体は確認できませんでした。でも、ヘリコプターよりも低い位置で飛んでいたのではないかと思います、大きな物体を見ることができました。

この米軍機の飛行に関して、何か情報が入ってきてないでしょうか。あれば件数等の詳細をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） おはようございます。お答えいたします。

ことし11月から12月6日までの間、11件の民間航空機でない飛行機が目撃情報が寄せられております。詳細につきましては、御質問にありますとおり、1件を除いては日没後大体18時30分から20時の間の飛行でありまして、機影がはっきりしないため機種不明ですけれども、速度から見てジェット戦闘機ではないと思われます。

今年度の件数につきましては、5月に3件、7月1件、9月4件、10月1件、11月7件、12月4件の合計20件となっております

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ジェット戦闘機ではないということでしたけれども、そして、どういったものが飛んでいるんでしょうか。このことについて、県のほうと連携をとって確認をしたりはしていないんでしょうか。結構大きなものが飛んでますので、住民の方も大変心配をしているわけですが、もう少し情報というのをお聞きしてないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 先ほどもお答えしましたけれども、日没後の飛行でありまして機影がはっきりしないことがあります。恐らく双発機ではないかとは思われますけれども、そのものが暗くて見えてないので、あくまでもそこまでしかわかっておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、恐らく11月、12月で11件と言われたんですけれども、多分もうちょっと飛んでいるような気もするのですが、これは市民からの情報の件数が11件ということですかね。これに関して、そしたら県のほうはどういう、県に報告しますよね、報告して、何かこのことに関して県のほうからの情報というのもないわけですね、何もはっきりわからないということですか。もう一度その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） こちらからの目撃情報を県のほうに報告しておりますので、県のほうからは特にこれといったものはございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） もちろんオスプレイも飛んでます。私も確認をしましたけれども、そういったものも飛んでいる上にまたこの新しいものが、何というものかわかりませんが、これがここ11月、12月に頻繁に飛んでいるということで、大変心配をしているわけですね。何でこんなもんが飛びゆうんじゃろうと、何かあるんじゃろうかということで大変心配をしておりますので、こういうことに関して県を通じて、できるだけ情報を取り寄せていただきたいと思っております。その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 県のほうにも、今回はかなりの件数飛んでますので、直接電話をし、県のほうからも情報を得るようにはしております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、また引き続いて市民の方にも情報を寄せてもらえるようにということをお願いをしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

昨年12月に室戸沖で、米海兵隊岩国基地所属の戦闘攻撃機と空中給油機が接触・墜落した事故で、重大事故につながりかねない規則違反があったと聞きました。規則違反の内容は、手放し操縦、飛行中の読書、アルコールの過剰摂取、睡眠導入剤の使用などが挙げられ、米軍内では規律違反が常態化していると聞きました。

本市の上空にはオレンジルートと呼ばれる訓練空域があるため、低空飛行が再三目撃されています。その上さらにこうした危険行為が発覚し、市民からは不安の声とともに、いかげんにしてほしいという声も聞かれます。市長はこのことをどのように考えておられるか、率直なお気持ちをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 市といたしましては、平成27年4月14日に県からの米軍機の低空飛行訓練等に関する報告についてという依頼に基づきまして、目撃情報が寄せられた場合、遅滞なく県に報告しており、また市ホームページでも随時公表しております。

今後につきましても高知県に随時報告し、国に対応願うようお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） これからも報告をしていただいて、県と連携をとって必要な対応をしていただきたいと思いますと思いますが、市民の命、暮らしを守る首長の立場として、こういうことがあるということを知った市民は、やっぱりこの上をそういうものが飛んでいっているということがありますので、必ず今飛んでいるオレンジルートと呼ばれる訓練区域で、こういうことがあっているということではありませんけれども、それでも、そういうことがあるんじゃないかという不安な気持ちにやっぱり市民の方はなってるんですね。もう本当にいかげんにしてほしいと、いつもそういう命の危険に私たちはさらされているんだという強い思い、また何とかしてほしいという思いがあるんですね。その思い、市長はこういうことが行われているということがわかったわけですので、市長としての御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

米軍機と思われる飛行体が夜間に飛ぶということは大変心配なことだというふうに思います。

御報告申し上げましたように、県に対しては私どものほうからも報告をして、国の対応を求めているところでもありますけれどもその内容は我々のほうに伝わってきてないというのも事実であります。主権国家として、国民にその状況が知らされないままこういう状態が続くということについては、議員の言われるように大変遺憾なことだと思います。

す。今後におきましても、県と協同してしっかりと国に対して要望を重ねてまいる所存であります。よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 県と一緒に国に要望していかれるというお言葉をいただきましたので、ぜひその方向で、やはりそういう状況下にある香美市として、強い思いを県と一緒に国のほうに要望していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。出産後の健康診査に関してお伺いいたします。

出産後の鬱を初めとした周産期の鬱病は、妊娠・出産・育児を契機として、ホルモンの影響などによる体力の低下などが多く見られると聞きます。また、昼夜を問わない育児などが重なり、その心労から母親は抑鬱状態になりやすく、高い頻度で発症する可能性も指摘されています。

産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間から1カ月程度の間、出産された方の健康診査を実施することが重要であると言われていています。出産後の健康診査について、市としての認識と今後の対応についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

産後鬱に代表される周産期メンタルヘルスの不調は、妊娠・出産を機にホルモンバランスの乱れや生活環境の変化、育児への不安などから起こる精神的に不安定な状況で、深刻化すると自殺や新生児への虐待、育児放棄につながるおそれがあります。そのため、議員のおっしゃるように産後早期の産婦健康診査の重要性が指摘されております。

現在、高知県健康政策部健康対策課に事務局を置く、高知県産婦健康診査事業体制整備検討委員会が設置されており、県内の市町村での産婦健康診査の体制整備についても、令和2年度中の事業開始に向けて、高知県健康政策部健康対策課を中心として検討されているところです。

香美市としましても、出産後間もない時期に母親の不調の兆しを早期に発見し、支援が必要な場合には適切なケアにつなげることが重要と考えていますので、体制が整いましたら、産婦健康診査事業を開始する方向で検討を進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 体制が整ったらということでお聞きをしたんですけれども、実施する方向ということですが、そしたら、令和2年度から実施という方向ということで確認をさせていただきたいですが。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

一応香美市としてはその予定ですけれども、予算の関係でありますとか、その他国保

連合会との委託関係など、まだまだ事務的な手続もございますので、それが整い次第ということで開始したいという方向で進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ令和2年度から実施をしていただければと思いますので、ぜひその方向で進んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。3番目の質問です。学校の環境整備に関してお伺いいたします。

私たち議員は、平成24年から3班に分かれて、5月と11月に議会報告会を実施しています。今回は初めての試みとして、市内の各小中学校のPTAを対象に、大栃小・中学校、大宮小学校と香北中学校、それから山田小学校、楠目小学校、香長小学校、舟入小学校、片地小学校、鏡野中学校の8カ所で実施しました。その懇談の中で、子供たちが安心して過ごせる環境整備が必要と思うことがありました。きょうは、その中でも特に早急な対応が必要と思われる事案についてお聞きいたします。

まず、香長小学校の事案について、3点お伺いいたします。

香長小学校では、廊下や理科室が雨漏りしていることを聞きました。トイレからも多量の水が廊下に流れてきたとのことでした。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これは廊下ですけど、ちょっとというかかなりわかりにくいですが、もんだというかそういう感じになっています。これは理科準備室のほうの天井ですね。天井が雨漏りでこういう状態になっているということで、この柱をつたって水が流れてきたということで、これは下にその壁の一部が落ちているということで、これが理科室の部屋の教室のほうまで水が流れてきたということでした。

あと家庭科室は倉庫と給食配膳室を兼ねて使用されており、衛生面を心配される声もありました。これもスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。これが家庭科室ということで、この家庭科室の一部に給食の物が乗って、周りも倉庫のように、画用紙とかいろんなものがありました。こういう感じですね。それから、洗濯機なんかも一緒にあるという状態ですが、給食配膳室を兼ねている関係で、4時間目は家庭科室を使用できないということもお聞きをいたしました。

また、ほかにも体育館の暗幕がぼろぼろの状態、暗幕としての用をなしていないとお聞きをいたしました。これもスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。これ一部ですけど、ちょっと暗幕が破れて、すだれ状というかこういう形になってまして、隣のほうにも本当は暗幕があるがですけども、もうこんなぼろぼろの状態なので取り外しをされてました。一応残ったものを写してきたんですけども、こういう状態でした。

このような状況を見られて、市として対策をするお考えがあるのかなのか、お伺い

をいたしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。山崎議員の御質問にお答えいたします。

香長小学校の雨漏りにつきましては、設計業者及び工業者に現地を確認していただいた結果、屋上の防水シートの老朽化等が原因であるため、雨漏りの改善には防水シートの張りかえが必要となっている状況です。改修工事につきましては、国の交付金事業の活用を含め、検討していきたいと考えております。

また、家庭科室内の環境整備等につきましては、衛生面や利便性などの観点からも課題であると考えております。香長小学校が地域の皆さんと協働して取り組んでいただいていることなども考慮しながら、検討を進めていきたいと考えております。

次に、体育館の暗幕につきましても、優先順位等を考慮して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 優先順位ということですがけれども、ほかの学校からもういった学校の施設の修繕とか改修とか、要望が出ていると思いますけれども、対応としては、優先順位ということではお聞きしたんですけれども、どういう考えのもとにそういう修繕とか改修なんかの対応をしていくのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

香美市内の学校施設の改善や大規模修繕、改修につきましては、現在、策定を進めております学校施設長寿命化計画により計画的に行っていきたいと考えております。また、そのほかの修繕・改修は、学校からの要望などをもとに、必要性、緊急性などを考慮して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 計画的に行っているということでお聞きをいたしました。

この暗幕のところ、体育館は防災のほうの避難訓練で避難所として使われているということですので、対応はできるだけ早目をお願いしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。大栃小学校の事案についてお伺いいたします。

同校では、数年前からの雨漏りのため、ランチルームの天井の一部が欠落した状態のまま使用されています。

これもスクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これランチルームですがけれども、こういう形で置いているんですね。下にたらいを置いて、じゃないと床が腐ってしまう状態です。天井のほうは、一部天井の板を外してあ

る状態です。

改善する予定はありませんか。もし予定があるなら、いつごろなのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

大柘小学校のランチルームにつきましては、ことし11月25日付で契約を締結いたしました令和元年度香美市立小学校非構造部材等耐震改修工事におきまして、改修を行う予定としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 改修をしていただけるということでお聞きをいたしました。

そしたら、工事自体はいつごろから始まって、工事の予定ですね、わかればお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

複数の小学校をやる計画ですので、順次その計画に基づいてしておりますが、早急にはしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、早急にお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。③の質問です。鏡野中学校の事案についてお伺いいたします。

同校で行われた水泳大会を見に行った保護者から、観覧席がなかったので2階で立ち見をしたと聞きました。また、その大会での放送も全く聞こえなかったという声もありました。早急に改善できることがありはしないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

水泳大会の観覧席につきましては、保護者の皆様に大変御不便をおかけして申しわけなく思いますが、中学校のプールは主に授業等を目的といたしておりますので、観覧席は設けておりません。また、2階での立ち見につきましては、なるべく多くの保護者の皆様にお子様の応援をしていただきたいとの思いもありますので、椅子などは設置しておりませんでした。今後も水泳大会等を行う場合、立ち見での観覧をお願いしたいと考えております。

合築棟2階への放送につきましては、今後プール内での放送をどのようにしたら2階に聞こえるようにできるか、放送設備の専門業者等の意見をお伺いしながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 観覧席はつくる予定がないということでお聞きをいたしました。が、もしそうであるならば、そういったことをまた保護者の方にきちんとお伝えするというにもなるでしょうし、またあるいは、ちゃんとした観覧席はなくても、パイプ椅子とか丸椅子とかで、代用できるんじゃないかとも思うわけですね。そういったこともまた検討していただければとは思いますが、その点はどうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

学校等とも協議をしながら、どのような形をとっていったら一番いいかということも考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。認知症対策に関してお伺ひいたします。

認知症は、脳の病気が原因で記憶機能や認知機能が低下し、日常生活に支障が生じる状態です。厚生労働省の推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の高齢者は約700万人に達する見通しで、5人に1人が認知症となると推計されています。このことに関して幾つかお伺ひいたします。

①です。

国はことし6月、認知症対策を強化するため、発症や進行をおくらせる予防に初めて重点を置いた、新たな認知症対策大綱を決定しました。認知症になっても暮らしやすい社会を目指す共生と予防を2本柱に据え、2025年までの施策がまとめられました。

予防に関しては、国は70代の発症を10年間で1歳おくらせると、70代の認知症の人の割合を約1割減少させることができる。まずは6年間で6%の低下を目指す数値目標が掲げられました。しかし、関係者等からは、偏見を助長し自己責任論に結びつく、予防に関する科学的根拠が不十分などとの懸念や反発が相次ぎました。そのため、数値目標は、運動や生活習慣病の予防、人との交流など認知症の発症をおくらせる可能性がある取り組みをすることで、結果として70代の発症を10年間で1歳おくらせることを目指すといった参考値となりました。そして、予防とは、認知症になるのをおくらせる、進行を緩やかにするという意味と定義されました。

新大綱について担当課長はどのように認識されているのか、また、今後どのように対応していくのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市では、平成25年度より、医師を初め専門的な関係者や地域住民の代表を委員



とする認知症支援推進協議会を立ち上げ、市の認知症支援啓発事業の取り組み方針や連携づくり等を検討しております。その協議会では、認知症があっても今のところで暮らしていける、そんな当たり前の暮らしが実現することを目指す地域像として掲げ、協議を行っております。

認知症の早期発見・早期対応ができるとか、例えば病院、薬局、介護サービス事業所等支援者間同士のつながりがある体制の整備など、4つの目標に基づき啓発を中心に認知症支援ガイドブックの作成・配布、それから認知症カフェの開催、介護事業を初め関係機関との勉強会の開催、学校での認知症支援啓発上映会などを実施しております。あわせて、介護予防事業においても、介護予防・認知症予防を目的とした運動習慣づくり事業や生きがいづくり事業などの啓発や、交流も含めた活動も行っております。

これからの活動を中心にしながら、市民への認知症支援啓発や関係機関との連携体制づくりなどに今後も努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 認知症に対する会議も立ち上げてということで、取り組みを進めていっているということです。この予防と共生という2本柱をこの大綱で据えたわけですがけれども、もちろん認知症を予防することは非常に大事なことだと思うんですけども、それよりも、むしろ認知症になってもやっぱりその地域でともに暮らしていけるという、そういう地域づくりがやっぱり一番大事ではないかと思うんですけども、さまざま取り組みを進めていっている中で、課長としてやっぱり、どう進めていったらいいのかという率直な課長の思いをお聞きしたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

やはり認知症になりましても、住みなれた地域で尊厳が守られて、やはり自分らしく暮らし続けていけるということが市民の皆さんの希望でもありますし、私たちの課に課せられた責任というか、その部分は強く感じております。また、そういうためにはやはり啓発というか、市民の方皆さんにいろいろ知ってもらおうということが一番大事だと思っておりますので、その点については今後も職員と進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、②の質問に移ります。

新認知症対策大綱では、認知症に限らず、筋力が低下した人なども対象としている、地域の公園や公民館などで体操や趣味を楽しむ通いの場に参加する65歳以上の方は、2017年度で4.9%と低く、参加率を8%程度に向上させることを目標としています。本市でも地域の集いや介護予防教室などが開催されていますが、参加状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

直近の調査では、平成28年12月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、回答者6,339人中13%の方が地域の集いに参加しているとの結果が示されております。この調査は、65歳以上の介護認定を受けられていない方と、要支援の1、2の方を対象とした調査でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、13%ということは、割合多くの方が参加をされているということでしょうか。地域の集いとかに参加されている方というのは割合元気な方ということで、これもいいことだと思いますけれども、参加したくても参加できない方なんかもおられると思うんですけれども。いつも思うんですけど、送迎があるものとなないものでは、車に乗れない方もおりますので、やっぱり送迎ということが大変課題になってるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたり、アンケートをとられたということですが、そういった要望なんかはなかったんでしょうか。幅広く参加をしていただくためには、そういったことも必要になるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

送迎のあるなしについてですが、調査のほうでは特に要望はなかったというふうに考えておりますが、地域で行っている集いはできるだけ近くで行っておりますので、送迎がなくても行ける状況の集いの場に参加していただけたらと思います。また、どうしても送迎のあるなしについては、いろいろ今後も課題はあるとは思いますが、状況をもう少し把握して、ほかの課との連携とかも含めながら、全体的な市の取り組みの中でも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、送迎のことも検討していただけるということで、ある地域の方が、こういった介護予防に関する教室に行きたいけれども交通の便がないということで、物部のほうで言うたらデマンドバスが走ってますけれども、ちょうどそのデマンドバスがあるときに、そういった教室というか、そういった取り組みが行われていないということで、バスに合わせて何かがあったらいいんですけれども、そうじゃないというような、行きたくても行けないんですというふうなことをお聞きをいたしました。タクシーで行くとなると、なかなか年金生活になりますと大変ですので、そういう声もお聞きしましたので、またアンケートなんかもあるかと思うんですけれども、そういった声もお聞きいたしましたので、そういう送迎については、また検討し

ていただければというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。

新大綱では、人との交流や運動不足の解消が予防につながる可能性に注目し、通いの場の拡充が重要政策の一つとなっています。参加者の増加対策とあわせた拡充でなければいけないと思いますが、今後の取り組みをどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

通いの場となる本市の地域の集いづくりは、平成18年度より始まっております。平成19年度からは、地域住民の方が主体となり、お世話役さんを中心に活動が現在も継続実施されております。

現在、介護予防講座、それから運動習慣づくり事業、それから生きがいくづくり事業、それから地域の集い支援の4つを介護予防の事業の柱と考え、これらの事業実施を社会福祉協議会に委託して、地域の集い支援では、新規の集いの立ち上げ支援や、既に実施している集いへの見守り訪問、また、集いのお世話役の方を支援するリーダー研修等を開催しております。

自主的な地域の集いは、令和元年11月現在で54カ所になっております。香北・物部で24、山田で30となっております。少しずつですが増加しています。今後このような支援を継続的に行って、地域の大切な資源として見守っていく方針でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 一番いいのはすぐに行ける、近くの地域で集いがあるということが一番いいことだと思いますので、まだできてない地域もありますので、そういったところにも働きかけをしていただいて、その地域の集いが至るところで、あちこちで行われているという状況ができればいいと思いますので、ぜひそういった取り組みも進めていただきたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

認知症になっても誰もが安心して暮らせる社会と地域づくりが重要だと言われております。認知症とともに生きるこれからの社会をどう構想していくのか、共生のまちづくりに関して、今後の取り組み方をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

認知症施策推進大綱において、「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味である。」と定義されております。そのため本市では、地域の専門医療機関や社会福祉協議会に事業委託を行い、連携しながら、質問事項で先ほどもお話ししましたが、

やはり誰でも認知症になっても安心して暮らせる社会ということを目指して、それを目指す地域像として、今後も認知症支援啓発事業を展開していきたいと思っております。

具体的な事業といたしましては、集団に向けた啓発支援として、認知症カフェの開催、認知症支援ガイドブックの配布、講演会等の開催など、また、認知症について個々に支援の必要な市民に対しては、相談窓口の啓発ですね、どこに相談窓口があるかということの啓発、それから情報提供、関係機関との連携による体制づくり、初期集中支援事業の継続実施等に取り組んでいきたいと考えております。地域への認知症についての正しい知識の普及啓発や地域づくり支援を関係機関とともに検討、実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） その認知症カフェのお話があったかと思うんですけども、このカフェのほうの利用状況ですね、こういったのはわかりますでしょうか。余り認知症カフェの取り組みが進んでいないところもある、利用者が少ないということもお聞きをしたんですけども、本市ではどういう状況なのか。

それと、認知症のサポーターづくりですね、こういったことの取り組みも必要になってくるかと思うんですけども、このあたりのことについてはどういう状況なのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 認知症カフェとサポーターづくりについての御質問ですけども、今、資料を持っておりませんので、また後でお答えしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） また、そしたらよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。よってたかって生涯学習フォーラムに関してお伺ひいたします。

9月28日に元気なまち香美市よってたかって生涯学習フォーラムが、山田高等学校、中央公民館、市役所ロビーとテラス、高知工科大学クロススクエア、美術館、伏原遺跡発掘現場の市内6会場で開催されました。市内外から約4,000人の方々が来場されたと聞きました。昨年度は1月の雪のちらつく寒い中、山田高等学校で行われ、ことしは同校の文化祭とあわせての開催でした。

今回は会場が分散され、また、ヘルシー☆香美ング☆デーなど、これまで別々に行っていた行事も一緒になって開催されたため、内容も多くて何だかよくわからなかったという声も多く聞かれました。今回の取り組みの総括と、今後フォーラムをどのような方向性で展開していくのかお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

今回のフォーラムでは、市内の教育機関との連携が図れただけでなく、香美市の企業やさまざまな団体の方々と交流を深め、それぞれの日ごろ行っている活動の取り組みの成果の発表、紹介をすることができました。

教育振興基本計画の後期計画では、生涯学習の充実を図り、香美市の至るところで「探究」的な活動が湧き起こる「まち」を目指しています。このフォーラムに行けば、興味を持てるものに出会えるきっかけになり、また、誰もがさまざまな生涯学習の取り組みを学び合い、そしてまた教え合うこともできる場となるように、参加した市民の皆さんの御意見を取り入れながら、今後も継続して開催していく方向です。

実行委員の皆さんからも、会場が今回は分散していたということで、今後はちょっと会場は分散させ過ぎないほうがいいのではないかという意見なんかも出ておりますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 本当にたくさんの団体の方も協力をしてこのフォーラムを盛り上げたわけですが、会場が分散をされてましたので、そのあたりは次回から検討すべきことかと思うんですけれども、こうした団体の方々に対して、終わった後でアンケートなどもとられたりしているんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりどういった御意見があったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） アンケートもとり、実行委員会で反省の意見などもいただきました。会場については、また先ほども言いましたけれども、これほど分散させなくてもいいのではないか、それと時期につきましても、ちょっと暑かったので、食品をつくったりするのにちょっと危険だということもありましたので、もうちょっと冬のほうがいいのではないかという意見と、ただ、いろんなところでいろんなことができて、それはそれで楽しかったという意見もありました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） また市民が参加しやすい取り組みになるように、できれば土佐山田町だけじゃなくて、香北のほうであったりとか、物部のほうであったりとかということで、会場を変えて、場所を変えて、もっと参加しやすいように、生涯学習というものを広めていく上でも、そうしたことも検討していただければというふうに思います。

それでは、以上で私の本日の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 2番、市民クラブ、山口 学です。総括方式で有害鳥獣、危

険生物対策のことを質問させていただきます。

議員活動をさせていただく中で、ことしは畑を荒らされることが例年より多いとの声が多くあり、大切に育てていたのに畑を荒らされ、もうやる気をなくしたから、ことしはこの畑は放置するという人もいました。

そこで、①、鹿について質問します。

今、香美市の補助金の対象になっているステンレス線入りネット柵などの防止柵ですが、設置するのに農業事業者の負担も香美市の負担も大きいと思います。また、防止柵を乗り越えたり、くぐり抜けて入ってきたりするケースもあるそうです。

野生動物が嫌がるものを調べたところ、人間のにおい、光、音を嫌がり、既にその効果を使った対策商品も販売されていました。赤外線センサーで動物を感知すると青色LEDで発光するものや、超音波を発するものなど多様性もあり、価格もそれほど高いものではありませんでした。農業事業者、香美市、双方の負担軽減のためにも、防止柵だけでなく、新しい技術へも柔軟に使える補助金を考えてみてはいかがでしょうか。

②の質問です。別紙のこの誘鹿剤ブロックの項目を見てください（資料を示しながら説明）。

動物が山からおりてくる理由の一つに、塩分や鉄分の補給の目的があるそうです。JRが鹿との衝突事故の原因を調べた結果、鹿がレールをなめに防護柵を越えて敷地に入っていることがわかり、対応策として、敷地から離れた位置に鉄分を含んだ塩でできた誘鹿剤ブロックを設置しています。野生動物がおりてくる確率を減らすために、被害の多い地区から離れた山中に誘鹿剤ブロックを試験的に設置してみたらどうでしょうか。

③のタヌキについて質問します。別紙の毛のないタヌキの項目を見てください（資料を示しながら説明）。

昨年秋、ある地区で疥癬症と思われる全身毛のないタヌキが出没しました。目撃者も多く、ペットの猫への感染を恐れた地区の方が市役所に相談に行ったときのことですが、市役所の方に、捕獲するおりは貸し出せるが、処分はそちらでお願いしますと言われたそうです。そして、猫にはうつらない、毛もないから冬も越せないのではないかと問われ、殺処分するのも嫌なので、そのままにしておいたとのこと。でも、実際には今も目撃情報があり、一時期は毛のない子ダヌキも目撃されています。

疥癬症とは、ヒゼンダニというダニによって起こる皮膚病で、皮膚にトンネルをつかって寄生し、激しいかゆみや皮膚炎を起こします。確かに猫への感染はダニの種類が違うため少ないようですが、それでもゼロではなく、犬を主に媒体とし人にも感染する人獣共通感染症で、抵抗力の弱い人が感染すると重症化するおそれもあるそうです。動物の種類によって蔓延する危険性があることに対して、十分な説明が必要だと感じました。そして、以前は電気を使っての殺処分を行っていたと聞いていますが、今は行われていないのでしょうか。

④の質問に移ります。命を脅かす危険生物について質問します。

熊についてですが、ある男性が小熊を目撃し、香美市役所に伝えたと聞きましたが、インターネット上で検索しても情報の更新がないようです。どれくらいの頻度で更新を行っていますか。

⑤、蜂について質問します。

蜂の巣駆除の補助金のことですが、今申請しても枠がいっぱいで補助は受けられない状況です。問い合わせたところ、25万円の枠内で30件が補助対象になり、22件が補助を受けられなかったとのこと。防護服の貸し出しも10件あったと聞きました。飛び回る蜂のことです、その家だけではなく周辺の家をも巻き込む問題だと思います。最悪命にかかわることですので、枠の撤廃もしくは拡大を早急に検討していただきたいと思えます。

⑥、マムシについて質問します。

先日、鏡野公園にてマムシの写真付きの警告看板を見かけました。蛇は種類が多いため、写真をつけたのはとてもよいことだと思えました。同時に、小学校のすぐそばに危険が潜んでいることも知りました。ヤマカガシは目撃することは少ないと思えますが、マムシは水路で流されてきたりして、どこにでも出没する可能性があります。マムシや蜂などの危険生物への教育は、市内の学校の授業として行われているのでしょうか。

以上、6点を質問させていただきます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、①の御質問です。

ステンレス入りネット柵やメッシュ柵は、設置に関して農業者の作業的・経済的負担があることは避けられません。また、正しく設置し維持管理しないと、潜り抜けや乗り越え等の被害も出てきます。設置後は、定期的な草刈りや潜り込めそうな箇所保守点検をすることで、高い防御効果が長期的に得られます。

一方、光や音、超音波、臭気等を用いた防御用品も多数あり、手軽に購入設置することができます。しかし、設置直後はふだんと違う違和感を感じ効果があるとは思いますが、動物も学習して、危険性がないとわかると全く効果がありません。このことは行政担当者向けの研修会で繰り返し言われていることで、ゆえに香美市では補助対象としておらず、お勧めもしておりません。

続きまして、②の御質問にお答えいたします。

鉄道のレールや道路に散布した融雪剤をなめてミネラルを補給することは広く知られており、JRの場合は、柵による侵入防止策がとられた上で、離れた場所に誘引剤を置き、線路に近寄らないようにしています。中山間集落への農作物被害を及ぼす鹿に対して、防護柵が設置され適切に管理されているのか、誘引する餌になる作物は何か等、総合的に判断した上で対策を講じる必要がありますので、山中に誘引剤を置くことで農作物被害が軽減されることはないと考えております。

続きまして、③の御質問にお答えします。

疥癬症の疑いのあるタヌキの報告はありますが、近寄らない、近寄らせないようにして、そっと見守るようお願いしています。住宅等の建物内における被害を防止する目的で捕獲する場合には、小型の捕獲おりを用いて捕獲することについて許可をして、捕獲おりの貸し出しも行っています。しかし、捕獲した個体について適切に処分ができない場合は、捕獲の許可及びおりの貸し出しはできませんので、この場合には市の職員で捕獲を行い、殺処分をしております。

④の御質問にお答えします。

人家周辺での目撃情報については、住民の安全の最優先から、すぐに専門家による裏づけ調査を行うとともに、周辺地域の自治会長等に目撃があったことの連絡をしています。その後、熊と断定できた場合のみ、地域全体に周知することとしております。したがって、断定できなかった場合、並びに集落から離れた熊生息域での目撃情報は、いたずらに市民の不安をあおることから情報提供はしておりません。

農林課からは以上です。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） ⑤の蜂の巣駆除の補助金についてお答えします。

その年の蜂の発生件数により補助額、補助件数ともに左右されるため、本年度は予想を超える発生件数があったと認識しております。昨年度までにつきましては、予算内で事業が完了しておりますが、来年度は本年度の状況を分析し、適切に対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

山口議員の御指摘のとおり、教育施設においてマムシや蜂などの危険生物の発見情報や処理依頼は、本市におきましても年間数件寄せられております。危険生物の発生が予測される季節には、全校集会や学級指導の中で、発見しても近づかないことや発生が予想される場所には近づかないことなど、危険回避について指導を繰り返して、児童生徒の安全確保に努めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） ありがとうございます。

②の質問に対してですが、将来的に野生動物をコントロールして、すみ分けができれば私は理想だと思いますので、また新しい技術が出てきたら十分に検討していただきたいと思います。これは答弁は要りません。

③のタヌキについてですが、適切に処分ができなかったら貸し出しをしないという答弁でしたが、まだこの地区では疥癬症のタヌキがいます。これは目撃情報もまた新しく



更新されていますが、そのときに市役所の方が捕獲しに来てくれるということはその人は聞いてないはずです。また、殺処分とかをしていただけるのでしたら、十分な説明をお願いしたいと思います。

⑤の蜂の巣の駆除の話ですが、蜂の巣の数は毎年変わります。異常発生することもあると思いますし、よろしく願いいたします。

防護服について、無料で貸し出してもらえることを知らない人も多いと思います。知っていれば自分で駆除する方もふえると思いますし、より必要とする人への補助が可能になるのではないかと思います。こういう補助金を書いた一覧のものなどに添え書きをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

⑥のマムシについてですが、大人でもマムシを見たことない人がいます、実際。目撃時のかまれたり刺されたりしたときの対応を学んでおくことは必要だと思います。繰り返し教えていただいているとの答弁でしたが、例えば防災を学ぶ機会に、大人を含め子供たちに一緒に教えるなどの方法もあると思いますが、ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

市のほうの説明不足があったかもしれませんが、あくまでもお貸しした方が捕獲して、殺処分できるという方に関しまして許可をしておりますので、その辺をしていただきたいと考えております。確かにこういうタヌキが周辺で見られたら不安になるかとは思いますが、疥癬症のダニのみならず、現在またマダニについてもいろいろと言われておりますので、それ全てに対応することは不可能ですので、ぜひとも市民の皆様で殺処分のほうができるようお願いいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

防護服の件につきましては、補助金等の一覧へ添え書きを早急に検討、対応していきたいと思います。また、補助金につきましても、年度内でその都度検討して対応していきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

危険性等をより一層周知していくように、学校側とも協議をして取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 2番、山口 学君。

○2番（山口 学君） 前向きな答弁をいただきことをうれしく思います。

③の疥癬症のタヌキのことですが、捕獲したときとか移動時、処分する際にダニの感

染を注意する必要があると思います。衣服への付着はもちろん、段ボールや革手袋を用いて感染のリスクを減らす行動をすることを市民、職員の方々に説明していただき、行動していただくようにしていただきたいと思います。これは答弁は要りません。

最後に、今、地球温暖化での平均気温の上昇などの理由で、野生生物が越冬しやすく、個体数が減りにくくなっているとの調査結果もあり、自然豊かな香美市では、これから先も野生生物と市民との戦いは続いていくことになると思いますので、迅速かつ柔軟な対応をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 山口 学君の質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） おはようございます。7番、利根健二です。市民クラブです。一問一答方式で質問を順次してまいります。

まず通告で、若手の防災士をふやそうということで通告をしております。

2016年の3月議会で防災士取得の件につきまして質問、提案を行いました。簡単に振り返りますと、防災士の講習を受けて感じたことの1つに、避難所運営の難しさがあります。これは少数の人が講習を受けてもだめで、できるだけ多くの人が講習を受け、そのノウハウを知る必要があります。本市の補助金の窓口・案内は自主防災組織を中心に行われているようですが、意欲のあるPTAとかの地域の公共的な団体にも案内を出してはどうでしょうか。特にPTAとかは若手の実働できる方も多く、避難所運営には欠かせない人材となります。あわせて、平時においては防災教育の現場において主体となり、また補助的な役割として非常に活躍できるものと思います。そのような質問でした。

そして、フェイスブックのタイムライン上での小学校PTAの会長の言葉も紹介をいたしました。その一つを改めて紹介しますと、どこの小中学校も防災には力を入れています。避難所としての機能も小中学校にあるので、PTAが防災士の取得は必要不可欠だと思います。自助・共助の部分ではPTAの役割は自主防災組織にも負けず劣らずかわってもらわないといけないなというようなことでした。

このメッセージを書いた方は、小学校のPTA会長でしたが、現在、中学校のPTAの会長として活躍をしております。その彼が、先日のPTAとの議会との意見交換会でお会いしたときに、改めてこの重要性を語っておりました。こういった意欲のある方たちのお力をおかりして、地域の防災力を高めていく必要があると思います。

そこで、①へ行きます。

現在、規模の大きい避難所には小中学校も指定されています。PTAの方々の防災知識を高めておくことは重要です。PTAに対して防災会と同じように情報を提供し、補助金の申請の事務のお手伝い、取りまとめもお願いしてはどうでしょうか。少なくとも補助金対象の条件を現在は防災会加入者だけではなく、PTAも防災組織の重要な一団

体として認識し、「P T A会員で防災士取得後、地域防災会へ加入する者」を条件として加えるべきではないでしょうか。先にP T Aで防災知識や意欲を高めていただいて、防災会に加入してもらう方法を現在の取り組みにプラスして実行したほうが、防災会の加入率、若返りに一番効果があるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 有事の際に共助として大勢の方々が防災に携わることが、初動・応急・復旧対応が大きく前進する力になると考えております。本市における防災士資格取得の補助制度の趣旨は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成し、確保することにより災害に強いまちづくりを推進するためとしております。

P T A会員の皆様は、日ごろより防災活動を初め各地域でのさまざまな活動へ御協力いただいております。その力を今後は学校におけるさまざまな行事やP T Aイベントで、児童・生徒、保護者、地域の皆様への防災に関して、啓蒙・普及のための活動など、新たな活躍が期待されると考えております。本年度10月に防災士連絡会も設立されており、来年度に向けて要綱を改正しなければならないと考えております。その際にあわせて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 防災士連絡会はどっちかというたらできた後の、防災士って取っても2日間プラスの講習やから、実際取った後のほうが免許取りたてみたいなもので、後の活動の中でみずから磨いていくという部分も多分あると思います。

P T Aのえいところは、先ほども言いましたけども、学校教育の現場で常に子供たちとも、先生とも接する場所ということで非常に効果があると思いますので、ぜひ改修のときにはそういった形で、あと、地域と学校をつなぐためにも、コミュニティ・スクールなんかでも地域と学校をつなぐという方向も重要ですので、そういったところにもつながっていくと思いますし、防災会が元気になると、一応防災会と自治会とは別ながですけど、同じところもあるのかな、結構リンクしている部分もあるので、防災会が元気になると自治会も元気になるし、そこで横のつながりができてくると、組織率もちょっと上がっていくんじゃないかと。自治会のためにも全てがウイン・ウインでいくような気がしますので、その一つのかなめとしてP T Aをぜひ活用してもらいたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

②へ行きます。

防災士の講習申し込み時、定員オーバーが原因で抽せん落ちの者が出ています。本市でのその人数は把握していますか。また、県下全域での傾向を把握しているのかを問います。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 県下の状況につきましては、講習の実施主体であり

まず高知県南海トラフ地震対策課に照会した結果、今年度4会場、定員合計330名に対し399名の申込者数があり、69名が落選となっております。本市につきましては23名の申し込みがあり、4名が落選し、19名の方が受講されております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ③へ行きます。

全県下で69名落ちですかね。全県下で抽せん漏れが多く出ている状況であれば、開催数をふやすとか、定員をふやすとか、そういった方向を提案をしていってはどうかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 高知県では、現状を踏まえまして、次年度の養成講座実施要領を検討するとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） そうですね。今回69名落ち以外にも、高知市が独自で行ったやつに香美市のほうからも参加したりとかした方も、知っているので1名いたりしますので、そういったやつは結構、基本的に高知市で仕事しゆう人がメインで、なかなか講習回数が、何日も受けんと、ちょっとずつ午後とか夕方に、そういったやつは香美市に住んでいる方はなかなか受けにくいんで、やっぱり現状の県の主催で、会場があつて2日間で集中というやつをぜひよろしく願いをいたします。

そしたら、④へ行きます。

これは③のほうで、検討して抽せん漏れがなくなると関係なくなるかもしれませんが、一度抽せん漏れになると、次年度の申し込みにちょっと消極的になるという方がおるようです。次年度の優先枠に入れるような手法はとれないかということ、これも主催者に提案をしてはどうでしょうかという提案です。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今年度の県の募集要項の中で、希望者が定員を超えた場合は抽せんとなります。ただし、平成30年度に抽せんから漏れた方を優先いたしますとの記載がございます。一定の配慮はされていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ありがとうございます。そういうことで、周知がちょっと自分のところへできてなかったようで申しわけないです。

続きまして、次の質問に移ります。公民館の大ホールの照明等ということで、ちょっとお待ちください。

2017年9月議会において、第2次香美市振興計画、第1次実施計画の中の中央公民館の貸し館事業に上げられている平成30年度1億6,400万円のうち、照明改修

費用について、設計見積もりをとった業者は、その利用形態を把握してプランをしているのかとか、改修に当たっては利用者の意見を聞く会を開催すべきである。利用者不在の計画で、1億円を超える整備は理解が得られない等の質問を行いました。その後、このプランは、必要と思われる部分も含めて全てが消え去ったようです。

①の質問です。

これはもともと必要があり、実施計画に載り改修費用の見積もりまでとったものと思われます。計画全てがなくなるということは通常は考えられません。どのような協議が行われたか、お答えください。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

大ホールの舞台照明設備取りかえ修繕については、大変高額なため、ふぐあいが生じた際に順次LED化するよう協議をいたしました。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ふぐあいが出た場合だけ。多分舞台照明というよりは、会場の会議用とか作業棟の照明のことやと思いますが、一応ちらっとこの前お話する機会があったので言いましたけども、もともとあそこ、蛍光灯を使用したらいかん器具に蛍光灯をつないでたりとかしてます。それが多分LEDにかえたときに、LEDも調光不可のLEDと調光可のLEDがあって、多分安いやつでぱっといってしまうと、また使うたらいかんやつにつけかえてしまうこともありますので、その辺ちゃんと管理する側も一定勉強せんといかんのかな、業者が勉強せんといかんのかな、わからんけど、その辺はちょっと注意して、取りかえは取りかえで行っていただきたいと思います。

それでは、②へ行きます。

最近でも9月28日の生涯学習フォーラム、10月5日の70歳の同窓会、これは社会福祉協議会が行っている分ですね。あと11月23日の香美市じんけんフェスティバル、11月24日の合唱団の定期演奏会等では、以前から指摘している継ぎ足し機材による不便さに合わせて、圧倒的に照明の数が足りませんでした。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。これが調光器ですね、今、照明室にある後ろ、これはもう開館当時から変わってないです、もう何十年も。それで、これが継ぎ足した、足りないんでここへ継ぎ足して、これで足りないんでここへ継ぎ足しているという形です。これステージに向けた調光器に、90度向いた3台を先ほどの後ろの分と操作する必要があります。

これちょっとわからんと思うけど、自分がパソコンを打つとしますね、パソコンの画面が前にあって、打つキーボードが後ろにあって、マウスが右側にあって、打つ資料、場面の進行が左にあるみたいなことを毎日やらんといかんような状態ながです。そういうふうに置きかえたらわかると思います。現実的にパソコンを見ながら、キーボードを打ちながらみたいな、これはちょっとつらいなという、自分がやるわけやないんですけ

ども、行政の方がちょっとお手伝いで入ったときなんか、照明の切りかえがおくれたりとか、実際はかなり影響が出てますので、まあそういったことです。

あと、先ほど言いました今度は足りないという状況、これ、70歳の同窓会の写真です（スクリーンを示しながら説明）。これは上で場面転換をしている間、下で岡本 篤さんの紙芝居やギターの弾き語りをステージ前で行いました。メインの照明はほとんどステージに当てて、それでも減らしてここへちょっとライト置きましたけども、このライトが全くない、足りない状況ですね。

それと、次行きますと、これが市長も前のほうでござらんになっていた生涯学習フォーラム（スクリーンを示しながら説明）、これもまあ言うたら、もともとちゃんとしたホールじゃないのでステージが狭いので。これもライトが足りないき、客席の明かりでここを照らすような状況ですね。

それと、これがオープニングのときかな（スクリーンを示しながら説明）。このときも結局、本当言うたら、子供たちにとっては特に照明っていうのは、ステージというか特別な場所でライトに当たってやると、お客さんもいいし、本人も体験上すごくいいのがちょっと残念ながです、自分が見よってね。

これがその後の香美市じんけんフェスティバル（スクリーンを示しながら説明）、これはライトの数が足らんじゃなくて、ライトの位置が悪い。多分これも市長ござらんになったと思うけど、顔が真っ暗ながですね。これ、一生懸命きれいに撮って、最後の挨拶のときは、前で順番に挨拶しましたよね皆さん、そのときに顔がほとんど映ってない。お客さんから見えん状況で、これもライトの位置が悪い例です。

あと、ちょっと一瞬危険な部分というのが、調光室にあるライトの位置が低過ぎて、ここでステージをやっている方が、ふっと目に入ったら今度もう何も見えんなります、舞台上、まぶしくて。これがちょっと、ここ何カ月か自分が感じたというか、見た現場でのことです。

その他催しでも、機材が足りていないことは容易に予想されます。今までの答弁等からすると、管理者がこの足りていないこと自体に気がついていない、または余り関心がないように感じます。もっとすてきに見せることができ、与えられるであろう、感動を伝えることのできない出演者がかわいそうです。

また、照明業者に演出照明をお願いしている団体の方からは、照明代が大変である。もうちょっと設備があればと声を聞きます。

以上のことから考えても、中央公民館大ホールの最低でも必要な基本部分の改修だけでも行うべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在使用している機材は、毎年点検を受けながら使用しており、修繕する必要があるものは修繕または交換を行っております。ただ、導入してから17年も経過しておりますので、今後は専門の方の御意見を参考にしなが

ら、改修も検討したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） まあ言うたら専門の方の選び方ながですけども、前回余りそこで現場へ入ってない、中央公民館で実際細かい仕事をしたことのない業者さんが、発注側もそんなに詳しくなくて、見積もりを出したほうも中身の状況を知らんまま、専門の業者です、四国で結構一番ぐらいの大きい業者さんの見積もりやったと思いますけども。けどそこに、現場を知らないがために、1億円近い金額が出てしまうと。そういうことがないように、実際そこで携わったことのある業者さんとかもおりますので、どういうふうにご利用されて、利用頻度がどれぐらいでどれぐらいコストをかけたら、無駄がないのかということまで相談できるような状態をつくる必要があると思いますけども、ぜひそういうふうをお願いをしたいと思います。これはちょっと③のほうにも係りますので、③とあわせて答弁をいただくようになると思います。

③へ行きます。

その他、ピアノの管理や後ろの幕の管理、仕様、規格みたいなやつですね。あと、多分聞いていると思います、反響板が欲しいとかっていう、クラシック、ピアノの人とか歌の人から聞いていると思いますけど、その反響効果等何点かの課題が、自分も見えるしそういう声も聞いてます。

一定の個人的な考え方はちらっとこの前お会いしたときにお話はしましたが、利用者や関係者を含めて検討する会というか、継続して会じゃなくて一度それを、ここがこういう問題があるからどうしようというような会を開いたらどうかと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 御指摘の内容を含めて、今後の施設整備の参考にもなりますので、会はまだ開く予定はないんですけども、利用者の方や専門の方の御意見を聞きたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ここで先ほどの専門の方というのは一体誰なんだということになるがですけども、実際は会を開いたほうが問題点が、僕が気づく問題点と、また違う人が気づく問題とかいろいろあるんで、それを一対一でやりとりするがやのうて、みんなの前で問題自体をまず話し合うような場所をつくって、出したほうがえいんじゃないかなという気がしますけども、手法の問題ですけどもどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） まずはアンケートをとりたいたいとを考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） アンケートの対象はどうでしょう。

- 議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） ステージを活用されている団体の方にまずアンケートをとりたいと考えております。
- 議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。
- 7番（利根健二君） ぜひ、そしたらそういう手法からスタートして、問題点も洗い出していただいて、利用者というも踊りをしている方とか歌をしている利用者と、踊りをしている方に頼まれて照明をやっている業者さんとか、どっちかというたら、そういった業者さんがやりづらいとかいう、設備のことですので、そういったことも含めてちゃんとアンケートをとるようお願いをして、全ての質問を終わります。
- 議長（比与森光俊君） 利根健二君の質問が終わりました。  
暫時、10時45分まで休憩します。  
(午前10時32分 休憩)  
(午前10時44分 再開)
- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。  
休憩前に引き続き会議を行います。  
一般質問を続けます。  
1番、萩野義和君。
- 1番（萩野義和君） 1番、萩野義和、市民クラブ。一問一答方式で質問させていただきます。  
まず、1番目としまして、大栃駅と美良布駅間のジェイアール四国バス廃止に伴う変更関連事項を問います。  
大栃駅と美良布駅間のジェイアール四国バスが来年3月末で廃止になります。執行部の御努力により、9便が8便というような状況になるようです。その努力は高く評価いたしますが、さらにもうひと頑張りしていただきたいということで、3点質問いたします。  
まず①、利用者は基本的に往復します。駅での待ち時間が長くなり、利用者の多くは高齢者、体の弱い方々です。免許返納者もいるでしょう。また、大栃駅は市営バスターミナルとなります。借用であり難しいかもしれないが、高齢者対策の一環として、大栃駅と美良布駅にエアコン、冷暖房設備を設置できませんか。
- 議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。
- 定住推進課長（中山繁美君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。  
大栃駅と美良布駅は、株式会社四国旅客鉄道の所有の建物であり、設置につきましては、株式会社四国旅客鉄道との協議が必要となってきます。また、市営バス利用者が各駅で数時間滞在することは想定しておりませんし、また、両駅ともに無人駅となっておりますので、仮に設置するとなりましたら冷暖房設備の管理ができません。また、夜間も自由に出入りできるようになりますので、治安上問題もございますし、光熱水費もか



なりの費用額が予想されます。また、ジェイアール四国バスに問い合わせしたところ、現在、無人駅では冷暖房の設備はどこも設置していないとの回答でございました。したがって、現在のところ、冷暖房設備の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 諸事情でやむを得ないと、今後また機会でも見て、ひとつ御検討お願いいたします。

それでは、②に移ります。

大栃と美良布間の市営バスルートに関して質問いたします。

大栃診療所では十分な検査機器がなく、大栃診療所に行くと、検査が必要なとき前田メディカルクリニックで検査を受けてこいということになります。その場合、美良布駅まで市営バスで行き、ジェイアール四国バスに乗りかえることになります。美良布駅から前田メディカルクリニックまで1駅です。体のぐあいの悪いときに、乗りかえの手間と、大栃から美良布間は200円ですが、ジェイアール四国バスを使うと1駅で運賃が130円かかります。また、美良布の学校、香北支所、香北病院へ行く人にとって便利になるように、香北支所前駅、香北病院前駅、前田メディカルクリニック前駅をつくり、大栃方面から来た場合、旧道に入りそれらを通り、終点を現在のJR美良布駅とするようにできませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

来年度4月からの美良布から大栃間の市営バスの運行は、現在運行中のジェイアール四国バス株式会社の運行経路と各停留所を利用するというふうな予定となっております。

前田メディカルクリニック及び香北病院の受診につきましては、病院が患者さんを送迎するサービスを行っております。前田メディカルクリニックでは、火・木・土曜日に大栃駅まで、10年ぐらい前から送迎しているとのこと。香北病院では、決まった曜日はございませんが、大栃駅まで送迎しているということです。こちら15年ほど前から送迎しているということです。両病院とも、初診や検査受診であっても、事前に御相談いただけましたら送迎の対応が可能であるとお聞きしておりますので、病院を受診の方は、送迎サービスを御利用していただければと考えております。

また、香北町内の市営バス3路線とも、泉町停留所、有限会社香北観光前がございましたので、香北支所へ行かれる場合は、そちらを御利用いただけたらと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ③に参ります。

ジェイアール四国バスは現在の美良布駅が終点となると思われます。現在の美良布駅が終点となると、アンパンマンミュージアムへ行く人は現在の美良布駅で乗りおりする

こととなります。遠くなることと、付近は車の駐車、出入りが多く、通常でも危険な状況となっております。子供を連れベビーカーを押し、危険な場所を通行することになります。

アンパンマンミュージアムへの集客と子供等の安全のために、これを現在の大宮駅（アンパンマンミュージアム前）まで運行して、保健福祉センター駐車場内に駅をつくり、そこで乗降できるようにジェイアール四国バスに働きかけ、市としても保健福祉センターの駐車場の利用を認めるようにできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

アンパンマンミュージアム前の停留所につきましては、市とジェイアール四国バス株式会社とで何度か協議をいたしまして、保健福祉センター駐車場内及び保健福祉センター東側の駐車場内での大型バスの転回は危険であるとの結果になりました。また、ジェイアール四国バス株式会社が警察のほうへも確認をいたしましたが、危険との判断が出ており、安全に転回できる美良布駅を終点としております。

なお、美良布駅からアンパンマンミュージアムへの通行方向の指示の看板の設置につきましても、ジェイアール四国バス株式会社が行う予定となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 確かに保健福祉センターで転回するというのは危険ではあると思います。そういうことでしたら、先ほども少し出ておりましたけれども、そこへ至るところ、今、車道と歩道が割合曖昧になってますので、その辺を整備して、アンパンマンミュージアムへ行かれる方が安全になるように、御検討をひとつお願いいたします。

それでは、次の質問、2番に移ります。鏡野中学校合築棟に関して問います。

（1）鏡野中学校のプールと卓球場に関して質問いたします。

プールは反響音がすごく、卓球場は結露がすごく十分な使用ができない状況であります。現状から、設計に関しては瑕疵（設計ミス）が十分考えられます。施工に関しても、結露の量が多過ぎる、そういうこともあり、床下の防湿シート等に不十分なことがある可能性があります。したがって、以下を質問いたします。

①、竣工検査の指摘事項の開示を求めますと通告はしておりますが、この部分は削除いたします。取り下げます。それで、目的はプールの音ですのでプールの反響音、これに関して、当然あの音だったら気づくはずですが、竣工検査時の指摘事項の中にプールの音はどのように表現されておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

竣工検査は、設計書に対して適切な工事がなされているかについての確認であるため、

竣工時の検査において、反響音に関する異常さの指摘等はございませんでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 何もないということですが、今となったら、私はなかったほうがよかったと思います。その理由は、音が異常音だから改善をしてほしいということ。竣工検査時点で申し入れて、多分そのとき、設計事務所はこれだけのものだからある程度の反響音はありますよというような返答をしたいと思います。そういう状況で曖昧なまま、建物をもう既に引き取っておりますから、そういうことになると後々責任の追及がしにくいと、市として弱い立場になるとと思いますので、何も触れてないほうが現在とってはいいと思います。

ということで、②に移ります。

床下の件なんです。現在仕上がっているため床下を壊さないという正確な判断はできませんが、写真等で見た場合、床下の防湿工事は確実に施工しているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

成果報告書内にごございます施工写真を確認いたしました。床下の防湿シートの施工については確認できております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、③へ参ります。

まず、プールの音です。結露に関して私は瑕疵があるかどうかということとはよくわかりませんが、どっちかという、私はないであろうという判断をしていますが、音に関しては、十分瑕疵があるというふうに思っております（後日、瑕疵は「推測」と訂正あり）。

それで、最悪の場合を想定した場合、賠償請求等の期間というものがございます。民法第566条ですと、問題があるということに気づいてから1年以内にそれなりの対応をしなければならない。また一方、通告書には書いてありませんが、民法第637条では、引き渡しから1年であり、引き渡しは12月26日ということですので、きょうが10日、あと15日しか時間がございません。そういう状況なものですから、瑕疵に対して裁判等も最悪の場合にはあり得るということ。これを十分想定して、市のリスクを少なくするように図られたらと思っておりますが、契約上どのようになっていますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

契約書は、損害賠償の請求につきましては3年以内に行わなければならない。しかしながら、受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とするということがうたっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 市との契約がそのようになっていれば、これ市側に有利な契約内容ですので、民法よりも先行しますので特に問題はなかろうかと思いますが、今後このプールのことに関しては、かなり深刻なことでございますので、いろんな形で市に大きなリスクがないように進めていただきたいと思います。

④に参ります。

結露、プールの反響音に関して、特にプールの反響音は瑕疵の可能性が十分あると思われませんが、その追及はどのようにしておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

プールの反響音につきましては、瑕疵の有無や今後の対応を含めて、専門家の御意見も伺いながら検討し、対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 私はプールの音に関しては、十分瑕疵があるというふうに思っております（後日、瑕疵は「推測」と訂正あり）。その理由を申し上げておきますと、まず1つは、このプールはあくまでも生徒用のプールでございますので、今の状況ではその目的が果たせてない、これが1点ですね。それから、プールの天井はPC素地になっております。PCというのは一種のコンクリートですね、コンクリートの中に鉄筋を入れたものを工場で作ってきてボルトでとめていると。コンクリートがあると考えたとき、通常こういう天井というものは吸音材を張るのが通常のやり方です。それがなされておられませんので、これが2点目。

それから、プールの場合、広い空間でございますので、それなりの反響音ってありますので、なるべく天井高さを低くして反響音を抑える、これは一般的なやり方ですので、この3点ができてないと。精査すればもっとあるかもわかりませんが、この3つの理由を持って、プールの音に関しては十分瑕疵があると（後日、瑕疵は「推測」と訂正あり）。専門家と相談して、今後対応をひとつお願いいたします。ということで、次の質問に移ります。

⑤、設計事務所から、プールの反響音に関して改善案が提案されておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

設計業者から対策案の一つとして、膜天井に関する案が示されておりますが、他の専門業者等にそのほかの対策についても問い合わせ、現在、最善の方法等を検討しているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） ぜひ急いで、時間がございませんから詰めていただきたいんですが。

私が一般的に考えますと、お金、それから天井のデザインを考えなければ、天井を3メートルから5メートルぐらいのところにつくり吸音板をやる、それから壁面にも吸音材を張る、そうすればまず解決はするんです。ただ、お金が非常にかかるということと、せっかくの天井裏のデザインが見えないので、私の言いました方法はなかなかとりにくいと思いますが、ひとつ急いで計画を詰めていただくようお願いいたします。

それでは、⑥に移ります。

瑕疵の追及も重要ではございますが、使用する生徒がかわいそうな状況であります。急いでの改善が必要ですが、それには応分の費用が必要です。この場合、国または県から補助は出るのですか。出ても不足分がある場合の費用、瑕疵の可能性は十分あると私は思っています。そういう場合、市としてその費用を負担するという事は非常に厳しいと思いますが、その辺のお考えを問います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

萩野議員も言われましたとおり、第一には生徒の皆さんのことを考えて、できるだけ早く対策を講じるように努めていきたいと思っております。プールの反響音につきましては、先ほどの答弁でも申しましたように、瑕疵の有無や今後の対応を含めて、専門家の御意見を伺いながら検討していきたいと考えております。国や県の補助事業につきましては、ないものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） ⑦に行きます。

一番の被害者は生徒です。生徒は毎年変わっていきます。あれだけのプール、卓球場があるのに、十分使用しないままで卒業していく生徒もおります。一方、不安な気持ちで入学する生徒もおります。プール、卓球場をいろいろと今考えていると、検討しているということですが、およそこの辺までには改善するというお考え、目標をどの点上に置いておられますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

できるだけ早期に改善を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） ⑧に移ります。

上記のプール・卓球場をいつまでに改善するかを、現在の鏡野中学校のPTA及び少

なくとも来春入学する生徒の父兄、教職員の方々への誠意ある説明を速やかにするべきではないかと思えます。結露に関しては十分内容が詰んできておりますし、見積もりもとっておられるようですし、PTA意見交換会の際、片地小学校では来シーズンまでに改善されなければ告訴するというような意見まで出ているようです。PTA、先生方に誠意ある説明をする必要があると思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

卓球場の結露につきましては、さきの全員協議会でも説明させていただきましたとおり、結露対策管理マニュアルを活用いたしまして、高知工科大学准教授にも御助言をいただき、中学校の教職員等への説明を行う予定としております。また、保護者の方への説明なども行っていきたくと考えております。

プールの反響音につきましても、先ほど来の答弁のとおり、現在、対策等について検討しておりますので、早い時期に対策等の方向を定めて、保護者の方々への誠意ある説明や対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、(2)保守・保全に関して質問いたします。

①、長期修繕計画書、これは以前も私質問しておりますが、そのときはできてないということでございましたが、約1年近くなっております。長期修繕計画書はもう既に完成しておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

鏡野中学校の合築棟のみに限らず、各学校施設における修繕・改修等をまとめた学校施設長寿命化計画を今年度作成することとしておりますので、今後の長期的な修繕や改修について、計画に沿って進めていくようにと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、②に移ります。

鏡野中学校の合築棟は、12月26日引き渡しというふうに聞いておりますので、ちょうど1年目が来ます。竣工1年目の検査はいつどのようにされる予定かお答えください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

竣工1年目の検査につきましては、合築棟の竣工が平成30年12月ですので、今月から来月に、香美市職員、工事施工業者、設計管理委託業者、中学校など関係者による体制のもと、日程を調整した上で実施する予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 1 年目の竣工検査というのは、引き渡し前の竣工検査に次ぐ重要な検査ですので、見落としがないようにひとつ御努力をお願いいたします。

それでは、最後の③の質問に移ります。

保証期間、これは工事の種類によって違います。少しわかりにくいかも知れませんが、例えば塗装の鉄部だったら2年だとか、防水だったら10年だとか、一般的にそういうふうになっております。ただ、これは市と工事施工会社の間で取り決めることですので、その契約内容によって変わるとは思います。保証期間が防水10年というような契約になっておれば、それまでは水漏れ等があっても無償で直していただけるということでございますので、今後その都度保証期間が変わっていくものがありますので、それぞれの対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

現在、施工面でのふぐあいや補修が必要となった場合には、学校からの連絡等により、状況や把握した時点での保証期間内であるかの確認を行った上で、随時施工業者に連絡して、保証期間内の場合は無償対応を求めているところです。

今後におきましても、竣工1年目の検査等で建物や設備の状況を確認するとともに、日常での使用時の確認などでチェックをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） それでは、最後に教育長に質問いたします。

音の問題ですが、発育盛りの子供が反響音、こういう騒音の中に長時間いますと、現在起きているのは頭痛がするとか、それから気分が悪くなるとかいうことでございますが、通常特に問題がなくても、ストレスがたまっていって、それが将来非常に問題を起こすと。それで、こういう反響音も含めて、教育上非常によくはないということのようでございます。

それで、今、専門家とも相談して、粛々と前に進めるという教育振興課長のお答えですが、教育長としては今後どのように進められる予定でしょうか。教育長の見解を聞きます。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 萩野議員の御質問にお答えをいたします。

音の問題につきましては、発育盛りの子供たちにとって大変重要です。子供たちの感想として、学校のほうからも、非常に音が気になるというか、そのためにぐあいが悪くなるということなんか聞いておりますので、今後につきましては、先ほど課長のほうが申しましたように、専門の方とも話をしながら対処していきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和君の質問が終わりました。

次に、18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 18番、自由クラブの小松紀夫でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に沿いまして一問一答方式で質問をいたします。

本年6月の第3回定例会に、曾我部川地区より提出をされました請願第1号、水道施設の新設に関する請願につきましては、本市が管理運営をする水道としての施設整備基準に満たない、法令上の合理性がないとのことから、9月の定例会において不採択とすべきものとなりました。

しかしながら、中山間地域のこの集落水道は、なくてはならないライフラインであることは言うまでもなく当然のことでございます。この議場では、たびたび「命の道」というワードを耳にいたしますけれども、水はまさに「命の源」でございます。

中山間地域の中には、水の安定的な確保に苦勞されている住民の方々がおられます。この現実を踏まえて、一定の基準を満たした施設、集落水道の施設のことでございますが、この「一定の基準を満たした」というところがちょっと重要な部分でありますけれども、こうした施設への補助金であったり職員による手助け、これは行政の重要な役割でありまして、大きな責任を持っていると考えております。

順次、お伺いをいたします。

集落水道に対する本市の補助金、地域活性化総合補助金の中の給水施設整備事業、請負の場合は補助率90%、上限45万円とこういうのがあるわけですがけれども、この補助金や職員による人的な助成の内容及び補助実績について、まず、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 小松紀夫議員の御質問にお答えいたします。

中山間地域等の水道未普及地域において、集落の給水施設が水道がわりとなることから、地域住民の生活にとって重要なものと認識しており、例年、地域活性化総合補助金により集落機能の維持等を図るため、必要に応じて補助をしているところでございます。

この補助金の給水施設整備に係る補助対象者は自治会としておりまして、補助率は、請負工事の場合90%、直営工事の場合は100%とし、補助の上限額はそれぞれ、請負が45万円、直営が25万円となっております。

実績につきましては、平成28年度が4集落で125万1,000円、平成29年度が8集落で197万9,000円、平成30年度が9集落で198万3,000円の補助額となっております。

人的な支援につきましては、物部町の久保、大西、南池地区におきまして、地域づく



り支援員1名を配置し、主に水源地管理を行っております。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 補助実績については、平成29年度8集落、30年度9集落と一定あるということでございます。今後も恐らく申請もあるのではないかと思います。

そこで、今課長、御答弁されました補助対象者は自治会と言われましたんですけれども、先ほど申し上げました一定の基準を満たした給水施設等への補助金や人的助成ということにつきまして、実は先日、今ちょうど話題に出ました物部町久保自治会の高井地区でお話を伺ってまいりましたので、少し御紹介をさせていただきます。

高井地区の集落水道は15世帯が加入をしております、いわゆる受益者の負担金を徴収しております。負担金の額は、市の水道料の基本料金を参考にして設定をしているということでした。そして、水源や施設の管理を同地区の2名の方をお願いをして、徴収をした負担金からこの2名の方に報酬を支払い、集落水道の運営をしているということでございます。また、緊急の場合に備えまして、一定の積立金もあるということでした。

一方、この久保自治会には、今紹介をいたしました高井地区以外に7カ所の集落水道がございます。先ほど課長が答弁をされましたとおりですが、この7カ所につきましては、受益者負担金を徴収しておりません。平たく言えば、飲料水は無料ということでございます。また、施設等の管理は、先ほど紹介がありましたとおり地域づくり支援員の方が行っているということでございますけれども、地域づくり支援員の方の報酬は、当然、香美市が賄っているという状態でございます。

地域づくり支援員の方が集落水道の管理を行っていることがいけないと言っているわけではございません。これも一つの支援の方法であるとは当然思っております。ただし、香美市全域の集落水道を地域づくり支援員の方が管理する体制には現在ではございません。一部でございます。

請願が提出されました曾我部川地区におきましても、これは負担金は徴収しておりませんでした。施設管理等につきましては、高齢の方がボランティアで行っていると。時に、地域づくり支援員の方が協力をしてきているということでした。

以上のことから、集落水道の運営方法というのはさまざまでございますけれども、地域活性化総合補助金の交付要綱では、第3条で、給水施設整備事業の補助対象者は自治会とのみ規定をされているだけでございます、負担金を徴収して管理運営をしている集落水道も、無料で飲料水を使用している集落水道におきましても、申請をすれば一律に補助金交付対象になるわけですが、このことに少し公平性の観点からは違和感をおぼえるところでございます。

また、上水道、簡易水道につきましては、既定の水道料金を徴収することによって、市が施設等の管理運営を行っていることは承知のとおりでございます。

それでは、次の質問に参ります。

中山間地域におきましては、地下水や谷の水を飲料水として使用しております個人や自治会及び団体が、本市にもこういう団体がたくさんあります。個人であったり自治会であったりと集落水道は数多くあるわけですが、地域活性化総合補助金の補助対象となる集落水道、補助対象外となる個人の井戸等を含めた給水施設との線引きをどのように考えて判断をしておられるのか、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 小松紀夫議員の御質問にお答えいたします。

香美市地域活性化総合補助金は、自治会及び市民団体等が地域の振興・福祉の向上並びにコミュニティーの形成及び運営を目的としておりまして、産業経済・文化交流・社会生活機能の向上等のために実施されるソフト・ハード事業に要する経費の一部を補助するものであるため、補助対象者は自治会もしくは市民団体としております。そのうち、御質問の給水施設整備事業は、補助対象者を自治会としております。よって、一個人の施設は補助対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 確認です。でしたら、個人の1軒の井戸は補助対象になりませんが、2軒程度で1つの井戸を共有して使用しているという場合は、集落水道としての補助対象になるということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） あくまで自治会の判断でございますので、そこを集落の皆さんが使っているというようであれば、自治会長さんのほうからそういう申請がございましたら、あり得るということでございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） ということは、自治会長さんから自治会として補助の申請があれば、これ基本もう認めるという基準ですね、基準はこれだけということですね。個人の井戸はいけませんということですね。

次の質問です。

先ほど御紹介をいたしました物部町久保自治会の高井地区のように、集落水道を使用する団体は必ずしも自治会と同一ではありません。この久保自治会におきましては、8つの集落水道の施設があつて、その1つは高井地区においては負担金を徴収して管理運営をしている。あとの7カ所については、負担金はなくて地域づくり支援員が管理をするということになっておりまして、必ずしも自治会と同一とは限らないわけでありまして、しかしながら、要綱における補助対象者は自治会となっております。

このことから、補助対象者となる団体の認定というものはどのように行っているのでしょうか、先ほどとちよつとかぶりますけど。また、集落水道を管理運営するに当たっ

ての規約や定款をつくっているところは少ないと思うんですけども、そういうものの提出とか確認は行っているでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

先述の補助対象事業であります給水施設整備事業は、補助金交付要綱により補助対象者を自治会としておりますので、給水施設が存在する地域の自治会長から申請があります。また、その際に自治会の規約や定款等は確認はしておりませんが、自治会名と自治会長の住所、氏名、捺印は申請書に記載していただいておりますので、その内容を当課で保管しております自治会長承諾書と照合しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） はい。わかりました。

ただ、自治会長から申請があれば、これは補助金交付の対象になるというふうな基準。ただ、本当に集落水道っていろんな形態ありまして、先ほども紹介しましたが、負担金を徴収して、自分たちで管理も行っているというところもあれば、そうでないところもあったりするわけでございます。

定款と規約とかはなかなかつくってないと思いますけども、一定の基準を設けたときは、その定款とか見せてもらったら、それでそのまま審査できるというところもあったりするのではないかと思って、ちょっとお伺いをしたところでありました。

次の質問です。

補助対象団体が請負による集落水道施設の工事を実施する場合、一定の自己負担が担保されていないと実現はできないというふうに考えますけれども、工事を計画する前に自己負担ができることを確認をして、補助金交付の決定をされているのでしょうか。また、施設の状況によっては、附属工事とか追加工事が後ですぐ発生するということも考えられますけれども、そういう場合、自己負担ができると判断をして補助対象の団体というふうに判断をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

補助金申請前に自治会長等から事業の相談があった場合には、請負の場合は90%補助となり、10%は自己負担がある旨を必ずお伝えをしております。申請までに自己負担分をどのように支出するのかを地域で協議するようお願いをしております。また、補助金の申請もしくは変更申請の際には、申請書に事業費の内訳として自己負担金を記入する欄がありますので、そちらでも確認ができるようになっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） はい。わかりました。

次に移りますが、さきに申し上げましたとおり、本市が管理運営をしている上水道、簡易水道は、水道料金を徴収して管理運営費に充てておりますけれども、集落水道の補助対象団体においても、一定の個人負担が発生しているか否かを把握した上で交付決定を行う必要があるのではないかなど、公平性の観点からそうでないかなどというふうに考えますけれども、そのような把握は行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

各集落水道施設における個人負担の状況は、現在、全地域におきましては把握はしておりませんが、平成19年当時に集落での聞き取り調査をしております、その当時の状況は一定判明しております。

また、幾つかの集落で聞き取り調査をした結果、維持管理費として個人負担金は無料であったり、また、1カ月につき500円から1,500円、1年につき500円から1万円など、集落でばらつきがございます。地域の実情や集落ごとの取り決めがそれぞれ異なるため、自治会費と同様に一律は難しいと思われれます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） はい。わかりました。

ばらつきが当然あるだろうというふうに思います。ただ先ほどちょっと申し上げましたように、上水・簡水は当然水道料金を徴収しております。それをもとに、市が施設管理を行っているということから考えますと、一定のやはり施設管理費を受益者が負担をして運営をしていくのが望ましいのではないかと、補助金を交付するにおいても、そのほうが当然望ましいというふうに考えます。

次の質問に移ります。

さきの質問と関連をいたしますが、補助対象団体の集落水道におきまして、個人負担がゼロである団体があるとしたら、本市が管理運営をする上水道、簡易水道の利用者との公平性が損なわれると。先ほどからずっと言っていることなんでございますけれども、このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） この件に関して、お答えいたします。

市の水道は水道料金により運営されており、利用者に応分の負担を求めています。その観点から、集落水道を今後維持継続していくためには、一定の地元負担は同じように必要だと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 上下水道のほうといたしましては、当然、公平性の観点から集落水道も一定の負担が必要ではないかということでございます、それは当然の話

ではないかというふうに思います。

次の質問でございます。

集落水道につきまして、補助対象団体として適正に管理運営されている団体につきましては、適正に管理運営されている団体は自分が勝手に一定の基準を満たしているという言葉を使っているんですけれども、一定の受益者が負担をして、みずからがしっかりと水源等々の管理も行っている集落水道のことでございますけれども、そういう団体につきましては、やはり一定の補助金、また職員の手助けはなければならないというふうに考えております。

そこで、補助対象団体として適切なのか否か、水道施設が補助対象としてふさわしいかどうかの基準づくりが必要なのではないかと考えます。これまでの質問に通じてですけれども、ただ自治会長から来たら全部補助しますよじゃなくて、一定の基準づくりが必要ではないかと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

対象施設の中には管理組合などを設立しているところもございますが、地域活性化総合補助金は、現在の運用ではあくまで自治会の補助という考え方に基づいておりますので、現在のところ基準づくりをすることは考えておりません。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 上水・簡水との公平性を考えれば、僕は一定のやはり基準はつくっておいたほうがよろしいと思います。再質問はしませんけれども。

次に、本市が管理運営する上水道、簡易水道の水道料金と比較したとき、中には上水道、簡易水道の利用者より個人負担が多い集落水道の利用者もおられるのではないかと考えます。突発的な工事費を集めたりしているところもあろうと思いますので、そういうことも起こるんじゃないかと考えます。そのような方に対して一定額の補助をするといった基準なんかもあったらいいんじゃないかなと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 先ほどのお答えとやや重複する部分もございますが、この補助金は地域の振興や集落機能の維持等の観点から、地域（自治会）に対して補助金を交付しているものでございますので、個人の水道等利用料金の負担軽減や基準づくりの予定は現在のところございません。

なお、地元負担を軽減するために、本年度から給水施設整備に係る補助金の見直しを行っております。補助率を従来の80%から請負工事90%、直営100%として、地域の負担軽減を図っているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） はい。わかりました。

恐らく上水・簡水の利用者より個人負担が多い集落水道というのは余りないとは思いますが。あった場合には、そういうところは考えてあげていただきたいという思いでございました。

ここまで、今ある地域活性化総合補助金につきまして質問をしてまいりましたが、最初に申し上げましたとおり、水は命の源でございます。中山間地域に暮らす市民の皆さんが水の安定確保に大変な御苦勞をされていることにつきまして、行政として今後どのように向き合っていくのか、今の補助制度で十分なのか。中山間地域の集落水道の利用者の皆さんの思いをしっかりとくみ上げた補助制度になっているのか。なっていれば、なかなか議会に請願が提出されるなどということはないだろうというふうにも思っています。

そこで、お伺いをいたします。

集落水道につきましては、今の地域活性化総合補助金ではカバーし切れないと考えます。老朽化した給水施設の大規模修繕や新たな施設整備となりますと、地域活性化総合補助金の限度額45万円では、一桁足りないとそのように思います。また、施設の維持管理につきましては補助項目にございません。

そこで、高齢化が進む中山間地域で生活する住民の皆さんが安心して暮らし続けることができる生活環境を緊急に築くためにも、集落水道に特化した補助制度が必要ではないかと考えるところでございます。新たな補助金交付要綱の策定を求めますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

集落水道の補助制度としては、市単独の補助制度以外に、県の補助制度の高知県中山間地域生活支援総合補助金があります。この補助制度については、市の補助金を上乗せし、補助率が6分の5となっておりますが、県は平成29年から5カ年計画で実施しており、令和3年度までは現在のところ追加募集の予定はございません。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、集落の人口減少や高齢化に伴い、集落水道の維持が難しくなっていくことは明白であり、大きな課題であると考えられるため、今後状況に応じまして、地域活性化総合補助金の検討会において、内容の見直しを含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） ぜひぜひ見直しの検討をしていただきたいと思っております。

先ほど、課長、答弁されました高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱というのがここにありますけれども、これを受けまして香美市が補助裏を打ってできている補助制度として、香美市中山間地域生活支援総合補助金の中に生活用水確保事業がございます。ただ、先ほど答弁されましたとおり、平成29年度から令和3年度までの5カ

年であると聞いております。また、これ高知県全域が対象と当然なるわけでございますから、令和3年度までの枠は既にいっぱいございまして、申請は締め切られているというふうにお聞きしております。仮に令和4年度から補助制度がまた延長されたといたしましても、タイミングによっては、また枠がいっぱいで締め切りですなどということがあることも十分考えられるわけでございます。

ですから、枠があいていればこの県補助に申請をして、枠がなければ本市独自の新たな補助制度を策定して対応することが住民ニーズに応える道ではないだろうか、そのように考えます。

政策判断にもなりますので、市長に御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 水道について、お答えをしたいと思います。

議員が言われるように、本当に大事な大事なライフラインでありますので、それは統一的に物事を考えていく必要があるんじゃないかと、その際も公平性の問題もしっかりやっていくことが大事じゃないかというお話で、このことには私もそのとおりだというふうに思います。

かつて私が福祉事務所の所長をしてましたときに、集落の水道がだめになったということで、水道の担当の課の課長さんをお願いをしたんですけども、水道の担当の範囲外とこういうふうにおっしゃられました。では何だと言うと、これはもう福祉ですと、そういうものは今議員さんが言われた集落水道というのは福祉だと、福祉の設備だというお話で、私は缶を2つ持ってお家へ届けたわけでありましてけれども、ちょっと違和感をずっと感じてきました。そういう意味で今お話をされていることについては、非常に通じるころがあるというふうに思います。

上水道と簡易水道の一体化、統一化ということ为国からも求められております。一定のそういう対応もしていかなければならないし、集落水道についても対応がいろいろと迫られていますけれども、課題になってくるのは、やっぱり料金というところであります。料金をいただきながら維持をしていかないかということでもありますので、こういう議論がどんどんこれから進んでいくというふうに思いますし、この9月の定例会で採択にならずに不採択になったということで、議員の皆さんも大変心を痛めながら議論をされてきたんだというふうに思います。

県の制度もありますけれども、やはりそれはなかなかいっぱいいっぱいだとれないということでもあります。ですから私としましては、今市で持っております地域活性化総合補助金制度、この中でやはりもみ上げていきたいなというふうに思っています。

対応が出来るということではできませんので、水が来なくなったということで対応できませんよということでは言えませんが、この補助制度を今課長からも話がありましたように、検討していくということでもあります。検討しますけれども、やはり我々の検討したことについても、県にもお話をさせていただきたいというふうに思います。

こういう我々の状況が県下いっぱい広がっているというふうに思いますので、これは私たちだけの地域の話だけではありませんので、こういう私たちも知恵を絞ったけれども、それに対して県もこういう応援をしていただけないだろうかということで、その総合補助金制度をさらに充実するような形で、皆さんに水を安定して届けられるようなものを、ぜひとも知恵を絞り上げていきたいというふうに思っておりますので、そのところをお答えして、私からの答弁とさせていただきますと思います。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 県全体のことで当然そうなんですよね、これ香美市だけの話じゃなくて、高知県全域にある課題であると思いますので、県のほうとも連携をとっていただいて、地域活性化総合補助金の中でもみ上げていただいても結構ですし、新たなものをつくっていただいてもいいですので、早急に検討を開始していただきたいと申し上げておきます。

最後に、もう一つちょっと市長にお聞きしておきたいんですが、施設の維持管理に対する補助についてお伺いをいたします。

さきに述べましたとおり、集落水道の維持管理の方法は地域によってそれぞれ多様でございます。多様でございますけれども、喫緊の課題はそれぞれの地域におきまして同様の課題があります。それは、今後ますます進行する高齢化による維持管理の困難性ということでございます。

今は自分たちで管理をしているが、将来的には市にお願いするしかないとの声もお聞きをいたしました。

できることでありましたら、香美市全域の集落水道を把握し、一括して市が管理委託をするような方法も考えるべきではないかと思うところでございます。その場合、上水、簡水との公平性は当然必要であるわけでございますが、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 集落の中で頑張っておられる方も高齢化が進んでおります。今頑張っておっても先々、今議員が指摘されるような状況になっていくということは誰もが思っておるところだというふうに思います。一括してお願いをすると、これも選択をしていかなきゃならない、そうなった際には公平性の問題もあります。一定の御負担をいただくんだということを御理解をいただいて、安定的に公平に進めるということをやってきたいというふうに思います。

と同時に、新しい技術も発達をしてきております。この水道の維持をするというのは水をかける場所、それから、その長い管の維持をすること、そして、滅菌をしている場所の管理をしなきゃいけない。この長い距離を高齢者が危険なところを歩いていかなきゃいけないというのは、これはほんとに難しいことでもあります。ですから、今いろいろ技術が発達をし、近くに掘削をする技術もありますので、近くで水を吸い上げるというようなことで、維持管理をもっとたやすくするというふうなことも考えていく必



要があるのではないかなと思っております。

また、災害の際には、山間地の方々は孤立をいたします。そのときに水をどうするんだ、水があっても飲める水があるのかということがあります。その際には、浄化をできるような施設を構えるということもあわせて検討していく、そういうことを総合的にやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 前向きな御答弁をいただいたと存じております。

以上で質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず1つ目、改正道路交通法について。

運転中に電話の使用をしたりカーナビを操作するなど、「ながら運転」をしながら運転をしている方が全国的にも増加に傾向にあり、人命にかかわる交通事故が増加しています。

高知県警では、「スマートフォンの画面や相手とのやりとりに夢中になると、必ず前方や左右への注意が散漫になり、重大な事故につながりかねない、大変危険な行為です。事故の当事者にならないためにも、絶対に「ながら運転」はしないでください。」と呼びかけております。

警察庁は、事故防止のために罰則を強化した改正道路交通法が12月1日より施行となりました。携帯電話使用等にかかわる使用状況別交通事故件数の推移は、平成20年に1,299件、平成25年には2,038件、平成30年は2,790件となっております。10年前に比べると約2倍以上となっていることとなります。

また、運転中の携帯電話使用の取り締まり件数は、平成30年で84万件となり驚きます。全体の取り締まり件数が600万件なので、実に約14%になるそうです。これでは、歩行者や軽車両といった交通弱者の方がルールを守っていても、ドライバーがよそ見をしているので事故は防止できないと思います。

運転中の「ながら運転」による事故では、カーナビ画面などの注視中の事故が大変多いようです。また、スマホの使用とは関連しない交通事故と運転中の「ながらスマホ」

での交通事故との死亡率を比較すると、「ながらスマホ」による事故は、使用していない事故の約2.1倍だそうです。2016年には、愛知県でスマートフォンゲームをしながら運転をしていた男性が小学生をはねて死亡させる事故が発生するなど、重大な交通事故が後を絶たないと言われています。改正後は、違反点数、罰則金ともに3倍に引き上げられています。

お手元の資料をごらんください。

運転中に携帯電話などで通話や画面を注視する違反、携帯電話使用等（保持）の違反点は1点から3点に、反則金は普通車で6,000円から1万8,000円になります。携帯電話使用等（交通の危険）は2点から6点になり、全てが引き上げられました。また、「ながら運転」で事故を起こすと免許停止になり、反則金ではなく罰金などの刑事処分の対象になるそうです。

質問です。

12月1日から、携帯電話を使用しながら車を運転する「ながら運転」の罰則の強化がされました。交通安全はまずは啓発からです。大切な市民の命を「ながら運転」から守るために質問をいたします。

①です。

本市で車や自転車を運転中に、スマートフォンやカーナビ等操作による交通事故が起きた件数をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 過去5年間で、運転中にスマホやカーナビ等操作による交通事故はございません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ゼロということで、続けて②の質問をさせていただきます。

事故による負傷者の質問ですが、こちらは先ほどゼロということでしたので、こちらのほうもゼロということになるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） はい。ゼロとなります。負傷者はありません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 交通事故、負傷者ともゼロということで、ほんとによかったと思います。これもひとえに日ごろの交通安全に対する取り組みのおかげだと感謝申し上げます。ありがとうございます。

高知県内では、携帯電話を使用していたことが原因と見られる人身事故の件数は、とし10月末までのおよそ5年間で34件起きていて、39の方がけがをされています。内訳は、自転車が4件、車が30件、うち4人が重症だったそうです。高知市内では、2016年7月に40代男性が運転中にカーナビを操作し、横断中の50代の男性をはねて死亡させる事故も起きております。

「ながら運転」中は減速をしていない場合が多く、事故が起きると非常に重症の方が多いと聞きます。県内では、ことしに入り10月までに取り締まった「ながら運転」は、何と3,463件になるそうです。香美市にも検挙された方はいますかと尋ねたところ、残念ながら多いですと聞きました。今は交通事故になっていないだけで、最悪な事態にならないよう、啓発がとても大切だと思います。

職員の方がどうということではありませんが、「ながら運転」の危険性を知っていただき、より一層市民の方々に周知、啓発の御協力を得られるのではないかと思います。③の質問をさせていただきます。

12月1日から、罰則を強化した「改正道路交通法ながら運転」がスタートしました。今回の改正は、運転中のスマホを手にした通話や画面をじっと見る携帯電話使用等保持と交通の危険で、違反すると違反点数も3倍となりました。「ながら運転」で事故を起こすと免許停止になる上、反則金ではなく罰則などの刑事処分の対象となります。職員の方々に対する啓発をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

今回の御質問の「ながら運転」に限定はしておりませんが、職員に対しましては、その都度、課長会で交通ルールを遵守するように徹底しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 毎回そういったことをされているということは存じておりますが、また新しくこういうふうな法律もできたことですから、これをプラスしていただいて、またお話もさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

県警によりますと、時速50キロ走行中に1秒間目を離すと車は約14メートル進むそうです。2秒ですと約24メートルになります。また、時速60キロになりますと、車は2秒間で約33メートル進むそうです。ちょっと想像が付きにくいのですが、プールの25メートルでイメージしていただくとわかりやすいかなと思います。

また、イヤホンの使用は、両耳を塞ぐとアウトだと聞きました。周りの音や情報が両耳を塞ぐことで聞こえないし、音量が高いと全く聞こえない場合があります、大変危険なので、イヤホンをしての運転は、片耳だけですけど十分注意をしてくださいということと、両耳を塞ぐことは絶対しないでくださいというふうな交通課のお話でした。

④の質問をさせていただきます。

交通安全母の会など、交通安全のボランティア団体には、いち早く啓発を日ごろから行ってくださってありがとうございます。保育園の保護者と学校のPTAの方々、高校生、大学生への啓発はどのように計画をしていますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 比較的スマートフォン、カーナビ等を操作する機会

が多い年齢層の保育園の保護者や市内小中学校のPTAに対しましては、交通安全関係団体であります香美市交通安全母の会作成の広報紙等を通じまして、法改正の周知を図ることができないか、組織への働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、高等学校や大学につきましては、警察からのチラシ、パンフレット等を活用し、周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 母の会のほうに対しましては、チラシを作成をしてくださいというふうなことで、大変ありがたいと思います。

そしてまた、高校生、大学生のほうにも、高校生は母の会のほうに加入されておりますので、そういったことがいち早くできるのではないかなと思います。また、大学生のほうにつきましても、そういった方を見かけるという声も聞きますので、ぜひ啓発のほうをよろしくお願いします。

次、⑤の質問に行きます。

年末年始にかけて交通量もふえ、交通事故が心配されます。市民の方々やドライバーの方に対して啓発用の旗、これは桃太郎旗のようなものですが、量販店等での啓発をしてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 年末年始の交通安全運動期間は、年末は12月6日から15日まで、年始につきましては、1月8日から17日までです。これに伴う交通安全立哨日につきましては、毎月お送りしております県民交通安全の日とともに、交通安全に御協力いただいております関係団体の方にお知らせしております。

また、啓発用の旗につきましては、導入の面では交通安全に関係する各種団体の事業での購入や寄贈を、また、設置の面ではドライバーの視界の確保などを警察署に相談しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

量販店での啓発につきましては、秋の全国交通安全運動の際に実施しております。年末は市内金融関係前での啓発、年始はドライバーへ向けてた啓発を交通安全推進団体と協力し、実施予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 量販店での啓発を計画されてるとのことなんですが、していくという、秋にもう終わったということですか、承知しました。

また量販店とかコンビニさんとかにも協力していただいて、これから事故もふえる時期でもございますので、そういったことも機会がありましたら、ぜひお願いをしたいと思います。

罰則がどうであっても、「ながら運転」は極めて危険な行為でございます。改めて不

注意では済みません。運転中に携帯電話が必要なときは、必ず安全な場所に停車をしてから操作をするなど、交通安全は一人一人が注意をしていくことがとても大切だと思います。これから忘年会シーズンでもありますし、飲酒運転はもちろんのこと、運転中の携帯電話の使用は絶対にしないなど、啓発をさらに工夫していただきたいと思います。

以上で交通安全のほうは終わります。

それでは、2つ目の質問です。子供たちの未来を守るについて。

12月に入り10日が過ぎました。子供たちは、冬休み、クリスマス、お正月と楽しいことが待ち遠しい日々でしょう。そんな小さな幸せを子供のころにたくさん経験していく子供と、さまざまなことに心を痛めている子供たちがいます。学業はもとより、たくさんの体験、思い出づくりと学校・家庭・地域の取り組みに日ごろから御尽力いただいていますことに感謝を申し上げます。

社会に出てからの自分の夢や目標を実現するために、必要な能力をつけられる教育はとても重要です。教育の2020年問題がどのような意味を持ち、どのように進んでいくのかはわかりませんが、競うことや成果を出すことは大変大切なことでもあります。優しく思いやりのある人を育てることも同様に重要だと思います。

6月議会では、同僚議員が大栃小学校、中学校の質問をさせていただいておりますので重なる面もあるかと思いますが、本当に大切に心配なことです。また、タイミングもとても重要だと思いますので、質問をさせていただきます。

質問です。未来を託す子供たちの教育現場が変化しようとしています。香美市の教育の取り組みと今後に向けて質問をいたします。

①です。香美市の子供の人数をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 村田議員の子供たちの人数についてお答えいたします。

ゼロ歳から中3生まで順番に言っていきますので、よろしいでしょうか。

12月1日現在の人数です。ゼロ歳が85人、1歳が147人、2歳159人、3歳164人、4歳181人、5歳190人、小学校1年生が181人、小学校2年生195人、小学校3年生160人、小学校4年生204人、小学校5年生197人、小学校6年生200人、中学校1年生199人、中学校2年生190人、中学校3年生196人、合計が2,648人です。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 細かく教えていただきまして、ありがとうございます。

済みません。ちょっと聞き漏らしたんですが、合計が2,648人ですか。ありがとうございます。

この人数は、以前資料をいただいた人数と少し違うところがございますが。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 12月1日現在の香美市に住む子供たちの人数として、今回は挙げさせていただいてる分です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今月号の市の広報を見ますと、11月1日現在で2万6,079人の市民の方がいらっしゃって、そのうちの子供たちが2,648人ということで、ほんとに少ないというふうに感じます。

その中で、少しの希望と申しませうか楠目地区では、子供たちがふえてきているというふうなことがありますて、次の質問へ行きます。

②です。

生徒数がふえた楠目小学校に対する見解をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 楠目小学校についての見解ということでお答えをいたします。

楠目小学校の児童数は、過去5年間で130%（後に「30%」と訂正あり）の児童数増となっています。令和2年度は、全校児童数192人の予定です。香美市全体や近隣の学校の児童数が減少傾向にある中で、落ちついた学習環境、あけぼの街道の開通や住宅立地のよさが増加の原因と考えています。しかし、住民基本台帳のデータから見ると、令和3年度の入学生をピークに減少傾向に転ずると考えております。

いずれにしましても、教育環境の整備・充実に向けて取り組む必要があると考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ありがとうございます。130%増というふうなことで、ふえてはきているんですけど令和3年度からまた減るであろうというふうなことで、住宅関係と、そういったところがすごく影響してるのではないかなというふうに思います。

③です。

楠目小学校は、児童数の増加により教室がないと聞きます。教室がない、またはほんとに少ないので困ってますというふうなことを聞きます。現在児童数は194人となっていますが、10月現在では193人だったそうです。済みません。訂正をお願いいたします。受け入れ可能人数と思われる人数まで、もうあと少しとなったと聞きましたが、先ほどのお話で言うと減っていくだろうというふうなことでしたが、一旦ここで見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 1クラス当たりの児童・生徒数は、国基準では普通学級が40人、小学校1年生が35人です。特別支援学級については、同じ障害の場合8人までが1クラスです。

高知県は、1・2年生は30人を、そして3・4年生は35人を1クラスにするための研究希望校に対して加配措置をしてくれているので、学級数はふえる場合があります。今後も学級数を予測しながら計画的に対応していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 学校によっては、児童数がふえることで受け入れが可能なところと、そうではないところが出てくるとは思いますが、そのときにならないとわからないというふうなことも多分あろうかとは思っています。

ただ、楠目小学校におきましても、急にふえたことによって、PTAの方、保護者の方なんか不安な声を出すことも聞いておりますので、そのところもまた検討していただきまして、また令和3年度のほうに向けていただきたいと思っております。

④の質問をさせていただきます。

PTAの方々からも校区の見直しが必要ではないかという声も聞きます。これは、片地小学校と楠目小学校と、いろんな学校との均等を考えてのことだと思っておりますが、そればかりはいけないと思っておりますので、校区の見直しは非常に慎重に考えていくべきだとは思いますが、校区制についての見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 校区制についてお答えをいたします。

学校は地域にとってコミュニティーの中心的な役割を担う重要な施設であり、その意味でも校区は大事であると考えています。

ただし、何らかの理由により、今言ったこと以外の学校に通学を希望する場合は、保護者から申請があり、教育委員会で承認された場合は通学の許可をしているところです。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） はい。わかりました。そういったことで片地小から楠目小に行かれたりとか、それぞれのところに行かれてる方もいらっしゃると思っておりますので、それはわかりました。

続けて、⑤の質問をさせていただきます。

県内外のモデルとなっている大栃小中学校の保育園・小学校・中学校が一緒になったコミュニティー・スクールが特色がある取り組みをしていると聞いておりますが、取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大栃保・小・中学校のコミュニティー・スクールの取り組みということでお答えします。

大栃小中学校コミュニティー・スクールは、「中学校卒業までの15年間を見通した物部の目指す子どもの姿」を定めて、地域、学校、家庭が一体となって取り組みを進めています。大栃保・小・中学校運営協議会で教育活動の支援方法や物部町の活性化について

て協議を行い、「物部地域学校協働本部」で活動を行っています。この「協働本部」は、地域の方々が4つの部会に分かれて活動しています。学校行事部会、環境整備部会、学習支援部会、安全パトロール部会の4つです。継続的にこの4つの部会が多様な活動を行っており、湖水祭りや保・小・中運動会、今月14日に行われる予定の物部っ子祭りへの支援など、特色ある取り組みを行っています。

大柝小中学校は、地域学習、ICT教育、起業家教育、NIE教育など、地域の人と深くかかわりながら特色ある教育を進めています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 4つの分野に分かれて、さまざまな活動をされているというふうにお聞きしました。この物部っ子祭りなども、だんだんだんだんにぎわいがすばらしくなってきた、またことしもたくさんの方が集まるのではないだろうかという地域の方もお話されていました。子供たちがそういったところに参加をして、自分たちで何かをしてつくって販売をするというふうなことも、将来に向けてはすごく素晴らしい取り組みではないかと思えます。

運動会とかそういった発表会とかは、もうそれぞれが別々にやっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 運動会は、保・小・中で一緒になって行っています。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 保・小・中となると年齢差もすごくあるんですけども、競技なんかも、一緒に出て参加するようなゲームなんかもあるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） それぞれ保・小・中もいろんな競技をしますし、地域の方も一緒に競技をしますので、見ていて、子供の発達段階は小さい子供から中学生まで、そして大人という、この成長が非常によく見える運動会で、地域の方も、かわいい子供たちとか中学生のしっかりした姿とかをすごく感激して見ている、とてもいい運動会です。ぜひ一緒に皆さんも見られたらいいと思います。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 教育長のお話を聞いていると、ぜひ行って見てみたいというふうに思いました。

ただ、公立の小学校の場合は、どこも大体同じ日に運動会があったりするので、なかなか行けなかったりするんですけども、そういったことも考慮して計画を立てていただけたらありがたいなというふうに思います。

それでは、⑥です。

教育厚生常任委員会で新宮小中学校の視察に行かさせていただきました。少子化と過疎化で全ての学校運営は厳しいが、新宮に学校を残したいとの市長の強い思いで、平成



19年度から新宮小中学校での小中一貫教育を教育特区申請でスタートをしたそうです。今年度は小学生44名、中学生17名の合計61名ですが、将来的には1学年10名で児童数90名を目指しているそうです。特認で町外から通学している小学生は19名、中学生は9名の28名です。

四国中央市立新宮小中学校では、平成29年度から特認校の指定を受けています。校区外の児童生徒は、約1時間以内で通学可能な地域の人として、遠距離からの通学をサポートするスクールタクシーで送迎をしています。朝は1便、放課後は下校時に合わせて2便運行をされているそうです。取り組みは外国語授業、新宮名産のお茶摘み、愛媛大学との連携により、中学校のロボコンクラブのものづくり、同大学による地場産業である紙についても研究学習をし、理解を深めているそうです。

また、森林林業課の方が講師となり、森林内での体験活動と川でのカヌー教室など、自然体験の中で、児童一人一人が自分の可能性を生かせる、小規模だからできる学びがそこにあるようです。そのことも入学希望者が多い申請理由の一つとなっています。

そして、生徒がふえたことによりクラブ活動も充実して、団体として試合に出られるようになったそうです。このことは生徒にとりましても活気が出て、練習にも力が入っていると聞きました。

地域住民の方々の御意見も取り入れ、子供たちにとって最善となる方法を早急に検討していく必要があると思います。小規模特認校制度についての見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 小規模特認校制度についての見解ということでお答えをいたします。

小規模特認校制度は、小規模校の活性化と、そして存続を主たる目的として、県内外で取り組まれている例も幾つもあります。過疎化による児童・生徒数の減少をとめたり緩やかにしたり、そして、学校の存続に重要な役割を担うものとして注目すべき方法だと思っています。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） では続けて、⑦の質問をさせていただきます。

大柝小学校、中学校は、大柝にどうしても残したいところでございます。特色のある学校づくりは非常に重要なことと思いますが、なかなか時間がかかるように思います。スピード感を持って、タイミングが大事なんですけれども、校区制の見直しや山村留学制度、または小規模特認校制度等の協議が必要なのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

大柝小学校、中学校の存続は、子供たちにとっても物部町の活性化にとってもとても大事です。現在、「香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会」を設

置し、保育園、小中学校の特色ある学校づくりと物部町の活性化について、スピード感を持って協議を始めようとしているところです。その中で、今後、御指摘のありました山村留学制度や小規模特認校制度等も協議題の一つとして挙げられることと思っており、両制度については今まで以上の情報収集していきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） その活性化検討委員会での御意見等は、こういった意見が多いかお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） この活性化検討委員会は、今度12月19日、夕方6時半から第1回目の会を行います。この日は、この活性化についての自由な意見をたくさんいただこうと思っている日です。その後、テーマを決めてどんどん検討していき、必要なものから形にしていくということを進めていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） まだこれからということで、大変失礼いたしました。

場所はどちらのほうで会をされますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） この庁舎の3階です。よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） これからスピード感を持って検討していただけるというふうなことで、少し安心をしました。

子供が少なくなってからでは、地域の方々が特に不安に思われたりとか、子供たちがとても不安に思ったりすることが多くなると思います。現在でも、片地小学校がなくなるのではないかというふうな保護者の声も聞いております。物部についてもほんとに深刻でございますので、早急な対応が必要ではないでしょうか。

今回ここには触れておりませんが、私は本山町の出身でして、自分が小学校3年生のときに3校が統合いたしました。同級生が7名しかいなかったということもあって、地域的には物部町みたいに大きなところではなくもっと小さいところだったので、地域の反対等はなかったとは思いますが、自分は本山小学校に入って3年生で2クラスになって、すごく人数もふえたということもありまして、初めはどうだったかちょっと余り覚えてないですけども楽しかったということだけ、いろんなことができるようになって、クラブ活動にしてもそうですし、あと運動会とか休み時間の遊びとか、いろんなことにすごく幅ができたというところもあったんですが、今は初めにも申しましたように、いろんなことで本当に心が傷ついている子供さんもたくさんいらっしゃると思います。こういった、小さいけれどもすごく頑張っている学校というのはすごく重要だと思いますし、やはり物部にはどうしても学校を残していただきたいというふうに思いますので、ぜひ早期の検討をお願いいたします。

また、子供たちにはもう待たなしてございますので、ぜひ何らかの取り組みをして、子供たちを少しでも安心させていただけたらと思いますので、大変重要な課題ではございますが、よろしく願いいたします。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、爲近初男です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をしてみたいです。

まず、中山間地域等直接支払制度について質問をいたします。

中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための取り決めに締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みとして中山間地域等直接支払制度があります。この制度を利用しながら、農業の振興に取り組んでいくことが重要と考えています。

この制度について、順次質問をいたします。①です。

集落連携・機能維持加算の推進についてをお聞きいたします。

複数集落が連携して広域の協定を締結する50戸以上の場合と、小規模・高齢化集落の農用地を取り込む19戸以下が条件の場合の2つがありますが、本市で取り組まれている集落数をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 爲近議員の御質問にお答えいたします。

本事業に取り組んでいる89組織のうち、特に意欲のある2組織が広域化支援加算を受給しています。毎年説明会で周知していますが、今年度は第5期を見据えて広域化のシミュレーションをし、集落協定の維持を検討していただけるような配慮を行いました。さまざまな条件はありますが、合意形成のある複数の集落に手を挙げていただければ個別に説明会に伺い、必要な手続を含めた推進を図ります。

なお、この加算措置は、来年度から始まる第5期対策にも引き続き行われる見込みです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 有利な制度だと思いますので、推進を続けてほしいと思っています。

地元の話をお聞きすると、第4期に手を挙げられて広域化に取り組んだということですが、広域化するとそのメリットが得られて事務処理経費が賄えたんですが、この1期だけの補助支援ということで、次の5期に移って、その事務経費が賄えないということをおっしゃっていました。今後それにかわるような制度が5期にあるのか。国に対して、なければ要望してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃられていたとおり、この制度につきましてはその当該期のみの措置でして、次年度新たな広域をすれば加算はつきますが、同じ広域の組織同士では出ません。それにつきましては、来年度といたしますか、5期の事業内容についてまだ未確定な部分がございますので、その内容を検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひそういう対応がかないますように、よろしく願いしたいと思います。

②です。

超急傾斜の農用地保全や有効活用に取り組む場合において、超急傾斜保全管理加算は有利と思いますが、本市の現状をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

本加算は、傾斜が特に急な場所において営農活動に取り組む農業者を支援するためのものです。現在、この加算措置は89組織のうち44組織が取り組んでおり、規定を満たせば10アール当たり6,000円の加算です。地区別では、土佐山田地区が17組織、香北地区が20組織、物部地区が7組織となっており、全体の約5割がこの加算措置に取り組んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 該当地域はほかにもあると思います。特に物部が少ないようでして、物部にもうちよっと推進してもらいたいような感じを持っております。どうでしょうか。今、半分ぐらいが該当地域なのかもしれませんけども、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在、全体に占める割合で言いますと、加算が可能な地域が約42%ございます。そのうちの73%が実施しております。可能であって実施してないというのが、全体に占める割合としては11%の面積となっております。

この加算を受けるためには、基礎的な維持活動に加えて体制整備単価、俗に言う10割協定にしなければならないということで、取り組みができていない集落があるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ぜひ有利な制度ですので、資格があるというか、その制度に

沿える地域にはぜひ手を挙げていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

③です。

第4期が終了しますが、次の第5期対策との相違点をお聞きしたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現段階では国の審議中でありまして、未確定な情報が多いことを御理解ください。

まず1点目は、従来の体制整備要件、いわゆる10割単価が集落戦略というものへ一本化される見込みです。これは、集落の6年から10年後をどう維持していくかを話し合いによって決めていくものです。

次に、加算措置です。新設の指定棚田地域振興活動加算や第4期と形を変えた事業が取り組まれる見込みです。

最後に、遡及返還措置の見直しです。5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合でも、農業生産活動が行われていた時期を否定するような遡及返還が原則廃止されます。さらに協定違反をした場合は、協定全員から返還措置が行われるのではなく、当該農地についてのみ返還措置が行われることとなります。これによって、他の協定参加者に迷惑をかけたくないという不安が払拭されるものです。もちろん例外規定もありますので、全くの安心というわけではありませんが、今期以上に取り組みやすい事業となると想定されます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 少しずつ改善されて取り組みやすいような状況がつくられてきたと思ひますので、また5期対策推進に向けて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

④です。

課長の今説明もありましたが、棚田地域振興法が本年6月、議員立法により成立しました。多様な主体が参画する地域協議会による、棚田を核とした地域振興の取り組みを関係省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築されましたが、本市の適用地域はどれくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

適用地域につきましては、法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」と定義されています。

政令では、「昭和25年2月1日における市町村の区域であつて、当該区域内の勾配が20分の1の土地にある一団の棚田の面積が1ヘクタール以上」と定められております。集落からの強い要望があり、かつ面積については1ヘクタール未満の複数の団地が道路や水路等によって区切られていても、それらの合計が1ヘクタール以上であれば適

用されます。本市では、香北町や物部町の一部が該当するものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 県は積極的に推進するという方向ですが、本市としてはどう取り組むのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

本市でも法が施行された以降に集落に当たってみましたが、手を挙げるところがございませんので、次年度については取り組みはできないものと考えておりますが、その都度手を挙げていただければ、その集落について、また支援をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 指定棚田地域の指定に向けては、地域の人たちの思いが醸成され、協議会の発足につなげなければならないと思います。その支援は、県と連携して取り組んでもらいたいと思います。

協議会の構成員として、県、市、農業者、農業者の組織する団体、地域住民、NPO法人、都市住民、地域おこし協力隊員、学生、大学教員等が挙げられています。この点について、どう考えておられるかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） さまざまな関係する方に参加していただきまして、この事業は議員がおっしゃられましたように、各省庁にまたがって行われる事業も出てきますので、全ての方の意見を集約して取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） まず大事なことは地元でして、地元の棚田を守り続けようという強い思いが一番必要だと思います。継続した支援を関係機関が一丸となって推進するようお願いしたいと思います。

⑤です。

本制度の実施に当たっては、事務負担や交付金返還措置が課題となっているとされ、より取り組みやすい制度になるよう、事務負担の軽減や交付金返還措置の見直しが指摘されていますが、どう対応するのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほどの5期対策との相違点でお伝えしましたように、未確定な情報であることを御理解いただきたいと思います。

まず、事務負担の軽減につきましては、市町村及び集落に対して見直しが行われる見込みですが、まだ詳細については通知されておられません。また、交付金の返還措置につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

第4期もそうでしたが、書類作成等の事務処理や返還措置につきましては、現場に混乱を招くこともありますので、詳細が判明次第、可能な限りわかりやすくお伝えしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） その方向での尽力を期待しております。また、こういうところへも地域おこし協力隊員の国からの林業の支援なども受けて、ぜひ補助的な役割も果たしてもらいたいと思いますので、研究などをしていただきたいと思います。

本制度への今後の対応ということでアンケートをとられましたが、その結果はどうだったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

全て回答が出ているわけではございませんが、現時点で事業継続を断念したいという組織が9、統合して事業を継続したいという組織が4組織ございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 統合が4ということでね、いい流れだと思うんですが、リタイアが9ということで非常に厳しい面もあると。高齢化の影響などもあると思いますが、リタイアの場合、原因などを詳しく聞いていただきまして、継続できないものか、また対応等をお願いしたいと思います。また、統合も推進していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2の消防の充実について質問させていただきます。

①です。平成28年3月議会の自分の質問で、消防長は「平成32年度までに分団屯所2カ所の改築を予定しております。」と答弁されましたが、現況をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 爲近議員の御質問にお答えをいたします。

当時の計画では、平成30年度に香北分署の改築、平成32年度末までに分団屯所2カ所の改築を予定しておりましたけれども、香北分署建設事業が計画よりおくれておまして、それに伴い分団屯所の改築も先送りとなっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 分団屯所の改築計画をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

分団屯所の改築につきましては、香北分署建設事業の完了後に老朽の程度や地震発生時の損壊危険性等の高い分団屯所を優先的に、用地確保等の諸条件が整ったところから順次整備をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） おおよそ何年度から取り組まれますか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

現時点での計画予定では、来年度末に香北分署の建設を完了したいと考えておりますので、それが終わりましたら、用地の確保、設計等を順次進めていきたいとは考えております。予算もありますし、また他の事業等もありますので、そのあたりを考えながら、順次進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） ③です。

香北分署建設については、8月でしたか説明を受けましたが、現在の進捗状況をお聞きいたします。土地購入の点ではどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 香北分署建設の進捗状況についてお答えをいたします。

現在、建設用地につきましては、造成測量設計を業者に委託済みでございます。なお、建設設計委託業務につきましては、1月中旬の入札を予定しております。また、土地の売買契約につきましても、1月中を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 消防庁舎、防火水槽、消防ポンプ操法訓練場のほか、今後の課題としてヘリポートを挙げられていましたが、確定はしたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 耐震性の貯水槽、それと操法訓練が可能な訓練場、これにつきましては、整備をすることと考えております。ヘリポートにつきましては、条件が整いましたら設置をしたいと考えておりますけれども、まだちょっと具体的な検討には至ってない状況でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 爲近議員、今の質問は通告にございませんので、気をつけてください。



9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 操法訓練場は80メートルの距離はとれるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 答弁できますか？

消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 造成測量設計にもよりますけれども、今の段階での計画では、約80メートルの距離はとれると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 爲近議員、再度言います。香北分署建設の進捗状況についての通告ですので、逸脱しないようにお願いします。

9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 次に移ります。3です。

先月、政務活動費を利用させていただきまして、福島県を視察してまいりました。

福島県では、先々月12日、台風19号が通過し、記録的な豪雨により各地で河川が氾濫して、堤防が決壊をしました。大規模な水害が発生し、住宅や車、田畑が次々と飲み込まれ、31人が死亡しました。このうち27人は河川の氾濫に巻き込まれたことによる溺死や窒息死でありました。このうち14人は自宅1階で被害に遭いました。

被災地では、雨がおさまった後の12日深夜から13日未明にかけて浸水被害が拡大しました。ちょうど就寝時間帯で、浸水に気づいたとしても、避難行動がおくれた可能性が指摘されています。一方、9人は車で移動中に被害に遭いました。夜で視界が悪く、道路状況などを正確に把握できないまま巻き込まれたと見られています。未曾有の水害で傷は深いものでした。堤防決壊、土砂災害、農林水産被害、住宅被害など甚大な被害が発生していました。特に県中央部を南部に流れる阿武隈川とその支流、そして夏井川流域での被害が大変大きかったです。また、浄水場の被災に伴う断水は、市民の暮らしや企業活動等にも大きな支障を来していました。

以上、福島県の台風による豪雨被害の状況でしたが、本市における物部川の災害対策について質問をいたします。

①です。物部川における対策をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

下ノ村の引提完成により当箇所につきましては、当面の目標流量毎秒3,700立方メートルの確保はできています。ただし、当箇所から下流域につきましては、土砂の堆積や樹木の繁茂により洪水を完全に流せる川の断面不足が生じているため、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、河道掘削及び樹木の伐採が現在実施されています。

今後についてですが、3か年の緊急対策と同規模の予算の継続、また、それにかわる新たな事業創設などにより、河川整備計画流量毎秒4,200立方メートルの流量が流

れる河道整備の実施について、物部川改修期成同盟会の要望活動などを行っていかねなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 市民の命を守るための早期の対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

②です。洪水予報や水位周知の現状をお聞ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答へいたします。

台風などにより、防災対策課により災害対策本部が設置されれば、国土交通省及び県よりリエゾンの派遣があります。水位の予測などの最新情報の提供があり、またあわせ、気象庁からも気象予測など随時連絡があります。災害対策本部にてその情報を精査し、地域を初めとする関係機関へ情報提供しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） リエゾンとはどういうことでしょうか。

また、地域への情報提供ということは、スマートフォン等で知ることができるということですか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） リエゾンとは、災害対策現地情報連絡員という形での派遣が国土交通省及び県からあります。

また、情報を地域を初めどのような形で関係機関へという形になりますが、防災対策課の災害対策本部より、一番のところはやはり避難所における職員への連絡、それとあわせまして、地域の防災本部とか防災の関係とか、そういう危ないところへは連絡をしているようです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 国の管理河川では、国交省河川出張所の職員が河川の監視を行うことになっていると思いますが、行革による職員不足もあると聞きます。今年度の河川などの出張所数は、10年前から10カ所減の621となっています。

一方で1人から2人体制の出張所は、10年前の35カ所から206カ所にふえていますが、物部川出張所の状況はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 人数までの把握はしておりませんが、過去から比べると人員は減っております。ただし、その分、巡回などは委託方式をとられておると聞いております。ただ、本所と言ひますか物部出張所ではなく河川国道事務所、高知のほうか

らの連絡等が過去から比べると余計多くなっており、当然リエゾンの派遣も本所の高知河川国道事務所からの派遣となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 水位の監視カメラなども設置されているようです。しかし、目視の確認が基本となると思いますので、誤報がないような対策もお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。4です。

トイレの設置について質問をいたします。

春野神社の前には、以前は遊園地がありトイレもあったようですが、今はありません。そこから物部川河川敷におりると山田堰跡があり、山田堰遺構公園、物部川緑地公園があり、よく整備されています。

そして、さらに下ると引提工事がされた下ノ村に至ります。この一帯は散歩やジョギング、また、川遊び等で憩いの場になっていると思われま。さらに親しみ快適に過ごすためにも、トイレの設置を望む声がありますが、どう考えるかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

以前、神社境内に仮設トイレがありましたが、老朽や管理等の問題があり、地域より要望があり撤去いたしました。

河川管理上の支障にならない場所であれば、必要性に応じて河川敷内にトイレを設置することは可能と思われま。河川管理者の許可を受けるに当たり、設置する場所等によって満たさなければならない基準や条件が異なるため、施設の形式・規模・維持管理等が変わっていきます。そのため、物部川流水区域でもある物部川緑地公園内での設置は不可能と考えています。

今後、設置可能な場所の立地条件から、適切な場所なのかどうかを総合的に検討した上で、河川管理者と協議してみたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 継続した協議をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午後 2時09分 休憩）

（午後 2時27分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

時久教育長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

時久教育長。

○教育長（時久恵子君） 大変申しわけございません。

村田珠美議員の子供たちの未来を守るための②の質問ですが、私が楠目小学校の児童数は過去5年間で130%の児童数増というふうに申しましたけど、30%の児童数増ということですので、済みません。よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） ただいま教育長、時久恵子さんより、「130%」を「30%」にと訂正の申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可することにしたいと思います。

一般質問を続けます。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で、以下4点について質問をしまいたいと思います。

1点目は、ふるさと納税の経費についてということでお伺いをいたします。

今定例会初日の諸般の報告にふるさと納税の取り組みがありました。11月16、17日の2日間、神奈川県横浜市で開催された第5回ふるさとチョイス大感謝祭に2事業者とともに参加したとのことで、本市との関係人口の増加につながることを期待するものです。

さて、ふるさと納税の知名度は随分と行き渡っていますが、その仕組みとなると少し確認が必要かもしれません。本来、居住する自治体に納めるべき住民税と国税である所得税の一定割合分を出身地など自分が希望する自治体へ寄附することで、翌年の住民税、所得税から控除することができる仕組みです。

本来、納めるべき税金の一定額という制約から、もともと納税額が少ない方には控除のメリットがありません。扶養家族がいない方の場合で、300万円の所得で2万8,000円の控除が受けられるのが限度であり、700万円の所得であれば、10万8,000円が限度の目安となります。扶養家族が多く、住宅ローン控除や医療費控除により納税額が減額されている方も、寄附金控除の目安は低くなります。

また、平成27年度から始まったワンストップ特例制度により、もともと確定申告をする必要がないサラリーマンの方で、寄附先が5個以下の自治体である方は、特例制度の申請で確定申告が不要となります。多くの制度利用をする方が翌年度の納税額を試算し、ふるさと納税制度利用額を決めることや、1月から12月までの寄附金額の合計が翌年度の寄附金控除となるため、11月、12月に寄附件数が集中をしております。その状況はお手元に配付しました資料①のグラフを見ても明らかどころであります。また、平成20年度から制度が始まっていますが、ワンストップ特例制度が始まった平成27年度から寄附件数が大きく伸びております。

そういった寄附金控除枠を利用した制度の仕組みとは別に、多くの自治体が寄附金の3割程度の返礼品を準備をして、あわせてさまざまなPRを展開しており、それを参考

に寄附先を決める制度利用者も多いと思われます。過剰な返礼品は総務省の通知により抑制されてきていますが、地域特性を生かした返礼品の掘り出しやPRに取り組んだところほど、寄附金額もふえていくものと考えられます。

①です。それらの背景を踏まえて、費用対効果の面を検証しておきたいと考えます。

本市は平成29年度途中より、寄附金に占める返礼品額の見直しをするとともに、ポータルサイトの契約先をふやしております。平成30年度のふるさと納税サービス利用料は、前年度の14万1,782円より200万円ふえた214万1,020円となっております。

総務省の公表資料によりますと、返礼品額の見直しで6,000万円ほど調達費用が軽減をされておりますが、決算書における返礼品費を含むふるさと納税業務委託費は、平成29年度の1億5,516万円から30年度の1億2,464万円へと、軽減は3,000万円にとどまっております。

サイトごとの利用状況など、費用対効果の検証はされているのかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 森田雄介議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度の寄附件数と寄附額をポータルサイトごとに分けると、さとふるが1万6,161件で1億5,425万2,500円、ふるさとチョイスが1,380件で1,910万8,500円、楽天が1,653件で1,806万500円、その他寄附として、ふるまる、また、直接の寄附ということで61件、106万1,001円でした。寄附件数の合計が1万9,255件で、寄附額の合計が1億9,248万2,501円でした。

委託に関しまして、2事業者（さとふるとレッドホース）への委託料につきましては、2,407万9,968円でした。

費用対効果につきましては、委託することによりまして、システム管理、寄附申し込みの受け付け、トラブル等の電話・メール対応の業務、返礼品の配送業務、返礼品登録業者への対応、在庫管理、新規返礼品の開拓、情報発信等多くの業務を委託できますので、事務の効率化、また、寄附者様への迅速な対応、また、登録事業者への負担軽減につながっていると考えられます。

現在の香美市の体制は担当職員が1名、この1名はほかの業務と併用しております。それと地域づくり支援員1名の2名体制でございますので、委託せざるを得ない状況というふうになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今、ポータルサイトごとの件数等も詳しくお聞きをいたしました。これは単純に合計しましても1万9,000件には届きませんが、ポータルサイト以外からのふるさと納税の申し込みも相当数あるという認識でしょうか。

それでもう一点、レッドホースさん、さとふるさん等のポータルサイトに2,700万円余りの委託料ということでした。予算書のポータルサイトの利用料は、さっき申しました平成30年度が214万円で、今年度、まだ予算の段階ですけれども予算で473万5,000円と、これがポータルサイトの利用料の予算書における数字やったです。そこら辺がふえた理由というんですかね、ちょっとわかりましたらお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 利用料のほうは多分12節の役務費のほうだと思いますので、ふるさとチョイスの申込料とか、そういうふうな形になっていると思います。

私が今言っている委託料のほうは13節のほうでございますので、さとふるとかレッドホースなどの2事業者への委託料の金額は、2,407万9,968円ということでお答えいたしております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そしたら、②に移ります。

総務省資料の平成29年度のふるさと納税に関する現況調査結果、これはお配りした資料の裏面のほうにつけております。こちらのほうを見ていただきましたら、こちらのほうの経費の内訳の中のその他の経費の内訳を聞きます。

そして、あわせて他市と比較をして経費の割合が高くなっていることに対する検証もお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

その他の内訳は、ふるさとチョイス申し込みフォーム利用料とふるさと納税業務委託料の合計になります。香南市、四万十市と比較した場合、当市はその他の項目に委託料を計上したため、ほかの2市の事務に係る費用の経費に当たります。平成29年11月までは総務省の規定が明確でなかったため、当市の返礼品の割合が4割から6割でございました。他市よりも返礼品の調達に係る費用の割合が多くなっておりますが、返礼品の割合を30%に仮にした場合の合計は、寄附額に対して約53%となりますので、他市とそれほど差はなくなります。よって、平成29年度は他市と比較して返礼品割合が4割から6割と高かったため、合計の割合も比例して大きな結果となっております。

本市といたしましては、この高知県香美市を全国の方々に知ってもらいたい、そして、地域活性・振興にも力を入れていったため、地元の特産品をたくさん返礼品ということで出荷することで、地域の産業が潤い、事業者の所得向上につなげることができ、また、香美市のファンも獲得できたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） お示しした資料は平成29年度で、その時点では総務省の指導も特に3割という限定ではなかったですので、状況はわかりました。

もしお調べになっておりましたら平成30年度の資料も総務省のほうで出ておりまして、こちらのほうは送付に係る費用というのが、他市に比べて本市の場合は多くなっているというふうにも見えております。そちらのほうの検証なんかもされているのか、今後されるのか、そういったあたり、もしわかりましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

返礼品の送付に係る費用ということで、平成30年度のほうで多かったということでございますが、これはさとふるのほうでしたら、大体平均900円ぐらいが送料でしたが、あとレッドホースのほうが一律1,200円ということもございましたので、その点は、今後、委託業者のほうと今も交渉もしておりますので、当初予算のほうには若干安くなるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 若干ということでしたが、一応数の違いも分母の違いもあるとは思いますが、比率で見ましても、香南市、四万十市が6%、7%台という数字に対して、本市の場合は24%ほどがその送付に係る費用ということになってます。そういったところでも、ポータルサイトのレッドホースさんとかによって送付料が違うという部分もあるようでしたら、ぜひとも他市並みにそろえるようお願いをしたいところです。

そして、あともう一点、①、②あわせてになるかもしれませんが、事務をする職員の体制なんかも含めまして、委託をせざるを得ないというお話でした。これをもし地元業者や団体などに委託することで、この経費の見直しも再度するようなことができれば、返礼品を出す業者さんへの経済効果だけではなくて、地元のこういったふるさと納税制度を推進する雇用効果もあらわれると思うんですけれども、そういった検証などはされないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ちなみに香南市とかにつきましては、香南市の観光協会のほうに委託をしておられるとお聞きしております。ただ、香美市のほうはなかなかそういう委託を受けていただけるような業者さんが今のところなかなか難しい状況でございまして、今後また香美市内の中で団体とかそういう業者さんが出てきましたら、また今後は考えていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ③に移ります。

本市出身者に限らず、本市にかかわりや関心を持ってくれた方が、繰り返し本市にふるさと納税してくれるということは大きな喜びであります。また、ワンストップ特例の

利用が、納税先の自治体が5つ以下という制限からしても、一度その枠をいっぱいにした方が、どこかの自治体への寄附を取りやめて本市へ寄附してくださるといようなことはハードルが高いのではないかと考えます。

加えて、選んでいただいている御縁を継続していく努力は欠かせないということから、本市へふるさと納税している方のリピーターの割合をお聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

委託業者に問い合わせをした結果、現在のシステムではリピーターの調査システムがないため、リピーターの割合を抽出することは困難との回答でございました。また、担当職員が年間約2万件ほどある寄附者データを過去数年間にわたり手作業で検索し、絞り込んでいくには相当な時間がかかるため、現段階ではちょっと難しいと思われれます。

ただ、寄附者の中には、香美市出身の方で、ふるさとの子供たちの教育振興のために毎年多額の寄附をされる方や、また、香美市のファンとなり、返礼品の生姜や季節の野菜、また、蜂蜜、まきなどを気に入っていただいた方は年に数回寄附をしていただいております。リピーターの方は数十名ほどはいらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 正確な調査ということは難しいかもしれませんが、できるだけそういった方がふえるような、こちらからの情報発信も含めて、また取り組みもしていただけたらと思います。

それでは、④でお聞きをいたします。

人気の返礼品をお聞きをいたします。

また、冒頭紹介しました寄附金の仕組みからすると、高額納税者が高額寄附者になるという流れでありますので、今聞きましたリピーターになってほしい方々がそういったところにあります。そういったところでも、人気の返礼品の動向をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

人気の返礼品は1万円以下の寄附金額のものが多く、11月のランキングでは、1位が八王子ロールケーキ、2位、御在所しいたけ約500グラム、3位、カミの木こり、まきで約20キログラム、4位、御在所しいたけ約1キログラム、5位、国産熟成発酵黒にんにく200グラム掛ける5というふうになっております。

高額寄附者の動向といたしまして、返礼品で選ぶのではなく、本当に香美市を応援したいという気持ちで高額の御寄附をしていただいている方や、また、香美市のファンになって毎月定額の御寄附をいただける方、また、過去には新図書館に書籍を購入してほしいとのことで、1,000万円の御寄附をしていただいているケースもございます。

以上です。



○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） では、⑤をお伺いをいたします。

一度御縁をいただいた方との関係を深める取り組みということで、今取り組んでいることがありましたらお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

本年11月16日、17日の2日間、神奈川県横浜市で行われました第5回ふるさとチョイス大感謝祭に返礼品納入事業者2社とともに参加をいたしまして、寄附者様と直接会話をし、香美市の観光や、また伝統産業、特産物のPRを行いました。香美市のブースには20人ほどの行列ができて、持参した試供品は1日目でなくなるほどの盛況ぶりでした。

その他、本市へ寄附された方の返礼品に、香美市イメージキャラクター13体がデザインされたお礼状を同封しております。好評を得ております。

また、毎年4月には、大阪市で開催しております関西香美市ふる里会に参加をいたしまして、ふるさと納税の宣伝を行い、香美市を応援してもらうように努力をしております。

また、今年度、香美市イメージキャラクター13体のピンバッジをたくさん製作しておりますので、今後、返礼品の一部としてそれも登録をする予定にしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私もポータルサイトを見まして、なかなかほかにはない個性がそこにも出ておるのではないかと感じております。さらなる返礼品の充実というところであるんですけども。何か企画物、本市が提案するようなシリーズ物とか、そういったものがあつたらいいんじゃないかなとも思ったところですし、あと12月までに寄附金をしたいという方が非常に多いということで、12月に受け付けはするけれども、発送時期は選べるというような取り組みもされておるんですかね。そういったこともやっていくと、取り組みとしては非常にいいなというふうに思うところです。本市も取り組んでおられるということなので、そういった工夫を、ぜひともまた今後とも研究等をお願いをいたします。

⑥に移ります。

⑥は、この寄附金の使い道ということで、今取り組んでおられる、また今後取り組む予定のものがありましたら、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 基金の使い道ということでお答えをさせていただきます。

平成30年度の主な基金の活用方法は、かがやきコースでは、小中学校への電子黒板

の購入や、香美市出身のプロの演奏家を招いた「音楽の調べ」のコンサートを開催いたしました。やすらぎコースでは、宝町児童公園遊具を設置し、また、全保育園に絵本ラックや絵本を購入いたしました。にぎわいコースでは、香美市イメージキャラクターの着ぐるみ3体、龍河洞リューくん、かりかりモモコちゃん、ゆずぼうやの3体の作製、また、イベント用のちょうちんなどを購入しました。市長おまかせコースでは、保育園に防災倉庫、災害時備蓄品、香美市PR用に鳴子、フラフを購入いたしました。そのほか11事業に活用させていただきました。

令和元年度の予定は、かがやきコースでは、元プロ野球選手の桑田真澄氏を招いて「よってたかって野球教室」、これは来年2月15日に開催予定ということでございます。また、手塚治虫の雨ふり小僧等の公演開催、また、にぎわいコースでは、香北町のあじさいロードへの補植や、轟の滝遊歩道の整備、観光のために使用しました。やすらぎコースは該当がございませんでした。市長おまかせコースでは、香美市イメージキャラクターのピンバッジ作製や、学生地域活動支援事業費補助金などに使用することになっております。その他4事業に活用させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 1点お伺いをしたいのは、こういった寄附金の使い道の中に、修繕費用というのはなかなか使いにくいというようなお話も聞いたところがありまして、既に午前中の質疑の中でもあったような小学校の修繕なんか非常におくれているような状況には、なかなか使えないのかというのを再度確認と、例えばですけれども、四万十市などでは沈下橋の修繕費用というのを、このふるさと納税の仕組みを使って募集するというようなことも見られました。そういった現状と、それから検討はできないのかという点をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

単に修繕というのは、なかなかちょっといかがなものかとは思っておりますが、この香美市のまちづくり応援基金の庁内の検討委員会というのがございまして、この要綱、要領とかにもございますとおり、審査の基準といたしましては、香美市の未来につながる事業になっているかということとか、香美市のさらなる魅力発進と地場産業の活性化につながるかということとか、寄附者に報告した場合に寄附者の納得を得ることができるか、また寄附者の受け付けサイトに掲載した場合に共感を与え、また、新規及びリピーターの寄附者の獲得につながるかということが基準になっておりますので、その観点から基金の活用方法を皆さんに審査していただいておりますので、その観点から基金の活用方法を皆さんに審査していただいております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今後とも、有効な使い道をまた研究していただけたらと思います。

以上で、1点目の質問は終わります。

2点目の質問に移りたいと思います。

農業分野の労働力不足ということでお伺いをいたします。

12月4日、参議院に送られてからまだ10日余りで日米貿易協定が賛成多数で可決をいたしました。グリホサートの残留基準値を先行して大幅緩和をし、食の安全を放棄した姿勢が既に顕著でした。加えて牛肉の関税が大きく下がることになり、自給率を下げ、ますます食糧主権のない国になっていくのではないかと懸念をしているところです。

この間、振り返ってみますと、アメリカのトランプ大統領は当初よりTPP不参加を表明をしており、自国の生産業を保護する姿勢でありました。日本は自由貿易を推進する立場ではあったものの、トランプ大統領の公約にも配慮した形になっておったと思います。あわせて2018年度中は、北朝鮮とのトップ会談を成功させるトランプ大統領に、拉致問題の解決を依頼することが中心の課題となっており、本年に入ってこの日米首脳会談で貿易交渉の決着を加速させるという流れになったという認識であります。

そういった流れの中で、日米貿易協定が参議院で賛成多数となったんですけれども、このままでは終わらないのが今回の貿易協定であります。米通商代表部は国会で承認されたことを受けて、両国政府はより幅広い分野の協定交渉入りに向けた協議を来年の早い時期に始めると発表もしております。これによって、さらなる経営悪化要因が多方面に発生するのではないかと懸念もするところです。消費者への恩恵という見方もありますけれども、長期的に見れば安くても安全でない食品しか手に入らず、病気などのリスクも高まるほか、豊かな食を中心とした観光産業にも影響を与えるのではないかと、こういった心配もするところでもあります。

以上のようなことを含めて、①の質問に入ってまいります。

10月の消費税増税とあわせまして、日米貿易協定の可決はなお一層の農家の収益悪化材料であります。特に中山間、小規模農家を中心に農業の経営保障、生活保障のために声を聞くべきではないかと思えます。また、その声を政府に届けて農業支援予算の内容の充実にかさすべきだと思えますが、今の認識や取り組みをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

香美市の農業収入は、平成21年度30億4,800万円であったものが、平成28年度には41億9,500万円と伸びてきております。これは、担い手のいる農業者が補助事業を活用した施設整備等によって増収が図られている結果であると認識しております。

農林水産省は、年明けに発効が予定されている日米貿易協定とTPP11をあわせた農林水産物の生産減少額を約1,200億円から2,000億円と試算しています。現在は農業の増収が図られている本市にも少なからず影響があるものと思われまますので、中山間地域の農業維持の施策を国に要望していく必要があると思えます。

また、国からは本年から2年間で人・農地プランの実質化が求められており、アンケート及び地区座談会を実施することとなっております。本事業を通じて5年から10年後の地域の農地利用のビジョンを策定するとともに、地域農業の実情把握に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 国の事業とも連携しながら実情把握に努められる。この地域の声を聞くのは、現場の職員とか農業委員会の方々になるかと思えますけれども、そういった人材の確保、そして農業委員会との協議の場が重要になってくるかと思えます。これは今の段階で出ている意見とかはないでしょうか、あればお聞きをしたいですが。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現時点では、やはり労働者不足というのを言われておりますが、今後は先ほど申し上げました人・農地プランの座談会において、農業委員会とともに地域に入り、実情を把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、②の質問に移ります。

農業が主要産業である本市の立場から、日米貿易協定のデメリット部分を多く引き受けざるを得ない窮状を政府に申し入れるとともに、外国人労働者がふえることへの対応を、国・県との連携も含めて取り組む必要があるというふうに思います。認識と取り組みをお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在、農業における技術実習生を受け入れている農家は相当数あると思われ、実習生の生活支援について、受け入れ先の農家の方々がさまざまな配慮をしていると伺っております。

本年4月に入国管理法が改正され、農業分野にも外国人労働者を雇用できることとなりましたが、農家との雇用契約のため、現状は把握できません。

農業振興策として外国人労働者に関する対応は検討しておりませんが、今後の国・県の動向に注視したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、③の質問に移ります。

外国人労働者の人数、処遇、住民票の有無、あわせて医療保険、労災、雇用保険、年金の加入状況を、資料もつけていただいておりますけれども、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

市民保険課で把握できる範囲の項目について、別紙資料のとおり回答いたします。なお、本市では外国人労働者に限定した統計等を持ち合わせていないことから、御質問の状況につきましては、項目ごとに異なる資料から拾った数字になります。したがって、一貫した指標でお示ししているものではないということをお断りしておきます。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） こういった外国からの労働者がふえていくということが多分予想されておりまして、そういう意味からすると何らかの対応、こういった既存の行政サービスに何とかつなげていくというような取り組みも要るかと思えます。ただ、ちょっと現状をどう把握していくのか、私もちょっと研究はしていきたいと思っております、その一環で④でお伺いをいたします。

市民社会との連携を促すためにも、広報力の強化を促したいと考えます。先日、私、参加しました議会広報の研修で、先進事例を紹介してくれた三芳町の場合、拡張現実機能ARを利用して広報紙をタブレットで読み込むと、翻訳された内容を見ることができるという機能を紹介をしておりました。年間利用料を払うことで、それらのサービスを受けることができるということです。ごみ出しの日程や分別、イベント・行事へのお誘い、健康診断などの案内も、生活していく多言語対応できる仕組みがあればいいのではないかなと、また今後はしていかなければならないニーズが高まってくると考えます。取り組みを進めるように提案をいたしますが、見解をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

現在、行政通知、広報紙の多言語化はできておりませんが、香美市公式ホームページでは、グーグルの翻訳サービスを利用して、英語、中国語、ハングルに翻訳ができるようになっております。

今後につきましては、外国人の増加の状況なども含め、検討していく必要が出てくるということは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 私もちょうど研修で聞いた内容でしたので、できることはないかなと思ったことでした。また、状況に合わせての取り組みをお願いをいたします。

大きな3点目の質問に移りたいと思えます。

会計年度任用職員制度についてお伺いをしていきます。

来年4月より新制度移行となります。条例議案が提出をされまして、処遇面での調整が続けられているとお聞きするところです。制度移行に当たって、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行

っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わない、これはマニュアルの文言でありますけれども、そういうふうに総務省のほうから通知があります。

そこで、①をお聞きをいたします。

来年度任用予定のフルタイム、パートタイム会計年度職員の人数を各課別でお聞きいたします。それは資料のほうもつけていただいております。また、それらは各課からの要望や実態を踏まえたものなのか、あわせてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

来年度任用予定の人数は、お配りしています資料のとおりとなっております、これは7月から8月からにかけて各課にヒアリングを行い、要望、実態を踏まえた8月末時点の人数となっておりますので、今後の予算査定や事業精査などにより変更が生じることはございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） まず、もう一点、マニュアルでこう書かれておきまして、「ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することが求められます。」ということで、各課にヒアリングをしたときの人数が、こういったことを実行して進められたものなのかという点が1点と。

今のところの人数ということですが、これは平成30年9月議会で私お聞きしたときに、今年度6月末時点での非常勤・臨時職の合計は306人でした。今回いただいた資料で、多分フルタイム、パートタイムを合わせましたら、ほぼその人数かなとは思いますが。これは増減で言うとプラス1ということですが、今後、財源等の調整もあるということでしたけれども、基本的な方針として、この増減は考えているのか。2点、効率化を進めた結果のこの人数で行くという判断だったのかという点と、今、とりあえず全員、会計年度任用職員に移行する予定だということで認識をしますけれども、予算動向というのでどのような変化が起こるのか、見込みというようなどころがありましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

まず、1点目ですが、当然、効率化は求めた結果というか、まだ不十分だとは思いますが、今回そのまま今現在いる方を移行した場合に、かなりの経費が要ということもあり、当然業務の見直しは必然的にやっつけていかなければいけないということもありましたので、ヒアリングの中で調整できるところは調整した人数となっております。

今後については、予算の編成の過程で、例えば事業が採択されないとかされるとかによって人数が動いてくるということもありますし、保育園については、申し込みの人数

によって動いてくるということもありますので、人数は今現在ということになっております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今現在の聞き取り内容を総合して検討する中で、この間、自分なんか環境課を設置してはどうかとか、先ほどふるさと納税のお話で委託がベストなんだと、今の人員体制ではそれがベストなんだということであって、その一つの理由は市役所のスペースのお話なんかの問題も指摘をされておりました。業務が今後ふえても、市役所のスペース等で人数がふやせる状況でもないというお話も時々聞くんですけども、今後こういった会計年度任用職員の人数、大体今の現状は、保育の場合はまた施設が違いますけれども、特にこの本庁なんかでは、ちょっと人数はそれほどふえないというようなこともあり得るのかなと思います、そこら辺はどんな感じでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

スペースの問題はかなり限界に近いというふうに考えてます。もう一つの点では、やはり財政状況の制約が結構出てくるんじゃないかと思えます。どうしても人数を確定してから業務改革ということではなく、本来セットでやるべきものだと考えてますが、なかなかそうは言っても改革が進まないということもありますので、今の段階ではこの人数でとりあえずいくんだらうという認識でおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 予算の編成も制約になってはおるんですけど、それを一番の理由にするのは改正法の趣旨には合わないという点が一点と、そうはいっても制約があるというお話でありました。なおかつ私思いますのは、スペースの問題もいっぱいになってきている中で、今回もらった資料では、パートタイムへの切りかえの方がほとんどで、保育士さんの103名以外は皆パートタイムということであります。もし可能ということでありましたら、これから先業務の効率化を図るといのは、何も人数を少なくしていく一方ではなくて、今後ふえていく行政サービスにいかに対応していくかとなったときに、人的な保障、資源を生かしていくということを考えたときに、このパートタイムの職員さんをそのままフルタイムにすることによって、ある程度そういった対応ができるんじゃないかと、それもまた業務の見直しの一環ではないかと思うんですが。そういったこのパートタイムをフルタイムにするという業務改善の方向性というのを、今の現状の中では結構考えやすい、人数自体をふやすことがもし市役所のスペース的に難しいときに、働く時間をふやすという方向はあるんじゃないかなと思います、その見解をお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

パートタイムをフルタイムに変えて、例えば3人雇うところを1人でみたいな形を考  
えるというようなことだと思えますけれども、スペース的にはそれでいこうと思  
いますけど、フルタイムになりますと、いろんな経費的な負担も当然ふえてくると、そう  
いったことも含めて検討していかなければならないと考えております。

それから、ちょっと先ほど財政的な理由では趣旨に合わないと思いましたが、国の  
通知では、まず会計年度任用職員へ臨時・非常勤職員を移行する場合に、単に財政的な  
理由で移行を抑制することはしないという話があります。ですので、香美市とし  
ては、そのあたりは会計年度任用職員へ移行する方は全て抑制せずに移行すると。

それからもう一点、フルタイムを単に財政的な理由でパートタイムにしないように  
ということが通知の中にあります。これについても、業務の見直しによってクリアすべき  
ということで考えておりますので、国の言われてます財政状況云々というのは、当ては  
まらないと考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 済みません。ちょっと私の聞き方は、パートタイムの人数を  
減らしてフルタイムということは今すぐに求めているというわけではなくて、今後、行  
政ニーズが拡大していく中で、今パートタイムに切りかえた方が、また今後フルタイム  
になっていくことによって、そういった行政ニーズに对应していくことができるんじやな  
いかなということでもあります。その点です。

それでは、②をお伺いをいたします。

職員団体との協議についてお聞きをいたします。

条例案には、給与の種類や一般職の者と同じ給料表を使う規定はあるものの、給与の  
額、「号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。」と示されたのみであり  
ます。これまでの給与水準を下回ることなく、職務経験等の要素を考慮して定めるもの  
になっているかどうかお聞きをいたします。

そしてまた、公募による任用を行わなければならない関係で、具体的な募集から採用  
までのスケジュールはどうなっているのかをお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 済みません。1点目は職務経験をということですか。ち  
よっと通告と若干ずれてますが、構いませんでしょうか。

お答えします。

募集から採用までのスケジュールにつきましては、2月初旬に総務課で一括募集を行  
い、2月中旬に各課で選考・決定、2月下旬には合格通知、3月下旬に採用通知を行い、  
4月1日より採用となる予定です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。



○6番（森田雄介君） それに向けて、今、協議のほうも進んでおるといふか、もう決定はしておるんでしょうか。そこら辺、職員団体との協議の状況、そちらも。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

職員組合とはこれまで8回程度協議を行っております。ただ、お互いの意見が平行線だという認識を持っております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひ納得のいく形を、このマニュアルにも示されておりますけれども、一番の原因は国の予算措置が見えてこないというところで、業務改善の聞き取りは十分やって、取り組みをやった結果の必要な人数だと思っておりますので、あとはぜひとも、処遇面が問題になってくると思っております。

その点で、③に移ります。

会計年度任用職員の給与水準は、「新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域、地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定することが必要」、これはマニュアルの文言であります。

そしてまた、続きまして引用します。「民間企業の労働者の給与水準との権衡については、各地方公共団体において、人事委員会による公民比較を通じて民間給与との均衡が図られている常勤の職員の給与を基礎とすることにより、間接的に実現をされる」と、給与法が基礎になるという記述。

そしてもう一点、「一定の勤務経験や実績などのある会計年度任用職員である保育士について、より責任の程度が高い職に新たに任用する場合には、当該職員の勤務経験などにより、一層向上した能力を踏まえた職務を行うことを考慮し、給料額等を設定することが考えられます」、こういったことなどがこのマニュアルには示されております。

このことを考え合わせまして、経験年数がふえるとともに、号や級が上がっていく分に関しても、予算措置が図られるべきだと読み取れるところです。また、退職金や期末手当、公務員共済加盟自治体負担分などの増加分も予算措置をされなければならないと考えます。

これまで長年にわたり勤務経験を有する人材は、本市の財産とも言えるべき人材であります。これまでの実情を踏まえて設定してきた給与水準は下回るべきではないと考えております。採用において、その経験を加味した処遇になるのかお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

採用時におきましては、1級1号給を基礎として、職種ごとに必要な学歴免許等の資格や経験を加味し、上限の号給の範囲内で給与の決定を行います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 1級1号を基礎にして経験を加味するというので、これは、今、支給されている給与を下回ることはないような設定に加味されてなるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

今、支給されているという解釈といいますか考え方にもよるんですが、香美市のほうでは、月給は下がるケースがあります。しかしながら、年収ベースでは上回る、同程度になるようにという設定を基本に考えております。

今回、条例を提案させていただいているんですが、その中でも導入初年度は年収ベースで下がる方が出てくることが想定されますので、その場合は年収ベースでの現給保障をしようという考えでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 任用条件が他市よりも低い場合、高い場合がもし出てきた場合は、より条件のよいところへ移動する可能性もあると考えますけれども、そういったことは想定されるのかというのが1点と、もし他市から来る場合でも、経験年数というのは加味をされるのかという、両面をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

条件によって他市にという可能性もあるとは思いますが、実際どうなるかというのは、ちょっと今のところ判断がつきにくい部分ではあります。そうした場合は、もっと広く募集をかける必要も出てくるのかなと考えてます。

それから、経験については、他市とか民間も含めその職に関係するのであれば、当然加味するということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 最後になります。④をお伺いしておきます。

経験を加味するというのであります。それは再度の任用において経験がどこまで加味をされるのか、この上限というものがどういった形で設定されるのか。また、別に上限を設定しなくてもいいとは考えるんですけれども、本市の再度の任用においての経験の加味というのにどういうふうな対応を考えているのかをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

再度の任用の際にも同様に、職種ごとに必要な学歴免許等の資格や経験を加味し、上限の号給の範囲内で給与の決定を行います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） その上限というのは話し合い中ということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 上限については職種ごとに異なりますが、話し合い中と  
いますか、こちらは一定決定というか示しているの、それに納得していただけない  
というような状況です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今回の改正の目的に照らして処遇改善につながるような形、  
それから、職務経験の反映とか期末手当の支給など、今回、一定処遇改善につながるよ  
うな提案が、会計年度職員制度で可能になっていくというふうに捉えられているところ  
があります。なおかつ、公務員の倫理規定、懲罰規定も、今回、会計年度職員になられ  
る職員さんには、今までも別にそれに違反するようなことではなかったとは思いますが、  
改めて文言としてそういうふうにかかれたということからすると、その責任にふさわし  
い待遇にするべきだと思います。これは本市だけの取り組みには限らないと思ひまして、  
何とか、今予算要求を来年度の国会でされていると思ひます。現状を再度国のほうにも  
申し上げていただいて、処遇改善につながるような、職務給というのも今回新たになり  
ましたので、前歴も計算しながら、なおかつ、今3年程度というのが一つの上限かと思  
いますけれども、少なくとも3年程度は上がっていく、そういった制度にしてもらいた  
いなと思ひます。

以上申し述べて、大きな3点目の質問は終わりたいと思ひます。

4点目、災害支援についてお伺いをいたします。

昨年7月豪雨、ことしの台風15号、19号など、台風の規模が大きくなっており  
まして、防災対策の見直しや実施とともに、台風・豪雨災害からの再建支援が必要にな  
ってきております。

①の質問です。

「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」が11月7日まとめられ、予  
備費1,316億円の使用を閣議決定をいたしました。被災者へ情報が確実に届くこと  
を重視するとともに、相談に応じて必要とされる支援を充実させていくことが求められ  
ます。

今後、被災地からの情報も充実すると思ひますけれども、まず本市に置きかえてパ  
ッケージの内容の周知、実行するシミュレーション等をされたのか、不明瞭な点などが  
なかったのか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今般の大規模災害を受け、内閣府の台風19号等被

災害生活支援チームが作成しました御質問のパッケージは、各省庁が横断的に応急復旧、生活の再建、なりわいの再建等に取り組みを発表したものです。

災害救助法が適用となる自治体へは、財務省から各都道府県財政部局を通じ通達されるものでありますけれども、本事案につきましては、高知県が災害救助法適用外となるため、国からの通達がないことから県を通じての周知はございませんでした。内容の確認につきましては、公表されておりますホームページでの閲覧となっております。

しかしながら、毎年のように各地で大規模災害が発生している中で、本市におきましても、応急・復旧、生活の再建、なりわいの再建等にスムーズに着手するため、今回、具体的に取り組むべき事項がパッケージに示されていることから、課を超えた横断的な取り組みが必要と考えております。日ごろより各課において、多忙ではございますけれども、発災前に業務の役割、人事配置などの事前打ち合わせや協議の必要性が高まっておると認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 担当課だけでは対応ができるものではない、各課横断的にということで取り組みが求められるところだと思います。

1点だけ、もしわかりましたら、この被害状況の調査をする場合に、被災判定基準の明確さや申請手続の簡素化が求められるということが常々ちょっとお聞きするところですが、そういったところに何か取り組み等や、また、その情報の収集等をされて、また課内で検討されたこと等がありましたら、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今回の緊急対応策につきましては、廃棄物、土砂の撤去とか住宅の再建、停電・断水の解消、交通手段の確保、あと農林業の支援とか多岐にわたっておりますので、防災対策課のほうでは、今現在、全体を把握することはできておりません。

ただ、今回の台風で東北、関東、甲信越を中心とした広域な地域において被害が起きたことにおきまして、今回このパッケージが示されておりますことから、今後またこのパッケージを参考にしながら、研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 現状の制度をスムーズに使うために研究を進めていただいて、事前に判定基準とか申請手続がより簡素に、また、周知によってスムーズに行えるように取り組むをしていただけたらと思います。

②の質問に移ります。

被災した場合に、初期対応はもちろん、継続的に復興への取り組みが行われることになると思います。少なくとも今回のパッケージで示されたメニューを実施するのに応援

が必要ではないかと考えます。これまでの被災地の実情、本市からも諸般の報告でもありましたように、職員が支援に行っているというのは聞くところですが、これまでの知見などを総括しまして、専門家や、それから今現在他自治体との応援連携の進捗状況等ありましたらお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 支援メニューにつきましては、市が行うべき施策であります。災害時の業務は通常業務に加わることになりまして、職員が不足する事態に陥ることが予想されております。プッシュ型で国・県のリエゾンを初め、高知県内市町村災害時相互応援協定で県内自治体との間で労力や物資の相互応援、また、姉妹都市であります北海道積丹町や福井県あわら市など県外自治体との災害応援協定、さらに先ほど議員もおっしゃられましたけれども、今回の台風では、県を通じまして本市職員が被災地現地調査へ派遣された事例等を踏まえまして、大規模災害時には、さまざまな関係機関からの応援によって災害対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 繰り返し本当に災害が起こる状況になっておりますので、これまでの災害支援で必要であったものの現時点でのとりあえずの集大成が、今回パッケージになっていると思います。予算がこれで十分なのかというのは、また別問題ではあるとは思いますが、こういった必要な支援、多岐にわたっておるもので、目的とするのは、やはり被災地の人口流出を抑えて、地域住民の自力再生を支えていくのがこの公的支援の意味だと思っておりますので、そういった点でも明確な目的と、それから方法をなお一層研究していただけたらと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月11日午前9時から開会いたします。

（午後 3時36分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月11日 水曜日

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年12月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育次長	岡本博章
教育振興課長	公文薫	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----



【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第3号）

令和元年12月11日（水） 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 16番 依 光 美代子
- ② 10番 舟 谷 千 幸
- ③ 13番 山 崎 龍太郎
- ④ 12番 濱 田 百合子
- ⑤ 15番 小 松 孝
- ⑥ 3番 久 保 和 昭
- ⑦ 14番 大 岸 眞 弓
- ⑧ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、萩野議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 1番、萩野義和です。昨日の一般質問の中で、プールの反響音は瑕疵の可能性が十分あると思われるがという質問の中で、瑕疵の理由を3点挙げ断定いたしました。推測と訂正いたします。

○議長（比与森光俊君） ただいま萩野君から、昨日の一般質問における発言において、香美市議会会議規則第65条の規定により、瑕疵があると断定した部分を推測に訂正との申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 16番、依光美代子でございます。済みません。質問の前に通告文の少し訂正をさせていただきます。

最初の会計年度任用職員制度についての通告文のところの2行目で、各施設の括弧の後の館長の処遇についてと書いてありますが、「など」を追加させていただきます。

それでは、通告に従って3項目について一問一答方式で質問をいたします。

最初に、会計年度任用職員制度についてお尋ねをいたします。

昨日も同僚議員から、この制度についての質問がありました。私は少し角度を変えての、今回は特に特別職の非常勤職員についての質問です。

来年4月1日より施行となり、従来的一般職の非常勤職員や特別職の非常勤職員などの任用条件が厳格化されます。私はこの制度により、臨時職の皆さんが地方公務員共済制度や地方公務員災害補償基金による補償が適用となり、給料や旅費及び手当も支給され、処遇改善すると理解をしておりました。しかし、そうではなく、自治体により大変な状況が予想されております。県内の他市では、対象となる職員の給料が年間50万円から90万円も減額が予想されると聞いております。その市では現給保障を経過措置として3年間するようです。本市では、昨日の答弁をお聞きすると、現給保障は初年度に限り年収の中であると答弁がありました。それを聞き、2年後にはより条件のよいところへ転職をする職員が出てくるのではないかと心配をいたしました。

今回は、特に心配でお聞きするのは、特別の知識や経験などに基づき必要とされ任用

しております、特別職の非常勤職員である各施設の館長及び所長などであります。美術館、吉井勇記念館、教育研究所、教育支援センターなど、ほかにも該当する特別職の非常勤職員も含めお聞きいたします。

この制度に移行することで、特別職の非常勤職員の任用条件が大きく変わってくると聞いています。来年4月からの処遇がどのようになるのか、また、より働きやすい環境となるのでしょうか、各施設別にお聞かせください。

そして、昨日の答弁資料の表の枠外に下の端ですが、「処遇未定の特別職の非常勤については、パートタイムに含む」と書いてありましたが、その処遇未定の特別職の非常勤職員の方は、その表の中でどこの所管に当たるかもあわせてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

施設ごとと言われましたが、各施設の館長や所長など特別職の非常勤職員については、現在検討中です。

職責により顧問や参与とする場合は引き続き特別職の非常勤職員としますが、それ以外の場合は一般職に移行することになりますので、会計年度任用職員や任期付職員にすることや正職員を配置することなども含めて検討しているところです。

昨日お配りした森田議員への説明資料のところへ所管課で表を載せていますが、この中の個別の館長及び所長は、全てパートタイムのほうに参入をしているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） まだ調整中ということですが、非常に心配をするのです。他市でもこういうことで困っているというお話を聞きました。というのも、館長、特に美術館であったり、それから、吉井勇記念館なんですけど、特に今回美術館のこと、今お話を聞くと、正職の配置の検討もしているということでしたが、館長という職は職員で務まるものではありません。学芸員資格があればいいとか、その学芸員さんがほんの少し作家さんを知っているからといって、長期の企画や対外的な交渉などが務まるものではありません。そして、収蔵庫に収蔵品がいっぱいあるから、それを入れかえたらいいじゃないか、美術館というのはとてもそんなものではありません。特に、美術館というのは館長の幅広い人脈、そして、対外的交渉力、そして、企画力などの力量が美術館の存在意義や評価を上げているのです。それが集客にもつながっているのです。現在の香美市立美術館の評価は、高知県内はもとより全国から高い評価をされております。来館者は香美市だけでなく県内外から来ております。田舎の小さい美術館ですが、評価は非常に高いのです。

私は、年数回県外研修に行きますが、名刺交換をしたときに美術館に関心のある方からは「香美市立美術館のあるところですね」と言われます。こんなにも知られているのかととてもうれしくもあり、香美市の宝だということを実感することがあります。これ

もひとえに、歴代から現在に至るまでの館長の幅広い人脈と並々ならぬ尽力のたまものだと思います。

以前もNHKの日曜美術館に香美市美術館が2回ほど取り上げられて、そのことによって全国での香美市立美術館の評価が上がり、そこで注目を浴びて、新たな作家さんが来てくださるようになったり、それは館長の交渉力でもあり、ファンがすごくふえた。舟越 桂さんなんていうのはとてもじゃない、香美市立美術館へ来てくれるような作家さんではありません。それも館長の御尽力のおかげです。館長の力というのは、本当に職員がかわってできるお仕事ではありません。そういった文化や芸術はすぐ成果につながるものではないけれど、これは本当になくってはならない、人々の心を豊かにし、その人の人生に大きく影響を与えてくれます。お金にはかえられない価値があります。

この町は、以前は「高品位定住都市、文化のかおるまち」を掲げ、文化・芸術にとても力を入れておりました。しかし、いつのころからかだんだん様子が変わっていき、現在では美術品購入費はゼロとなっております。せつかく築き上げたものを継続させる努力が必要だと思います。香美市の美術館は、香美市の宝でありシンボルです。その宝を価値のないものにしないでください。

今後も館長が安心して仕事ができる環境を整えるべきと考えます。美術館に対してどのような見解か、お聞かせください。

また、吉井勇記念館のことですが、集客が少ないから開館日を減らしてはどうかというお話も聞いたりします。そんなことをすると人はますます来なくなります。そうではなく、やっぱりどうすれば人が来るかというような新たな企画、山中館長さんが本当にいろんなことを企画してくださっていましたが、地域の公民館とか、それを使った角度を変えた新たな企画も考えて、集客をふやす方向へ考えていくべきやないかと思います。やっぱり関心の少ないところは、なかなか遠いこともあって来てくれないけど、非常に価値のある記念館であると思うんです。

例えばですが、吉井勇が逗留したあずまやをお茶の会とか句会に、貸し館事業というたらおっこうだけそういうことをしたり、その場所を使って新たな企画などの工夫が必要となるのではないのでしょうか。また、これは市民から、もう閉めるのではないかというような声なんかもちよっと聞いたんですが、そういった方向性はやっぱり運営審議会にかけてやっていくべきではないかと思います。その辺もあわせてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 依光議員、ちょっと質問の内容が会計年度任用職員制度からかけ離れて、美術館、吉井勇記念館に対する見識、認識をお聞きしますというような質問になっています。答弁をする先が、今の質問だと会計年度任用職員制度についてのことならいいですけど、余りにもちよっとかけ離れ過ぎていると思いますので。

総務課長は当然回答できないと思いますし、今の質問でしたら。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 済みません。吉井勇記念館は別として、運営審議会議とかその話が出たからあれですが、美術館に対してのやっぱり見解によって、任用制度にどう適用させていくかもかかってくるんじゃないかなと思って、美術館の館長というのはそれだけ重要なお仕事をしているんですよということで、今ちょっとそういうことができなければ正職で現職職員でやられるような御答弁だったので、どういう認識をお持ちかというのをお聞きしてと思ったんですが、いけませんか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、できますか。

総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

まず、先ほど御答弁させていただいた内容というのは美術館に限定したものではなくて、教育研究所長であるとか吉井勇記念館も入りますが、全ての館長、所長についてです。美術館に正職員を配置するということを限定したものではございません。

ただ、これまで例えば図書館であるとか、中央公民館であるとか、そういったところにも正職を配置しているケース、現在配置しておりますので、そういったことも含めて、検討する必要があるという相対的な、総合的なことで御答弁させていただきました。

当然議員のおっしゃられるように、美術館の専門性というのは非常に難しい部分があるというふうに認識しておりますので、運営に支障がないような方法を検討していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 運営に支障がないようにということは本当にすごく大事かと思えます。確かに美術館と図書館は正職にかわられてやっております。だけど、美術館というのは本当に特殊というか館長さんの裁量というのがとても大事になってこようかと思えますので、こういう館長が館長として仕事ができない状況が、他の自治体でもこのことですごく苦勞をされているところがあるのではないだろうかということを今回思いました。館長がこの制度の中でどうすれば安心して仕事ができるのか、もしくはまたできないのか、国の制度で決まっているからそれはできないではなく、地方には地方の事情があるので、一度内閣府の提案募集方式へ手を挙げてみてはどうでしょうか。

今回、何とかいい方法はないかなと思って、自分も内閣府の研修に行ってきたときに、提案募集方式というのがありました。この制度を少し説明しますと、国の行う地方分権改革は、地域に即した住民サービスの向上と行財政の効率化（働き方改革を含め）を進めております。そのための国の制度や補助事業が地域には地域の事情があり、実際には使い勝手が悪く、ほんの少し条件などを緩和することで制度の利用がしやすくなることがあります。今回の美術館館長の直面する課題を内閣府に法律・制度改善の提案を提出することで、内閣府が責任を持って取り組んでくれます。自治体にかわって各省庁、今回この問題は総務省になると思いますが、総務省と折衝することで地方に使いやすい制

度に改善することができるのです。例えばですが、病後児保育事業もこの提案事業によって取り組んだところもあります。

もう一つは、この香美市でもこの制度の活用で事業がしやすくなっております。自主防災組織の倉庫設置に当初は建築確認が必要でしたが、手間と時間がかかるので、住民から何とかならないかという声がありました。そのことが総務省のこの冊子に載っております。このページに取り上げて、この制度にのっかったことを活用したことで利用がしやすくなって、この声を上げたことで提案募集方式に他の自治体からも多くの声があり、内閣府の働きかけにより改善をされ、現在では建築確認を必要としなくなり、自主防の倉庫設置が進んだとのことでした。そのことがここへ掲載をされております。

ここに載っているのはうちの職員さんで、選挙管理委員会所属の高橋さんが防災課のときの取り組みです。このことは、残念ながら香美市の多くの職員は知りません。せっかくこのようないい提案方式があるので、ぜひこの提案募集方式の活用について一度検討してみてもどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

その冊子に載っているというのは存じ上げておりました。提案募集方式というのが美術館にどう関係するののかというのはちょっと今理解をようしていない部分がありますので、またちょっとその内容を熟読して、使えるものなのかどうなのかというのは判断していきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ研究してみてください。研究の余地があるのではないかと、今回私も何かいい方法はないかということでこのことをちょっと調べておりました。

そして、最後に市長にお聞きをいたします。

こういった提案募集方式、いろんな国の制度があって今回もそうですよね。

○議長（比与森光俊君） 依光議員、ちょっとその制度自体は素晴らしいことはわかりますが通告と余りにもかけ離れていますので、修正をお願いしたいと思います。通告はあくまでも会計年度任用職員制度ですので、先ほど言われました制度についての導入云々の質問は、ちょっとかけ離れ過ぎると思いますので。

○16番（依光美代子君） そこでなかなかその制度と合わすのが難しい、そういうことを地方の事情に応じて、条件を少し緩和する方法がありますよという、そこで研究してみたらどうですかということ。やっぱりそこに、これは国が一律的に制度って決めていますよね。その中で本当に小さな自治体ほど苦労されると思うんです。そのときにこういう制度があるから検討してみたらどうかということは、制度の中のお話だと思うがです。そういう会が、またちょうど来年度にも県の主催で1月に開催される予定

になっているから、ぜひそういうことにも参加されたらという思いでここへ出させていただきました。

○議長（比与森光俊君） 提案のそこまでいいですが提案でしょう、質問じゃなしに。

○16番（依光美代子君） 提案というか先ほど検討してくださるということでしたけど、市長に対しても同じ思いで、提案募集方式がやっぱりこのうちの市にとってはなかなか厳しいものがあるでしょう。だから、その部分で市長としてどうお考えかということでお聞きしたいと思ってんですがです。

○議長（比与森光俊君） 市長、この提案に対して答弁は何かありますか。

○16番（依光美代子君） 来年の1月に県の主催であるんです、そういうことにも参加されたらという思いで。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

会計年度任用制度の職員については今まだ残っている部分があると、検討しているということでもありますので、議員の言われることも含めて幅広く検討します。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

新図書館や庁舎内に新たなコーナーの設置ができないかについてお聞きをいたします。

今回、私は11月8日から14日の日程で香美市の姉妹都市であるアメリカ合衆国フロリダ州のラーゴ市を姉妹都市締結50周年記念事業に参加するために訪れました。到着したタンパ空港には、大勢のホストファミリーやウエルカム委員会のメンバーが出迎えてくださり、感激の余り涙が出そうになりました。ラーゴ市ではホストファミリーを初め、どこを訪れても手厚い歓迎を受け、感動、感激、感謝の連続の5泊7日の弾丸視察旅行でした。ラーゴ市では、香美市との交流を非常に大切に思ってください、いろいろな施設に香美市からの記念品を展示する香美市コーナーが設置をされておりました。そのコーナーは、市役所、ラーゴ図書館、ラーゴ高校の図書館の3カ所に常設をされておりました。

少し資料をごらんください。ラーゴ市の様子でございます。

左上がラーゴ市図書館の入り口です。この右側の柱から曲がったところにチャイルドルームがあって、子供向けのかわいい椅子やら、本当に子供が伸び伸びと遊びながら本を見れるコーナーがあります。真っすぐ入ると向こうが図書館、2階にティーンズコーナーがあり、左手に見えるカウンターが受け付けです。そして、左の端に書籍が見えますが、その横には本を販売するコーナー、古くなった本とか寄贈の本なんかを売るコーナーがあります。そして、真ん中が今回ラーゴ図書館を訪ねたときに、法光院市長よりアンパンマンの英語版の絵本を贈呈をしました。きっとラーゴ市でもアンパンマンのファンがふえるのではないかと思います。とても喜んでくださいました。そのお二人の向

こう側にあるコーナーが右下のコーナーです。これがラーゴ市の図書館に香美市コーナーとして、今まで交流のあったときにお渡しした記念品などが展示をされております。そして、左側がラーゴ高校の図書館の香美市コーナーです。市役所でも写真を撮ったんですけど、探してもどうしても出てきませんでしたので、市役所は入って左側に議場があります。議場に入る入り口のところにショーケースを構えて設置をされておりました、太鼓なども置いてありました。とても香美市のことを大切に思っているんだなということがよくわかりました。

それで、今回香美市でもこのような取り組みはできないかということでお聞きをしたいと思います。

最初に、新図書館に姉妹都市交流をしているラーゴ市、ラーゴ市だけでなく、あわら市、積丹町の姉妹都市コーナーの新たな設置ができないか。また、あわせて図書館同士の連携もできないでしょうか。お互いの町を知る歴史など関係資料などの展示ができれば、香美市民に姉妹都市交流をしている町のことをより理解してもらえます。そして、市民の中には、姉妹都市を知ること一度訪れてみたいという人も出てくると考えます。姉妹都市交流に市民の参加がふえるきっかけにもなります。ぜひこのような取り組みができないものか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 姉妹都市コーナーに各姉妹都市の訪問の時期に合わせて姉妹都市の関係資料や観光パンフレットを置くなど、姉妹都市の担当課の定住推進課とも連携をとりながら、常に新鮮な展示を行い、利用者を引きつけるような内容を新しい図書館には展示したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひよろしくお願ひします。やはりその郷土史なんか、いろんなその都市のことを知ること、また姉妹都市交流のときに市民の参加がふえるきっかけになったらすごくいいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

現在、本庁舎のフロアのショーケースには、ラーゴ市との調印式での書類や記念品を展示しております。これを機会に姉妹都市から香美市への来訪者があるときは、相手方よりいただいた記念品などの展示ができないか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 現在、議員もおっしゃられたとおり、本庁舎1階の固定資産税班と収納班の間にあります展示スペースにおいて、姉妹都市締結50周年に関してラーゴ市から贈呈された記念品等を展示しております。

あわら市、積丹町、ラーゴ市が来訪される折には、定住推進課とも協議して展示していきたいと考えております。

以上です。



○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

新図書館にもう一つ新たなコーナーの設置ができないかということでお聞きいたします。

現在、図書館では、不要になった本、古くなった本などを入り口のところで「御自由にどうぞ」として無料で分けております。今後は、無料でなく安く販売をしてはどうでしょうか。新図書館の移転時には、不要となる本は寄贈や重複による本などを含め多くなると考えます。それを資源と捉え、安く販売するコーナーを設置して、売上金を図書館の活動に生かしてはどうでしょうか。

先ほども少し説明したラーゴ市の図書館でも、入り口左側に販売コーナーを設けてありました。ここには新刊もありました。数セントから始まり、1ドル、2ドルととても安く販売をしておりました。こういった取り組みは、国内の図書館でもいろんなところで始まっております。

財政は年々厳しくなりそうです。人手が大変ならば、良心市のように箱を構え自主的に入れてもらう、そんな方法もとれるのではないかと考えます。資源の活用、資金の活用と捉え、このような取り組みができないか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在、香美市立図書館では、除籍資料は有効活用を図ることを目的として、市内の学校や保育園、市民などに無償で譲渡することができ、有償での提供はしないと除籍基準により定めて運用しております。

実際、市民に提供している資料は、執筆者からの寄贈の本で図書館の収集方針に適合せず、蔵書としなかったものや資料の劣化が大変激しくて、有償では提供しがたい資料がほとんどです。有償提供となれば、良心市のように今依光議員が言われましたけれども、納付書を切ったりとかいうこともちょっと考えたりして、そうなると事務量が大変ふえてしまうと。それと、今人員不足ですので、良心市みたいに募金箱みたいなものがあつたとしても、それを管理するというのはなかなか難しいのではないかと考えます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 本当に少ない職員さんの中でやられているから大変と思います。不要になった本をそういうように市内の学校、いろんなところで活用している、それはとても大事なことだと思いますので、また引き続いてよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

マイバッグキャンペーンの成果と課題についてお聞きをいたします。

今回のマイバッグキャンペーンは、世界的に問題になっている地球温暖化対策の一つであるプラスチックごみの削減であります。このプラスチックごみが海に流出して海洋プラスチックごみとなり、生態系への被害が大変大きくなっております。香美市でもプラスチックごみの排出量が年々増加をしております。日々の生活の中で、プラスチック

製品の利用をいかに少なくするかが課題であります。そのために身近なところから始めようと、レジ袋の削減の取り組みが始まりました。

この取り組みは市民への啓発も大事だが、職員から率先して行い、市民のお手本となろうと議会で提案し、全職員を対象に開始をされました。期間は10月1日から11月30日までとし、レジ袋を断った数をカウントするマイバッグキャンペーンとして取り組みが行われました。職員からは、昼食の弁当を買うときやコンビニ、または量販店などでレジ袋を断ったという声を聞きました。議会では、約半数11名の方が参加をしてくれました。

そこでお聞きいたします。

今回対象となった職員数は、正職と臨時の方も含め何名ですか。また、取り組みに参加した方はそのうちの何名でしたか。その参加者がレジ袋を断った回数をカウントし、その回数を二酸化炭素削減量に換算するとどれくらいの量になりましたか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

申しわけないですが、今回は正職以外を含めての数で資料を持ってきておりません。ただ、今回参加していただいた職員数は79名でありまして、レジ袋を断っていただいた回数は1,452回であります。これに伴いCO<sub>2</sub>の削減量は108.03キログラムで、これは杉8本が1年で吸収する量の削減量となっております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 全職員の中で79名だったということで、次の質問に移らせていただきます。

各課では、課長が音頭をとり取り組みに参加をしたと思います。参加率の高い上位3位ぐらいまでの課はどこの課でしたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

各課の職員の中で参加していた率ですが、参加率の1番は議会事務局100%、4人中4人が参加いただいております。次、2番が税務収納課で71%、次に3番、残念ながら当課、3番でありまして、環境上下水道課60%であります。

課という形でしたが、今回急遽、議員の皆さんに御協力いただきまして、今回依光議員にもいろんなちょっと御迷惑をおかけして取りまとめとかをしていただきましたが、実際のところ、市議会が最終的に60%の参加で、環境上下水道課が負けております。これも踏まえてまた今後頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 初めての取り組みで50%超してるんです、よくとった

らすごいけど、今回非常に残念だなと思ったのは、当初私が用事してる時こちらで職員さんが話していたけど、そのときにマイバッグキャンペーンらあって、あんなんやっ  
ちいুকかねと、あれはやりたい人がやるがよねというそんな声、ええ、ショックと思  
ってました。そしたら中にはその後、依光議員、僕はこうやってやっていますき言う  
き、いや、ありがとうっていう声もかけたことでした。議会でもそうでした。私が、ち  
っとも悪くないですよ、私はできることを精いっぱいさせていただくんだけど、依光議  
員が言うたことやき依光議員がやったらいいと、何か香美市全体によその課がやること  
は、そこがやりゆうき勝手にやったらいいわねという感じが。そうじゃなくて、どこか  
の課がやることをみんなができるところでできる協力をして、無理があったらいかん、  
無理のない範囲でできることをやっていく、手を携えて、それが香美市が元気になりよ  
くなることだと思うがです。

先日のじんけんフェスティバルには多くの職員さんも参加されて、たくさん来ていま  
した。それを見たとき、ああ、こういうふうにみんなが少しでも協力し合えるところは  
し合ってという香美市になったら、もっともっと香美市が元気になり、よくなるのは  
ないかなということを感じたことでした。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今回の取り組みをされて、大変御苦労な部分もあったかと思いますが、今後に対する  
課題、そういうものについてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回皆様方に御協力いただきまして、ありがとうございます。昨年度は環境上下水  
道課のみ9名の参加から、本年度は79名の皆様の参加があり、CO<sub>2</sub>削減量としまし  
て昨年比9倍の108.03キログラムの効果を得ております。

ただし、職員の参加率が高いとは今回言えない状況で、環境上下水道課においても4  
番という結果になっております。今後とも周知、啓発を図っていきたいと思っておいま  
す。

また、今回は御提案いただきまして、まずは職員からということの取り組みで皆さん  
の許可を得て進めましたが、本来は市内の事業所及び各種団体や市民の皆さんに広く呼  
びかけをして参加していただき、レジ袋削減による温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の排出削減等、  
また、今小泉環境相がチリ（後日「スペイン」と訂正あり）で頑張っていますが、20  
30年までに使い捨てプラスチックごみの25%削減目標と両方合わせた国に協力でき  
るよう、より一層周知、啓発の努力が自分たちも必要であると考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうですよ、大事なものは職員だけでなく、やっぱり企  
業とか団体とかいろんなところを巻き込んで、割と皆さんが地球温暖化が進みゆうよね

と言われるけど、そうしたら何しゆうと言ったら、ほとんどの方がそのことに気をつけてしていないというような状況があるので、やっぱり広く巻き込んでやられるということが大変大事になろうかと思えます。そのためにもやっぱり市の職員さんの姿勢というのは市民が見ていますので、次回はぜひ皆さんが協力をして、みんなでこの町をよくするという、そういう感じで取り組んでいけたらと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

次に、10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） おはようございます。10番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず初めに、保育園のゼロ歳児の入園申し込みについての質問です。

今月2日から令和2年度の保育園児の保育施設入所の申し込み、1次募集の受け付けが始まっております。近年、女性の就業率が年々増加をし、それに伴って保育園の申し込みも増加傾向にあります。本市においても平成30年度香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理シートの中においても、「0歳～2歳の乳児期からの保育園入園希望が増加している。」とこのように検証・課題の中にもありました。

乳児に対する保育士の配置基準は、ゼロ歳児3人に対して保育士が1人、そして、1歳児・2歳児6人に対して保育士が1人というような配置状況であります。そして、今育児休業制度が本当に定着をしてくれておりまして、理由によっては、今まで1年とかでしたけれども2年まで延長されておりますし、公務員に対しては最長3年と、このように子育て、そして、仕事を両立しやすい環境づくりが進んでおります。

余談になりますけれども、先日、高新一のほうにも県警の男性職員が育児休暇をとったというようなことも掲載されておりましたけれども、この育児休業は1歳児までが主で、このためか1歳児の保育園の申し込みが多いと聞いております。

4月からの保育園入園を考えて育児休業を切り上げる方もおられるということですので、今回私がこの質問に至った、相談を受けた方も4月から片地保育園のゼロ歳児の入園を希望する方で、このように切り上げて申し込みを希望する方ですが、この申し込みの受け付けに対して市の担当職員から、申し込み状況によっては、片地保育園以外の別の土佐山田町の保育園になる可能性があるんですよと言われたということですので、えっと、本当にどうしてというふうに疑問を感じたということですので、このことを受けまして、私も公文課長に確認をして現状のこともお聞きをいたしましたけれども、改めて市民の思いを質問をさせていただきたいと思えます。

そこで、①の質問です。

平成28年度以降、公立保育園におきまして、地元の保育園にゼロ歳児保育の受け入れがあるのにやむなく別の保育園に入園した例は、どこの保育園で何例ぐらいあるのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、保育園につきましては、小中学校の校区のように、お住まいの地域により入る保育園を決めるものではございませんので、保護者の方の就労状況等で保育の必要な時間や利便性などにより、保育園を決める場合が多くございます。長い時間保育を提供できる保育園では、保育の必要な時間や希望者数などによっては、御希望の園に入園できず大変申しわけなく思っているケースもございます。

御質問のやむなくほかの園に入園した人数でございますが、地元のというよりは、先ほど申しましたように園区のようなものがございませんので、やむなくほかの園になったというところでお答えさせていただきたいと思いますが、まず、平成28年度では1園で、12人枠のあけぼの保育園で6人、平成29年度も1園で、12人枠のあけぼの保育園で9人、平成30年度も1園で、12人枠のあけぼの保育園で14人、令和元年度は2園で、12人枠のあけぼの保育園で8人、同じく12人枠のなかよし保育園で1人がほかの園への入所等となり、御希望に添えない場合がございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 本当に校区というかそういうものはなくて、地元という利便性とかいうことで決めているということですが、そういった希望ではないところ、あけぼの保育園が多いようですけれども、やっぱり本当に希望に添えない方がたくさんおられるという実態を知ることができました。

では、②の質問でございます。

理由があると思いますけれども、やむなく地元ではない保育園で受け入れをしなければならなかった理由、それをお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

保育園の規模や保育士数などさまざまな要因を検討して、お預かりできる人数を設定しておりますので、希望者が集中した場合や逆に希望者が少ない場合などは、やむなく保育の必要性などをもとに入所選考を行う場合や、第2希望等の保育園への入園のお願いをする場合がございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 規模とか保育士数とかいうことでございますね。それから、児童1人当たりの園の広さも関係しているというふうにお聞きをしておりましたけれども、それについて教えていただけますでしょうか、お伺いをしたいですけれども。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど規模と申しましたのが、その面積のことも含めたものでお話をしたつもりでしたので申しわけありません。面積というのが、ちょっと数字がきちんと正確なものかどうかはわかりませんが、例えばゼロ歳児でしたら、1人当たりの面積が3.3平方メートル必要でありまして、1歳児も3.3平方メートル必要になってきますので、昔は1歳児については1.98平方メートルだったと記憶しておりますが、1人に対しての面積が3.3平方メートルというふうに広がったために、1歳児のクラスと想定した面積の部屋に入れる人数が少なくなった等のこともありまして、そういうことも考慮して人数というのは決めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 保育園を建てたときには狭い広さで受け込みができていたのが、途中から子供さん1人に対しての面積が広く変更されて受け入れ体制も少なくなったというようなことで、事情が本当にあることを感じております。

次の③の質問です。

平成28年度に片地保育園、そして、平成29年度に新改保育園と、それまでなかったゼロ歳児保育が拡充をされて、香美市の公立保育園、そして、私立保育園合わせて8つの保育園にゼロ歳児の受け入れる環境が整備がされ、地域性のある保育園にとっては本当にうれしいことで、大事であるというふうに感じております。

それで、せっかく予算も使って各保育所にゼロ歳児保育の受け入れの設備を整えながら、その地域の子供が利用できないというのは、やはり矛盾を感じざるを得ないと市民の方はそういうふうに感じておられます。このことに関しての考えをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますが、保育園には小中学校の校区のような設定がございませんので、保護者の御希望の施設を選択して申し込んでいただくことができます。その中には、地域性を大切にして希望の園を選ばれる場合もあると思います。私どももできる限り保護者の方の御希望をかなえたいとは思っておりますが、第1希望の園に入園できない場合もございます。

また、今年度につきましては、1次募集の段階でゼロ歳児の入所希望がなかった片地保育園のゼロ歳児のお部屋を利用して1歳児の保育を実施することで、保護者のニーズに対応して、4月1日において入所できない子供が発生しないよう努めたケースもございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 今回片地のほうで今年度はゼロ歳児の受け入れがなかったから、そこへ1歳児を入れることができ、待機児童をなるべく出さないようにという、

その市の考えというのは本当にありがたいなど、そういった対応をしてくださっているということで、待機児童をなくす市の思いというのを感じられるところですけども。

④の質問ですが、やはり待機児童を出さないということはもちろん大きな目標でもあるんですけども、今後、少子高齢化の中で状況に応じて環境整備をするということが大切になってくると思うんですけども、市民がどうしても受け入れができないことに対しての今後の市の対応ですよね、そういう方がおられるからということをお重々御存じだと思っておりますけれども、やはり市民のそういった、どうしてなんだろうという疑問に答えるための今後の対処についての考えをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 先ほども申しましたように、できる限り保護者の方の御希望をかなえたいとは思っておりますが、第1希望の園に入園できない場合もございますので、今後、第1希望以外の園に入所となる場合があることや、入所申し込み状況に応じてクラス編成を変更する場合があることなど入所申し込みの案内文に記載し、また、窓口においても丁寧に説明するなどの対応に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 案内文に添え書きをして、丁寧な対応をくださるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今回、先ほど申しました平成30年度の香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理シートの中の今後の取り組みの中にも、私立保育所・小規模保育所とかいう、ひまわり保育園とか三育ほっとハウスとか、そういった事業所のゼロ歳児の定員の割合を検討する必要があるというようなこともございましたので、また検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、一番申したいところは、片地地域は工科大学を有する学園都市構想でありながら、子供が少なくなっている保育園でございます。何度も述べますけれども、地域の1人のゼロ歳児の受け入れは地域の将来の発展とも捉えられます。ぜひともこのことを考えていただいて、片地地域においても、片地地域だけじゃなく香美市全体ですけども、子供を産み育てやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。そして、そのような思いのある香美市にしていきたいということで、市長にもこの見解をお伺ひしたいと思ひますが、お願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 保育所に関する運営についてお答えをいたしたいと思ひます。

舟谷議員からは、次代を担う子供たちが地域で育つということを基本にされて、地域の小さな声を届けてくださっておるということで大変ありがたく思っております。

御案内のとおり香美市におきましては、保育所の運営につきましては子ども・子育て

ということで支援を強くしておりますけれども、ゼロ歳児、小さい子供さんたちの保育につきましても、なかなか十分に受け入れていけるというような状況にもございません。そういう難題もありますけれども、私どもとしましては、今お話をいただいているようなことを十分に踏まえながら、皆さんが地域で子育てができるような環境を築いていくように努めてまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 本当に未来を託すのは子供さんしかありませんので、ぜひともその環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次の2番のAEDが効果的に機能されるようについての質問に移らせていただきます。

まず、この質問をどうしてしようかなと思ったのは、一市民の方から、今すごく災害が起きて、市役所の職員さんは、いざというときに全員がAEDを使えるようにちゃんと訓練しゅうやろうかということと、階ごとにAEDが必要なんだと本当に意識の高い方がおられまして、私も自分自身が今回勉強もさせていただいて、AEDについての意識を高めたいと思った次第です。

それで、このAEDというのは自動体外式徐細動器の総称ですけれども、これは突然の心停止をした際に電気ショックが必要な状態か否か、本当に状態か否かですので、それを自動的に感知して、必要な場合に電気ショックを与えて、心臓の動きを正常に戻すことができるという携帯型の医療機器です。皆さん、御存じかと思っておりますけれども、スイッチを押しますと、電気ショックが必要な状態のときは音声メッセージで指示をしてくれるということですので、一般の人でも、そして資格がなくても使用することができます。ある一定訓練が必要ですが、そういった心肺停止による突然死からとうとう命を守る上で大変有効とされております。

AEDは、それでも海外からおくられて平成16年に日本では一般市民に使用が認められたわけですが、その後急速に設置が進みまして、AEDを使って命を救えた事例も数多く報告されております。

本市におきましては、香美市のホームページをあけますと、平成24年に公的な機関、幼稚園、保育園、小中学校、そして、体育施設等に一斉に設置をされておりました。その後、数年たって今年4月には、秦山公園の野球場にも設置をされて、全部で公的な機関が27ございました。ほかにも民間の医療・福祉・商業施設、そして、大学とか高校とか、そういったところで設置が進んできております。

そこで、①の質問です。

AEDは耐用期間があって、消耗品である電極パッドとかバッテリーの交換の日常点検が必要ですが、本市のこの公共施設に設置されているAEDの点検はどのようにされているのかをお伺ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 御質問にお答えします。



まず、今回御質問いただいて調査をしましたところ、香美市の公共施設には全部で36台設置されておりました。設置しているAEDのほとんどがリース契約により導入されておりますので、消耗品交換等の点検につきましては、リースの場合は設置を行ったリース業者が行っております。

また、買い取りの場合は、使用期限前にはメールで情報提供がされるようになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 公共施設で36台ということで、ホームページのほうでは27でしたので、またそれを載せていただきたいかと思っておりますけれども、公共施設にはリース契約で点検もやっていらっしゃるということですのでけれども、これは香美市で全部を把握してまとめてやっておられるのか、それとも、各施設によって分かれて管理をされているのか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 基本的には各施設の管理者が管理するようになります。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、②の質問です。

緊急時に作動せず、救命効果に重大な影響を与えるおそれがあるとして、厚生労働省が平成21年に日常の点検とともに設置情報の登録、そして、公開の実施を行うように通知をされております。先ほど課長のほうから、そういった買い取りとかリース契約も公開しているということでしたけれども、本当にいざ現場に居合わせて、AEDをとってきてくださいと言われたときに、やっぱり慌てますし、緊急ですのでAEDの設置場所がどこにあるかということを知らないでは、本当に救える命が救えないという場合がございます。ですので、本市のAEDの設置場所の周知、これはどのように行っているのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

香美市ではAEDの設置につきましては、各施設管理者等が個々に導入を行ってきた経過があり、香美市として網羅的にAEDの設置場所を周知するような資料は準備できておりません。

また、AEDの設置を行っている各公共施設におきましては、AEDの設置を周知する表示などを施設内で行っている施設もありますが、多くの施設では表示などの周知は行われていない状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 施設に表示をしている場合もあるけれども、多くの施設が

表示をされていないという、これはちょっと問題じゃないかと思われますけれども。

私も今回いろんな周知の仕方を自分なりに考えたわけですが、一つはスマホ、皆さん持たれている方が多いですので、本当にいざというときに、AEDの設置場所ということでスマホを開きましたら、今の時点でのAEDがどこにあるかが出てくるわけですが、やはりスマホじゃなくても、さっき言われたように外から見て、ああ、この施設にはAEDがあるんだという表示というの、各施設に任せていると言いましたけれども、公共の施設だけでもそういったことを考えていただけたらどうかという。

それから、ほかにも市独自で、やっぱりインターネットとかスマホとかのない方でも、この施設にAEDがあるんだというマップを市民の方にもお知らせすることもできるんじゃないかと思われますし、また、施設内ではAED設置場所の周知として、例えば市役所でありましたら北入り口にございますよね、あそこは守衛さんがおられて、AEDが必要な方が24時間ずっととりに来れる場所でもあるということですが、そういった日常的にどこにあるのかというのを知らせるためには、例えば案内板、1階に何々課、2階に何々課というエレベーターのところに案内板がありますよね、そこにAEDの表示をする。それからまた、エレベーターの中にも、トイレとかここに何があるというマークがありますけれども、1階のここにAEDがある表示もできるんじゃないかと思われます。

私3点ほど言いましたけれども、マップと、それから、施設内での表示、そして、外から見てAEDの設置場所がわかるステッカーでの周知の仕方というのを考えるわけですが、このような周知に関していかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

マップに関しましては、日本救急医療財団がホームページで全国のAEDマップの設置状況を公開しております。これは公共、民間にかかわらずしておりますので、こちらに登録して活用することも一つの方法ではないかというふうに考えておるところです。

また、施設内の表示につきましては、各施設のほうに対応を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） よろしくお伺いいたします。

③の質問です。

本市の公共施設にAEDを設置した平成24年度から本年までのAEDの使用事例がありましたでしょうか。また、AEDを使わなかったとしても、もしあれば試みることができたという対象事例をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

平成24年度から本年までの期間でAEDの使用事例としましては、物部支所のAEDを使った事例が1件あります。また、AEDがあれば試みることを考えられた対象事例につきましては、把握できておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 確かに多くはないと思います。ないほうがいいんですけども、やはりAEDがあっても使われなかったというようなことがあってはならないと思いますので、一般財団法人日本救急医療財団のガイドラインによりますと、AEDの使用例が少ない理由として、AEDは存在したものの使用に至らなかった、あったんだけど、それを使うことができなかったという例と、もう一つは、AEDが未設置であったという2つの理由があるということです。市民の命を守るため、消防のほうではこういった救急救命の講習なんかもされておりますけれども、やはり次の質問にも出てきますけれども、AEDを含む救急訓練とともに、まだ設置されていない民間事業所等にも働きかけて、設置場所をふやしていくことも大事ではないかと思われま。大手スーパーとか駅とか、たくさんまだ設置されていないところもございますので、救命率の向上にもつながるわけですので、民間事業所に働きかけ、公的機関ではないのであれですけども、こういった働きかけに関して、関連質問としてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

応急手当の普及につきましては消防本部の所管ということになっておりますので、各事業所等の応急手当の講習なんかの際に、また事業者のほうにそういうことも勧めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、④の質問です。

設置関係者の市の職員さん、そしてまた、学校関係者さんのAEDを含めた蘇生訓練の状況についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

市職員の一般行政職を対象としました救急救命講習を3年に一度、職員研修として実施しております。実際にAEDを利用した実地訓練を行っております。また、保育園、小学校の職員につきましては、救急救命講習を2年に一度、職員研修として実施しており、こちらも実際にAEDを利用した実地訓練を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 市職員とか、それから、学校関係者の方にもそういった定

期的な訓練をされているということですので、いざというときに本当に安心感を持って対応できるように、体制をよろしくお願いいたします。

そして、⑤の質問です。

学校現場において、教職員はもとより小中学校の児童生徒においてもこの心肺蘇生、AED教育の機会が重要だと思われまます。学校の現場では、確率は少ないですが、やっぱりボールが当たったり、そして、マラソンで走ったりという運動、競技とかをするわけですので、本当にリスクが高いというふうには言われております。このAED教育の状況ですけれども、全国的に平成27年度に全国で児童生徒のAEDを含む心肺蘇生教育を行っている学校はどれくらいあるのかという調査の状況を見ますと、小学校は高学年が対象だと思いますけれども、一部の小学校は26.3%、そして、中学校は全員ですけれども28.0%、そして、高等学校は27.1%、これが平成27年度のAEDを使った心肺蘇生教育の率ですけれども、まだまだ低い状況なんですけれども、本市の小中学校のAEDの蘇生教育を行ったことに関してお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

本市の教職員の研修につきましては、先ほど総務課長のほうからも述べさせていただきましたが、市が2年に一度受講を義務づけている救急救命講習の中で、ほぼ100%の教職員が心肺蘇生やAEDの操作法を受講しています。

また、児童生徒におきましても、その発達段階に応じて心肺蘇生の方法を体験したりAEDを実際に操作したりする機会を設けて体験しています。また、今後も継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 小中学校というか、児童生徒に対して体験とかAEDを使った操作というのをやっているということですが、これは香美市全域の学校で行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

全部の学校ではございませんけれど、保護者の方とか教職員が研修をするときに、一緒に子供たちが研修をしているということはあります。

それから、安全面とか人の命のことを総合学習などでテーマにしたときに、特別にその学年が消防署のほうでお願いしてとかいうようなケースもかつてはございました。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 先ほど保護者と一緒にやっているということでしたけれども、AEDを使った蘇生教育を子供たちにといい思いは8割ぐらいの学校がやっという

いと言っているけれども、やはり小学生にそういうことに反対をされている方もおられるので微妙なあれですけれども、香美市としてやっぱり南海トラフ地震等、そしてまた、そういったことに遭遇する機会も多いので、心肺蘇生、そして、AEDを使った蘇生教育、これを今後もうちょっと広げて教育現場で心肺蘇生教育をやっていこうという、そういった考えはどうでしょうか。今後の思いというものを教育長にお伺いしたいですけれども。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

とても大切なことなので、できるだけそういう機会があるように学校のほうにも促していきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ぜひともお願いしたいと思います。

救急車が通報を受けて到着するには全国平均8.6分だそうです。今年度、通報を受けての救急車の到着が平均で8.6分、そして、脳が心停止をすると三、四分そのままおきますと回復するのがすごく困難になって、発生から長くても5分以内にAEDを装着することが望まれるといたしまして、1分おくと社会復帰が9%減少すると、そういった1分を争う時間で人が救えるか救えないか、後の社会復帰にもすごくかかわってくるというのがAEDでございます。

本当にいざというときに使用可能な環境を整えること、それから、誰もがAEDを使用できる教育や訓練、特に私が申し上げたいのは、児童生徒の命を守るための安全な学校環境の構築のための心肺蘇生、そして、AED教育の導入を望みまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

暫時、10時40分まで休憩します。

（午前10時24分 休憩）

（午後10時41分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、土佐山田駅北地域の整備について伺ってまいります。

第2次香美市振興計画では、「JR土佐山田駅とその周辺は、列車とバス・タクシー等の円滑な乗換え環境を整備するとともに、市民や観光客の行き交う賑わいのある交流

拠点として整備しながら、地域資源を活用した賑わいのある市街地整備につなげます。」としています。また、本市の拠点エリアとして、駅及びその周辺は、本市の玄関口として都市の顔にふさわしい景観と交通結節点としての機能や、来訪者のためのインフォメーション機能の強化を図るとしています。

都市計画マスタープラン改定に向けての都市づくりにおける課題としても、このエリアでは将来において人口の増加が見込まれることから、人口や都市機能の集積を図り、快適で利便性の高いまちづくりが必要であると課題を示し、交通結節点である土佐山田駅の交通環境の向上や人口が増加している駅北側と南側の連携強化を求めています。

振興計画やマスタープランでは、しっかりと分析されているにもかかわらず、その現状と特性に手だてが打てていないのが現実であります。

以上を述べて、駅北地域の整備構想について順次伺います。

①です。

私が議員になる以前伺った話ですが、北シティー構想があって、大きな道をつける、水路でコイを飼う、柳を植えるというのが有名な話であります。もちろん現実には至っておりません。道路がつくのでかなり規制がかかるという話も伺いました。

現在、駅北地域は民間を中心に開発が進み、私が子供のころからいけば激変したと言えます。

そこで伺います。

都市計画決定において、規制のかかっているエリアはどこからどこなのか。また、規制されている事項について伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

北シティー構想は、今から25年から26年ほど前、平成5年度から6年度に、主にJR土讃線から北地域の市街化区域28.65ヘクタールについて調査をし、区画整理事業を行うように検討されていましたが、地元同意が得られず、あわせ予算等諸問題により断念し、都市計画道路を計画し、民間開発により農地から市街地へ誘導する方向に転換され、今日まで至っています。そのため、北シティー構想での規制事項はありません。

先ほども述べましたが、代替案的な話の中で道路計画、面から線への変更をしております。その分の都市計画道路決定が宮前秋月丸線になります。平成10年に都市計画道路として決定されており、道路部分については規制がかかっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 北シティー構想の中の都市計画道路の計画と私は考えておりました。私の認識不足がありました。北シティーにおける区画整理事業は断念して、新たに都市計画道路が決定したということでもありますね。そうしましたら、都市計画道

路宮前秋月丸線に規制がかかっているということでありましたが、その点と、どのような規制なのか。それとあわせて、住居等を建てる時の許可を得るには、どのようにしたらいいのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

都市計画法の第53条の届け出が必要です。都市計画法の第54条の許可の基準、内容としましては抜粋になりますが、「階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造」という形になっております。市のほうの提出とあわせてとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 道路をつくる時、立ち退くことを前提の建築をということで、同意書も求めているという認識でいいのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 済みません。説明がちょっと抜かしておったようで申しわけありません。そのとおりでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

平成10年、1998年の都市計画道路決定ということで宮前秋月丸線ですけれども、2004年作成の土佐山田町都市計画マスタープランでは、都市計画道路高知山田線、あけぼの街道ですね、それと、都市計画道路宮前秋月丸線の早期整備を目指していますと書かれておりました。決定から20年以上経過しております。宮前秋月丸線の今後の進展はあるのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在のところですが、都市計画道路新町西町線を優先しており、宮前秋月丸線については未定です、一部未整備地区についてですが。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し宮前秋月丸線の事業計画、事業等についておさらいをしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

都市計画道路宮前秋月丸線の概要についてですが、道路種別としましては幹線街路、車線数は2車線、計画幅員としまして14メートル、計画延長が1.1キロメートル、そのうち、現在未整備延長が0.7キロメートルとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 700メートルが未整備ということで、あけぼの保育園の前とかはついてはいますわね、結構寸断しているような状況は以前も確認したところですが。

先ほどの話で未整備、未定とのことでありました。新町西町線優先、もちろんわかりますけれども、ただ、新町西町線の後、できるのかなというのが私どもが危惧する点です。これだけ民間開発が進んで、従来の計画で整備が可能なのか、見直しの方向なんかはあるのかないのか、そこについてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

今後の計画ということになりますと、難しい部分も多々あろうかと思っております。といいますのが用地の問題、それと、起点なのか終点なのかという、どこに行くのかという形になろうかとは考えています。

ただ、今後のまちづくりの核として、あけぼの街道からJR土佐山田駅北までは何とか形にしなければならないのかとも担当課としては考えています。

また、その都市計画決定の見直しにつきましては、ようようになりますますが県のほうで現在協議が、先月11月に最初の会がありましたが始まっております。その中で検討はしなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 県のほうで協議しなければならない、もう協議に入っているのか、そこら辺のところはテーマに上がっているのかどうか、再度。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

県決定、市決定とありまして、都市計画決定は県のほうが主体という形もありますので、全県下の中でかなりの量といいますか、未着手の路線というのはかなり残っております。ただ時代錯誤、時代に合わせた内容に変えていくための検討が始まったばかりという形の中です。これから検討をしていくような形になっています。

ただ、担当課としましては、身の丈に合った計画を今後進めていかなければならないため、もう一度路線数、路線の延長、起終点の見直し等は、当然各路線についてしなければならないものと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そしたら、手順的には現状を鑑みて、なかなか困難性もあるので、その方向で課としては臨みたいと、臨むということで。ただ、かなりの部分、



課長が言われたように時代に合ったことにせんと、もちろんあけぼの保育園の西のほうはなかなか難しいですわね。こっちのぐるっと回ってくる、駅につなぐほうも難しいですわね。これはもう皆、議員も執行部も皆、認識は共有するところと思うんです。だから、その手順含めて時間的スパンですわね、どれくらいかかるとお考えですか。県で協議されるとして、未着手の分が結構あるというふうなことを言われていましたけど、そのくでどんだけのスパンがかかるのかなということをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まだ会が始まったばかりなので、いろいろと検討していかなければの問題、クリアしなければ課題がたくさん残っちゃうという話やと認識しています。

ただ会の中では1年をめどに、何らかの形にすればというのが結論となっております。宮前秋月丸線は平成10年で割合新しい都市計画決定ということになっておりますが、その以前に昭和48年とか、50年間放ったらかしという道が結構ほかにも香美市、土佐山田町の中にも残っております。それも踏まえて、50年間放つぽっちゃったもんがすつとできるかという認識の中で、新たに進んでいかなければならないと考えています。以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今後のことにもなろうかと思えますけど、変更の可能性があってもし変更がオーケーの方向になったときに、結構な説明責任も住民の方に対しても生じてくると思えますが、そこら辺の課題、問題等は、将来的なことですが、現時点でいかがお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今現在始まりました高知県広域都市計画道路検討委員会の中で議論を進めていかなければならないと思えますが、そのメンバーの中に、市のほうからの要望という形ではありませんが公共交通関係の人、JRとかとさでん、あと、それと当然国土交通省の職員さんも入ってもらっていますし、警察関係者、それと、もう一つ、市のほうとして要望したのは弁護士さん、結局規制を50年間以上をかけちゃうわけですので、何らかの形でおわびもせな、市として検討しておわびもせないかんですし、今後の代替案的なものというのも示していかないかんと思えます。地域説明、地元説明の中で、その間50年間待たせて、何も進んでいないということに関しましてどのような形になるのか、説明責任は果たしますが、そこら辺も含めてが課題やと認識しています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 大きな課題を抱えているということも踏まえて了解しました。

次に移ります。③です。

あけぼの街道は駅北地域までの整備はできています。あけぼの街道から道路を入れて駅北にロータリーを構える。そして、駅の北に玄関口を構える構想は可能と考えますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、新町西町線終了後のまちづくりの核として、現在JR土佐山田駅自由通路を計画しています。その中で既存計画路線の宮前秋月丸線の一部となりますが、あけぼの街道から駅北側へ連絡をどうするかも今後の課題と考え、身の丈に合った駅北広場を含めたロータリーなどを計画しなければならないと思っています。あくまでも担当課としての意見としてです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 担当課の意見ということでもありますが、これに関しては後で市長にも聞きたいんですけども。

実際、道路の既存計画の一部を残し、進入路をつくり駅北広場を整備してロータリーをという、これは以前から聞いている話で、現実的には今後の駅北の状況を見たときには必要と思うんですけども、それは年数がかかると思うんですけども、この方向性については市長も、もちろん市長があつての担当課ですので一致すると思いますが、ちょっと見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

行政は、行政の計画に基づいて物事を進めていくということでもあります。そういう中で事業を引き継いでいっているわけでありましてけれども、今申し上げましたように、随分時間もたってきております。県においても見直しをするということでもありますから、当然我々としてもその中で見直しもかけていかなきゃいけないと思いますし、今の市民の皆さんの声も十分反映をさせた形で、今後どのようにしていくかということ十分に検討していかなきゃならない。基本は継続ということやっていくのが行政として道理だというふうに思っておりますが、今大きな見直しの時期になってきておりますので、市民の皆さんの声をしっかり聞くということを前提にしながらやっていかなきゃいけない。継続であるけれども、見直しもあるということでもあります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長に伺いますけど、そういうことも踏まえて、計画自体が県のほうで1年間ぐらいの期間がかかるということですが。

この道の関係ですわね、宮前秋月丸線の一部残してということについて、幾つか案があると思うんですけど、道路地の確保ですわね、そういうことについて過去は反対の地権者もおられたような、そういうことも聞いたこともありますけども、そういう部分で

見通しがあるのであるならば早目に動けばいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然、先に手をつけるという意味もあって、用地のほうの交渉には入っていきたいという考え方は担当課としては持っております。ただし、予算の絡み、いつになるのか、やはりまた50年待たすがかやると言われるわけにはいかんと思います。せめて5年なり10年の間でできる方策、また起終点部分という形になりましたら、今基本計画がやっと終わったばかりの自由通路をどこへ持ってくるのか、JRとの交渉が残っております。そこら辺が決まってからでないと、なかなか入れないというのも実情でございます。現在あいちゅう土地、空白の土地を調べているという状況になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 肅々と事務を進めてもらいたいと思いますが、次に移ります。④です。

振興計画があつてのマスタープランということではありますが、改定されるマスタープランでは、この点を明確にすべきではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 都市計画マスタープランにおいては、都市施設として計画を上げていく予定です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 都市施設の道路として計画を上げていくという予定ですが。

人口動態や今後この地域は本市の核になると、これは課長も言っておられました、そのことは誰もが予測できることではありますが、マスタープランでは先ほどから言われている、あけぼの街道から宮前秋月丸線の一部を利用して、駅北広場を含めたロータリーを計画するみたいな、そのような文言、表現になるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） そのような形での表現になろうかと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私の通告では、北出入口を含めたロータリー構想はと書いてますけど、北出入口ということでの見解は触れていないところですが、ロータリーで考えたら、ある部分玄関口で北出入口があればなというふうなことも思ったりもします。これはJRとの絡みもありますので、てやてやには言えないことですがけれど

も。あくまで自由通路の話も出ましたけど、自由通路で南の改札口へ誘導するというふうなことが現在の課の見解なのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

担当課としましては、駅北と駅南をどう結ぶかが課題であって、オプション的な話、追加の話の中で南の改札口へという形になろうと考えております。あくまでも駅、JR土讃線を挟んだ北と南をどうつなぐかが課題です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この点は余り深く突っ込んでも、JRともあることですので置いておきます。

次に移ります。⑤です。

駅北地域は土佐山田スタジアム、秦山公園、あけぼの保育園、美術館、給食センターもできておりますし、図書館もできる予定です。まだまだ民間による開発も進んでおります。市として、この地域におけるまちづくりの構想をいかにお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、現在、新町西町線完了後、あけぼの街道からの駅北への連絡も踏まえた自由通路を計画しています、基本計画ですが。その中で今後駅北地域の空白地へ、農地等の空白地になりますが、今以上の市街地への誘導をしなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今以上の市街地への誘導をするということですが、住宅や商業施設等を農地から転用して、都市機能を集積させていくというふうな意味合いでしょうか、確認します。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在までの計画の中で、駅北地域における農地の、空白地と呼んでいます。そこへ住居誘導をしてきております。今後もその住居誘導を、あいていますので、今以上に進めていかないと、というふうに考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑥です。

振興計画第3次実施計画では、宮前町と東本町を結ぶ自由通路について、計画策定を行うとしています。計画自体を否定するものではありませんが、全体を見据えたものなのか、いささか疑問を持つところです。駅北の整備なくして通路をつけても、駅のホー

ムとの関係もなければ、利用されないものになるかもしれません。多度津駅のようにパーク・アンド・ライドならまだしも、また、子供たちの通学なら、新町西町線の歩道を歩くのが大半ではないでしょうか。

今後いかに具体化するのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 自由通路については、今年度、基本計画を終了したところであり、JRの用地及び施設を利用した計画であり、あわせ南北にエレベーターの設置も必要です。財源やランニングコストの問題も含め、協議が必要であると考えています。担当課としましては、新町西町線整備後のまちづくりの核として、命の道づくりを計画していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これ先ほど課長にいただいたんですけども（資料を示しながら説明）、皆さんもこういうのをいただいて、後で回します、せっかくの課長からのプレゼントですので、エレベーターもついてすばらしいですね。もちろんこれは市の仕事ですけれども、ホームにエレベーターがついたらなおすばらしいと私は思うんですけれども。

実際、自由通路には南北にエレベーターが必要という基本的な計画はできているということをお聞きしました。それは市の費用でももちろんこの第2次振興計画第3次実施計画の中でやっていくということになると思いますが、そこから駅のホームへという認識はまだないということ、これからどうするのかわかりませんが。南国市の後免駅やったら、ホームにおりるのは改札を通過してからですので、あれはJRがやっていますわね、費用を負担してね、維持管理もね。ただ、駅前広場から上がるのは市がやっていますので、それは市が維持管理も踏まえてやっているというような状況は伺っています。

まちづくりの核として命の道を計画するというふうなことも言われてましたけど、駅のホームへロスなく連結する自由通路の実現を目指すべきではないかと思いますが、そのところの課の見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 再度の答弁になります。

先ほども答えましたが、JR駅南地区を結ぶ目的が自由通路でございます。そのプラスアルファとして今後、担当課のほうがJRとの協議をどうするかという問題はあるかとは思いますが、オプションでついてくるものとうちの課は考えていきます。それによって事業がおくれるということは、あってはならないこととも考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。

公共施設個別管理計画についてであります。

平成29年3月に香美市公共施設等総合管理計画がまとめられました。公共施設等の老朽化問題を背景に、本市においても「市有財産である公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の適切な規模とあり方を検討し、公共施設等のマネジメントを実施する必要があります。また、現在所有している公共施設等で、未使用施設や、使用頻度の低い施設の統廃合や除却解体も検討していく」としています。大変な作業であると考えます。

総合管理計画では、施設の現状から、施設の点検、維持管理、建てかえ、統廃合等に関する考え方を明確にし、今後の所有施設の基本方針を個別具体化しております。その中で個別施設計画を策定する方向性も明示しております。

そこで伺います。①です。

決算審査において質疑を行ったところ、建築後35年を経過した施設が全体の3分の1を占めているとのことでありました。施設名について伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 平成28年度の公共施設等総合管理計画策定時において、新耐震化基準以前に建築されたと思われる35年を経過した施設は、管財課、教育振興課、環境上下水道課より提出いたしました別紙のとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まずは数にびっくりしました。管財課から出た資料では72ということで、公営住宅が片地1号団地、2号団地とありますが、あと小中学校関係では、新耐震化基準以前ということで各学校施設が載っておりますし、環境上下水道課からも18施設ということで出ております。事務作業、お世話さまでした。

そこでちょっと伺いますけれども、管財課資料の中で、下の66、67、68、69、70というのは、建築年月日が昭和56年の6月1日以前が旧の耐震基準で、6月1日以降が新の耐震化基準というふうに認識しておりますけど、それ以降の建物でありますけれども、新耐震基準にならないのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） その辺の時期のことですが、建設課の建築担当者に聞きますと、6月1日以前に建築確認を出しておれば、前の耐震基準になるということなので、昭和56年度に建設した建物を全部載せております。

なお、建築担当者によりますと、昭和56年6月1日に新耐震化基準になるということで、その前から新基準に合った設計をしているものもあると思われまますので、設計書を見てみないと耐震基準はわからないと。また、木造については、大体のところ危ないのではないだろうかということなんですが、鉄筋コンクリートについては、耐震基準を満たしているものも多いのではなかろうかと。公営住宅で言いますと、片地1号団地、

2号団地については、昨年度に設計業者に見ていただきますと、耐震基準は満たしておるということでございましたので、その辺のところはもう全て設計書を見てみないとわからないということになります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これは72から拾い出してみたんですが、物部地域が29施設、香北が18施設、山田が25施設で合計72施設ということになりますが、感覚的なものですが、物部の施設のほうは利用されていないのが多いんじゃないかというふうに思いますが、そのところは分析等はされていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 特に分析はしておりませんが、もう既に各課とのヒアリングが済んでおりまして、その応答でお聞きをしますと、やはり物部のほうは人口減少の関係やと思われませんが使われていない施設が多い、壊してない施設も多いということになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） きのうぐらいからの質問の中で、学校施設長寿命化計画を令和2年度完成を目指しているということではございましたが、これとこの公共施設個別施設計画の関連性というのか、同じように長寿命化等を目指すことも踏まえてあるんですが、この個別施設の管理計画にも学校施設関係、そしてまた、水道施設も載っていますけれども、水道施設関係もうたわれるのか、載るのか、それは別物なのか、また別に計画するのか、そのところをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 国から個別施設計画に該当するものを令和2年度までにつくらなければならないということになっておりまして、所管する官庁ですね、総務省は管財課が個別施設計画をつくりましますし、文科省は教育振興課がつくりましますし、厚生労働省のほうは環境上下水道課とかいうさび分けになっておりまして、つくるところは別ですが、同じような形態のものをつくるということになっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

老朽化施設の判定は5つのパターンに分けると言っておられましたが、再度の確認をします。

また、いかなる基準にて判定を行っていくのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 施設の老朽化の判定については、文部科学省から提示されております、学校施設長寿命化計画策定のための解説書の基準に基づき、各施設の屋

根及び屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の5つの部位について、目視状況及び建築年、または大規模な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価し、それらを100点満点で数値化して各施設の健全度を算定しています。さらに、今後における施設の取り扱い方針として5つのパターンを設定し、前述の施設の評価、健全度も考慮して、各施設に対する方針を立てています。

取り扱い方針は、①計画的かつ適切な方法により維持管理を行う施設、②施設の建てかえ、複合化、集約化、長寿命化等の検討を行う、③利活用の検討を行う、④売却や譲渡等の検討を行う、⑤施設の除却、解体等の検討を行うの5パターンです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 5つのパターン、屋根及び屋上、機械設備とかの判定ということで理解しました。

長寿命化の視点はもちろん大事です。そこでA、B、C、Dの評価に分けるというふうなことを言っていました、評価が幾つか出てくる可能性とかはないのか。もうこの個別施設計画では、この施設はAならAと、BならB、これはAとBが混在するとか、そういうことは選択肢では出てこないのか、確認します。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） A、B、C、Dにつきましては、屋上とか外壁についてA、B、C、Dと判定をして、最終的には点数になります。60点とか80点とかいう形になりますので、それを見て除却とかいう判断をいたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

各地域でのおおのの施設の必要性や利用状況等が個別施設計画にいかん反映されるのか、また市民の声はいかん反映されるのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 地域での施設の必要性や利用状況等につきましては、施設を所管する各課へのヒアリングにより、その内容も考慮した上で今後の取り扱い方針を決定しています。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろん次の質問にもかかわってきますけども。

ただ、利用状況がいまいちでも、建てかえとか長寿命化していく施設もあり得ると思うんです。実際、施設の性質、つくった目的、そういう部分で絶対必要な施設と、かなり古いのも見受けられます。そこら辺のことも全て課のほうで総合的に判断して、計画のほうに上げていっているということでもいいのか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 現在、全ての施設、全ての課、支所についてヒアリング



を既に行っておりますが、それは管財課と企画財政課が中心になって各施設を所管する課と協議しておりますが、その中で必要なものは各課のほうがそういったことは意思表示をしてくれていますので、それについて①の維持管理を行うとか、③の利活用したらいいのではないかという判断を今現在しておるところでございますが、まだ最終段階ではありませんので、最終的にはまたヒアリングの内容を各課に見ていただいて、決定することになります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 聞き方を変えますが、先ほど点数A、B、Cで各項目をやっちょって、点数で最終評価をするということですけど、その点数の中にその利用状況とか、市民の声とかが反映されるのかという聞き方やったらどうなりますか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） それはあくまで建物の現在の状況の点数でございますので、市民の声とか利用状況は反映されません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） けど反映しなければならぬケースも出てきますわね。それは最終的にということになるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） その場合は、施設の建てかえとかいう判断になると思われます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

個別計画策定において管理している各課との情報提供、連携について伺いますと書いています。先ほど来、かなり連携は強化して、管財課と企画財政課が中心になって話を聞いているということですが、基本のベースは各課からの情報になるということなのか、それを取りまとめるのが管財課の役割という認識でいいのか、確認します。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 建物の状況は管財課の担当が委託業者とともに全て回っております。それで、施設の取り扱いについては、各課の方針を財政サイドと協議して決めていくという形になります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑤です。

譲渡、除却と判定された施設は、利用されていないとか危険であるとかいうのが基本線であると思いますが、住民、市民の理解を得て早期に対応するのがベストと思いますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 譲渡、除却の判定を含めた各施設のマネジメントにつき

ましては、令和2年度から令和16年度までの15年間で3カ年度ごとに区切った計5期のマネジメント期を設けて、施設ごとにマネジメント期を設定し、それに従って実施することとなります。その際は、施設の安全性、機能性、代替性、社会性及び経済性に考慮しつつ、市の財政状況も鑑みて優先順位を決めた上で計画的にマネジメントを行っていくこととなります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して聞きますけど、除却なんかした場合の跡地の利用の可能性、極端に言うたら、今東本町にある図書館なんかもそうですよね、跡地利用はどうなるのかというのが議会質問でも出てきましたけども、計画自体はそこまで跡地のことについても踏み込んだような計画になるのか、それはまた別物なのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） この計画では、跡地については計画しておりません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑥です。

個別計画策定後の事業計画はどうなっていくのか。先ほど来説明もございました、令和2年度から令和16年度までの15年を3カ年度ごと5期ということやって、マネジメント化していくということも言われたわけですが、長いスパンでの取り組みになっていくということでしょうが、適時振興計画、実施計画にも反映していくということになっていくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 先ほど述べましたマネジメント期につきましては、譲渡、除却のマネジメントになります。個別施設計画で定めた各施設の取り扱い方針に沿って、施設の集約化や利活用等の検討、売却・譲渡、除却・解体等を進めていくこととなります。その中で継続する施設の維持管理については、予防保全の観点から、職員による施設の日常点検についてマニュアルの整備等、統一的な手法を確立し、老朽化による事故防止につなげていくことを考えています。また、必要時において随時、総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行い、より適切な施設の管理に努めます。

古い建物とかにつきましても、①の維持管理を行いという場合が多いです。その場合についても、大規模改装が必要などときには建てかえという形で検討していくこととなりますし、個別にそういった維持管理を行って、長もちをさせていくというのが目標であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 建てかえして複合化していくとかいうことも言われたんですが、国の財政措置なんかは有利な起債があるとか、そういうのはどうなんでしょう、

現時点ではまだ決まっていないのか。そこら辺も結構、こういう計画は国主導で来てる部分もありますので、そこら辺については現時点で把握しているところをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 企画財政課の判断とはなりますが、個別施設計画に位置づけられていないと借りられない地方債がありますが、ほかの有利なものと比較して対応していくのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） かなりの長いスパンの事業であることは事実ですし、優先順位もやっていくということですが、財政面も勘案したときにはかなり大変なことにはなっていくとは思いますが。

そのところで、計画をやったけれどもなかなか建てかえもできないとか、長寿命化させていく、結局そのところのさび分けは市民の声も踏まえて私は必要だと思うんですけど、そのところは最終的に市民に対して説明もせんといかんと、各施設はどうするということになってくると思いますが、これは個別案件ごとになっていくということになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） この個別施設計画は最終的にホームページ等とかで市民の方にお見せすることになりますので、それを見て、ここは必要であるとかいうことであれば、その都度見直していくことになりますので、所管する担当課のほうに申し出ていただくというか、管財課のほうに言っていただいても結構なんですけど、そういった形で市民の声は吸い上げていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次の質問です。

プレミアム付商品券事業について伺います。

消費税増税後の景気対策として、景気後退を招かないようにと政府は本事業を行ったところではありますが、実態はかなりの消費の減速感が出ております。10月の家計消費は5.1%の落ち込みとのことでもあります。

本事業は対象者1人が2万円で2万5,000円の商品券を購入できるようになっており、購入単位も4,000円で5,000円の商品券が購入できるとし、5回まで分けて購入できるようになっております。

過日の高知新聞の読者の声ひろばには、スーパーのレジにて商品券何枚ですねと大きな声で言われ、何か低所得者ですねと言われていたようで商品券を使いたくなくなったとの意見も載っておりました。市民にそのような感覚を与える事業はいかかなものかとも考えるところでもあります。

以上述べて質問に移ります。

①です。

保育の無償化の対象にならない平成28年4月2日から令和元年9月30日生まれの子供のいる世帯に対し、引きかえ券を送付しております。ここには申請手続の必要はありません。対象者数をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主が購入対象者となり、対象のお子様的人数分まで購入することができます。購入対象となる世帯主は476人、対象期間に生まれた子供さんの数は528人となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ここで後の住民税非課税者との関係もありますけれども、なぜ子育て世帯については、申請は要らないのかということについてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

住民税非課税者分につきましては、非課税者の中でも住民税が課税されている方に扶養されている場合ですとか、生活保護を受給されている方などが除外されるということでございます。当初に対象者と想定される方の中でも、実際審査をした結果対象外となる場合がございます。それに対しまして、子育て世帯の対象者につきましては、この対象期間に生まれた子が属する世帯主が、もうそのまま対象者となるということでございますので、申請は不要ということでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

この件について、引きかえ券送付後の引きかえ実績をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

子育て世帯ということのみでお答えいたしますと、今回の事業につきましては、国としましても個人ごとの商品券販売数の管理は求めておりません。そういったことで、誰が何冊購入したかまでは把握ができておりませんので、引きかえ実績は不明となっております。しかし、後ほどの住民税非課税者分と子育て世帯を合わせて全体で見た場合には、11月末時点で7,114冊、10枚の商品券が1つづりで7,114冊の実績となっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 子育て世帯のみの実績は不明ということで、住民非課税者との合計で7,114冊ということですか。

先ほど子育て世帯が528人でしたか、528人ということで1人5冊まで買えます

ので、528を掛けて2,640冊が子育て世帯は引きかえ可能という確認をしたいのと。7,114冊が合計で11月末でということですので、購入費で1冊4,000円で購入したということでしたら、4,000円掛けたら2,845万6,000円が市民が購入代金に充てたというこの認識でいいのか、ちょっと確認します。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 1冊の購入代金が4,000円ですので、そのとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

住民税非課税者の対象者は、来庁または郵送にて申請を行い、交付決定を受けて引きかえ券が送付されるという、子育て世帯より手間をとられております。そこまで面倒なことは嫌ということで申請をしないという方も見受けられました。

また、最小4,000円で5,000円分の商品券を購入できるということも知らずに、少ない年金で2万円を準備するのも大変と言われた高齢者もおられました。住民税非課税者の対象者の中で申請された方、申請数をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

令和元年11月末現在におけます対象者数は7,516人で、うち商品券購入を希望され申請された方は2,018人となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 7,516人で2,018人申請されて約27%になりますが、2,018人が5冊買ったなら1万90冊が引きかえ可能ということになると思いますけれども、子育て世帯と合わせて全てで1万90冊と、先ほど言った2,640冊で1万2,730冊が引きかえ券を持っていて、手続すれば商品券が手元にいくという認識でいいのか、ちょっと確認です。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 申しわけございません。ちょっとわかりかねますので、もう一度お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 数字的なことですのであれですが、申請された方は住民税非課税者で2,018人ですね、2,018人が5冊買えますよね、ということは掛けたら1万90冊、住民税非課税者にはわたると、全部引きかえたら。そういうことと、あと最初の子育て世帯が528人と、これは申請もなしに送られているということで、528人掛ける5で2,640冊ということで、合わせたら1万2,730冊の現状引きかえ券がいつて、手続すれば商品券が使えるような状況になるということではないのか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほどの購入を希望され申請された方が2,018人でして、そこから当課のほうで審査をして引きかえ券を送りますので、多少そこで数字が変わってくる場合がございます。子育て世帯につきましては、おっしゃるとおりでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 多少のずれがあると、私のほうで審査という認識がございませんでした。

住民税非課税者の申請の必要性は子育て世帯の関係で聞きましたので、申請しなければならないということは、対象者に通知が8月に送付されて、申請後、交付決定をされて引きかえ券が送付されるという手続になろうかと思いますが、交付決定できなかったケース、先ほど課長が言われた部分ですが、そのケースはあったのかどうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

審査の結果、香美市外の課税の方に扶養されておるパターンでありますとか、市から申請書を送付した後に税の申告内容が変更になった場合、そういった事例がございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

非課税世帯の方々の申請は約27%ですが、引きかえ実績を伺いますと、先ほどまとめて報告されたということです。

結局、対象者が528人と7,516人ということで8,044人で、5冊買って実際4,000円ということは、予算は1億7,000万円ですけど、1億6,000万円という部分が市民の方々から入ってくるお金で、合計で結局7,114冊が11月末現時点で引きかえられていたということで、4,000円で2,845万円ぐらいですか、先ほど言った。そうすると、実績的には全ての対象者からいったときには約17.7%、計算したらそれぐらいの実績しかないんですが、これは間違いはないですか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今2つの制度の中での対象者数に最大の5冊を掛けたところで計算しますと、おっしゃるとおり約17.7%になります。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） まだ引きかえをためらっている方なんかもおられると思いますけど、引きかえ所は山田のバリュー各店とマルナカですか、それと、おのおのの

郵便局と、簡易郵便局を除く郵便局というふうになっていますけど、香北、物部の方はこういう大型量販店がないので、実際郵便局へ行かんといかん部分が多いんじゃないかと想定されますけど、香北、物部の店舗の方に、この引きかえ所になってくれませんかというふうな要請はしたのかどうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香北、物部の量販店につきまして個別の依頼はしてございません。といたしますのが、商品券の販売の際に商品券の厳重な保管でありますとか、それから、購入の際に本人確認、そういった作業も必要になります。したがって、レジとは別のカウンターでそういった受け付け作業が発生するという認識のもとで、土佐山田町内の4事業者とさせていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ただ、今後のこともあるかどうかわかりませんが、実際に市民の立場からいったときに、郵便局だけかということになってしまいますので、香北、物部でもやっぱり自分くの店で引きかえしてくれることによって、また消費もしてくれるということもありますので、今後ちょっとそこら辺は気をつけて配慮されたらというふうに思います。

次に移ります。⑤です。

以前の申請手続の必要があった臨時福祉給付金事業でも80%ぐらいの実績が上がったと思います。余りにも率が低いと考えますが、周知はどのようにしたのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

全体的な事業の周知としまして、国が作成しましたポスターとチラシを公共施設で掲示、設置を行うとともに、広報香美、香美市ホームページに事業概要等を掲載することで周知を図ってございます。

また、住民税非課税者の方で、商品券を購入できる可能性のある方につきましては、個別通知と申請書を送付することで、制度の周知を図ったところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） あと販売期限ももう迫ってきましたわね、実際そういう中で来年の2月末ということですが、それまでには手だて打たんといかんと思いますが、最終のお知らせ等はするのか、引きかえも促すということも踏まえて、そこはどうなのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

商品券の販売期間がもう来年2月末ということで迫ってきておりますので、来年1月の広報に、もう一度申請期限の周知ということで掲載をする予定でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。最後です。⑥です。

今回の事業の予算立てにも見られるように、市民の購入してくれるであろう券購入費が1億7,000万円と国の措置が4,250万円と2億1,250万円という予算立てでありました。そして、想定されたとおり、低所得者層では約27%の申請、また、市民の商品券の購入意欲をそぐというふうな制度になったのではないかというふうには私に考えておりますが、その点について見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

商品券事業の目的であります、住民税非課税者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するという点におきましては、25%のプレミアム分を付加したことにより一定の効果はあると考えております

一方で、地域における消費を喚起、下支えするという点におきましては、商品券を使用した店舗実績から、日常生活に必要なものの購入に当てたケースが多いのではなかったかとそういった推測しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今回課のほうで窓口対応もされたんですけども、実際そこら辺で事業に対しての評価、そういうところについては課長はどのような見解を持っているのか、最後にお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の事業で窓口に来られた方の中には、以前に実施をしました臨時福祉給付金といった、申請をすれば現金がいただけるといった勘違いをされる方も中にはございました。この制度の説明をした後に取りやめるといった方もございました。

それと、住民税非課税者の方につきましては、手続きが複雑であることも含めて、またさらに初期投資といいますか、商品券を買うに当たっての初期投資も要ると、そういうのも全体を含めて抵抗感になったのではないかと、そういうものもあったのではないかとというふうには考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため、暫時午後1時まで休憩します。



(午前 11時54分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初に、通告文の訂正をお願いしたいと思います。

私の質問の1、教職員の働き方についての⑥、⑦もそうですけれども、初めの「政府は」のところを削除していただきまして、2行目の導入するためと書いていますけれども、導入するで後の「ため、」をのけてもらって、その次に、教職員給与特別措置法の頭に「改定」と入れてください。その行の最後の（給特法）の次の文章を丸までのけていただきまして、「（給特法）が12月4日成立した」と書きかえをお願いいたします。読みます。政府はをのけまして、公立学校の教員に長時間労働対策として1年単位の変形労働時間制（変形制）を導入する改定教職員給与特別措置法（給特法）が12月4日成立したと書きかえをお願いいたします。

続きまして、⑦の文章の頭に「改定給特法」と書いていただきまして、「の改定案」をのけていただきたいと思います。

それでは、質問を始めさせていただきます。

最初に1、教職員の働き方についてです。

教職員の働き方については、ことしの3月議会でも質問をしましたがけれども、今回の質問はそのときの質問や答弁にも関連してくると思います。これ以上教職員に長時間労働をさせたくないとの思いから質問をいたしたいと思います。

12月4日、国会で公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制、変形制を導入する改定教職員給与特別措置法（給特法）が成立をいたしました。この給特法は1971年、公立教員の給与を4%増額調整する一方、残業代を不支給とすることを眼目にした法律です。教員の時間外勤務を常勤4項目、校外実習、学校行事、職員会議、非常災害に限定したものです。残業代の支給は労働基準法第37条で定められた長時間労働を防ぐ重要な制度です。その制度を公立教員に限って適用除外したことが、長時間労働の要因の一つになったのではないのでしょうか。また、給与4%増額の根拠は、当時の平均残業時間、週1時間14分でしたが、現在の残業時間はその数十倍に達するなど、法は現実と完全に乖離しています。

また、1年単位の変形労働時間制（変形制）は、1904年施行の通知では、労働時間短縮の観点から、導入の前提として恒常的な残業がないこととし、時間外労働の上限を月45時間、年間360時間としたガイドラインの遵守が制度導入の前提としており、

1カ月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことが条件です。恒常的に法外な残業がある公立学校は導入の前提がありません。繁忙期に1日10時間労働までを可能とし、閑散期と合わせ平均で1日当たり8時間でおさめる制度ですが、人間の心身は繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようなにはなっていないと思います。今回成立した改定給特法は、人間らしく働くのに不可欠な1日8時間労働の原則を崩す労働時間法制の改悪ではないでしょうか。

以上述べまして、①です。

2018年6月に全教職員を対象に実施した勤務状況等のアンケート調査の結果をもとに、年度内に2回目のアンケート調査をすることでしたが、実施した時期と内容をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） アンケート調査の件につきまして、お答えをいたします。

3月上旬に6月と同じ内容で行いました。勤務状況について7項目、業務改善の取り組みについて5項目、仕事と生活の両立を推進するために効果があることについて調査しています。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 6月と同じ内容で調査をされたということですが、自由記述欄を設けてはいかがでしょうかという質問を以前にしていたと思うんですが、今回の3月上旬にアンケートした内容には、それはされたのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

自由記述の欄は設けておりません。3問目につきましては、1から10までの中で選ぶものが多数ありまして、そこで見れるかなと思ったからです。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 6月に行った内容と今回3月上旬に行った内容は同じものですので、何か変化といいますか、そのあたりの分析はされていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 分析についてお答えをいたします。

ちょうど6月に行った分と3月に行った分につきましては、途中で10月、11月の繁忙期がありまして、全体的な数字を見ますと、1から5の段階で先生方に答えていただいたのですが、いわゆる5が大いに当てはまる、それから、1の当てはまらないまでの5段階です。それで答えていただきますと、全体的に3月に向けてはマイナスというか、0.1から0.3ぐらい下がっているという状態があります。

主にちょっと項目を長くなりますがお知らせをしますと、いわゆる「日々の業務の中で忙しいと感じていますか」というのは、5段階の評価で結果からいって4.3から

4.7というぐあいには伸びているということがあって、あとは先生方が数字的に低く出ている分につきましては、「正規の勤務時間を意識して仕事をしていますか」というあたりが、2.8とか2.7とかいうことで低いです。それから、「日々の業務上の問題に関して組織的に改善を図っていこうとする雰囲気があると感じていますか」というところも、これも6月の段階で3.3で、3月で2.9というふうに下がっているところです。あとは2番の業務改善の取り組みについてということで答えてもらった中には、「教員の働き方改革がなぜ推進されているか理解しているか」ということに対しては、これはとても高く出てきているというか、みんなそう思っているというようなことです。あと、「今までの働き方改革の取り組みで、より学校経営目標達成に意味のある業務に時間をかけられるようになった」とか、それから、「働き方改革の中で実施された取り組みが定着している」とか、それから、「これまでの働き方改革の取り組みは、自分の求める仕事の進め方を実現するのに効果があった」というようなあたりは、2.1とか2とか大変低いです。それから、「今後仕事と生活の両立を推進するために効果がある」ことについては、1番目が会議や研修の見直し、そして、2番目が交代ができるようにするための担当者の複数化が欲しい、それから、3番目が定時退勤日の設定や指導をお願いしたいという、そういうような中身でございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 内容を少しお聞きいたしました。忙しいと感じているかについては4.3から上がっていると、もともと4.3あったということですよ。なかなか現場の先生方は忙しいというのは、もう実感をされているということでございます。

やっぱりこの働き方改革についての理解度も、これは今の状況ではいなくて、働き方について見直していってもらいたいという思いはすごくあるというようなことで、先ほどのことを理解をいたしました。

働き方改革についていろいろ実施はされているけれども、それが効果があったということは低いということになっているので、まだまだ改善の余地があるということになるかと思うんですけども、それでは、次の質問に移りたいと思います。

②です。

今年度は、働き方について検討委員会を立ち上げることとございまして。その後の経過をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今年度、検討委員会を立ち上げることについてお答えをいたします。

現在、香美市の教職員の働き方改革検討協議会ということで要綱を策定をしています。本年度中に検討委員会を設立し、令和元年度から2年度に数回の会議を開催し、一定の

方向性を出す計画で進めているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その働き方改革検討協議会、予定としてはいつごろから始めますか。令和元年度から2年度に数回ということで、もう少し具体的にわかる範囲でお願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

時期としては3学期に一度会議をして、そこから進めていきたいとは思っています。少し延び延びになってきているのは、途中で県も国もこの改革を進めるのにいろいろな施策が出てきて、それから四国とか高知県の各地教連の中でも、この検討協議会を立ち上げてやっているところの情報とかをお聞きをしたり、どこへ焦点を絞ってやっていったらいいのかというところを少し勉強しないとイケなかったものですから、今も勉強中なんですけど、できるだけ早く立ち上げたいと思っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その働き方改革検討協議会のメンバー、協議会に参加する方々は大体どういう方々を想定していますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） メンバーですけれども、要綱の中には教育に関する理解と見識を有する者、それから、学校及び行政機関の関係者から選定ということで、10人以内をもって構成をするということで今計画をしています。具体的にメンバーも一応案としては決めているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

2018年、県の教育委員会が確認をいたしました1カ月以上の病気休暇、休職の数は、小中学校で2016年度が128名、2017年度が111名、2018年度、昨年度ですけれども、これが4月当初に取得見込みまたは継続中の者が24名と県の資料ではなっておりました。

昨年度、全国の公立学校では毎年5,000人の教員の方が精神疾患で休職に追い込まれていると、みずから命を絶つ事例もあるということも新聞にも報道されておりました。昨年度、本市は、これは3月に答弁いただいた内容ですけれども、7日以上 of 病休が10名で、そのうち休職者が2名という御答弁をいただきました。代替教員がなかなかいないということもお聞きしたところでございます。

今年度、病休や休職している教職員の状況と、おのおのどのように対応してきている

かをお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

今年度、病気休暇を取得していた教職員は病気で5名、病気休職を取得していた教職員は2名です。状況に応じて代替教員を配置し、不備のないよう対応しているところで

す。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 昨年度はなかなか代替教員の方がいらっしゃらないという  
ことで、教頭先生が入ったりとか、いろいろ苦勞されていることをお聞きしたんです  
けれども、今回は代替教員の方がいて、特に現場のほうでは問題なくされているという  
理解でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

昨年度は本当に代替教員の配置がなくて、とても学校が困りました。けれども、こと  
しは代替教員を配置をしてくださっているということなので、何とかいっています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

お手元に配付しております資料をごらんください。①と書いているものです。

この資料につきましては、昨年10月に県が作成した資料になります。表題として、  
喫緊の教育課題を踏まえた今後の取り組みについてという資料の中から、私に関係のあ  
るものをピックアップして資料として載せております。

この資料①ですけれども、これは2018年、昨年6月と7月の時間外勤務の状況  
を示しています。時間外勤務80時間以上で見ますと、6月では小学校が21.9%、  
中学校が50.0%となっています。7月では小学校が10.5%、中学校で31.6%  
となっています。

前回の質問の御答弁でもありましたけれども、本市においても、繁忙期といえますか、  
10月は3分の1の方が80時間以上の時間外があったということをお聞きしたところ  
です。

2018年度、昨年度ですけれども、小学校と中学校の平均1日当たりの学内労働時間  
と繁忙期の労働時間をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

2018年度は7月からパソコンによる勤怠管理システムを導入しました。勤務時間  
管理を行ってきましたが、集計、報告の方法が1日当たりの労働時間を把握するもので  
はなくて、月80時間を超える職員の報告を行うものでありましたので、御質問いただ

いた労働時間を報告することができないのを申しわけなくと思いますが、以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そうしましたら、前回お聞きしました10月に3分の1の方が80時間以上を超しているという、そのデータがこの勤怠システム、パソコンのほうにあるということ。ほかに、この繁忙期、閑散期とかあるんですけど、繁忙期と言われるのは大体何月を今想定をされてるのか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 繁忙期は10月、11月です。少しデータを申し上げますと、小中学校10校全てで出しましたところ、10月が33.5%、3分の1ぐらいですね、それから11月が23.6%です。あとは12月、1月になったら、12.6%とか下がってきます。多分一番少ないのが8月で4.9%ということです。月によってばらつきがあるということはありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 10月と11月が繁忙期だということで、県のこの手元の①の資料では、6月と7月がちょっと出てたので、6月も7月も本市としては繁忙期に入っているのかなというふうに思っていたので、お聞きをいたしました。

厚生労働省の2018年版の過労死等防止対策白書では、学校の勤務状況が、これ全部の小中学校ですのであれですけど、1日の平均の勤務状況が11時間17分というデータが出ております。香美市のほうでは、1日当たりの労働時間としては出てこないということをお伺いをいたしましたけれども、全国的には11時間17分というようなデータも出ておまして、実際、10月、11月と33.5%、23.6%の方が80時間を超えているということは、これは大変な数字だなというふうに理解をするところですが、そのあたり、1日の勤務時間は当然8時間以上になっているわけですよ。ということで理解してよろしいでしょうか。月に80時間を超している方が10月、11月はこれぐらいいるということは、普通は所定労働時間があると思うんですけども、1日の労働時間としては、当然それよりは2時間半から3時間、4時間と多くなっているというように理解でよろしいですよ。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 80時間以上ということなので、そういう理解でよろしいと思います。

これ10校で非常にばらつきがありまして、やっぱり大きく超えているのは鏡野中学校です。あとは、実は教育委員会の連合会のほうからも、それから市のほうからも、一斉に幾つかの取り組みを学校のほうにお願いをした経過がありまして、昨年の初めから7月ぐらい、特にPTAも一緒になってお願いをした経過があって、すごく努力をしてくださっているのです。その中でやっぱり鏡野中学校については、頑張ってはくださっ

ているんですけれど、やっぱりオーバーしているということです。具体を言いますと、校長先生とお話をしますと、かつて12時を超してということが多々あったのが、それをできるだけ口酸っぱく言いながら、8時とか9時とか、とにかく早く帰ってくださいということでは言っているというような話があります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） お手元の資料の①ですけれども、そこに小学校・中学校の概要として書かれていますけれども、③のところに「児童・生徒数が多い学校ほど、時間外勤務が長くなる傾向がある。」と書かれています。本当に本市の場合は、鏡野中学校が切実な状況であると思います。

次に、⑤に移ります。

先ほどの答弁の中で、8月は4.9%というふうに御答弁がありました。繁忙期の超過勤務が閑散期、多分、夏休みのことかなと思うんですけれども、例えば夏休み期間などにまとめて解消することができる状況にあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

夏季休業中においても、学校現場は加力指導や水泳学習、クラブ活動の指導といった児童生徒に直接携わる業務や、教員としての専門性を高めるための研修等が計画をされており、閑散期とは言いがたい状況にあります。繁忙期の超過勤務時間を夏季休業中に消化することは、現状では難しい状況であると考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほど答弁をいただきましたように、本当に私も夏休みとか伺うこともあるんですけれども、先生方は皆さん何か忙しそうにされていました。やっぱり、ふだん自主研修ができない、毎日忙しくて次の授業の準備とかありますし、なかなかこれを研究したいかと思っても、自分を高めたいと思っても、その時間がなかなかとれない分を、この夏休みの閑散期と言われるこの時期にとっている。だから、休みは当然余りとれないというようなことになるんじゃないかなと思っております。本市でも学校の閉庁日を決められてると思うんですけれども、そのあたりの状況はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） これ県内一斉に取り組んでいる中身でして、夏季休業中に学校閉庁日、学校を閉めて休暇取得を促進する期間ということで、年休がとりやすいという状況で定めています。前にもお話ししましたが、教職員の場合は8月末が年休のカウントの最後の月というか、1年を9月から8月までとしているものですから、8月に残してきているというか、とれてない人たちもこの8月には思い切ってとれるとい

うこともあって、この活用は大変多いです。学校は本当に電話等も閉じていますので、非常にとりやすくなっています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ちなみに、その学校閉庁日というのは何日から何日までですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 日をちょっときちっと持ってこなかったんですけど、大体1週間の期間です。土日も入れてということでやっています。済みません。来年は土日を入れるとかなり長くなってきます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の⑥に移ります。

冒頭にも述べましたけれども、公立学校の教員に長時間労働対策として、1年単位の変形労働時間制（変形制）を導入する改定教職員給与特別措置法（給特法）が成立をいたしました。参議院の審議では、2016年の勤務実態調査で小学校での6割、中学校で7割以上の教員が月45時間以上の時間外勤務を行っているということを文科省は認めました。制度導入の前提がないことが明らかになりました。

教育長からは3月議会におきまして、変形労働時間制については、研究を大いにしていけないといけないとの御答弁でした。今回成立をいたしました、1年単位の変形労働時間制を導入する改定給特法をどのように受けとめられますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

今回出された改定案は、公立学校の働き方改革を推進するため、夏季休業中にまとまった休日をとるなど、1年単位で勤務時間を調整する変形労働時間制を条例によって、2021年度から自治体の判断で実施できるようにするものと理解をしています。休みのまとめどりができる一方で、繁忙期にはさらに長時間労働の可能性があるのではないかなど、数多くのメリット、デメリットがあり、さらなる情報収集と引き続いた研究が必要と考えています。香美市の教職員の働き方改革検討協議会や、教職員の意見を収集することも必要だと考えているところです。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 本当に、これは国会のほうで決まり2021年4月から施行とはなってますけども、御答弁にもありましたように自治体の判断ということで、県が条例化をすることによっての施行ということになりますので、本当に各自治体ごとの実態をやっぱり知ることが大事じゃないかなと思うわけです。閑散期にとるといっても、かえって繁忙期に今以上の10時間以上の労働時間、1日の勤務時間が長くなれば、本当に本末転倒ではないかというふうに思うところがございます。

今、お手元の裏側になりますけれども、配付しております資料②をごらんください。



これは小中学校の教員の1日の流れのイメージ図です。このような1日の流れの中で、1日8時間、月40時間の労働時間が守られるかどうかということになると思うんですけども、実際、閑散期にまとめてとって繁忙期をできるだけ少なくするといっても、先ほど教育長も言われましたように、8月は8月で自主研修とかいろいろなことが入ってきます。なかなかこちらにとるからこちらを少なくできるとかいうような問題ではないような気がいたします。

教育現場の実態を十分な調査もせずに見捨てた形でのこういう法が施行されて、ますます多忙化に拍車をかけるものではないかというふうな懸念がありますが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

県の指導もあって、特に中学校が働き方改革で大きく変わったのは、1日の週時程の中に教科の研究をする、先生同士の話し合いをする時間を取り込んでいます。前はこの図でいくと、夕方まで全部終わった後で教科会とかしていましたけれど、週の時間割りを操作することによって教科の先生方があいた時間をつくって、そこで各教科会を行っています。大栃とか香北中学校におきましては、教科間連携といって、幾つかの教科が同じ時間に教科を超えて話し合いをするということなんかを入れて、普通の時間割りの中にそういう会を入れたので、夕方の会が減って、それが非常に効果をあらわしているところです。そういうふうに工夫をしながらやっていかないといけないと思っています。学校現場はいろいろ工夫しないといけないし、最初は習慣でできないと思っていたことも、いろいろやってみたらできることもあるので、また一緒になって考えていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 学校の現場でそれぞれ工夫を凝らして、ほかの学校のやり方も参考にしながらやることで、先ほど御答弁があったように、教科会も時間内にすることができるようになったということで、それはもちろん現場の努力も必要ですが、冒頭で述べましたように、給特法を変えなくても現場のほうでいろいろやり方はあって、業務の改善はできると思うんですね。給特法でこのようなやり方をする必要は、今の時点ではないのではないかというふうな見解を私は持っているんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今、先生方からの御意見を聞いていないのでわかりませんが、もしかしたら、今一斉にやっている学校閉庁日という形をとるよりは、夏休みの研修会なんかをもっと県全体で整理をして日があけたら、もうちょっと長い日が欲しいとかいうようなことが起こってくるかもしれません。ですから、その辺は先生方とも話をしながら、今後考えていかなければならないと思っています。いずれにしろ、1

0、11月が忙しいからといって、そこへ何か夕方を延ばすというのは大変ちょっと苦しいところがありますので、検討してまいります。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑦に移ります。

改定給特法は、労働基準法（労基法）に基づく労使協定を結ばなくても、自治体が条例で定めれば、教職員の合意なしで制度を導入できるようになります。労基法違反ではないのでしょうか。また、労基法を給特法で読みかえるのは、労基法の最低基準としての役割を否定し、憲法第27条、これは労働条件とか賃金、就労時間、休息などを決めるものですけれども、を否定するものではないかと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） これは十分答えられません。法律等に係る専門的な事柄でありますので、今後御質問の内容を吟味し、専門家の方々に相談させていただき、判断をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほど教育長もお答えになりましたように、現場の意見をやっぱり聞くということが一番大事ではないのかなというふうに思います。今までの現行法では、制度を導入するときには、そこに働いている人たちの意見を聞いて、同意を得て、過半数の同意ということでいろいろ制度も変わってきたという部分もありますけれども、今回改定の給特法の場合は、それも一度自治体の県のほうで条例が決まれば、それは個々の教職員のするしないとかそういうことでなくて、県で決めたらもうそれのおりというふうになってしまう、教員の意思は無視されるおそれも出てきますので、その辺のことをまた今後、専門家にも聞いてとのお答えでしたので、またそのようにしていただいたらというふうに思います。

⑧に移ります。

お手元の資料の③をごらんください。

これの星印は教員の本来的業務、そして四角の黒塗りの表示が教員が負担感を感じる業務ということで示されています。そのほか学校、市町村教育委員会、県教育委員会のすることではないかということで、県の教育委員会の事務局のほうでこういう資料を作成をしておりました。

そして、資料の④です。

この④は高知県ではないんですけれども、首都圏の小学校の青年教員から現場の実態についての投稿があったということで、それが新聞紙上に出ておりました、それをコピーさせてもらったものです。この中をちょっとはしょって言いますと、この青年教員が言いますのは、今現在過労死ラインを超えています。変形労働制が導入されれば、勤務

時間はさらに延ばされ、労働時間は長くなります。子供たちの成長を見守り、寄り添ってあげたいと頑張る教師がいなくなれば、最大の被害者は子供たちですと書かれております。

昨年、市内の小学校を辞職をされました青年教師の母親と会うことができましてお聞きをしたところは、その息子さんは朝6時ごろ家を出て、帰りがいつも10時を過ぎていた。子供の顔を夜見ることにはなかった。疲れていたように思う。親には詳しくは話してくれなかったとおっしゃっていました。彼の場合は、4月に香美市の小学校に転勤となって担任を持っていましたが、大卒後採用され4年目でした。秋ごろに病気休暇をとり、ちょうど10月、忙しい時期でしたでしょうか病気休暇をとって、復帰をすることなく退職されました。本当に残念でなりません。

教員が疲れているという状況では、なかなか生徒に対しても、また保護者に対してもいろんな面でマイナスになるのではないかというふうに思うところです。学校は何時間とか決めてても、そのときの子供の状況とかで、保護者の対応も含めて、臨時的に対応を常に求められる職場であるというふうに思っています。であるからこそ、教職員の心身の健康維持のためにも、この変形制ではなくて今現在の業務量を減らすこと、そして業務がふえれば、それに見合う教員の増員といいますか定数をふやす、業務量に見合う定数にするということが、やっぱり長時間労働を是正していく方向ではないかというふうに考えます。そのあたりの見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

長時間労働を是正するということでは、議員の御指摘のとおりだと考えます。また、教員の定数に関しましては、国の法律を標準として、県が教職員定数に関する条例を定め運用をしているところです。

学校における働き方改革の趣旨は、ただ単に業務量を減らすということではなく、教師の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況をつくり出すことであると理解をしています。

これらのことを総合的に考えて、教育の質の担保と業務量バランスを考えながら進めていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、次の⑨に移ります。

教職員の多忙化の原因の一つにテストがあるのではないのでしょうか。小中学校で実施をしていますテストの学年別の種類をお聞きをいたします。また、テストが多いことによる児童生徒や教職員への影響についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

学校で行われている各種テスト、調査等は、児童生徒の学習の定着状況を客観的な観点からの確に把握するとともに、その結果を分析し、教師の指導方法の工夫・改善を行うために重要なものと考えています。

しているテストを申しますと、小学校では全学年単元テスト（国語、算数、理科、社会等）です。それから標準学力調査が2年生から5年生まで、高知県学力定着状況調査が4年生と5年生、全国学力・学習状況調査が6年生、それからGTEC Juniorが英語の話す・聞く・書く・読むの4領域をはかる調査、英語の調査が6年生などです。中学校では、全学年の実力テスト、定期テスト、標準学力調査が1、2年生、全国学力・学習状況調査が3年生、それから小学校と同じでGTEC Coreという英語の調査が2年生、英検I B Aが3年生等で行われています。

テストや調査については、児童生徒や教職員に負担等が出ないように配慮をしながら、今後も実施する内容や回数や時期を検証しながら、実施していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 学習の過程において学力がどれぐらいついているのか、その辺の判断基準になるためにどうしてもテストが必要だということは非常にわかりますし、教職員に対しても、指導のあり方のまた振り返りにもなっているのではないかなというようなことをごさいます、私もそうだと思います。

ただ非常に、特に小学校では単元テストがあり、そして標準学力調査、小学校の4年、5年生になるとまた県レベルのテストがあって、6年生は県レベルはないけれども全国学力テストがあると。中学校はやっぱり進学のこともあるんだろうと思うんですけども、実力テスト・定期テストに中学1、2年生で県版テスト、GTECの英語のほうのテストもあり、3年生は学テと英検があるというようなことで、学校側でするテストというのは理解をするところなんですけど、やっぱり県でやるテストとか国でやるテストというのは、本当に子供たちにとってはいつも、じゃあ県のテストは県で比較されるんだとか、国のテストは国レベルでほかのところと比較をされるというような、比較、比較ということで、テストがそういう比較の材料になっているのじゃないかなということをお自身は思うところをごさいます。

せんだって12月9日の地元紙の夕刊に出ておりましたけれども、県版の学テが、昨年から東京の業者に作問、採点、集計を委託したということで、結果がわかるまでに2カ月ぐらいかかり学年末になるために、実施時期を早めたというようなことで書かれておりましたけれども、この県版学テもことしで8回目、2012年にスタートしてますので8回目ですけども、先ほど教育長がおっしゃいましたような学力の定着というのは、学校の中での実力テストとか定期テストの中でも十分そのあたりは、定着状況とかはわ

かるような気が私としてはするのですね。

そのあたり、業者がテストを採点、集計はしますけれども、それを配った担任の先生もやはり気になるところで、それに対しての評価とかずっとしていかないけないと思うんですね。やっぱり子供のつまずきに早く気づいて、その都度支援をしていくためには、採点まで2カ月かかった後で実際の結果が来るといようなやり方ではなくて、やはり中学校だったら実力テスト、それから定期テスト、前からありますけれども小学校でしたら単元テストなんかで、その単元単元の理解度なんかは、担任の先生たちが理解ができていないかというような思いもありまして、そのあたり、今後テストの回数とか時期なんかの検討はされるというふうに御答弁をされましたので、なおまたそういう現場のテスト、学テなんかについてもまた検討をしていただきたいというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

調査をしながら結果に基づいて授業改善をしていく、そして子供に力をつけるという目的でしているのです、市としてはこのテスト関係はとても大事だと思っています。ただ、先ほど何年生、何年生と言わせていただいたように、かつて全部の学年が一斉に幾つもしてたというのを、市の中で必要のないものをどんだんのけていって、何年生はこれ、何年生はこれって、時期はいついつというようにかなり精選した状況で計画をしてやっているというところです。県版と全国については一斉なので、ここらあたりはもう、そこはそのまましています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の⑩です。

不登校を生じさせないためにも、教職員が児童や生徒と向き合える時間や授業の準備に充てる時間を所定時間内に確保することが必要ではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

濱田議員の言われるとおりです。働き方改革が進み、教職員が心身にゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間がふえると、子供たちはさらに安定し、元気づくと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私ごとで大変恐縮ですけども、私の息子の三男がちょうど中学3年のときに全国学力テストが始まりまして、⑨のところで言ってもよかったんですけども、学期ごとにテストがあつて、実力テストに小テストって、これでまだ全

国の統一テストもやるんかと物すごく怒って帰ってきました、それで自分のことをテストだけで決めんとってくれと、自分の生き方は先生にも誰にもテストでわからんというようなことを言ったことがすごく記憶に残ってまして、そういう意味で、それが不登校の一つのきっかけになるかもしれない、テストをするためにだったら学校に行かないとかいうようなことも言うておりまして、そういう子供さんも中にはいらっしゃるのじゃないかなという気がいたしました。

やはり本当に子供たち、小学・中学生というと、先生といっぱいお話をしたいと思うので、親に話せないことも先生に話したい部分もあるかと思えます。親も家庭で十分聞いてあげなければなりませんけれども、やはり児童・生徒と向き合える時間をつくっていく、それが一番大事じゃないかなというふうに思いましたので、それが結局は不登校も生じさせないような道になるのじゃないかなと思ひまして、この質問をいたしました。

以上で、この1の質問については終わります。

次に、2の保育の副食費無償化について質問をいたします。

9月28日付の地元紙の報道では、「保育副食費27市町村無料」との大きな見出しが掲載されました。副食費を徴収するのは、11市の中では高知市、四万十市、香美市の3市、町では佐川町、大豊町、越知町、津野町の4町です。県の幼保支援課などによると、これまで多くの市町村が独自に予算をつぎ込んで保育料を減免してきており、ほかの27市町村は、無償化によって必要なくなる持ち出し分を副食費の助成に充てるところが多いようだとの掲載もありました。

9月議会で質問をいたしました。今まで市の努力で軽減措置をしていた額は、市内分が約699万円、市外分が約94万円の約793万円ということでした。この分は他市と同じように副食費に使うべきと思いますが、そのときの御答弁では、差分は使えるものとは限らないということでした。子育て支援としては医療費の無料化もしているし、全体のこととして検討をするというような御答弁でございました。

医療費につきましては、県下ほとんどの自治体が中学卒業までの無料化をしております。高校卒業まで無料にしているところもございます。

消費税が増税をされまして、日常的な出費もふえています。子育て中の世代の方の経済的負担を考慮すれば、子育て支援を後退させることはあつてはならないと考えます。再度質問をさせていただきます。

①です。

今回の保育の無償化は消費税増税に伴うものですが、所得の低い世帯ほど消費税の負担が大きくなります。保育料は応能負担の原則により所得に応じて決まっておりました。今回の保育料無償化で副食費がその対象から除外されたことにより、比較的所得の高い世帯に恩恵はあるものの、低所得の世帯への恩恵は少ないというふうに思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

今回の幼児教育・保育の無償化は、年収360万円未満相当の世帯につきましては副食費も免除になるなど、一定低所得世帯への配慮もなされているものと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 確かに年収360万円未満の世帯が無償となっているところがございますが、世帯の年収のことを言うとあれなんですけども、例えば360万円以上の方が、じゃあ今まで段階を追った保育料を納めていた、保育料のほうは無償になったけれども、やはりこの360万円のラインで切られたと言ったら、非常に言葉は悪いんですけども、360万円以上の方についてはやはり、本来やったら保育料の中に含まれているものが、国がそれを除外したので、その部分が別途要るようになったわけですね、360万円以上の方については。確かに実質は保育料を出す分は少なくなっていますけれども、もともと保育料自体は応能負担の原則がありますので、ほかの市町村がしているように一律に副食費も無償にというような、他市がしているような方向が香美市としてもとれないかなというふうに思いますが、やっぱり低所得世帯への恩恵が少ないというふうに私は思うんですね。そのあたり、再度。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

360万円のラインというところがあるということで、それに近いところというところはやはり厳しいところもあるかもしれませんが、それまであった保育料がなくなったというところについては、恩恵もあると思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②です。

近隣の市町、南国市、香南市、安芸市、いの町では、先ほども言いましたけれども副食費の実費徴収はありません。本市も市の努力で無償にすべきではないかと思っておりますが、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

9月議会の一般質問で前課長が答弁したとおりで、副食費の実費徴収の無償化につきましては、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今のところは考えていないということですけども、今後、検討課題として引き続き検討ということはできることでしょうか。市長、お願いできますか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

検討するかということをございますけども、全てのことはもう全部検討するわけですから、それはもう対象になっておるということは間違いのないと思うわけですが、議員が言われるように、市の努力で無償にしろという努力をじゃあしてないのかというと、私はそうではないというふうに思っています。市の中でもたくさんの事業がありますけれども、子ども・子育てについて検討いただいた議員の方々もおられますけれども、保育、子育てに関しては相当そのときは無理をして計画を立てて、今実行に移してきておるわけでありまして、そういう中で、低所得者の対策であるとかいうこともやっているわけですね。

それとか、調理師については、これはもう正規雇用はしないという方針でずっと来たわけですが、これらについてもやはりアトピーとかというふうな問題もありますので、今は大きな園を中心に正規の雇用をしている、そういうふうに安全を確保していこうという取り組みをしております。

また、同僚議員から御質問がありましたけれども、来年度から始まる会計年度任用職員については、保育、子育てセンターだけはフルタイムで100人余り雇用していこうとしているわけでありまして。こういう状況の中で、他の市町村の財政状況はわかりませんが、私どもの香美市の財政状況からしたら相当頑張っているんだと、努力をしているんだということは御理解をいただかなければならないというふうに思います。その御理解の上に立って、我々も検討すべきものは今後検討していくということをございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、大きな3の項目に移ります。健康まつり「ヘルシー☆香美ング☆デー」について質問をいたします。

合併後10年間は旧町村単位持ち回りで、プラザ八王子、保健福祉センター香北、奥物部ふれあいプラザを拠点に毎年開催をしていました。雨天でなければ健康ウオークも行っていたと思います。第2期健康増進計画に基づいて多彩な催し物を実施されました。主催は香美市ですが、いろんな団体が協力し、事前に実行委員会なども開催して、意見や提案を聞き、周知方法など協議をしていたと思います。

参加者の年齢層が高くなっていることや参加者が固定してきているなどの理由から、より多くの方に健康づくりに関心を持ってもらうための新しい取り組みを考えていく中、3年前からは「ヘルシー☆香美ング☆デー」と称し、開催方法を変えてきています。今年度からは第3期香美市健康増進計画、第2期香美市食育推進計画、第1期香美市自殺対策計画のもと、第2次香美市振興計画の基本理念「やすらぎを守る」を目指し、計画の推進を図るものとなっています。健康まつりに多くの方が関心を持ってくれるような工夫がもっと要るのではないかと思います。質問をいたします。



①です。

改めて開催の意義や目的と、また、趣旨に合った開催ができているのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

ヘルシー☆香美ング☆デーは、市民の健康増進を図ることを目的として、市民一人一人が自分自身の健康に関心を持ち、心も体も健康で充実した生活を送ることができるよう、健康に関する意識づくりを推進するために実施しております。

また、その趣旨に合った開催ができているかということでございますが、現在は子育て世代を初め、いろいろな世代が集まるイベント等と同時開催をすることで、幅広い年齢層の方が参加するようになってきておりまして、健康に対して余り関心がなくても、健康について知ってもらう機会になっていると思っております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の②です。

3年前から単独でなく、中央公民館主催の市民セミナーまつりや今年度のような生涯学習フォーラム・市民セミナーまつりとの同時開催となりましたが、効果はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 幅広い世代の方に参加していただきたいと考えまして、子供さんが集まるようなイベント等との同時開催を実施していますことから、参加者の方につきましても、以前と比べると年齢層の幅は広がってきていると感じますし、参加される方には、いろいろな情報を一度に知ることのできるよい機会になっているのではないかと考えております。

また、参加人数につきましても、測定コーナーや食育コーナーなどは以前のように行っておりまして、さまざまなコーナーに参加された延べ人数といたしましては、平成29年度が546人、平成30年度は673人、今年度は1,198人となっており、一緒にやるイベントにもよるんですけれども、年々増加している状況となっております、一定の効果は得られていると考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） たくさんの市民の方々が参加をしてくれているようなので、よかったと思います。参加者に広がりが出てきたと、幅広い年齢層が参加をできたというふうなことですけれども、今まで3町持ち回りでやってたときに、割と年齢層の高い方が来て、固定化されてるとというようなこともお聞きしたところですが、そういった少し高齢の方、75歳以上の後期高齢の方なんかの参加のほうはいかがだったのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 参加につきましては、人数を何世代が何人来

ていたとかつけているわけではありませんので、はっきりしたことはお答えできませんが、高齢者の方が全く参加してないということはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ことし私も中央公民館のほうでヘルシー☆香美ング☆デーのほうにいたのですけれども、結構親子でセミナーから回ってきた方とかもたくさんいました。子供さんが参加できる、子供さんのチェックができるものはないですかみたいいに聞かれたりもしたんですけれども、なかなか親子のいいコミュニケーションもとれていて、ヘルシーな食事、減塩の食事なんかを実際一緒に食べれるというのはすごくよかったなというふうに思ったことでした。

③ですが、この3年間は土佐山田町での開催となっております。物部町や香北町からの参加状況はいかがだったでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 当日は参加者の方も多く混み合うこともありましてので、各地区ごとに参加人数をつけたりはしておりませんで、申しわけありませんが集計はございません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ちょっと確認をしてなかったのですが、送迎バスとかは出たのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 過去にはバス送迎もしておりましたが、人数が少なくなっておりましたので、現在はバスは出ておりません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に行きます。

奥物部ふれあいプラザは、今、大栃橋のかけかえ工事中で、プラザのほうでの開催は当面難しいと思いますけれども、保健福祉センター香北での開催も予定を入れていく方向を考えてもらいたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今のところ保健福祉センター香北での開催は予定しておりませんが、より多くの方に運動習慣から健康づくりへの意識向上を図るということを目的に、今後ですが、香北の体育センターで毎年体力テストが既に行われておりますが、そことの同時開催など、生涯学習振興課との連携によって、運動習慣の向上に向けた取り組みを香北でできたらと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

この3年間は、市民セミナー、そしてことしやりました生涯学習フォーラムと市民セ

ミナーとの同時開催ということで、本当にいろんな情報が、その日1日でいろんなところに回れて、それはそれでとても楽しいとは思いますが、やはり健康まつり「ヘルシー☆香美ング☆デー」としての特化した健康づくりを、みんなで健康づくりしましょうというふうにクローズアップした形でのやり方の取り組みも、今後企画してはどうかという提案です。

この間、健康チェックコーナーもやってきました。今まで血管年齢とか肺年齢なんかもあったと思うんですが、それはこの3年間はなくなっているように思いました。そして、体験コーナーでも、実際健康づくりでこんなことをしたらいいよっていうようなメニューを提案をしていただいて、実際自分で体験してみて、これならふだんおうちに帰ってもできると、日常続けられていけそうなのというような体験をしてもらうメニューをふやしたらどうかというふうに思ったことです。

日常地域の集いの中でお口の体操とかもされてますけれども、そういうのも何人か集まったら一緒にするとか、親子でできる尿の塩分チェックなんかもできますので、大人だけがするんでなくて、子供さんの食生活も気になる場所ですので、一緒に親子で体験して、これやったら家でももうちょっと薄味でしようかねというふうなことにもつながっていくので、そういうようなやり方だとか、体力測定については、先ほど体力テストを今やってる香北の吉野でもということがありましたけれども、それから、ヘルシー料理の試食コーナー、一緒につくったりとか、それから、レクリエーションはすごくみんながやりたい内容だと思うので、一緒に体を動かすゲーム的なものを取り入れるとかいうふうな、もう少し工夫を凝らしてするのはいかがでしょうか。それから、同時に健康講座も、別に健康講座は介護予防の観点でやってますけれども、こういう健康まつりのときに健康講座を開催するのも企画したらどうかというふうに思います。やっぱり楽しくなる、そして来てよかった、ためになるという3世代交流の一つの拠点として、それが健康まつり、家族みんなで健康づくりという意味で位置づけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

添付している資料があるかと思います。

南国市といの町の健康まつりの資料です。南国市はことし市制施行60周年記念事業で「健康なんこく☆きらり☆フェア2019」というのをされたようです。これは広報なんこくの11月号に載っていたもののコピーです。そして、いの町は、第15回いの町健康まつりということで、すこやかセンター伊野の会場で10月20日にされたようです。その中にもいろんなコーナーがあって、健康講演会とかチャリティーコーナー、そして刃物の研磨コーナーとか、ヨーヨーを釣ったりとか、ちょっと遊ぶコーナーもあったりしているようです。

こういうほかのところも参考にしながら、ぜひ、楽しくなる企画を健康づくり「ヘルシー☆香美ング☆デー」としてしていいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 御提案ありがとうございます。

現在は、健康に余り関心のない方やさまざまな世代の方に関心を持ってもらえるような取り組みを行っていくという方針で、チャレンジとしていろんなイベントと連携するなどして、無関心層の開拓に力を入れていきたいと考えております。

内容につきましては、議員のおっしゃるとおり、やはり楽しみながら健康づくりに関心を持つことができるような企画を検討して、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑥です。

市民の皆さんに健康づくりのアンケートを行ったことはありますでしょうか。健康増進計画を策定する際にはアンケート調査を行ったと思いますが、それ以外に健康づくりについての、例えばヘルシー☆香美ング☆デーを3回やってきてますので、市民の要望なんかを聞きながら、ヘルシー☆香美ング☆デーにその要望を反映させた取り組みを望みますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） ヘルシー☆香美ング☆デーそのもののアンケートは実施しておりませんが、平成29年度に第3期香美市健康増進計画に係る健康と食育に関するアンケート調査を実施しております。その調査結果も一部参考、特に食生活については皆さん関心が高いようですので、それは必ず入れるなどそれを含めて実施しております。また、健康増進計画も市民の皆さんの御意見も入れて策定しておりますので、今後は重点的に取り組まなければならない項目等についても、ヘルシー☆香美ング☆デーでどのように入れていくのか検討を進めてまいります。

また、それ以外のアンケートにつきましては、香美市在住の方ですが、毎年胃がん検診のときに歯科のアンケートでありますとか、平成26年度には血圧の大がかりなアンケートなど実施してきております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑦です。

健康づくり推進委員、健康づくり婦人会の方々と連携して、若いうちから健康づくりに関心を持ってもらうことと、男性や子育て世代、働き盛り世代へ香美市のネットワーク、例えば保育所、幼稚園、学校とか、それから各事業所のネットワークを生かした情報提供の仕方や内容の工夫を考えていったらどうでしょうか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） それぞれの健康づくり団体とより一層連携をとり、地域の健康づくりの機運を高めていかなければと考えております。

健康づくりの推進にはさまざまな方法がございますが、議員のおっしゃるとおり、香

美市のネットワークを生かして実施していかなければと思いますが、健康介護支援課だけで取り組むことにも限界があると考えております。健康づくり団体の皆さんにはいつも協力していただいて、今まで取り組みもやってくることができたと思っております。

また、行政の中でも教育委員会の取り組んだスーパー食育スクール事業などでは、血圧と塩分の関係などについて保健師が子供たちに授業を行ったこともありますし、それから、現在も学校からの依頼によって、保健師が血圧について子供たちに授業を行うなどの連携も行っております。

今後のヘルシー☆香美ング☆デーのあり方につきましても、さまざまな団体の皆様に御協力をいただきながら、また、市役所内での連携も深めながら、現在あるイベント等と同時開催するなど、いろんな機会を捉えて実施していきたいと考えております。また、内容につきましても、常に見直しをしていくことが必要と考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 済みません。1点、若い世代の方はやはりスマホを使われてますけど、そういうところへのアプローチといいますかね、広める情報発信の仕方を、今はされてなかったら、今後していったらどうかと思うのですが。
- 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） また検討しておきます。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、15番、小松 孝君ですが、昨日の同僚議員の質問と重複しているということがありまして、一般質問の取り下げの申し出がございました。これを許可いたします。暫時休憩します。

（午後 2時24分 休憩）

（午後 2時38分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。  
休憩前に引き続き会議を行います。  
一般質問を続けます。  
3番、久保和昭君。
- 3番（久保和昭君） 3番、市民クラブ、久保和昭です。議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。質問は一問一答方式であります。  
まず、1番、今後の予算編成についてであります。

合併優遇措置の普通交付税が平成28年度まで続き、その後5年間の緩和段階補正が令和3年度に終了して一本算定となります。また、合併から交付税算定基礎の人口が約3万人から4,000人減の約2万6,000人となり、高齢化率においては39%とな

っております。今後、自主財源・依存財源の減少と歳出予算の抑制が余儀なくされます。

さきの同僚議員の一般質問で、財政の逼迫は本当かの問いに対しまして、平成29年度では、中期財政計画の見込みより3年早く財源不足となり、財政調整基金の取り崩しが生じ、経常収支比率は100.5%になったと。今後、普通交付税の一本算定により財源不足の拡大が予想され、将来にわたり持続可能な財政運営を行うには、予算額や財政調整基金繰入金の抑制を図っていく必要があると答弁をしております。

順次、質問をします。

①、まず、本市と類似団体の予算規模をお尋ねします。また、関連しまして、本市の予算規模とどれくらいの差があるかを伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 久保議員の御質問にお答えをいたします。

令和元年度の一般会計当初予算の比較では、本市が約186億円であるのに対しまして、香南市は約210億円、土佐市が約162億円、須崎市が約141億円となっております。平成27年国勢調査人口で比較いたしますと、本市が約2万7,000人であるのに対しまして、香南市は約3万3,000人、土佐市が約2万7,000人、須崎市が約2万2,000人となっており、人口規模が比較的近い土佐市と比較すれば、本市のほうが24億円程度予算規模が大きいものの、総面積5倍以上の市域差に伴う財政需要の開きがあるため単純には比較はできませんが、本市が突出しているとは言えない状況と考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 類似団体の土佐市からしますと24億円の差があるということでございます。本市の地域性や大型建設事業など特殊事情がありますので、一概にははかれないと思えます。

今後の目途についての考え方をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 財政規模自体は今後、議員もおっしゃったように、一本算定に向けて縮減をしていかなければならないというふうに思っております。単純比較で他市の動向というのも当然見てはいかないといけないと思えますが、特異な数値が示されている点、例えば御指摘の経常収支比率には注視しながら、今後も健全な財政運営に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 続きまして②、次に、今、予算の繁忙期だと思いますが、令和2年度の予算方針を伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

内閣府が公表しております月例経済報告などの景気動向を踏まえまして、平成30年

度普通会計決算で連年の実質赤字決算となっていること、それと、歳入では、人口減少の傾向により大幅な税収増が見込めず、普通交付税も合併算定がえの経過措置により段階的に減少していること、それから、歳出面では、会計年度任用職員制度への移行により人件費の増加が避けられないことといった、厳しい財政事情等の認識の上に立ちまして、限られた予算の中、事業成果を評価した上で、主に第2次香美市振興計画に掲げます目標の達成に向けた事業を推進していくこととしております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 前年度の予算編成と変わった点があればお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

前年度当初予算規模が186億円に対しまして、現時点ではございますが、令和2年度の予算も5億円程度少なく見積もっております、181億円程度になる見込みだというふうに考えております。それに従いまして枠配分をし、現在、予算編成を進めている最中でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 監査委員さんからの歳入歳出決算審査意見書の指摘事項などを含めて、今後の予算編成時に留意することをお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

当然、悪化指標の改善に向けて一定の手だては打たないといけないとは思っているんですけども、抜本的な経常収支比率改善の見込みは立っておらず、現時点ではやはり予算の縮減というものを推し進める必要があるというふうに考えております。

ほかの財政指標につきましては、ほぼ健全な値を示しておりますので、ここ数年間の公債費の償還を見越して、しばらく耐え忍ぶ予算というのが続くのではないだろうかという見通しを立てております。そういったわけで財政の予算の縮減ということが、第一の眼目になるかというふうに考えています。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 続きまして③、各行政サービス、職員の皆さんが一生懸命仕事をされております。行政サービスの執行現場から予算要求して査定をするわけですので、予算要求に対しまして予算査定方針をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

厳しい財政事情を踏まえまして、今後持続可能な財政運営を図るために、財政規模に見合った予算の縮減が急務となっております。そのため、予算要求に関しては、市の全体予算の見込みから計上される一般財源の額を踏まえた上で、事業ごとに一般財源の配分額を示し、その枠内で創意工夫、選択と集中、事務事業の見直し等が行われているか

どうかなどを査定により確認していくこととしております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 昨年度より予算査定を積み上げ方式から枠配分方式に変えまして、執行される現場からの戸惑い、不満といったものはありませんか。伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 戸惑いというのは、もう2回目になっておりますので余りないというふうに認識しておりますけど、不満ということではないですけど、実施予算に対して枠配分が少な目であることが多々考えられます。そうした場合も、実際の査定時に原課のほうとは十分その中身について打ち合わせをしながら査定を続けていておりますので、コミュニケーションは比較的とれているのだろうというふうに思っております。また、査定時の特殊事情、その事業を実施する上での特殊事情の把握などにも努めておりますので、一定の理解を示した上での今回は枠配分になっているかというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 特に大事な予算査定でございますが、その中で費用対効果などのコスト意識に対する見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

予算編成の基本方針の中でも、各課には費用対効果ということは十分に検討するよう伝えておまして、実際に今般の市の財政事情というのは職員のほうも随分御理解いただいているようで、その点は十分精査して予算が上がってくるというようなことになっております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 次に移りまして④、財政指標の一つであります経常収支比率は、平成29年度は100.5%、平成30年度は101.5%と経常収支比率の100%超えは、今後の新政策施行や投資的経費に支障を来してきます。この点の見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 御指摘のとおり、経常収支比率の上昇は財政構造の弾力性の悪化を示しておまして、新たな事業展開を困難にするものでございます。本市では平成29年度決算から100%を超えるなど悪化傾向にあるため分析を続けており、主に物件費や公債費、扶助費等の増加及び普通交付税の減少に経常収支比率悪化の主因を認めております。歳入規模に見合った予算編成が必要となっておりますので、引き続き枠配分等の予算編成手法の成果を確認しながら、一層の適正化に努めていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。



○3番（久保和昭君） その平成29年度、30年度の超過額ですね、分子と分母の差をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源、これは人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費などに含まれる経常経費でございます。これを経常一般財源と臨財債の発行可能額で割るということで求められます。まず分子のほう、人件費とか扶助費とかそういう部分でございます。平成29年度は98億9,377万3,000円、平成30年度は99億4,318万5,000円となっております、4,941万2,000円の増という、分子が増加したということでございます。一方、分母のほうは、地方税とか地方譲与税、普通交付税などに臨財債の発行可能額を加えたものでございますけれども、これが平成29年度が98億4,278万4,000円、それから平成30年度が98億42万5,000円ということで、その差は分母は4,235万9,000円というふうになっております。比率で言いますと、分子のほうは0.5%増、分母のほうは0.4%減ということで、いずれも経常収支比率を悪化させる方向に作用していることがうかがわれます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 財政指標の一つですので、いろいろ財政には事情がございますので、それはそれとしまして、財政見通しで100%超えは令和何年ごろまで続きますか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 先ほども申し上げましたように、現在のところ経常収支比率を改善するような動きというのは財政上数値的に得られていないもので、何年度ということとはなかなか申し上げられませんが、ただ公債費の元利償還というのは、ここ4年ぐらいがピークだろうというふうに考えております。それ以降順次、大型の建設等がない限りは、低減していくという見込みを立てております。したがって、これと言いますと、経常収支比率の分子に当たる部分の減少ということが見込まれるということですので、いつかということとは申し上げられませんが、公債費の償還が、例えば本庁舎の建設に係る公債費というのは二、三年で終わりになろうかと思っておりますけれども、そういうタイミングから徐々に改善するものというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 続きまして⑤、新年度の予算編成の基本でありますスクラップアンドビルドについての御見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

予算編成基本方針でも、新規事業や既存事業の拡大に伴う財源につきましては、スクラップアンドビルドの考え方によりまして、原則として既存事業の廃止等により財源を捻出することとし、各課に理解を求めているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） さきの議会で一般質問が同僚議員からあったわけですが、その中の住宅リフォーム制度を今年度で終了しまして、新政策といたしまして耐震化支援制度、空き家住宅対策の創設を図ったと、市民ニーズに応じていくということは、まさにスクラップアンドビルドです。いずれにしましても、長く続いたよい制度を打ち切ることは勇気が要る英断ということになりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

続きまして⑥、老朽化する市有公共財産が増加し、先ほども同僚議員のほうから質問がありましたとおり、今後の予算を圧迫してくる各公共施設の維持管理費についての見解を求めます。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

多くの道路、橋梁、公共施設などで老朽化が進行している中、今後全ての施設を維持管理していくことは財政的に厳しいと考えております。現在、管財課等で既存施設の個別施設計画を策定中でありまして、本年度末までに策定される見込みです。策定後はこの個別施設計画が施設管理の指針となるため、将来的な財政負担につきましても、より明確な見通しが立つものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ありがとうございます。

続きまして、⑦です。

明年より通年議会となりまして、地方自治法第179条、長の専決処分、及び同法第180条、議会の委任による専決処分の取り扱いが変わってきます。このことにつきまして、予算運営管理者といたしましての見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

議会改革の一環としての通年議会の実施によりまして、予算編成担当課としましては、補正予算の専決処分について今までの運用に変化があるものと認識しており、特に年度末において多額の不用額がある場合の補正予算や繰り越しが必要な予算などの補正について、できるだけ迅速かつ正確に定例会議までの取りまとめを行うよう注意していきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

次に、項目を変えまして2番、各土木施設災害復旧事業の被災状況についてです。

近年の台風は大型化し、今までに体験したことのない100年確率を上回る降水量があり、全国各地で未曾有の豪雨災害が発生しております。このような台風がいつ本市に接近、上陸するかもしれません。このことに備えるためにも検証して、今後の対応策の充実を図っていくことが必要であります。

順次、質問をいたします。

①、平成29年の九州北部豪雨災害、平成30年の西日本豪雨災害、ことしは台風15号、19号が全国各地に上陸しまして、未曾有の風水害が発生しておるのは御承知のとおりです。今後の気象条件によっては、進路が変わって本市が大変になることがあるかもしれません。

このことを踏まえまして、過去5年間の各土木施設災害の発生件数と査定額を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

別添資料のほうに書いておりますが、公共事業土木施設災、農林業施設災、国の補助金であります。あわせて、県の補助であります住家防災対策事業、通常がけ災と言いますが、その分を一覧表にまとめてあります。5年間の総計でいきますと件数で378件、金額、査定額、実施金額と乖離が多少ありますが、30億4,149万2,000円となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） お忙しい中、資料作成どうもありがとうございました。

この表をつくっていただきました建設課としての所見をお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） やはりこの表から見ますと、昨年度のうちでいう7月豪雨の災害が突出して大きいというふうに思いますし、また、内容的なものもちらっと精査して見てみたんですが、1件当たりの金額もやっぱりふえていきゆうのかな、物価上昇もあるし、諸経费率その他の分の上がっていた分もある形で認識しています。それがまたいつ来るかわからないというのも、日本の今の全国の状態を見ると怖いなというふうに思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ありがとうございました。

続きまして②、緊急対応の被災直後の崩土取り除き、応急工事につきまして、どんな課題が今までにあったのか伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 災害対応は、被災直後の現地把握が最も重要だと考えて

います。現状、災害発生 の 第一報は、地元からの通報であることがほとんどとなっています。豪雨後、道路等パトロールなども行っており、特に孤立などの場合もあり、各箇所迅速な対応が必要と考えていますが、現職員体制では、全ての迅速な対応は困難であるという状況となっています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 課題に人員の不足ということが言われましたけど、それはわかっております。

続きまして③、被災後に早期発注して早期復旧は理想ではありますが、現状は復旧の実施を現年災と過年災扱いとしているが、このことに対しましての見解を聞きます。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 災害査定、特に公共災になりますが、原則被災から2カ月以内に実施することとなっています。査定終了後、速やかな工事発注を行えば、数百万円程度の小規模な災害復旧工事であれば、年度内完了は十分可能となります。ただし、通常の復旧につきましては、原則出水期や稲作時期、田んぼの時期を外して実施することがほとんどです。特に河川災害復旧工事については、出水期施工は困難となります。

また、近年は豪雨などが集中することが多く、また10月、11月まで雨がこけてくるということもあります。そのため、一度に多数の復旧工事を発注せざるを得ない状況となっています。こういった状況の中で入札を行うため、不調や不落などが多くなり、関係者、特に地域の皆様には御迷惑をおかけしています。今後も担当課としてですが、可能な範囲での早期発注を心がけますが、現年災のみでの復旧は困難であると言わざるを得ない状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） わかりました。

続きまして④、国土保全の観点からも治山事業は重要であると言われます。香美市域で施工されている県営治山事業について、要望箇所数と事業実施箇所数及び、採択に至らなかった箇所についての変状調査について伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） お答えします。

平成30年度の通常要望及び令和元年度の緊急的な要望箇所を合わせまして22カ所の要望になります。これに対しまして、令和元年度が災害関連緊急治山事業が3カ所、林地荒廃及び復旧治山事業が5カ所、来年度申請予定が4カ所の合計12カ所となっております。

当年度に採択に至らなかった箇所についても、引き続き次年度以降に要望申請をしていきます。危険箇所でもありますので、引き続き要望申請している箇所についても、台

風、豪雨時には付近の道路、河川等も含めて、変状はないか点検パトロールを行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 採択に至らなかった山腹崩壊も、草木が生えて自然復旧されている現場もあります。特に物部町におきましては、いまだに生々しい山腹崩壊もあります。濁水の一因ともなっておりますので、県予算が厳しいときにはございますが、採択に向けての一層の要望活動についてでございますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 引き続き要望、申請していくようにいたします。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ありがとうございます。

今後、自然災害復旧事業は地震災害も想定しなければなりません。現在の土木災害復旧担当課として、土木災害対応の課題を問います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 豪雨災害等はある程度の予測が可能であり、被災が予想される場合は事前の体制も整えることができる程度はできます。しかし、地震災害については予測が困難であるため、被災直後に迅速な対応ができるかが課題であると考えます。特にどのような職員体制がとれるかなどが課題と考えています。

被災後の状況把握、応急処置、復旧工法の検討などは、国、県、県外郭団体（技術公社、山林協会、土地改良連合会など）、また近隣自治体、あわせて建設業協会などといち早く連携が必要不可欠であると考えています。また、市技術職員数及び職員の育成も今後の課題と考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） ありがとうございます。大災害が起きたら他県、近隣自治体より応援が来ます。そのときに指揮をとるのは本市技術職員です。技術職員の育成は本当に重要なことだと思います。

そこで、合併前の旧土佐山田町で起きた、人命が失われました'98豪雨災害、現場を対応しました課長の体験と伺いますか、どんなことがあったのか、課長の体験談を伺いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 二十何年前になります。当時のことを思いますと、年齢的に私が技術職員が一番下でした。それで、どこどこ行け、どこどこ行けという形で地区をずっと回って、一日中現場を回ってきて被災状況調査をし、それを帰ってきてから整理をし、国・県へ報告し、あわせて外郭団体と伺いますか技術公社とか土地改良連合

会、山林協会などへそのことを伝え、次の現場を回るという形を2カ月、3カ月ぐらいずっとやった記憶があります。

今と違って、災害制度も国、その他の申請もやっぱりある程度もう少し楽やったかなと思います。今の職員、災害担当職員には、ちょっと事務量がふえておるのかなという形はかわいそうかなと思います。ただ体力勝負、とりあえずやるしかないという形で走り切ったことを覚えております。それで災害自体が、今の件数からいくと、この10倍ぐらいの災害があったというふうな認識しております。ただ、その分業者さんも助けてくれたし、ほかの課の職員の応援もあったことを思い出しております。とりあえず体力だけが勝負やったと、体力とやる気だけ、ほかのものは要らんと感じておりました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 貴重なといいますか、体験談をどうもありがとうございました。

私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 久保和昭君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は12月12日午前9時から開会いたします。

（午後 3時14分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月12日 木曜日



令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和元年12月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日木曜日（会期第11日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育次長	岡本博章
教育振興課長	公文薫	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員長事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第11日目 日程第4号）

令和元年12月12日（木） 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 14番 大 岸 眞 弓

② 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時01分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。18番、小松紀夫君は、遅刻との連絡がありました。初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） おはようございます。昨日、依光議員の最後の答弁のところで、チリで環境省がという答弁をしましたが、現在、12月から温暖化対策と気象変動に関する国際会議COP25が開催されております。チリでと申しましたが、実際のところ、チリが情勢不安で開催地がスペインのマドリードに変更になっておりますので、「チリ」のところを「スペイン」に訂正させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（比与森光俊君） ただいま、環境上下水道課長、明石満雄君から昨日の依光議員の質問に対する答弁の中で、チリと答弁した部分をスペインに訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、環境上下水道課長、明石満雄君の発言の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。14番、大岸眞弓です。議長の許可をいただきまして質問を行います。質問に先立ちまして、先日、急逝されました門脇楨夫元市長の御逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。本当にまだ信じられません。残念な気持ちでいっぱいです。心より御冥福をお祈りいたします。

それでは、私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

済みませんが、通告文の訂正を1カ所お願いします。

SDGsの質問の③ですけれども、女性に対する暴力の撤廃とありますが、文字を1字、暴力の頭に「性」をつけていただきまして性暴力としてください。よろしく申し上げます。

それでは、まず1点目のSDGsの取り組みをできることからということでお聞きをいたします。

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの頭文字をとったもので、持続可能な開発目標と訳されています。開発は発展とも訳され

ます。Goalsは着地年限を指すかと思えます。

資料①に17の達成目標がロゴマーク、ネットではアイコンとありますけれども、それとともにこの達成目標が紹介をされております。この資料の出典は、下段に横文字でアドレスがありますが、朝日新聞のホームページから抜き出したものです。

SDGsはごらんのように、例えば1番目の目標として挙げられております「貧困をなくそう」は、世界では10人に1人が1日210円未満で暮らす一方、1%の超富裕層が世界の富の82%を独占しているというように格差が拡大をしています。富の再配分が課題とされております。ほかに飢餓、健康と福祉、質の高い教育、ジェンダー平等、安全な水とトイレ、クリーンなエネルギーほか、気候変動への対策、平和と公正を全ての人に、また、8番目には「働きがいも経済成長も」ということで、ディーセント・ワーク、人間らしい仕事を促進するなどが掲げられております。この目標を2030年度までに達成することを目指し、途上国も先進国も、企業も個人も世界中の全ての人を取り組むことが、2015年の国連総会におきまして、193カ国の全会一致で決定をされました。

SDGsに至るには、国連が第2次大戦後の創設当初に、経済社会理事会という機構の中に、女性の地位委員会を置いて、女性の地位向上や男女平等を推進する体制をとったことから始まります。その後、1967年に女性差別撤廃条約の採択、第4回世界女性会議でジェンダー平等が掲げられ、その理念は国際社会に定着をしつつあります。また、#MeToo運動やフラワーデモなど、名もない女性たちの運動へと広がりつつあります。

SDGsではジェンダー平等が底流にあります。なぜなら17の開発目標、どの課題におきましても、影響や被害を受けている当事者として女性が問題を解決するための担い手であり、活動の主体であると捉えられているからです。

なお、ジェンダーとは生物学的な男女の差のことではありませんで、社会的、文化的につくられた性差のことを申します。

以上述べまして、(1)をお聞きいたします。

SDGsに関する見解、また、市としての取り組み姿勢をお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） ふれあい交流センター所長、横山和彦君。

○ふれあい交流センター所長（横山和彦君） お答えいたします。

12月5日の高知新聞に「室戸市「SDGs課」案、ジオ推進、企画振興班統合、定例会提出へ」という記事が掲載されておりました。2020年度の機構改革案ということで、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき振興を図るSDGsまちづくり推進課などを設けるという内容です。

今回の室戸市のSDGs課設置案は、ジェンダー平等に直結したものではありませんが、環境保全と経済発展の両立を目指すSDGsの行動目標が、地質を保全して教育や観光に生かす室戸世界ジオパークの活動にも通じるということで、企画財政課の企画振

興班と観光ジオパーク推進課のジオパーク推進班を統合してできる、新しい課の名前に「SDGs」を採用するというものでした。

御質問の内容とも重複しますが、SDGsとは持続可能な開発目標の略称で、2001年に策定されたミレニアム開発目標、MDGsの後継として、2015年の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダに掲載された2016年から2030年までの15年間の国際目標で、大岸議員の資料にありますように、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。また、普遍的な目標として、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。

国連女性機関、UN Womenによりますと、SDGsは、貧困や不平等、女性に対する暴力といった鍵となる課題に対処しながら21世紀の流れに変革をもたらすよう努めるもので、女性のエンパワーメントはこのための前提条件であり、女性は、SDGsの全ての分野において非常に重要な役割を担っており、多くのターゲットが、女性の平等とエンパワーメントを目的及び解決策の一部と捉えています。

その中でも、目標5は専らジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成するために設けられたものであることから、独立したジェンダー目標として設けられています。また、目標5以外にもSDGsの随所に女性の視点が盛り込まれています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身に取り組むユニバーサルなものであり、日本としても積極的に取り組むべきものでありますし、市としても国際的な流れを認識し、国の示す男女共同基本計画などに沿って、女性の視点を大切にしながらジェンダー平等やまちづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 後で御紹介をしようと思っていたのですが、所長のほうで調べていただきまして、室戸市がそういう冠した課をつくったということで取り組まれておりますが、所長のほうでもそういう認識をお持ちいただきまして、ふれあい交流センターのほうでは、男女共同参画のプランも立てまして推進をずっと行っているところですので、所長が答弁に当たられたのかなと思いました。

具体的にお聞きをするのですが、今後男女共同参画プランの推進の中で、SDGsに関して、何か議題にして取り組むというふうな想定はされますか。

○議長（比与森光俊君） ふれあい交流センター所長、横山和彦君。

○ふれあい交流センター所長（横山和彦君） お答えいたします。

日本政府のSDGs推進本部が発表したSDGsアクションプラン2019にはポイントが3つございます。

1番目として、SDGsと連携するSociety 5.0の推進、2番目として、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、3番目と

して、SDGsの担い手として次世代、女性のエンパワーメントの3つですが、例えば、地方創生という分では、室戸市のようにSDGsの理念を振興計画を初めとする各種計画に反映させ、地方創生や環境、まちづくりに取り組んでいくことなどが考えられますし、ふれあい交流センターとしましては、目標5のジェンダー平等と女性のエンパワーメントを中心としたSDGsの理念を、男女共同参画の広報や啓発に反映させていくことなどが考えられます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、（2）の質問に移ります。

日本は、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数において、世界144カ国中110位と低迷を続けております。

そこで、分野別に①からお聞きをします。

ジェンダーギャップ指数ですが、特に政治と経済の分野で日本の場合おくれが指摘をされております。そこで、日本では2018年5月に日本版パリテと呼ばれる政治分野における男女共同参画推進法が施行されました。パリテはフランス語で同量、同等という意味があります。込められました意味は市民生活のさまざまな領域で、代表職及び意思決定機関での権力を男女で分かち合うとするものです。日本では選挙における各政党の候補者を男女同数にする努力義務が課されております。

日本のギャップ指数を考えますと、政治分野における男女共同参画推進法は必要な措置であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） ふれあい交流センター所長、横山和彦君。

○ふれあい交流センター所長（横山和彦君） お答えいたします。

御質問にありますように、世界経済フォーラムが公表した2018年版の報告によりますと、日本のジェンダーギャップは調査対象の149カ国中110位とG7で最低となっています。

こうした現状を打開するため、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が議員立法で成立しております。選挙で男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すもので、具体的な数値目標は書かれていませんが、国及び地方公共団体には、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めることを求め、政党その他の政治団体には、当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることを求めています。

少子高齢化が進む中、女性の地位向上が求められており、女性議員をふやしていくということは、国や地方自治体の政策の立案や方針決定の場に、女性の視点や意見を反映されるために重要なことであり、法の施行によって努力義務を課すことは必要な措置であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この男女共同参画推進法の施行以来、ことし7月に初めての国政選挙、参議院選挙がございました。推進法は施行はされておりますけれども、残念ながら女性候補、男性候補同数というのがなかなかほど遠い状態、前回より逆に女性の候補者数を減らした政党もありますが、ふやした政党もございます。まだばらつきがあって、なかなか取り組み次第ということで困難性があるかと思っております。

先ほど所長もおっしゃいましたように、SDGsの目標である貧困をなくすことや持続可能な地球環境にするSDGsの課題を考えたときに、先進国日本の役割として、やはり政治分野への女性の進出は欠かせない、そして、そのためにもジェンダーギャップを克服する取り組みが本市においても必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） ふれあい交流センター所長、横山和彦君。

○ふれあい交流センター所長（横山和彦君） お答えいたします。

内閣府男女共同参画局が作成した、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、「～男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律ができました～」というリーフレットによりますと、「なぜこのような法律が必要なのでしょうか？」という項目の中で、「日本の現状は、国民が男女半々であるにもかかわらず議会の場には女性が少ない「過少代表」ともいえる状況であり、諸外国との格差が大きい」として、国会議員の女性議員比率（衆議院10.1%）は世界193カ国中158位、OECD諸国中最下位、住民に身近な問題を議論する地方議会で女性議員が少なく、町村議会の3割以上で女性議員ゼロということが示されています。また、議会に女性が参画することで、女性の視点や母親としての声を議会に反映させることができることや、地方議会における女性が参画しやすくするための取り組み例として、女性模擬議会などの取り組みも紹介されておりました。

政府や自治体では、女性が政治に参画しやすい環境づくりなどが必要になっていると考えますし、政党等においても取り組みを前進させる必要があると考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひその視点でこれからも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に、②の賃金の格差解消についてお聞きをいたします。

日本の女性の就業者数は2018年平均で女性の半数を超え、ことし6月には3,000万人を超えました。約半数が低賃金の非正規雇用であります。

資料②をごらんになってください。

左側の資料1のところがございますけれども、OECD経済調査のフルタイム労働者の男女間の賃金格差のランクづけです。日本はごらんのようにワースト3となっております。

ます。自治体の場合はどうでしょうか。地方公務員数は全国的にですが、最も多かった1994年から2016年までの22年間で54万人が削減される一方、臨時・非常勤など非正規職員は64万人、そのうち75%が女性です。地方自治総合研究所によりますと、地方公務員の4人に1人は女性非正規公務員であり、その賃金は一般事務職員で見ると、男性が過半数を占める正規公務員の年収の4分の1から3分の1、特別非常勤が約207万円、一般職の常勤が約176万円、臨時職員が約162万円ぐらいであり、格差があることを指摘をしております。

また、図書館、保育所、給食調理など住民のケアにかかわる事業部門では、それぞれ半数以上が非正規で、賃金水準は年収が160万円台から200万円台がほとんどだということであります。

低賃金は低年金につながり、生涯に及ぶ女性の貧困を固定化してしまいます。その仕組みを自治体の努力で変える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。

資料2と資料3、これは全国の状況を表にしたものですが、本市の職種別の正規・非正規数の把握、また、年数や処遇の格差を把握しまして、公務で働く女性非正規公務員の処遇と賃金を改善することが急がれると思います。

そこで、まず、資料2のほうで聞きますが、本市の非正規、正規公務員の数及び比率はどうなっているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

本市の臨時非常勤職員の非正規職員の人数は701人中307人となっています。本市の職種別の正規、非正規比率は算出しておりませんが、全体の非正規割合は、そうしたことから43.8%となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ありがとうございます。

次に、資料の3ですが、特別職は除きまして、一般事務職、保育士の年収、これの正規、非正規ともに大体この表と同等でしょうか。本市の場合どうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

職種別の正規、非正規年収格差につきましては、一般事務が30.8%、保育士が48.4%です。

先ほどちょっと答弁の中で一つ言い抜かったことがございます。非正規の中には臨時職員と非常勤職員がおります。その非常勤職員の中には1日2時間の毎日勤務の人もおりますので、そういった方も含めての43.8%という数字になっていることをつけ加



えさせていただきます。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 年収の比較についてはお答えいただけますか、資料3です。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） お答えします。

年収の比較ということで、一般事務の非正規は、これは時給から年収を換算した金額になりますので実際もらわれている金額とは相違はございますが、一般事務の場合は約176万3,000円で、正規の場合は期末勤勉手当なんかもありますので約573万2,000円です。保育士の場合は、非正規が229万2,000円、正規公務員の場合は約474万1,000円となっております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 大体全国的な傾向と同じようなところだというふうに見ました。保育士さんの非正規の年収が若干全国平均よりは多いかなと思いました。

それで、年収格差については一般事務職で正規職員の給与水準が30.8%、保育士のほうでは48.4%ということですね。それで、非正規労働者の中には保育士さんが多いことを考えますと、やはり女性の非正規職員さんが多いということですね、それは確認をさせていただきます。

- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） はい、そのとおりです。
- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） そこで、女性非正規公務員の処遇と賃金の格差の改善をどのように進めていかれるのか。先般からずっと質問がっておりますように、会計年度任用職員制度もスタートいたしますが、改善についてどのように進めていかれるのか、お聞きをいたします。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） お答えします。

正規、非正規公務員の格差の改善ということなんですが、先ほど議員も言われましたように、来年度から会計年度任用職員制度が始まります。この制度は格差の改善に向けた第一歩ということが言われておりますが、本市の限られた財源の中で、どこまでそういった格差の改善に結びつけることができるかというのは、今後の大きな課題になっていきます。ですので、今どういったやり方でできるかというのは現状ではお答えできません。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 国が法制化して決めたものですので、国の財源措置という

のが欠かせないと思うのですが、そのあたりはあるかないかわかっておりますか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今のところ、そういった情報は入ってきておりません。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 国会でその質疑が出まして、そういうふうの確認をして、財政措置をするようにという質問もあっているようでございますので、なお今後、注視をしていただきたいと思います。

そして、やはり会計年度任用職員制度、なかなか苦慮をされるるところかと思いますが、根底には国連女性差別撤廃委員会とかILOからも日本が指摘を受けておりますように、同一価値労働、同一賃金に基づく改善が必要ではないかと思いますが、この点、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 同一価値労働、同一賃金というのは目指すところではあるとは思いますが、ただ、任期の定めのある職員と任期の定めのない職員との、責任度合いとか仕事内容というのは当然あると思っておりますので、そのあたりも考えながら、給与について検討していく必要があると思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に③の質問に移ります。

女性に対する性暴力撤廃、支援体制の充実のためということでお聞きをいたします。

内閣府の調査では、性被害に遭っても誰にもどこにも相談できない被害者は6割に上っております。性暴力は魂の殺人と呼ばれており、心身への打撃は長期に及ぶ本当に深刻なものです。被害に遭ったときにすぐにアクセスでき、身体的、精神的ケアを受けられることは、被害回復にとって極めて重要です。性被害の相談ができるワンストップ支援センターがようやく全ての県に整備をされたところです。高知県にも2018年にワンストップ支援センターができましたけれども、県内で1カ所のみ、そして、相談受け付けの時間も月曜日から土曜日の午前10時から午後4時までと短く、もどかしい面がございます。本市におきまして、ワンストップ支援センターの部署でもいいですので、何か相談できる機関が設置できないでしょうか。また、あらゆるハラスメントの防止に向けて、対策を強化する必要があるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

高知県内における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに該当する機関としましては、高知県、高知県警察本部、高知県産婦人科医会、認定特定非営利活動法人高知被害者支援センターの4者による連携協定をもとに、性暴力被害者サポートセンターこうちが開設されております。

性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後から産婦人科医療や相談、カウンセリング等

の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援などの総合的な支援を可能な限り1カ所で提供するワンストップ支援センターの機能は、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届け出を促進し、被害の潜在化の防止を図る上で大きな役割を果たすものであると認識しております。しかしながら、その開設には産婦人科を有し24時間対応が可能な病院を確保することが必要とされており、市単独での設置は困難であるものと考えます。

ハラスメント防止につきましては、対策を義務づけた法律の制定や関連する指針の策定など、制度の整備は一定程度進展してきたものの、社会全体の意識の醸成には必ずしも至っていないものと考えます。ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、個人が社会で能力を発揮することの妨げにもなります。人権擁護の啓発など関係部署と連携し、予防に取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ワンストップ支援センターの全ての機能を備えてというのは市では無理かとは今もちろん思いますが、相談機関としての機能はできないものか。

県の担当者にお伺いをしましたら、あらゆる被害支援の相談がこのワンストップ支援センターに来ておりまして、これまでに880件の相談が来ており、その中の45から50%が性暴力に関する相談だそうです。高知県は西から東に長いので、やはりここに行ったら安心して相談できる、全ての機能はなくても相談できる、あるいは、県のほうを紹介してもらえるとといったような情報の提供も要りますし、また、本市には中央東保健福祉事務所がありますので、そことの連携は考えられませんかでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） ワンストップ支援センターに求められる機能といたしましては、先ほど申しあげました支援のコーディネート、相談の機能もございますので、関係機関に適切に相談をつなげていくことは、福祉事務所のほうでも対応は可能であるかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それと、もう一点、今女性用のトイレにDV被害者の方に向けた、まだDVと気づいていない方にも啓発も含めてこういう相談所がありますよという名刺大のものを置いてくださっていますね。性暴力被害についてもこういうものをつくって、女性トイレに置くとか福祉事務所に置くとかいう対応はどうでしょうか。ワンストップ支援センターのコーラルコール、今所長がお話しくださいましたように、病院とか警察、検察への付き添い支援、それから、場合によりましては医療費の助成もございまして。こうした相談ができるんだよということを、例えば女性トイレに置く、そう

いうことの取り組みは市としてできることとしていかがでしょうか。

また、ハラスメントの防止に関しましては、県が条例制定の準備をしているようでございます。その動きも踏まえまして、また、県と連携した取り組み強化を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 相談窓口のさらなる周知ということでございますけれども、性暴力被害者サポートセンターこうちを初めとした関係機関の御紹介につきましては、その手段も含めまして、今後検討の余地があるのではないかとというふうに考えます。

また、県との連携した取り組みということでございますが、こちらにつきましても、やはりハラスメント自体が社会的に許されない行為であるということを念頭に置きまして、さらなる改善に今後取り組みたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、④でお聞きをいたします。

DV被害者等への支援強化でお尋ねします。

全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は2017年度に10万件を超え、2018年度にはさらに8%増の11万4,481件と過去最多になっております。昨日も県内でDV被害者が夫に殺害されたというニュースをやっておりました。本当に胸が痛みます。DVの被害者が公的機関などへの相談にたどり着いて、そして、暴力からはとりあえず切り離され身の安全が確保はされたとしても、その後の生活は困難をきわめます。

まず、引き続く身の安全の確保のため、自分や子供の居場所を隠し続けなければなりません。自分で家を探して転居をしなければなりません。収入が断たれる場合が多いので、生活費を自分で何とかしなければならない。子供の学校のことや進路のこと、離婚が成立しなければ、これは相手が離婚を拒む場合が多いので、成立しなければ児童手当、児童扶養手当などが受けられないまま子を扶養しなければならない。裁判に及ぶこともあるなどなど、こうした切迫した状況は周囲にはなかなか理解してもらえません。自分の老後の不安も大きく、にっちもさっちもいかない状態で年を重ねているDVの被害者がいらっしゃいます。

現在は、配偶者らからの暴力（DV）そのものに対する社会的な意識も随分変わってはきましたが、被害者が安心して暮らしていくための支援はまだ不十分です。

そこで、お聞きをいたします。

被害を受けた女性や母子のケア、DV被害者が生活再建できるめどをつけるための相談窓口、専門職員の配置を行ってほしいですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

D V被害者の保護や自立のためには、関係機関がそれぞれの役割分担のもと、連携してサポートしていくことが欠かせないものと考えます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（D V防止法）では、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、児童相談所などの関係機関は適切な保護が行われるよう、連携を図りながら協力するよう努めることが定められています。

また、福祉事務所は、生活保護法や児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等により、被害者の自立支援に努めることも定められております。

このほか、D V防止法に基づく基本的な方針を根拠として、個別の法令においても支援措置や医療保険、年金、学校の転校、公営住宅への入居など被害者支援の制度が設けられており、これらの事務を所管する機関とも連携することが必要でございます。

本市では、福祉事務所にD V担当窓口を設け、保健師1名を配置し、被害者の相談窓口として対応しております。支援をより充実させるためには、専門的な知識や経験を持った職員を配置し、関係機関との連携体制を強化するなどの対応が必要と考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 専門的な知識も必要ということで、保健師さんだけでなく、その他の部署との連携も必要ということで、さらにこれを強化する取り組みはどうか、マンパワーはいかがですか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

どうしてもこの業務の性格上、マンパワーでないと対処できない業務でございますので、そこへの人員配置というのは欠かせないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、SDGsに関する最後の質問を行います。（3）です。

所長が御紹介くださった、室戸市にSDGsを冠した課をつくったという記事が新聞に載りまして、また、昨日は取り組み状況なども紹介をされておりました。

そして、12月5日の15面に令和元年度人権作文コンテスト高知県大会で、県人権擁護委員会連合会長賞を受賞しました、南国市立長岡小学校6年生の窪田佳奈さんの「男女が共に輝ける社会に」と題する作文が掲載をされておりました。窪田さんは自分が乗ったバスの運転手がたまたま女性だったことから、女性差別についていろいろと調べ、考えたことを作文にしていました。そして、日本の女性の地位がほかの国に比べて低いこと、国会議員も少なく、また、男性と同じ仕事をしていても給料が安いとか、妊娠や出産を理由に仕事をやめさせられたり、差別をされてきた女性がたくさんいることに気

がつかしました。女性が不当に差別されてきた背景には、男性が女性よりも立場が上で、男性は外で働き、女性は子供を産み育てるという古い価値観と教育があったのではというふうに述べております。小学校6年生がこんなにしっかりした考えを持って文章にできること自体に非常に驚きましたが、これもエンパワーメント、教育の力でしょうか。そこで、お聞きします。

SDGsの中で、より重要視されていますジェンダー平等に関する職員研修をしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

全職員を対象とした職員研修につきましては、年3回程度実施しております。そのうち1回は、例年、高知県が定める人権施策基本方針における県民に身近な11の人権課題の中から1つのテーマを選択して実施しているところです。

今回、御提案をいただきましたジェンダー平等に関する研修につきましては、職員研修テーマの一つとして検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、2点目に移ります。

安倍内閣の目指す全世代型社会保障構想の中で、医療や介護がどうなるのかお聞きをしていきます。後期高齢者医療からまず聞きます。

安倍内閣は6月に骨太の方針2019を閣議決定し、団塊の世代が75歳になり始める2022年までに給付と負担の見直しを行う方針を明らかにしました。

後期高齢者医療は、75歳以上の高齢者ばかりが加入する医療保険で2008年から開始されました。制度開始の際には、高齢者の保険料負担が大きな問題となり、低所得者に対する特例軽減としまして、保険料の9割を軽減する措置がとられました。しかし、この特例軽減も段階的に廃止をされるようになりまして、高齢者の負担増が大変心配されるところです。

そこで、①でお聞きします。

これまでの骨太の方針で既に特例軽減が廃止されました本市後期高齢者の負担増額、所得に応じまして9割とか8.5割軽減だった方があると思うのですが、その段階別に現状をお聞きします。それと、滞納者数もお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

被保険者均等割額の軽減特例がなくなり、9割軽減が8割軽減になった被保険者は、当初賦課の6月15日現在で1,421人です。今年度は1割相当の変更なので、1人当たり年5,400円の負担増となります。

先ほど8.5割軽減も申されましたけれども、8.5割軽減のほうは1年間、補助がつ

くことが決まりましたので、来年からの削減になります。

9割軽減が8割軽減になった方のうちの滞納者ですけれども、11月20日時点で34人です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 滞納者の方が34人ということで、後期高齢者医療の場合は滞納がかさみましても資格者証ということにはなりません、短期証対応だと思うのですが、8.5割の方は来年に、本則に向けて順次特例軽減が外されていくということですね。

平成30年度決算で見えますと、大体9割軽減の方が今1,421人とおっしゃいましたが1,469人、8.5割が2,023人、余り人数には変わりはないと思いますが、後期高齢者医療全体の6割の方が特例軽減を受けていたということになりますね。

ちなみに9割軽減の方が本則に向けて順次変わっていく、この9割軽減対象者の所得要件はどうなっておりますか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 被保険者の方に後期高齢になられましたらこのようなパンフレットをお配りするのですが（資料を示しながら説明）、その中に書かれていることでございます。

世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下、また、その他の所得がないということが条件になっております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） その中で年間5,400円何がしの保険料が新たにふえるということですね、大変厳しいと思います。

それで、次に②に行きます。

全世代型社会保障構想の柱として、後期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げる方針を固めたとのこと。ほかにもメニューとして外来受診時に医療費ではないお金の支払い、定額負担を求められる、一部医薬品の保険外しなどの内容が検討されることになっております。保険料が上がり、そして窓口負担もこのように上がっていく、本市の後期高齢者がこの負担増に耐えていけるか、こうした場合さらなる受診抑制につながると思いますが、この方向性への認識及び見解をお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 団塊の世代が後期高齢者に移行し始める2022年が間近に迫り、後期高齢者の医療費窓口負担の見直しや市販品類似薬の保険上の取り扱いなどの議論、検討が活発化してきておりますが、立場が違えば意見も異なっております。どこで線引きをされるのかということに注視をしているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） まだ今後固まっていく、2022年からですので、その方向性が固まっていくと思えます。

市長にお伺いをしたいのですが、こうした厳しい状況の中で、決まるまでに例えば市長会として、あるいは知事会とともに国に対して本市高齢者のこういう状況を伝えて、受診抑制につながらないように負担の見直し、こういう負担増にならないような手だてをとってもらおうということ、こういう要望なりができますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 後期高齢者についての御質問にお答えをしたいと思います。

言われるように、年々、制度が厳しい内容になっていると感じておられる高齢者も大変多くなってきていることだというふうに思います。そのことはもう市長会でも議論になっているところがございますので、国に対してそうした要望をやっていくことは当然のことだと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に③に移ります。

介護保険の利用料負担増や給付削減も議論をされております。介護保険の利用料は現在原則1割で、収入等により2割、3割負担の方がいらっしゃいます。この2割、3割の負担の枠をさらにふやそうとしております。施設入所の方々のことなどを考えますと、1割負担でも年金で賄い切れないという声も聞きます。利用料負担増は利用抑制を招くおそれがあると思えますが、どのように予測をされるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

令和元年12月1日現在で、既に3割負担となっている方が介護サービス利用者数としましては今現在13名となっております。今後はっきりした予測というのは難しいと思いますが、65歳以上の人口がふえるということもありますので、3割負担になっていく方もふえていくのではないかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 3割負担の方が13名いらっしゃるということですが、この方々は介護保険料でいいますと、9段階を払っている方とっていいですか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

8段階の中の一部の方と9段階の中の9段階の方だと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この中には後期高齢の方もいらっしゃいますでしょうし、後期高齢医療のほうの保険料負担、窓口負担、そして、この介護保険の利用料負担3割、そして、同時に介護保険料が8段階から9段階、9段階の方ってたしか、介護保険料が1カ月1万円を超していたと思うのですが、その点はいかがですか。



○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 9段階の方が1カ月1万円超しているかという御質問でよろしいですか。

年額が12万4,200円となっておりますので、超えていると思われま

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） そういう状態です。医療も介護も本当に負担増が次々と、このままとなされていくかと思

ちなみに伺いますが、負担が2割、3割になった時点で施設を出られたというような方がいらっしゃいますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

詳しいことにつきましては把握してない部分もございますが、そのような情報は今のところ入ってきておりません。現在13名の方の中でも施設を利用されている方もおりますので、詳しい現状はまだはっきりはわかりませんが、そういうことになります。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、④に移ります。

要支援1・2が介護給付から外され、市の総合事業に移行しました。移行した方々は、介護給付を受けていたときと同様のサービスを漏れなく受けられておりますでしょうか。ボランティアなどの受け皿体制は十分でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市では平成28年4月より総合事業に移行され、要支援1・2の介護予防給付を地域支援事業費から支払うようになっております。香美市の全ての通所介護事業所と、それから、市外の通所介護事業所、それから、香美市の全ての訪問介護事業所と市外の訪問介護事業所が香美市の総合事業の指定を現在受けております。また、新規事業所も随時指定を行うようにしていきまして、そのため総合事業移行後もサービスの内容は特に変わりなく、受け皿が少なくなったということは今のところありません。

また、地域での見守りということですが、なかなか人材不足とか、現在やってくれている方の後継者についての課題はあると思われま

す。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） それでは、⑤に移ります。

要介護1と2も介護給付から外されようとしております。これに関しまして、どのよ

うに取り組んでいかれる予定でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

要介護1・2につきましては、先日の新聞にも出ておりましたが、国のほうも要介護1・2の生活援助サービスの地域支援事業への移行は見送られましたが、地域ごとにやはりばらつきがありますし、それから、要介護1・2の方は軽度者だけではなく認知症の方もいまして、重度化防止のための専門職の介護が必要であったりとか、施設に入れなかったりとか、低所得で高齢者向けの住まいに入れないなど、さまざまな理由で生活援助サービスを必要としている方がいるということが留意されているというふうに認識しております。

香美市としましても、今後も利用者の現状を把握、分析しつつ、国の動向を注視していきたいと思えます。また、どんな準備が必要かについても、担当職員とも検討していくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑥に移ります。

要介護者は、軽度のうちに手厚い介護があってこそ重度化しないで済みます。軽度の状態を保つことは住みなれた自宅での生活を継続することにつながります。特に認知症の方々には、専門性のあるスタッフの対応が欠かせません。

国は要介護者の自立支援を推奨した保険者に財政優遇することを決めておりますが、その数値目標や指針が示されているのでしょうか。私は制度を変える際には、国の方針がそうになっているからではなくて、あくまでも日常生活を送る上で援助を必要とする高齢者の希望と実態をよく把握する必要があると思えます。介護保険は介護の必要な高齢者を不安にさせない、困らせない対応をすべきであると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

国のほうからは数値目標等は現在示されておりません。課といたしましても、やはりその人らしくどんな介護が必要な状態になりましても、安心して地域で暮らしていけるということが大事だと思っておりますので、今後も国の動向を注視しながら、実態に即した適切なサービスの提供ができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 国から数値目標が示されているのかというふうにお聞きしたのは理由がありまして、先日ある高齢者の方から、自分は今要介護2だけれども今度要支援になると言われた。今までのサービスが受けられなくなると、ひとり暮らしなのでとても困ると嘆いておられました。

この方は歩行にも不安があり、外出も控え、うちの中でもつえをついておられるひとり暮らしの方です。本人が不安がっている、介護から外れてしまうのかと思ったところですが、こうした場合もあるのでしょうか。要介護の現在2の方に対しまして、もう今度は要支援ですよというふうに言われる場合があるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護度は認定調査によって決まっておりますので、その方の状態がよくなっていった場合には、介護度が上がって要介護2から要支援になる場合もあると思われまます。ただ、その場合もただ上がったからもうすぐにこのサービスがだめですよというようなことにならずに、ケアマネさんたちともよく相談しながら、どういうサービスがどういうふうに使えるかというのは御本人さんと常に相談しながら、御本人さんの理解を得ながら進めていくようになると思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 本人の希望が加味されますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） もちろん御本人さんの希望に沿えるようにケアマネの皆さんとかが、どういうサービスが必要かを御本人と相談しながら、あくまでも決定するのは御本人さんですので、そのようになっていると思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に3点目の質問に移ります。香美市の教育行政についてお聞きをいたします。

（1）です。教育施設についてです。

毎年、年2回行っております議会報告会が、ことし初めての試みとして市内の小中学校へ出向き、PTAや教職員の方々と意見交換や懇談会を行いました。その中で私たち3班が行きました学校での懇談では、教育施設に関する要望が非常に多くて、中でも築年数の古い学校施設などは円滑な教育の妨げになっているのではないかと、もう放置できないところまで来ているのではないかと感じる場所もございました。個別、具体的には各班より、所管課に対しまして報告もあろうかと思いますが、私のほうからは、教育施設の整備に関する教育委員会の姿勢をお聞きいたします。教育行政の仕事は、まず子供たちが安心して心置きなく学べる学校の施設を構えることではないのかと思うのですが、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

大岸議員の御指摘のとおり、香美市内の小学校・中学校の学校施設は、昭和40年代から50年代に建設された施設が多く、老朽化しており、建物全体の劣化や機械設備のふぐあい等が生じてきております。

そのため、子供たちが安心・安全に施設を利用できるよう、建物の状況を把握し、長期的かつ総合的な観点から施設の整備・維持管理の適正化を図り、適切な修繕・改修を行うための、学校施設長寿命化計画を今年度策定するように進めております。今後は、この計画に沿った修繕・改善等を行うよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 当然優先順位を決めて行われることかと思いますが、枠配分予算との関係ではどうなりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

当然財政面等も考慮していかなければならないと考えておりますので、そちらのほうはまた検討していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 計画を立てるということは一度学校施設のほうに出向かれると思うのですが、ぜひ丁寧に全ての施設を見ていただいて、急ぐところからやっていただきたいと思っております。

それでは、次に（2）のバカロレア教育についてお聞きします。

バカロレアにつきましては、教育厚生常任委員で一度説明をお聞きしました。また先日は、日本でバカロレア教育に取り組んでおられる専門家の方のお話も伺いました。今、大宮小・香北中学校で取り組まれましたが、バカロレア教育の導入に至った経過をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） バカロレア教育について、本市への導入に至った経過ということで答弁をさせていただきます。若干長くなります。申しわけないです。

まず、七、八年前からの香美市の教育づくりから経緯を説明させていただきます。

香美市は「探究あふれる 学園都市 香美市」を目指し、香美市教育振興基本計画のもと、たくましく生きる人間力を培う教育を進めています。

平成25年度から平成29年度はキャリア教育、平成28年度から令和元年度は、新学習指導要領実施に向けて探究的な授業づくり、読解力の向上に取り組んできました。これらは香美市挙げての取り組みで、全小中学校で知・徳・体、それぞれに著しい成果が見られるようになりました。

令和元年度から5年度は、香美市教育振興基本計画後期計画として、探究をテーマに進めます。取り組みの方法として、それぞれの中学校区で特色ある取り組みと小中一貫教育を進めます。

これから迎える予測困難な時代を「自らの力で切り拓く力」「自ら探究する力」を育成するためには、各中学校区での特色ある取り組みを支援し発展、飛躍させることが重

要だと考えています。

3 中学校区の取り組みを説明いたしますと、大栃中学校区では、ICT教育、起業家教育、外国語教育、鏡野中学校区では1中学校5小学校連携による15年間で培う力を明確にしたカリキュラムマネジメントの研究を行っています。香北中学校区においては、国際的な視野を持ち豊かな人間力を育てる教育プログラムであり、新しい学習指導要領の趣旨とも合致する国際バカロレア教育の導入を考えました。

続いて、なぜ香北中学校区に国際バカロレア教育を導入したのかについて説明をいたします。

一言で言えば、香美市の全ての子供たちに新学習指導要領が求めている日本一の教育を受けさせたいからです。教育委員会が香美市の教育づくりを進めるに当たっては、当初から探求的な学びにより子供たちの生きる力を培うことを大事にしてきました。これからは、Society 5.0の時代と言われ、AIの普及、国際化、少子高齢化社会、しかも社会の変化がこれまでになく急速に進む時代の到来を受けて、文部科学省は学習指導要領を改訂し、これからの子供たちに培うべき力を探求的な授業、カリキュラムマネジメント、社会に開かれた教育課程の三本柱で培おうとしています。

この方向で授業をつくる時、一番難しいのは教職員の意識改革と子供主体の授業への転換です。長年にわたって一斉画一的な教授方法で行ってきた教職員が、子供自身が課題を持ち主体的に追求していく、新しい学び方への授業へと切りかえるのは大変難しいことです。それでも香美市の教職員は、新学習指導要領の先取り実践により授業改革を進め、県内では新しい教育のモデルとして県内外に授業公開をするレベルの授業を行えるようになり、学力向上の成果につながってきています。

ところが初めにも申し上げましたとおり、学習指導要領が求めている授業にはまだまだ遠く、しかもここから先の授業モデルは身近にはありません。国内にも少数しかありません。だったら、香美市の中で新学習指導要領で求められている探求的な授業、カリキュラムマネジメント、開かれた教育課程の三本柱に沿ってモデルをつくり、香美市全ての学校に広げ、どの学校でも子供主体の質の高い授業ができるようにしようと考えたのです。

国際バカロレア教育はスイスで生まれた教育プログラムですが、教育の目的がよりよい平和な社会を築くことに貢献する探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としています。そして、目指す十の学習者像の探求する人、知識のある人、考える人、コミュニケーションができる人、信念を持つ人、心を開く人、思いやりのある人、挑戦する人、バランスのとれた人、振り返りができる人とし、生涯にわたって学び続ける人づくりを目指しています。

小学校教育では、追求するテーマに沿ってカリキュラムマネジメントをするようになっていて、大宮小学校では既にカリキュラムが完成し、実践に移っています。香北中学校は、実践2年目になる高知県立国際中学校と交流しながら授業研究を行い、探求的な

授業づくりが進んできつつあります。小学校も中学校も学習指導要領に示されている目標内容で組み立てていくカリキュラムで、新学習指導要領の求める子供たちの主体的な学びが進められ、子供たちが学んでいく姿は大きく変化をしていきます。

文部科学省は、国際バカロレア教育は新学習指導要領の好事例であると公言をしているように、この教育は探求をきわめる教育です。できるだけ早く香北中学校区の実践を充実し、香美市全体の取り組みの充実へとつなげていきたいと思えます。

以上です。長くなりました。失礼します。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 丁寧な御説明をいただきました。

1つお聞きしたいのですが、教育長がこのバカロレア教育に出会われたきっかけ、県がきっかけですか、お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

教育委員会内でこれからの教育のつくり込みの話をしていたときに、バカロレア教育のことが話題になって出てきました。それは、高知県のほうが国際中学校・高等学校に国際バカロレア教育を導入しました。それを進めていく過程でたくさんの研修と、そして、授業とか内容の公開であったり、説明会だったりをしてきていたのです。小学校のバカロレア教育というのは高知県にはありません。どこにも多分公立ではありません。それができるかどうかを検討しながら進めていたときに、ちょうどバカロレアの研修があったので、担当の指導主事が行って勉強をしてきました。そのこととちょうど相まって、オーストラリアの交流の学校を研修の中で見つけて、その学校がIBの教育、国際バカロレア教育の学校だったものですから、そこを視察に行って交流を進めるようにしたときに、イマニュエル小学校といいますけれど、その授業を見せていただいてもうこれだと思いました。新学習指導要領が求める授業の姿がそこにあって、国内ではなかなかつくり込みが難しい授業が、このバカロレア教育をどこかに導入することによって、きっと香美市の学校は大きく変わるという判断をしたところでした。あとは、委員会内でさまざま話し合っ、今のような状況に進めています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以前説明を受けました資料を見てもみますと、今土台づくりをしているところで、大体認定されるまでにまだかなり年月がございませぬ。それで、今は大宮小と香北中のほうでこれを行っている。まだこれからどういうふうのものになっていくか、まだわかりませぬ。この教育が、教育長がおっしゃるように子供たちの将来がかかっている、進路を決める上で本当に大きくもし影響するとしたら、受けている子供さんと受けていない同じ香美市の子供さん、この長い年月の中で不利益とならなんでしょうか。その意味での義務教育における機会均等については、どのようにお

考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ②の義務教育の機会均等を図られているかという御質問にお答えをいたします。

義務教育において教育の機会均等は補償すべき重要なことと考えています。香北中学校を初め、全小中学校で探究をきわめる教育に取り組むことにより、学習指導要領に示されている内容や社会の変化に対応して重視される内容、例えばICT教育だったり、プログラミング教育だったり、外国語だったり、防災等々についても、全小中学校でこれまで以上に充実できると考えています。

また、3中学校区の特色ある取り組みについては最大限のサポートをし、義務教育の機会均等を図っていきたいと思っているところです。

バカロレア教育は、バカロレア教育そのものをするのは香北中学校区ということで押さえていますけれど、その教育方法そのものが市内の学校全部に示されていきますので、探求的な授業を各校が取り組むことによって全体のレベルが上がってくる、充実するというふうに思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） イメージとしましては、従来のカリキュラムの中にバカロレア教育的な手法を取り入れて行う、それでより高みを目指すとかいうイメージでよろしいですか。

それで、次に③の質問に移ります。私は聞いていてそのように捉えました。

先日の議会報告会である学校で、なぜ大宮小と香北中だけ、バカロレアはお金がかかりますよね、そんなにお金をかけてもらえるのかと、そんなお金があったら施設を直してもらいたいという声が当然のようにありました。それから、バカロレアって何という保護者の方もいらっしゃいました。そして、先生方は異動もあります。安定的な運営ができていくのかなどなどの心配の声もございました。

そこで考えたのですが、導入を決めるまでに全市的なコンセンサスを得る必要があったのではないかと思ったのですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

バカロレア教育の導入に関しては、これまで議員の皆様や各学校、PTA、地域、保護者の皆様方に機会を捉え御説明をさせていただきました。そうした活動の中でコンセンサスは得られたものと理解しており、バカロレア教育を導入し認定に向けて取り組んでいるところです。校長会で特に何度も説明しながら広げていただくということで進めてまいりました。

今後もお、機会あるごとに説明会等を開いていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ほかのまだ取り組んでいない学校の保護者の方は、当然やっぱり今私が申しましたような疑問とか湧いていますよね。その点での説明を、やはりもうちょっと丁寧にされたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） そのとおりだと思います。

バカロレアのところについては、いろんな費用がかかるということもありますけれど、各学校それぞれに、課題というか特色というか、それをつくり上げるのにはいろんな予算を使わせていただいています。何かこれがこれ、これがこれというふうに皆様方に伝えにくいところはあるのですけれども、機会均等という意味では、それぞれの学校が持っている特色を思い切り生かしながら教育をつくるということで、みんなでそろえる部分と、各学校が特色を出す分と両方考えながら進めていくところなので、説明がちょっと足りていないかもしれません。また、説明させていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、④の質問に移ります。

予算・決算の審査の際には触れることもあったかと思われませんが、トータルしてこれまでバカロレア教育に要しました経費、これから発生する経費、また、その財源内訳をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本年度までに導入に要した費用は、教職員の研修や候補校申請等に係るソフト面に約450万円で、今後は、年間で大宮小、香北中両校で約600万円ほどとなる予定です。そのほかに今後、教室の改善等などハード面での経費が必要となると考えています。その財源は、現在は一般財源ですが、今後国からの補助金制度が導入されれば、その活用も考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 国からの予算措置がされる予定がございますか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） このあたりについては、ちょっとよくまだわかりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今おっしゃっていただきましたようなこの費用は、枠配分の中でおさめるのはどこかへ非常に無理がいくというふうに思うんです。ほかの教育費を圧迫するようなことでは本末転倒だと思います。



この前、教育厚生常任委員会でバカロレア教育の説明を受けましたときに、一定学校の予算についても表をいただいておりますけれども、例えば備品購入費がゼロ円、その一方でバカロレアのほうに何百万円かのお金が出ていっている。こういう状況からしても、機会均等の面でちょっと問題がありはしないかと、このバカロレア教育を強力に推進するということになりますと、それ向きに別枠で予算を立てる必要があるのではないのでしょうか、いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 今年度の当初予算の備品費のゼロという分については、これは本当に申しわけなかったと思います。中で予算を組むときに、ちょっともっと検討しないといけなかったことと思います。

ただ、これとバカロレアが直接関係しているというわけではなくて、全体にバランス的には考えて予算は立てているつもりです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑤のバカロレア教育のこれからの課題についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） バカロレア教育のこれからの課題について答弁いたします。

国際バカロレア教育の認定及びその後も認定を続けていく意味でも、教育の質の担保が課題と考えます。そのためにも、教職員の育成を含めた教職員配置が課題であると思っています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 教育問題を言うときに、何にしても教職員の数の確保に突き当たるということですね。その辺は本当に思い切った手だてをしないと、ほかの面もだめになっていくというふうに思います。

それでは、次に教育関連の（3）でございます。

家庭の貧困や親の繁忙などで朝食をとれない子らに対して、学校で朝食を提供する取り組みが広がっております。日本では虐待で親から食事を与えられない子供もおり、何かしなければと思った大人たちが、善意を寄せ集めてこども食堂を始めました。

さて、学校での朝食提供は子供たちの学ぶ力をつけるということで、自治体でも取り組むところが出てきているようでございます。逆に言えば、朝食をとれない子供はハンデをしょって通学し、テストを受けているということにならないでしょうか。

資料③に、朝食摂取と全国学力テストの正答率をあらわしたグラフがございますのでごらんになってください。原版はカラーなんですけど、印刷すると白黒になってしまっています、ちょっと説明しなければわからないと思いますので説明をします。

各教科ごとに左から、毎日食べる、どちらかといえば食べる、余り食べない、全く食べないの順に並んでおります。棒グラフが順々に右肩下がりになっているということですね。

朝食をとるとらないは、学力テストだけでなく、あらゆる学び、そして、健全な成長発達に影響することであり、各家庭だけでなく、教育行政からのアプローチも今もう必要になってきたというふうに私は感じます。以前、鏡野中学校で、また最近では香長小学校で朝食提供の取り組みがあり、大変いい効果を上げているということをお聞きしました。これを条件の整いそうなところから、全市の小中学校で取り組んでいくことはできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員御指摘のとおり、朝食の摂取は子供たちの体の成長や体力面だけでなく、学力面においても重要とされています。

本市では現在、希望者を対象に香長小学校と大栃小学校が地域学校協働本部と連携した定期的な朝食づくりを行い、朝食の提供とともに、自分で朝食がつけられるように調理体験も行っています。しかし、材料費や朝食づくりのためのボランティアの人員確保、そして、家庭と学校の役割などさまざまな問題があるのも事実です。今後も、多方面の方々からの御意見もいただきながら検討をしていきたいと考えています。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なかなかマンパワーの確保が問題とは思いますが。

私はとりあえず以前も質問を何回かしましたが、鏡野中学校でこういう取り組みができれば、25%ぐらい就学援助を受けておられる御家庭があって、中にはやはり朝食、夕食も食べられない子もいるとかいうふうに聞いております。鏡野中学校でこれが実現ができたらすごくいいなと思っているんです。教育長、その辺いかがお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） かつて鏡野中学校で朝食の提供をしていたときには、ヘルスマイトさんたちが積極的に朝食提供に尽力をしてくださっていました。本当に食べていない子供たちがいますので、朝食の提供ができれば本当にいいとは思っています。

私もかつて支援センターなんかで仕事をしたときに、朝食べていない子供に朝食提供はずっと続けてやっていたのですが、明らかに子供の様子が違います。食べると断然元気になっていろんなことに集中できますので、このグラフの結果のとおりだと思います。何とかできたらいいなとは思っているところです。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ヘルスマイトさんがかかわっておられたということは聞いておりますが、市内のボランティア団体を含めてどういう支援が必要か、例えば広報などで呼びかけてみるとか、そういう方法はありませんでしょうか、マンパワーの確保ですけれど。

○議長（比与森光俊君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

朝食提供しようと思えば、いろんな団体の方とか、ボランティアで積極的にかかわってくださる方もおいでだと思いますので可能になると思いますけれど、学校の状況とか考え方をちょっと聞いてみないと、そこの辺がちょっと大事なことだと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、（4）の質問に移ります。

放課後児童クラブに保育所等訪問事業をということで伺います。

以前、本市の放課後児童クラブで指導員さんから、発達障害と思われる子供さんが何人かいてふえている傾向ということですが、どのように接したらいいか困るというお話を聞いたことがあります。発達障害は周囲の理解とその子に応じた対応が求められます。

2012年に児童福祉法に基づき保育所等訪問事業ができました。岡山県ではその制度を利用しまして、作業療法士による放課後児童クラブでの発達障害児の支援事業に取り組んでいます。子供専門の作業療法士が携わっているとのことですが、子供の運動機能、認知機能、そして、発達が未熟な部分を促すかかわりをしております。そして、子供の困り感を解決するための調整を行って、できないことを減らしていく、子供に自信をつける、また、指導員さんの相談にも乗ることができているということで、いい取り組みをされていると思いました。アメリカでは学校に作業療法士さん（OT）が常駐をしまして、感覚運動活動ができるスペースも備わっているということです。学校にも欲しいところだとも思うのですが。

子供は遊びやほかのかかわりの中で成長していきます。専門家を入れることによって今いる場所がいつらなくなる、できることがふえるということは、子供にとっても保護者にとっても、周囲にとってもうれしいことではないでしょうか。

そこでお聞きをいたします。

保育所等訪問事業を本市でも取り入れてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

大岸議員が言われております岡山県の取り組みは、本市の放課後児童クラブにおいても大変有効な取り組みだと思います。ただ、この取り組みにつきましても、あらゆる面を考慮してこれから研究していきたいと思っています。

今、本市ですぐ取り組める支援といたしまして、障害福祉サービスでの対象となる児童、保護者が支援を望んだ場合の障害児支援の通所サービスの一つで、保育所等訪問支援というのを活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 担当課のほうにおかれましては、ぜひ研究をしていただき

たいと思います。

それでは最後、4点目の質問に移ります。

これに関しましては同僚議員より大変詳しく質問がございまして、また、前向きの答弁もございましたので繰り返すことはいたしません、1点だけお聞きをします。

県の中山間振興策の3,000万円上限の事業でございますけれども、例えば地域の合意形成等条件がそろっておれば、この前のように再募集があったときに、仮に来年度でも手を挙げることは可能ですか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 大岸議員の御質問にお答えいたします。

先日、小松議員の御質問でも答弁をいたしました、県の補助制度の高知県中山間地域生活支援総合補助金がございまして、この補助制度につきましては、市の補助金を上乗せし補助率が6分の5となっております。県のほうは平成29年度から5カ年計画で実施しておりまして、令和3年度まで現在のところ通常の追加募集の予定はございませんということでございましたが、再度県に問い合わせしましたところ、ことしも追加募集がございました。来年度も確定ではございませんが、ほかの市町村の交付決定が決まり補助金の減額等があった場合につきましては、来年7月から9月ごろ追加募集があるかもしれないとのございました。あった場合につきましては、緊急性また必要性、また予算等を考慮した上で、十分に協議ということになるとの回答でございました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今回請願等もありまして、いろんな各部署からの状況もお聞きをしたところなんです、この県のいろんな事業がありますね。こういう事業につきましては、今定住推進課のほうで扱ってはおりますけれども、こういういろんな事業で各課にわたる補助金というのは、各課で必要な情報が共有をされておりますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 必要な情報につきましては各支所、また環境上下水道課の関係するところには、連携をとって情報共有はしております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 最後に、先日この質問に当たりまして、曾我部川地域のほうに再び出向きました。その際に、中山間地の飲料水の供給施設を安価に、また維持管理を楽にできる、ろ過装置を開発しておられる民間事業者さんに電話で問い合わせをしますと、このリーフレットを（資料を示しながら説明）議員の机に置いてくださっておりますので、ここに問い合わせをしたのです。電話で問い合わせをしますと、現地に無償で来ていただきました。そして、明石課長も動向してございまして、お二人が一つ一つの給水施設を地域の方の話聞きながら約半日丁寧に見て、対処方法をアドバイスをしてくださっております。すぐに給水施設も希望のものができて、解決というこ

とにはならなかったんですけれども、こういう丁寧な対応によって地域の方も安心をされたのではないかと思います。

こういう対応はこの地域に限らず、ほかにも集落の水道施設がありますので、今後可能でしょうか。そういう枠組みとかいう相談できる、このことはあそこの課のほうに聞いたらいいよとかいうふうな、いつでも専門家の目で相談に乗っていただける、それによって地域の方も方向性を決めていける、ここまで進むと事業に募集するにしても何にしても楽だと思えるんですね、話がスムーズに進んで。そういう踏み込んだ対応というのは今後も可能でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 今後も環境上下水道課のほうにつきましては、水道等詳しい方もいらっしゃると思いますので、一緒に連携をとっていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 環境上下水道課の職員さんに聞きますと、この集落水道、香美市に10カ所以上あるというふうにお聞きをいたしました。生活用水、あるいは飲料水の確保にお困りの地域というのは、大抵が本当に山間地です。ただ、そこに住んでいただくことで周りの草を刈ったり、排水が葉っぱなんかで詰まったらどぶをさらえたりとか、それから、また農業をしたりして農地の保全や国土の保全も行っている、そういう果たしておられる社会的役割にも注目をしていただきまして、今後のこういう地域に対する支援策を継続して、また発展をさせていただきたいと思いますが、その件に関しましてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 集落水道につきましては、それぞれ地域で管理もしていただいておりますし、今後高齢化に伴って維持管理、また施設の修繕等も今後必要になってくると思いますので、平成19年当時の実態調査もしておりますが、今後も各支所のほうとも連携もとりながら、来年度はそういう実態の調査もしていきたいと思っておりますし、集落水道についてできるだけ支援のほうも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

暫時、11時まで休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、日本共産党の笹岡 優です。

最初に、昨日の初代香美市長、門脇槇夫様の突然の悲報に接し謹んでお悔やみ申し上げます、心から哀悼の意を表します。槇夫さんとは、旧土佐山田町議会から一緒に歩んできました。大変お世話になりました。本当に残念です。心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問します。

今回の質問は、私なりに本市の抱える課題とこれから進めるべき方向や可能性について、大いに議論をしたいとの思いでまとめました。不十分な面もあると思いますが、令和2年度予算に少しでも反映できればとの思いで通告しました。

それでは、通告に従いまして一問一答で行います。

第1ですが、まちづくりについて、今議論すべき課題として今回、中心市街地についての提案をさせていただきます。

土佐山田町の市街地の中でも、商店街通り周辺のまち機能の整備は大きな課題ではないでしょうか。また、西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町1丁目、旭町5丁目までが平成27年度に高知県の地震火災対策重点推進地区に指定されており、この地域の延焼防止対策は急務ではないでしょうか。

しかし、特に町なかの南北道の道路幅が狭く、また敷地面積も含めて建物が狭小で密集しています。そのために建てかえもなかなか進まず、老朽化と空き家がふえているのではないのでしょうか。

以前、担当課から報告がありまして、西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目、百石町1丁目、2丁目の空き家が104軒で、そのうちの84軒は大幅な改修、もしくは廃屋、解体をしなければならないとのことでした。防災面、住環境面から大きな困難を抱えています。

そこで伺います。

①ですが、線路より南側、国道より北側、まち機能の整備の再生について、本市としてどのような認識をお持ちなののでしょうか、このエリアについての市の認識を問うものです。

そして、地震火災対策重点推進地区に指定されているエリアの延焼防止対策の必要性について、本市としてどのような位置づけと対策をしているのでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 香美市では、土佐山田町の商店街通りを中心に山田地区が地震火災対策重点推進地区に設定されております。

重点推進地区とは、公園や幅員の大きい道路といったいわゆる不燃領域が少なく、敷地面積に対する建築面積の占める割合の高い木造建物の多いエリアで、一度火災が発生

すると延焼拡大しやすく初期消火、避難、消防による消火活動が困難な地区のことです。

本市では、同地区の地震火災による被害軽減を目的として香美市地震火災対策計画を策定し、同地区における出火防止、延焼防止、避難対策の3点について、自助として住民が取り組むこと、共助として地域で取り組むこと、公助として行政が取り組むことをまとめており、またホームページ上でも公表をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 確認なのですが、大変危険という認識はお持ちなのでしょうか。そして先ほど言ったように、今その位置づけのもとで対策を講じなければまずいと、今ブレーカーの問題から1個ずつ対策をやっていきますけど、そこの辺のちょっと認識と必要性についてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 認識は持っておりますが、その認識のもとに香美市の地震火災対策計画を策定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 特に急ぐのは西本町1丁目から5丁目、東本町1丁目から5丁目の間ではないでしょうか。本市の場合は冬場の北風が強くて、空き家や住宅密集地の現状からもまち機能の再生は喫緊の課題ではないでしょうか。特に、もしこの地域で火災が起こった場合、北風で本庁舎そのものも火災の影響を受ける可能性があります。災害対策本部自身が大変危険になるわけですので、何か手だてを打たなければならないと思います。

そこで後でもちょっと触れますが、道幅を広げていくことは一つの延焼防止になるんじゃないでしょうか、それを含めてお願いします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 重点推進地区は市役所等の行政機関が隣接し、文教施設、中心商店街、公共交通機関の拠点など重要なまち機能を持つ地区であると認識しております。重点推進地区は公園や幅員の大きい道路といったいわゆる不燃領域が少なく、建物が密集しているため、一度火災が発生すると延焼拡大しやすいため、名称が示すように火災対策を重点的に推進しなければいけない地区として位置づけておきまして、香美市地震火災対策計画を策定しており、まち機能にかかわる部分といたしましては、老朽住宅や危険なブロック塀等の除去等、通行障害の対策を進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今新しい取り組みで都市計画のマスタープランをつくってい

ますけど、その中に庁舎内で検討してこの問題を位置づけられているのでしょうか、そこはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然マスタープランの中で、都市防災の方針について入れていく予定であります。ただし現在まだ策定中ですので、内容的なものは多々変わるかもしれませんが、全体構想の中で安心・安全まちづくりの基本的な方針を挙げまして、その中で都市防災の方針として耐震対策や雨水排水対策、土砂災害対策、避難所、避難体制、また地域における防災力の向上など詰めていかなければならないことがあります。細部に当たりましては別途防災計画などと重なってくると思いますので、一応そのあたりを掲載をしなくてはならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、防災計画を網羅した内容になっていくという認識でいいんでしょうか、大体。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 細部に当たりまして防災計画でやっていただくと、全体的な構想、あくまでも都市防災の方向性だけを示していくという考え方でおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、②に移ります。

この町に、接続する幅員4メートル道路がないので、開発や建築を諦めるしかないという声もあります。

そこで提案ですが、地方公共団体の判断が大きく影響するまちづくり誘導手法の取り組みは、よく研究する必要があるのではないのでしょうか。このまちづくり誘導手法は、国土交通省が所管する事業において、調査、試験、研究、開発などを行うことを目的に設置された社会資本整備に関する唯一の研究機関で、国土交通省の施設等機関の国土技術政策総合研究所が提案している内容です。

地方分権の推進で、地方公共団体の都市計画の決定権限が大幅に広がってきています。建築基準法でも、条例を定めることに地方公共団体が建築物の敷地、構造などに関する規定を追加する仕組みなどが設けられています。このまちづくり誘導手法をぜひ研究してください。所見を求めるものです。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

都市計画区域内の既存の家が建ち並ぶ4メートル未満の道路は、建築基準法第42条第2項の規定により、指定道路として高知県が指定しています。通称「2項道路」と言



っています。この2項道路は、道路中心から互いに2メートル後退し、みなし道路境界として、将来は4メートルの幅員の生活道になるというものです。市街地のほとんど部分は2項道路ということになっております。

将来、家の建てかえにより4メートル幅員の生活道となり、火災時の延焼予防や緊急車両などの通行もある程度可能となり、安全・安心が保てる生活環境になるものと考えています。そのため市道等についてですが、後退部分の舗装や側溝などの整備をしていかなければならないものだとは考えています。

以上により、開発や建築を諦める必要もないし、リフォーム等も検討できます。ただし、ケース・バイ・ケースになりますので、協議は願いたいと思います。

建設課においては、今までも住民要望に応える方策を全力で職員がとっております。今後もその方針を変えるつもりはありません。

あわせて後の問題とも重なってきますが、まちづくり誘導手法ですか、国総研、国土木技術政策総合研究所のことやと思いますけど、まちづくりのルールとは、地区独自の将来像や目標を定めるとともに、現在の法規制に加えて、地区内に建物を建てたり、開発を行う際に守らなければならない地区独自の建てかえルールを定めるものという認識を持っています。内容的に言えば地区計画という形になろうかと思いますが、いわゆる地区計画とは違い建築基準法などの基準がない、法規制のないルールです。そこら辺に関しまして、地域、住民からの要望があれば検討はしなければならない案件だとは思っておりますが、結局地区計画をやったほうがましやという考え方でおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 課長の認識も含めて、道路幅を広げることは延焼防止に大きな役割を果たす。山の場合もそうですよね、杉の林の中にちゃんと間仕切りといいますか、それで広葉樹等を植えてやったりもしていますけど、そういう安全対策が必要ですので、ぜひこの内容を研究する必要があるんじゃないかと思います。井上課長は専門的に大変詳しいですので、やっぱり政府自身が今、全国一律の規制ではだめということでこのやり方をずっと今緩和してきました、特に中央分権になってから。

ですので、ちょっと紹介しますと、道路に接しなくても建てかえられるということで、「従来の建築指導行政との関係整理、安全性確保の担保方法、行政内の関係部局や地域の方々との合意形成を進めるなどなど、さまざま工夫によって可能になりました。」ということを行っています。

また、こういうことも言っています。建てかえられない状況を改善する努力が求められるということで、「これまでは個々の住民が建築基準法の一律の基準を守ることが絶対でした。しかし、このようなまちづくり誘導手法が使えることが明らかになると、今度はそれを利用することを検討し、建替えられない状況を改善することへの努力が、今日、まちづくりに取り組む行政には求められます。」ということを行っています。

後でもちよつと触れますが、そういうやり方で地区計画も一つの中身なんですね。連檐を含めてやっていくことも必要ですので、ぜひこの内容を、先ほど課長のほうからちよつと研究するというか、要望もあればやっていくという話でしたが、ぜひもう一度これ、見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現段階では、当然地区計画として対応すべき内容と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ちよつと後で触れますけど、この中にこういう地区計画も含めて幾つかあるんですね。街並み誘導型地区計画もありますし、防災街区整備地区計画もあります。それで、建蔽率特例許可もありますし、3項道路、2項道路で3項道路の場合の対応もありますので、ぜひそれも参考にしていきたい。

そこで、もう一度、街並み誘導型地区計画や建蔽率特例許可などのまちづくり誘導手法を活用して、許可や認定といった独自の判断によって規制の緩和ができる大きな特徴があることです。ぜひここを研究していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 考え方の違いだと思いますが、規制をつくることによって緩くなって誘導という場合もありますが、それに対して来れなくなるという場合もあります。ケース・バイ・ケースという形の中で、考えていかなければならない内容と考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひこういう情報を含めて、そこに住まわれる方々の本当に合意形成が必要ですので、そういうやっぱり情報を含めて、新たな可能性を含めて探究していただきたいということではどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然現在もやっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ③です。

香美市、土佐山田町の入り口には顔となる中心街が必要ではないでしょうか。

提案ですが、レトロで遊ぼう「えびす昭和横丁」など、なじみの取り組みで本当に頑張っています。えびす街を中心に、商店街通りの新町西町線交差点から八王子通り交差点の間を車規制し、「安らぎ、交流エリア」として拠点づくりを進めてはどうでしょうか。当然、地域等を含めた関係機関との協議と合意形成が前提ですが、見解を伺うもの

です。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在、業務を施行中の都市計画マスタープランにおいて、たくさんの議員さんも参加くださいました、まちづくりワークショップ、笹岡議員も当然中心地のワークショップのほうへ参加くださいました。この場をかりましてお礼申し上げます。その中でですが、商店街通りなどへの車規制の話はありませんでした。ただ、公園的な広場の要望はありました。当然、笹岡議員も認識されたと思います。

また、あけぼの街道から人を商店街へという意見も多くあり、商店街へは車を利用して来る方が多いと推定していますので、商店街の駐車場の充実や、当該付近に住んでいる方々の意見が重要だと考えています。

その意見の中ですが、公園的な広場については、商店街活性化協議会などの関係機関及び市各課と協議していかなければならないと考えています。

また、商店街通りは生活道路でもあり、あわせ通学路でもあるため、生活道路安全対策（ビッグデータ、ETC挙動データ）事業、また、通学路安全対策連絡協議会などでも検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 商工観光課の立場でお答えいたします。

旧土佐山田町の商店街通りにつきましては、かつては食品や日用品などの買い物のほか、地域コミュニティーを形成する場としてにぎわいがありましたが、事業者の高齢化や後継者不足、また、ライフスタイルの変化等により店舗数が減少し、中心商店街としての活力が低下をしております。

そこで、商店街の活性化施策としまして、ふらっと中町におけるチャレンジショップ事業や商店街の空き店舗利活用事業を行うとともに、現在、香美市中心商店街活性化協議会を立ち上げ、商店街、商工会、観光協会、県、市が一緒になって、活気のある商店街を取り戻すための対策を検討しております。

御質問いただきました拠点づくりにつきましては、将来のまちづくりにかかわる大切なものであり、地域住民や商店街関係者の意見が重要になってまいりますので、いろいろな機会を通じて声を聞いていければと考えております。

なお、車両規制につきましては、祭りや各種イベントで実際に規制をかけて運営をしていますが、今のところ現状のままでよろしいのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 以前は商店街通りは結構、国道と東西の道がなかったために通勤の道として商店街通りを利用されていましたが、あけぼの街道が完成して利用面が

高まったことから、車規制は可能になっているんじゃないでしょうか。また、今後は図書館の跡地利用を含めて今後どうしていくか議論が必要だと思いますし、銀行や郵便局もありますし、内科、歯科もありますし、まちの顔として必要性についてはどういう認識をお持ちなのでしょう。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然まちづくりとしまして、商店街をどうするかということは各課で考えていることだと思います。笹岡議員も参加くださいましたワークショップの中でもその議論はしております。ただ、図書館の跡地利用とかいう話になってきますが、その議論も各課ではしていますが、今まだ現在図書館もある以上、なかなかそういう話には至っていないのも事実です。

今後、商店街の中で公共の用地として幅広い土地があるわけですので、それをどう利用するかは今後の検討課題と思います。

また現在、建設課のほうにおきまして、新町西町線の工事を行っております。あけぼの街道から国道195号に行くに当たり、商店街が通過ではなく、経過に向けた施策も今後の課題と考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ新町西町線が開通した後のこの地域の議論もやっていただきたいと思います。

私たち日本共産党香美市議団は、昨年11月14日に法光院市長に対して要望書を提出してまして、その中の1番目に、香美市社会福祉協議会の介護事業者としての役割を見直し、予防医療の総合的・多機能的な役割を果たす組織に充実・発展させるよう施策を講じること、2番目に、香美市社会福祉協議会の専用拠点施設を土佐山田町の中心街に実現できないかということを含めて、八王子プラザはそうすれば、美術館専用の収蔵庫として使えるんじゃないかという提案もしています。

先ほどワークショップでは広場という話もありました。広場がないという、類焼防止にも広場は効果的かもしれないし、ここの地域のまちづくりはすごく大事ですので、ぜひこの地域を「安らぎ、交流エリア」として位置づけて議論していただきたいと思います。そのためにも香美市中心商店街活性化協議会で、ぜひ議論を重ねていただきたいと思います。

そこで、一つ提案なんですけど、駐車場の問題を言われていました。個人的意見ですが、国道より南の旭町や宝町等は、基本的に碁盤の目じゃないですが道整備が一定進んでいる地域と思うんです。その地域を土日祝日やイベント等で車規制、片側一方通行にして、その片側を車をとめるようなスペースで使うことを検討してはという意見なんですけど、その点を含めてどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後の議論という形になろうかと思いますが、結局需要があれば考えざるを得んと、需要があるかないかだと判断します。  
以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に、④に行きます。

先日、八王子宮の鎮座550年の記念行事に出席させていただきました。明治の八王子宮から現在地に移転、遷座して379年です、400年近いです。このように、今回まちづくり誘導手法の提案をしているエリアは、地震や風水害にも強いし、歴史的に見ても人々の営みがあったまちの顔になる、拠点になる地域です。本当に災害をずっとくぐってきたという、持ちこたえてきたというか、550年安全できたという。

全国一律の基準から地域づくりのエリア、ローカルルールをつくって、住民合意形成をつくって、住民の協調と責任による地域のまちづくりルールを作成して機運を高めていく必要があるんじゃないでしょうか、見解を伺うものです。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 質問が行ったり来たり、回答も行ったり来たりになって申しわけありません。同じ回答になります。

まちづくりのルールとは、先ほどと一緒にになるのでそこは省かせてもらいます。当然地区計画でいけばいい話という形です。

また、この商店街のこの地域、近隣商店街地域で建蔽率80%、容積率が300%であり、また、県道駅前線付近は商業地域で建蔽率80%、容積率400%となっています。これら商業系の用途は、一般的に住居系の用途地域から比べると遊戯施設等の建築ができ、また延床面積で3,000平方メートルを超える店舗や事務所が建築できるようになっており、にぎわい創生の可能性がある用途地域です。反面、一般的な話になりますが、工場等については規制がかかっており、建築できにくくなっております。

こうしたことから、住居系地域では、新たな規制を加えることにつきましては前山地区計画（向陽台地区）のように住環境が保護され、この地域にとって住民が喜ぶような形、フェンスとかの規制をやっておりますが、そういうニーズがない限り、過度な規制についてはないほうがいいのではないかと考えています。

また、先ほど来の回答と一緒にになります、このエリアを元気にする議論は、香美市商工会、商店街活性化協議会及び香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略などで検討していけばいいと考えております。

また、商店街につきましては、生活道、通学路でもあるため、先ほども述べました事業により、路面、財政面も考慮したハード整備を検討はしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど紹介しました防災街区整備地区計画は、「火災や地震に対する防災上問題がある密集市街地において、地区の防災機能の確保の観点から、主要な役割を果たす道路等の公共施設を地区防災施設に位置付け、これに沿った建物の耐火構造化を促進することなどによって、地区の延焼防止機能を高めたり、避難路を確保することなどを目的とした地区計画です。」とこう言っています。ぜひ情報収集含めて、国土技術政策総合研究所や、また、高知工科大学の研究者の協力なども得て、ぜひ地域住民とのコミュニケーションをとりながら情報発信していただきたいと思います。この点について、法光院市長の見解をお聞かせ願えればありがたいですが。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

まちづくりについては、今議論をさせていただいておるわけでありましてけれども、たくさんの規制をかけるということについては、住民の皆さんがなかなか納得はしないということもございます。かと言って、このまま置いていて大きな災害になってはいけないということで、今御質問をいただいておりますところだというふうに思いますが、やはり住民の合意を得る形でやっていく必要があると、地区によって計画を持ってやるということで、納得をさせていただく中で進めていくことのほうが大事だというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 地域でローカルルールをつくっていただければ規制緩和はできるということですので、ぜひ研究いただきたいと思います。

そしたら、大きな2番目の質問に移ります。

健康づくりと国保のあり方についてお伺いいたします。

本市での健康づくりの責任は、現役を退いた65歳前後の退職組から自営業者や農業従事者、仕事についていないなど、国民健康保険加入している方々が基本ではないでしょうか。

9月の定例会でも議論になりましたが、65歳から74歳の人口が多く、2025年、2025への問題の対応なども含めて、この層の方々が元気に年を重ねることが本市にとっても大きな課題です。この点をベースにお聞きします。

①ですが、この2025世代の方々のほとんどが国民健康保険の被保険者だと思います。その点から、平成31年・令和元年の大幅値上げにつながり、来年度から県の繰入金金の返済も上乘せされることを考慮したら、平成30年度高知県国民健康保険事業特別会計の決算について大きな疑問があります。

6月定例会でも問題点を挙げましたが、市として検証はできているのでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

高知県国民健康保険事業特別会計の決算につきましては、笹岡議員を初めとする市議会議員の皆様が香美市国民健康保険特別会計の認定審査をされたように、高知県議会議員の方々が審査されておられます。

また、6月定例会で議員が御質問の中で挙げられていました項目につきましては、ルールに基づいて処理されていると答弁しております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、聞き方を変えます。

検証するデータは持っているのでしょうか、香美市として。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 何の検証でございましょう。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 全体的なルールに基づいてやられているかどうかを検証するデータです。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほども言いましたように、高知県の国保会計につきましては、高知県議会議員の皆様が判断すべきことです。個々の事業に関しましては、私どもも検証はしております、その部分はできております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今年的大幅値上げを説明する2月27日の議員協議会の平成30年度国民健康保険税率の改正についての値上げの根拠は、医療費の伸び率の見込み違いで9億円の増大でしたとこう説明されました。ところが当初予算より16億1,827万9,000円の減額となっています。歳入歳出の差引残高では17億円の黒字です。国民健康保険財政安定化基金は、12億円から17億3,600万円の5億円以上も基金がふえています。これでは値上げの根拠が崩れているのではないのでしょうか、見解を伺うものです。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） まず、先ほど2月27日の議員協議会の資料ですが、平成30年度と聞こえましたけれども、平成31年度国民健康保険税率の改正についてのことだと思ってお返事してよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 平成30年度が見込み違いであったということで説明されていますけど。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 平成31年度的大幅値上げのこととあってよろしいですか。

○議長（比与森光俊君） 植田課長、反問権になるので、一応許可をお願いします。

○市民保険課長（植田佐智君） 反問いたします。

値上げの根拠というところで御質問をいただきましたが、値上げの話は平成31年度の国保税率の値上げのことだと思ってよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 2月27日ですので、平成29年から30年、平成30年度が見込み違いやったから上げなければならないと、それも含めて平成31年度に値上げになったんじゃないんですか。その説明が平成30年度が見込み違いということで9億円の医療費の伸びがあったと、こういう説明があったんですよ。それが9億円やったところが、今回は9億円どころか逆に平成30年度の決算では医療費は少なかったわけです、少なかった。だから、先ほど言ったように16億円以上の減額やったわけです。それと同時に、歳入歳出の差し引いた中で17億円の黒字で持ち越しているわけです。それと、安定化基金に12億円から17億円、5億円を積み増しているわけです。だから30年間の説明の根拠は崩れたんじゃないですかということを行っているんですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 答弁でよろしいですか。

市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 平成29年度から平成30年度の国保税率に関しましては、平成30年度資産割をなくしましたので低くなっております。ですので、議員がおっしゃりたいのは、平成30年度の低くなった税率から平成31年度的大幅値上げに係る部分に対しての質問かと思えます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 香美市の問題を言っているわけじゃないんですよ。値上げは香美市ですが、納めなければならない納付金は高知県全体でこれが伸びたということで上げなければならなかった、その根拠が崩れたんじゃないですかということです。

ぜひそこは検証してください。当初そういうことで高知県全体で平成30年度に大幅な見込み違いがあったと、その分を払わなければならないというのは大きいです。ですから、ほかの自治体はことし値上げをやることになっているんですよ。

今本当に国保のあり方というのは大変ですので、ぜひそこを検証していただきたいと思えます。

②に移りますが、お手元の資料を配っています。①の資料を見てください。

①の資料は、これは私たちも県でもいただきましたが、2月27日に説明を受けた中の資料の一部です。

この中に普通調整交付金、左側に書いていますが、激変緩和とか追加激変緩和とか、特別調整交付金の子供分とか、努力支援分があります。

そこで、1枚目の㊸、その2枚目の㊸、この努力支援分の関係等が交付金には大変複雑な処理をしています。



ちょっとここで私がつくってきました（資料を示しながら説明）。もともと国保の流れはこういう感じです。国保の場合は、北川さんがJ A高知病院、そして、東川さんが野市中央病院、そして、西川さんが医療生協病院、南川さんが近森病院に行ったと。病院に行った方々の窓口負担をのけたお金が国保連合会に請求されます。そのされたお金を1カ月に一遍請求を香美市にしてきます。その支払いをします。前はこれで終わっておったんです、ここで、平成29年までは。ところが今、この共同事業の関係とか、高額医療制度の関係とか、低所得者支援制度、全部これはお金は香美市にきよったわけです。ところが今回、県一元となって、ここからまた県に請求して、その同額がまた香美市に振り込まれる。それで、国から来るお金は全部ここに、県に来ます。ところが、県の会計は一応預かるけど、そのまま香美市に入れるというのが努力支援分のお金なんです。ところが今回、このお金が減額されて、そのお金が県のほうの会計に入れられるわけです。それは違うじゃないかということでここへ書いています。

ここに書いている、皆さん④のところを読んでください。「個別市町村に県を経由して交付。市町村は、納付金や独自事業の財源に充てる。」と書いてあります。ですから、ここを一応経由して入るけど、このお金はやったらいけないということをちゃんと書いていますよね。だから本当にシンプルになぜやらないのか。

私が調べましたら、国から資料をもらうと、香美市には1,024万3,000円入るという資料なんです。ところが実際、今回の平成30年度の決算は689万6,000円になっています。そんなことが許されるでしょうか。今回のこういう県一元化になってわからなくなっているんです、本当にこの会計が。

ここへ書いていますが、もともとここが生まれたときは、1959年は全体の医療費の50%を国が見る、残りの半分の50%を国保加入者、そして市町村も援助しながら見る、シンプルやったわけです。そして、それで1984年から3割負担でこれが削られて、この3割負担だった中身がここなんです。そしてその次に、途中から本来国が国保会計でやっていた人件費分が、1992年からこの分が地方交付税交付金の中に入られて別建てになってしまったというような流れです。そして今日は、こういう全体の医療費から、前期高齢者交付金の分をのけた半分の50%、50%で負担しましょうというルールになっているわけです。もともと50、50のルールだったら、ちゃんと50、50でやって、保険者努力支援分がここにありますが、ちゃんとここに。だから、ちゃんとここに入れなければ、50、50のちゃんとルールが守られているかどうか判断がつかないじゃないでしょうかということを含めて、この点についてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先々の御質問のほうにもかかわってきて、今議員のおっしゃっているところは、県の会計ルールがきちんとできていないのではなかろうかというようなところをおっしゃられておりますので、最初の④の御質問にありました部分も含めてお答えさせていただきます。

まず、最初の①の部分で、御指摘のございました金額の部分でございます。

まず、ことし2月27日の議員協議会でお示ししました高知県の資料は、資料にも記載しておりましたとおり、平成31年1月時点における平成30年度決算見込みであり、決算額ではございません。

次に、議員が当初予算より16億1,800億円の減額と言われましたけれども、保険給付費等交付金は最終予算と決算額を比較する数字と思われまます。保険給付費等交付金の決算額は、当初予算より4億円多くなっておりますので、平成30年度の納付金算定時より支出が多いこととなります。

また、17億円の黒字とおっしゃられましたが、これは形式収支であり、療養給付費等負担金など、概算払いされている収入の超過交付分と財源不足充当のための国保財政安定化基金繰入金を除きますと、6億800万円の赤字となっております。

それでは、先ほどの②の御質問にお答えいたします。

国民健康保険保険者努力支援制度に係る交付金は、国の予算の段階からその一部を特別調整交付金から支出するとされております。したがって、県においても市においても、支出する側の区分及び金額に合わせて収入するほうが明瞭会計であると考えております。

なお、平成30年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査の際に、県支出金のうち特別調整交付金分の特別交付金がわかりにくいとの御指摘をいただきましたので、次回からは備考欄に説明を入れることといたします。

それと、保険者努力支援分を別に振りかえるという話でございますが、先ほども申しましたけれども、国庫予算の段階から特別調整交付金で支払う部分があるということをも最初から示されておりますということと、10月23日の予算決算常任委員会教育厚生分科会における決算審査でも御説明いたしました。保険者努力支援制度に係る交付金の一部は歳入の3款、1項、1目、3節の特別交付金の特別調整交付金分に入っており、満額収入処理されております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ③の質問に行きます。

厚生労働省は、一般会計から繰り入れしている自治体に対して、来年度から保険者努力支援交付金、場合によっては調整交付金をカットするというペナルティーを導入します。これは市民の生命と健康を守るという本市の自治権、裁量権を侵害する中央集権的なやり方です。

6月定例会でも問題にしましたが、国が示す標準保険料率まで国保税を値上げしていくシステムに組み入れます。なぜかといえば、先ほど言った国保税を上げるのを抑えるために一般財源から入れたら、ペナルティーでまたカットされる。これまでの子供たちの医療費無料化にペナルティーをかけていたやり方と同じようにかかってくる。県の担当課は、そしたら先ほどの努力支援分が、右側の公費分、国、県の公費分に入れても構

わないという認識でいるわけですね。そうやってきたらこれ、どればあのお金が国から示されてもわかりません。分散されれば納付金の軽減策に充てる金がどんどん減ることになります、そのことを市は認めていくということですね。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国保事業納付金の算定に関しましては、④で答弁しようかと思ったんですが、今言っているのかしら。

○議長（比与森光俊君） 笹岡議員、再度質問の趣旨をよろしくお願いします。

○5番（笹岡 優君） 認識ですけど、これから国がペナルティーをかけてくるのは努力支援分を減額してくるわけですよ。そうでしょう、ペナルティーは努力支援分を減らしてくるわけですよ、これから、一般財源を繰り入れたら。それから、同時に調整交付金も減らす可能性があります。そうやってきた場合は、それを全部納めなければ国保税に影響するんじゃないですかということを知っている。ペナルティーを含めてどういう認識をお持ちなのかをお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 保険者努力支援制度のマイナス配点に関しましては、全ての自治体がそれに係るわけではなく、例えば議員が今御紹介もしていただきましたけれども、マイナス配分のありますのは、一般会計からの法定外繰り入れをした場合にかかってきます。

国保事業は、国保税と国庫負担金等の特定の収入を財源とする基本原則がありますことから、一般会計からの法定外繰り入れ等により赤字を補填している自治体が赤字を削減、解消していくということは、保険給付等に見合った国保税率等に近づくことだと思っておりますので、先ほど言われたペナルティーは私どももできるだけ受けないように運営していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これを見てください（資料を示しながら説明）。ここへ書いています努力支援分というのはこのお金でしょう、このお金を減らしてくる。だから市町村に対して繰り入れていなくても、高知県全体で繰り入れている自治体があった場合はこれが減らされてくるわけですよ、県に来る分を含めてペナルティーをかけられるんじゃないですかということを含めて。納付金というのは香美市だけやったら、これまでの平成29年度までやったら香美市の判断でできたわけですよ。ところが、今回県一元化にされた場合は、全体で納付金を支わんといかんわけですね、そうでしょう。そうやってきた場合、ある意味この前の市町村によって医療費がかかっているところとか、抑えているところとか、所得が高いよと振り分けの係数を掛けられて、割り勘というか来るわけですよ。そうした場合は、ここを減らされてくる。調整交付金を減らされてきた場合は、高知県全体の負担しなければならない、国保税分がふえてくることになるんじゃないですかということを知っていますので、ぜひここは研究していただきたいと思っております。

それと同時に、努力支援分の場合は特別調整交付金に入れようわけです、こちらに、そうでしょう。努力支援分はほんなら、これは国の制度ですき、財政的な設計ですので、だから、ここにちゃんと財政安定化支援事業、これまで市町村が繰り入れるべき人件費分をここにもちゃんと入れているわけです。入れて、こういう50、50のルールでつくっているわけですので、ここをゆがめてくるようなお金のやりとりをやりだしたら、本当に国保税の払うお金のベースの部分が崩れてくるんじゃないですかということ言っていますので、ぜひそこをよく研究をしてください。

そしたら、④のほうに移りますので。答弁したいですか。そしたら、答弁をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 国の予算の段階から保険者努力支援分に係るお金は、議員が言われた3つに分かれた左端のあの上にかかるところと、それと、真ん中にかかるところの特別調整交付金で支払うと国の段階からしておりますので、それが50、50が崩れるということにはならないと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私が担当課にも渡していますが、国の配分金額が先ほど言った金額を示しているわけです、香美市に対しては示しています、努力支援分を。同額です、ここに書いている県の資料の④の金額と同額なんです、3億2,300万円。これの配分を全部示している中身が一千数百万円なんです。そしたら、もともとこういう配分をするということを県は示さんといかんじゃないでしょうか、市町村にそれを含めて。ところが、それは、高知県だけなのか、香川県がそうじゃない場合はどんなになるんですか。そこを含めて、ぜひ研究する必要がありますので、お願いしたいと思います。

そういうやり方を振り分けていきだしたら、だんだんわからなくなるじゃないですか。率は決まっていますか、わかる、そしたら聞きます、もう一回聞き直します。努力支援分のうちのこの分は、特別交付金に充てますという率は決まっているんですか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 率ではなく金額が示されてきておりますけれども、県のほうで収入区分であるとか、支出区分が国に合わせてやっておるものですので、間違ったやり方をやっているとは思っておりません。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私たち議員団が大阪のほうに研究に行ってきたして、神奈川県県の担当課から聞きましたら、このやり方は両方できるということは可能やと。しかし、神奈川県は全て左側に入れましたということを言いました。なぜなら、右側に入れていけば、先ほど言ったように納付金の軽減策になっていかないわけです。そこをぜひ研究していただきたいと思いますので、お願いします。

次に④です。

資料①の㉔と2枚目の㉔を比べてください。この㉔は激変緩和の内容なわけですが、納付金の軽減策に充てるとなっていますが、これも高知県の場合は入れていないんですが、これもそしたら右側に入れるのが正解という認識でいいのでしょうか。令和元年度の分から、少なくとも交付される激変緩和用の暫定措置や追加激変緩和用の特別調整交付金、赤ちゃんにもかかる均等割の分、この軽減財源としての特別調整交付金などのお金は、本市の納付金の軽減策としてちゃんと入れるべきじゃないでしょうか、その声を上げるべきじゃないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） ④の御質問と思ってよろしいですね。

国保事業費納付金は、厚生労働省の国民健康保険課が出しております、国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）に基づいて算定されており、その算定項目には、議員が示された激変緩和に係る特別調整交付金などが組み入れられておまして、香美市の国保事業費納付金の軽減に反映されております。ぜひこのガイドラインを見ていただきたいと思っております。

この中には、議員が言われますところの㉔にあります激変緩和の部分「個別市町村の納付金を低減」と書いてある部分があるかと思えます。この部分は納付金算定の際に市町村ごとに計算されて反映されております。

それで、一番下の㉔をごらんください。ここには「個別市町村に県を經由して交付。」とございます。この部分に関しましては、直接市町村のほうに配布されております。ですので㉔に係る分は、県のほうで納付金算定に入れていないのではなく、きちんと個別の市町村ごとに計算して入れております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、お手元の③の資料を見てください。

③の資料は高知県の決算資料です。事項別明細書をつけています。そして、④の資料が香川県の事項別明細書です。

③の資料を見てください。

平成30年度の高知県の決算の決算事項別明細書で、高知県の場合は、県議会に出されたこの2枚だけです。歳入が1枚、歳出が…。

（サイレンにより中断）

○5番（笹岡 優君） この2枚です。香川県の場合は2枚しかつけていませんが、実際はこういう形で7枚になっています、細かく。香川県を見ていただければわかると思いますが、④です。

ちゃんと国の国庫負担金や補助金や、調整交付金や努力支援分のお金も全部入っていますし、前期高齢者交付金の金額も全部示されています。ところが高知県の場合は、前期もなければ努力支援分のお金の明細事項もないわけです。こういう決算書でよく検証できるなど思うわけです。ですからそこを含めて、ぜひこれは国の責任というだけじゃ

なしに、高知県、そして香美市も保険者ですので、やっぱりこの内容等の検証が必要じゃないでしょうか。

保険者というのは、毎年毎年保険税が上がっていくようなことになったら困るんじゃないでしょうか。そこら辺ちょっと、この決算書にどういう意見を持っているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

さきにも述べましたとおり、高知県国保特別会計の決算認定審査は、高知県議会議員が行うべきものです。

議員のおっしゃる検証が多岐にわたっているので、どれを指しているのかちょっとわかりかねますけれども、まず、その中で国保事業費納付金に限って申し上げるならば、市町村は県が作成しました次年度の国保事業費納付金の算定根拠となる資料を持って確認しておりますので、県の予算書や決算書そのものによって確認等をしているわけではございません。仮に詳しい決算事項別明細書であったとしても、算定に必要な数字はそこで得られるわけではございません。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 市長に伺いますが、国保は強制加入なんです。ですから、協会けんぽとか、共済に入っていない方々はもう強制的にこの保険に入らなければなりません。そしたら、この税がかかります。それが先ほど言ったように、少なくとも平成29年度まではそれなりに香美市の判断でやってきた内容が、平成30年度から香美市の判断できないようなところに、先ほど言った国から来るお金や会計のやり方によって、毎年国保税を上げなければならなくなる可能性が生まれています。場合によって一財を放り込んでしまったらペナルティーがかかってくるシステムになってくるわけですので、この国保問題、本当に庁議の中でも協議していただいて、これをどうやっていくかということをしっかり吟味しなければならないと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

香美市の国保に関することに関して、私どもは正確に実施をしているというふうに確認をしているわけでありまして。議員が言われている国・県において非常にわかりづらいということについては、それは国・県において調べるところは調べていただかなければならないだろうというふうに思うので、我々としては収受するものは収受していると確認しておりますので、議員御心配の値上げについて、住民の皆さんが大変御心配されたり、大変な思いをされているところはよく承知をしておりますけれども、論じるべきところで論じていただかなければ、我々が県の資料を持って、どこがどうなっているということを、議員に詳しく御説明することはなかなか難しいところがございますので、そのあたりは分けて考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） そしたら、1点だけ言います。
- 議長（比与森光俊君） 健康づくりについてはもういいですか。
- 5番（笹岡 優君） 1点だけ言います。

先ほど言ったように、県と香美市も一体の保険者です。だから、生命保険、傷害保険、交通事故等に対応する損害保険も含めて、保険者ということは保険を運営する責任があります。それが毎年毎年、済みませんが保険料が上がります、保険料が上がりますというような経営でいいかということを行っているわけですので、その責任を問うてるわけですので、ぜひそこをよくやっぱり考えてください。そうしないと国保加入者はたまりません、被保険者は。そのことをお願いします。

- 議長（比与森光俊君） 答弁はいいですか。

暫時、休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

- 5番（笹岡 優君） 昼からの質問になりますが、3番目に移ります。

会計年度任用職員制度の導入について伺います。

来年4月から会計年度任用職員への移行が全国一斉に行われます。この労働条件いかんによっては、大幅な労働力の移動が懸念されています。

先日ハローワーク香美のほうで調べてきましたが、平成30年10月から、もともと新規の求職者数が259人やった分が201人、有効求職者数が1,038人から826人と、ハローワーク香美管内でも職を求める方が減っていています。減少傾向にあります。全体として労働力不足が底辺にあります。このことを考慮して新制度に対応しなければならないと思います。

①ですが、この新制度は、職場の業務から正規職員を充てるべき業務を除いたものが、会計年度任用職員に充てるべき業務としています。本来正規でやらなければならない、それ以外の部分で臨時的に充てるのが会計年度任用となっていますが、基本的な計画をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

- 総務課長（川田 学君） お答えします。

総務省の事務処理マニュアルにのっとり、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を行っていくことを基本としております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 御存じのとおり、なぜ公務員はその条件を保障しているかといえば服務規程があります。今回のフルタイムの方も臨時の方も、この服務規程の対象になります。業務命令に従う義務や守秘義務、そして、職務に専念する義務や懲戒処分の規定の適用等もあります。ですから、公務員に対してちゃんとそれを保障しているわけです、労働条件を。今回のパート職員もそうなりますので、職務、職責の原則がちゃんとあるんじゃないでしょうか、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 言われるように、職務、職責の原則はあると思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本来服務規程で懲戒の対象になりますので、職務の宣誓書が必要となりますし、正規職員の位置づけを基本的にふさわしい大原則があると思います。

そこで、国会の論議で高市総務大臣が、「財政上の制約で給料や報酬を削減することは適切ではなく、会計年度任用職員制度に必要な経費は地方財政計画に計上し財源を確保する」とこう言っています。

もし財源の確保が来年の当初予算にされた場合は、今検討している労働条件等の見直しをされるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

財源が確保されると言われましても、その財源がどれくらいくるかというところになると思います。9月議会の答弁だったかどうかちょっと忘れましたが、今回の会計年度任用職員の移行に係る新たにふえる経費として、約1億4,000万円ぐらいふえると見込んでおります。今の香美市の財政状況、基金を取り崩して運営している状況にプラスして、1億4,000万円ぐらいが上乘せされるという状況です。その1億4,000万円何がしが来るということはとても想定できませんので、今のところ、財源措置がされると言われましても、見直すことにはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移りますが、同僚議員の質問の中で先ほどもありましたが、非正規の方々の割合が全体でいえば約44%ですか、そして、先ほど言ったように、現在フルタイムの臨時職員の方が178人ですので、31%がフルタイムでやっていますわね。それ以外が多分特別職の非常勤とか一般の非常勤の方を含めてですが、この方々が本当に支えていると思います。先ほど言ったパーセンテージはもう出ましたので、この果たしている方々の役割というのはどう認識されているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。



非正規職員の方につきましては、さまざまな分野で活用されているところですが、現在地方行政の重要な役割を果たしていただいているという認識であります。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 本当に支えていただいていると思います。本来なら財政的な問題も含めて非正規に支えてもらっているわけですが、この約44%の方々が701人全体の数の中の、先ほど言った394人の方々が正規職員で、残りの307人が非正規の方という認識でいいですかね。ですから、そこを本当に考えて、今回の議論をしていかないといけないと思います。

そしたら③に移りますが、本市のフルタイムと短時間（パート）の勤務時間や年休、各種手当等の条件の違いで、今回一覧表をこの前いただいたんですが、職種によって処遇が改善される方、もしくは処遇が悪くなる方々は、この表の中でもしわかれば示していただきたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

お示しした一覧表の勤務条件は、職種によって処遇の違いはございません。ですので、職種によって処遇が変わるといふものとしましては、労働条件のうちの給料の設定ということになりますので、この一覧表ではちょっと説明ができません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 社会保障について聞きますが、フルタイム職員は2020年度から協会けんぽ、厚生年金になりますね。それから、2021年度からは共済保険、共済年金になるという認識でいいでしょうか。

それから、パート職員については週20時間以上の方々が協会けんぽで厚生年金、週20時間以下の方が国保、国民年金になるという認識でいいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 基本的にはその考え方でよろしいかと思います。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら④に移りますが、今回、来年の4月からの導入でフルタイムかパート職員かの区分の判断は何に置いているのでしょうか、その根拠を示していただきたいと思いますが。

森田議員の質問等ありましたが、現在フルタイム、臨時の方々は7時間45分勤務しています、178名の方は。その方々の103名だけがフルタイムになって、あとの残りの方は時間パートになるということになるわけですね。全部で75名と思いますが、それを振り分けた根拠は何でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

それぞれ各課に業務の見直しを行っていただいて、業務内容や業務量によって必要な勤務日数、時間により判断しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの質問等で非正規の方々が大きく役割を果たしている  
と、その方々がこれから勤務時間が短くなる可能性もあるわけでしょう。なった場合は、  
正規職員にも大きな負担がかかることもよく考慮をしていますでしょうか。そこをやら  
ないと、全体として労働条件の環境が悪くなることになりますので、ぜひそこはよく研  
究するというか、よく実態をつかんでいただきたいと思います。

⑤に移ります。

この給与を決める基準は何を根拠にしているのでしょうか。

この総務省のマニュアルで、会計年度任用職員の給与水準について、職務経験等の要  
素を考慮して定めることが適当としていまして、「給与水準については、基本的には常  
勤職員の給料表で、上限を設定する」と書いていまして、「会計年度任用職員の職務と  
類似する職務に従事する常勤職員に属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として」  
というふうに書いていますが、これを使ったわけでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

先ほど議員が言われたように、初号給を使って職種ごとに必要な学歴免許等の資格や  
経験を加味し、上限の号給の範囲内で給与の決定を行うという形を考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、今回1の17を根拠としていますけど、現在の収  
入を維持することがベースではないでしょうか。

問題は月給減額になりますね。ですから、日々の生活に大きく影響するのではないで  
しょうか。ローンの返済とか、生活費とか学費を含めてその影響は大きいんじゃないで  
しょうか。また、保険料等の本人負担もふえますので、義務的経費含めて毎月毎月の給  
料が減って、年間所得で一時金等で総額を保障するという形になっていますわね。それ  
はどうでしょうか。本当にモチベーションがこれで上がるのかなということがあります。  
特に給与、給料と給与、与というのは与えるじゃないですけど、本来これは義務じゃな  
いんです、給与というのは、一時金というのは。だから、本当に月額給料というのが  
ベースじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

1の17というのが何を指しているのかはちょっとわかりませんが…。

（5番、笹岡 優君、自席から「給料表」と発言する）

○総務課長（川田 学君） 1級17が職種によって、その上限というのはさまざま設定がありますので、どのことを言われているのかちょっとわかりませんが、月額  
の給料が下がるという部分については、議員の言われるように心配されるころはある  
とは思いますが。ただ、香美市としては、そのあたりも含めて年収で現給保障をしてい  
こうということで、このやり方については、特に事務処理マニュアル、それから国の通知、  
それから国の附帯決議に関しても、クリアできているという認識であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら具体的に聞きますが、この表をいただきましたけど、  
特に常勤の保育士は何を根拠にやりますか、1の17号でしょうか、それとも21なの  
か。南国市は21という話も検討しているという話ですが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 基本的に専門職につきましては、その職種の要件、例え  
ば先ほど保育士と言われましたが、保育士は短大卒という考え方に基づいて1の9から  
ということを考えています。それに加え、公募によらず国のほうも2年間は人事評価な  
どの内容によって同じ方を再度任用することができるということもあり、2年間分はプ  
ラスという形をベースに考えております。ただ職種によっては、そういったケースでも  
年収を下回るケースが出てきますので、そういった職種については、一定の考慮をする  
ように考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、職歴加算をやるということの認識でいいわけです  
ね。そして、下がる方については補給をする手だてを打つと、下がらないようにすると。

ただ先ほど言ったように、本当に月給というのは日々の生活が大変ですので、ぜひち  
よっとそこはよく、どこの級を使うかを含めて、モチベーションがありますのでお願い  
します。

これはちょっと紹介したい、民間給与の関係をちょっと私も資料をとってきたんです  
が、民間給与の場合は、専門的・技術的職業の場合は、求人賃金等は20万円9,23  
7円が下限で、上限が26万150円でしたので、それから同時に、求職賃金でも、男  
性が19万円、女性が19万2,857円、ハローワークの賃金ですので、流出が起こ  
る可能性はよく考えていかないと、今後本当に労働力不足の中でこの対応というのは、  
今後大きな問題になるんじゃないかと思えます。

次、⑥ですが、フルタイム職員は地方公務員災害補償法の適用で、短期間パートは労  
働者災害補償保険法の適用になるのでしょうか。

また、パートの方のダブルワークについて、その形態を含めて自由なのでしょうか、  
お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

フルタイム会計年度任用職員のうち、勤務した日が18日以上ある月が12月連続しさらに続いて勤務する者は、地方公務員災害補償基金により補償されることとなります。地方公務員災害補償基金の加入条件に当てはまらないフルタイム会計年度任用職員と、主に1年目という形にはなりますがパートタイム会計年度任用職員の方につきましては、労働災害補償保険法または非常勤職員の公務災害補償等条例により補償されることとなります。

また、ダブルワークの件ですが、パートタイム会計年度任用職員につきましては、営利企業従事等の制限の対象外となっているため、ダブルワークが可能となります。

自由にできるかということなのですが、ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用になりますので、従事する業務や勤務時間等の報告を求め、服務規律に抵触するおそれがある場合は、営利企業への従事を差し控えるようお願いする場合があります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 最後に、国家賠償法の適用は全てなるということの認識でいいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 公務員に該当しますので、適用されると考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に、4番目の再生可能エネルギーの推進と循環型地域づくりについて質問します。

お手元の⑤の資料を見てください。

これが徳島県の再生可能エネルギーを通じて地域循環共生圏を目指すという、徳島地域エネルギーです。高知県と徳島県の再生可能エネルギーが始まったときの取り組みの違いは、エネルギーとは地域の財産であるという立場でやっています。やっぱりメガソーラー等は全部電力等の財産を持っていきますけど、そのエネルギーは全部地域の財産ということで、地域で本当に還元するような仕組みをつくっています。2012年3月に設立されて、私たちもちょうど調査に行ったんですが、地域の自然エネルギーや再生可能エネルギーを地域の意思で開発して利用し、地域の人々が利益を享受できることを目的としています。こういう形で太陽光、風力、小水力、木質バイオマス熱利用を含めてやっています。

このように徳島県の取り組みと高知県の違いを感じます。徳島地域エネルギーを中心に地域に根差した再生可能エネルギーの普及を進めています。また、木質バイオマス熱利用についても今取り組んでいます。

そこで聞きますが、この徳島地域エネルギーの取り組みと木質バイオマス熱利用（コミュニティ・ハッピーボイラー）が本年6月から本格的な展開をしています。この地域密着型の取り組みを調査、研究し、本市に生かすべきじゃないでしょうか、見解をお聞きます。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

農林課からは、木質バイオマスボイラーのことについて回答させていただきたいと思います。

御質問のありました一般財団法人徳島エネルギーにつきましては、いただきました資料のとおりと思います。資料の下のほうにありますコミュニティ・ハッピーボイラーにつきましては、木質バイオマスボイラーの普及を進めるプロジェクトであり、団体の趣旨に賛同した方からの寄附金から、事務費等の経費を差し引いた上で事業に関連する地域の特産品、上勝町の場合はシイタケ等になりますが、そちらを賛同者にお返しすることにより、地域にも利益を還元するという考えで行われています。このため、この取り組みの主体は徳島地域エネルギーとなります。

なお、上勝町役場に確認しましたところ、昨年度の町の所有する菌床シイタケ生産施設に木質バイオマスボイラーを導入しておりまして、導入に当たりましては、環境省の補助事業を活用しているとのことでした。

香美市では、現在のところ市の施設に木質バイオマスボイラー等を導入する予定はありませんが、今後導入する際には、これまでどおり国や県の有利な補助制度を活用するとともに、調査、研究した上で、議員から御提案いただきました事例につきましても参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 環境上下水道課の立場からですが、先ほど御紹介がありました一般財団法人徳島地域エネルギーの取り組みは、地域の資源を活用したエネルギー化に取り組み、参考となる事例であるとは承知しております。ただ、高知県では全国1位の森林率を生かして、平成8年から木質バイオマスの有効活用、バイオ発電等に取り組み、ある程度の成果をおさめております。また、今後につきましては農林課のほうと連携し、また勉強して、今後の検討課題としたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。

きょうもありましたが、COP25で日本は化石国という位置づけをされまして、本当に低酸素も再生可能を含めて、本当に環境に優しい取り組みをせんといかんわけですが、本来湯を沸かしたら、発電するよりは湯をそのまま利用するのが一番いいわけですが、

電気をまた、湯に戻してお風呂とか給湯で使っているわけですので、本来、ヨーロッパ等ではそのまま沸かしたものを利用するんですが、それを含めて研究が必要です。低炭素社会、化石燃料からの転換と再生可能エネルギーの推進での仕事づくり、循環型社会づくりがまちづくりのキーワードになっています。

この点で法光院市長のほうに何かありましたら、どうでしょうか、今イメージとして。梶原町では木質ペレットで冷暖房を使っています。ですから、木を燃やすことによって冷暖房を含めてできるということですので、その辺でどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 再生可能エネルギーについてお答えをしたいと思います。

香美市におきましても、梶原町でつくっておりますペレットを活用して、べふ峡温泉では熱エネルギーとして使ってきた経過がございますけれども、やはり化石燃料の高騰とかいう場合には大変有利なんですけれども、下がってきますとやはりペレットのほうが高いということもあって、現在は使われていないというような経過がございます。

また、小水力発電につきましても、香美市と南国市が応援をして、農業の水路に発電所を設置したりということで応援をさせていただいております。

香美市の場合は、御承知のとおりダムもたくさんあります。水力発電所もございまして、風力発電、それから太陽光エネルギーがありまして、そういう再生可能エネルギーのふるさとといったら何ですけれども、大変多くのエネルギーを出しているところで、さらに研究を重ねていく必要があるかと思えます。今議員も言われたように、熱エネルギーを電気に変え、電気を熱エネルギーに変えるということは非常にもったいないやり方でありまして、もう一つは、送電で失われる電力というのは大変大きいものがあります。ですから、地域でつくったものを地域で使うということが大事だということで、今工科大学のそばには新しく実験の設備ができて、ハウスに使う電力をどのようにつくっていくかということで研究もされております。そうしたことも香美市のものづくり会議のほうにも御報告をいただいておりますので、今後ともそうした動きに注目しながら、私たちのできるエネルギーについての取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの大岸議員の質問にもありましたが、これは本当に持続可能な開発目標ということを含めてお願いします。

②ですが、9月定例会で家庭用太陽光発電の固定価格買取制度の満了電気の活用で、電気の地産地消の提案をしました。その後の研究と取り組みはどうでしょうか、お聞きします。

特に、南国市や香南市との3市の連携を提案しましたが、今回は高知県の企業局との連携は可能ではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

勉強していくと9月議会でお答えしましたが、実際のところ進んでいないのが現状です。

現在、太陽光の固定買取制度が本年11月から10年を満了した家庭から順次終了していき、太陽光発電を設置した家庭ではどのような対応をとっていくのか、また、電力の地産地消を考えると、売電から蓄電へのシフトが、地産地消を越えた自給自足で必要だと考えております。

ただ、蓄電池等の導入に数十万円から数百万円の費用がかかるため、導入はなかなか難しいのではないかと考えております。

また、これ以外につきまして、実際申しわけない、うちのほうに情報が入ってきていなかった関係で、高知県の新エネルギー課のほうで、このような内容を含め高知県内で再生可能エネルギー、地産地消推進事業として地域のポテンシャル、太陽光発電・小水力発電・木質バイオマス熱等の活用方法、また、電力の供給先や供給方法の地域還流の仕組みと、そして、各地域に合った持続性のある市民、市町村との民間事業者の体制づくりなどを論点として、各地域のニーズ、先ほど言いました徳島県、他県の事例等をもとに、県内における地産地消の具体的な課題、対策をまとめ、モデル事業を実施するための検討を現在していただいております。

今後、提案していただきました内容等を含め、県のほうと連携をとって、また県のほうに習いながら勉強していきたいと考えております。

企業局のお話ですが、企業局におきましても、電気事業による地域社会の貢献と県民福祉向上を実現するために中期経営計画等を立てており、自立分散型、地域地産型社会への転換を目指すこと等により、産業振興や活性化に寄与する再生可能エネルギーの今後の調査、検討を行うように計画されております。そのことを踏まえ、またちょっと連携をとりながら、勉強しながら、今後努力していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここに県の企業局の高知県公営企業会計監査審査意見書があります。「安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、国の電力システム改革の方向性を踏まえ、今後も有利な条件での売電料金の契約の締結等に取り組み、営業利益の確保に努められたい。」と出ています。そして、もう一つ、「再生可能エネルギーの普及促進については、これからの活動に取り組む市町村に補助を行うなど関連機関とともに連携して取り組まれたい。」とこう指摘をしています。これは監査委員の意見書なんですね。

県の企業局は電力経営のノウハウを持っていますし、送電含めてネットワークもあります。2020年4月から四国電力の送電施設が全て別会社になります。この好機を生かして推進することは本市の事業局としてチャンスだと思いますが、ぜひ研究してくだ

さい。

高知県の地方自治体が、その立地条件を生かして産業づくり、仕事づくりを進める核として、再生可能エネルギーの推進と脱化石燃料、温暖化対策を進めることにあるんじゃないでしょうか。ぜひ研究をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 新エネルギー課におきましても、実現可能な最小規模のものでちょっとお聞きしましたら、高知県が取り組んでいる地域活動センターみたいな小さな組織、何かそういう形のものがないかとかいうような検討もされているようですので、今後極力参加して検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 地域で仕事づくり等を進めていく、本当にこれはすごいチャンスです。

③に入りますが、③がその本当に学ぶべきことやないかと思います。香美市に誘致を検討していたこともあります今の宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所、以前は本社を高知工科大学の研究室に置いていましたが、今高知市のほうに移っています。グリーン・エネルギー研究所の取り組みは仕事づくりの面からも研究すべきと思いますが、本市の産業振興策として生かすべきではないでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

高知県では、産業振興計画の林業分野の取り組みとしまして、構築した川上から川下までの仕組みを生かし、森の資源を余すことなく活用することを目指しています。

県内には、高知市仁井田の土佐グリーンパワー株式会社と、先ほど紹介のありました宿毛市の株式会社グリーン・エネルギー研究所の2つの木質バイオマス発電施設があり、建設に要した事業費は、両施設を合わせて約73億円を投じております。ともに平成27年に操業を開始しています。各施設とも発電用の燃料としまして、年間の約9万トンの木質チップを確保する必要があるとしまして、燃料の調達に苦勞をしているところです。

そのような中、香美市内の森林組合は、高知県森林組合連合会が出資しています、土佐グリーンパワーに年間1万5,000トン余りの未利用材を供給しておりまして、森の資源を余すことなく活用しながら、森林所有者に利益を還元するシステムが構築されていると考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先日、議員の視察研修で香美森林組合の石川組合長にもいろいろ話を聞くことができまして、今のマンパワーではもうなかなか2つの会社に対応するだけと。ですから、主は土佐グリーンパワーのほうに出していると同時に、一部やっ



ぱり宿毛市まで持っていつているらしいですね。ですから、これから森林環境譲与税の問題を含めて、仕事づくりとして今後将来を見据えた取り組みが必要じゃないかと思うわけです。

後でもちょっと触れますが、未来の森づくり委員会を含めてぜひこれを検討していただいて、一連の流れのイメージというか方向性をぜひこういう取り組みで、やっぱり木が産業になる、お金になるという方向ですので、生かしていただきたいと思います。

④、脱プラスチックごみ、そして低炭素社会への対応として、プラスチックトレーからプレス木質トレーへの挑戦が必要じゃないでしょうか。

森林環境譲与税を活用するアクションには、本来木材住宅が王道かもしれませんが、派生する取り組みを放射線状に企画・立案して、実践することは必要と思います。それを推進する起業家づくりを進めて、製造する取り組みを次につなげていくことが必要です。

こういう先ほども言ったように、森林環境譲与税ができてきたから進めるんじゃないしに、これからどういう方向でいくかということをごく立体的にイメージすることが大事だと思いますので、その点での見解をいただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

御質問のありましたプレス木質トレーにつきましては、以前製造していましたエコアス馬路村に問い合わせをしましたところ、平成13年から製造・販売していましたが、現在は生産を中止しているとのことでした。生産中止を決定した理由につきましては、価格を比較すると、既存の発泡スチロールトレーの販売価格と廃棄処分料に対して、木製トレーの販売価格が数十倍になっていた。あと、トレーの重量が1品ごとに異なるため、はかり売りには適さなかった。さらにお客様の声としまして、同様にプレスで製造する、うちわはいい香りだけど、トレーでは食材ににおいが移ってしまうことがあるとのことでした。

以上の課題をクリアすること、また新たな製造施設が必要になることなどから事業化は慎重に進めるべきであり、森林環境譲与税を活用する事業としても優先度は低いと考えております。木を使うことの大切さは十分認識しておりますので、そちらのほうでは、未来の森づくり委員会でも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 馬路村でつくったやつは結構厚くて、どちらかというとコーヒーをのせたりとかいうような感じになっていますね。ですから、今バッグをつくっていますけど。

だから問題は先ほど言ったように、今COPでやられているような環境問題を含めて、この木をどうやって使うかという研究が必要になるわけですし、そこをぜひやってくだ

さい。未来の森づくり委員会でベースの木材の流れと派生する事業を立体的に議論していただきたいと思います。特に製材事業者の4社は香美市にはなくて、南国市含めてという話でした、何か4社という話を聞いたのですが。

それとあと、プラカットは南国とのことでしたが、将来的には総合機能を持った一連の体制が要るのではないのでしょうか。大いにこの可能性を語っていただいて、山は産業になるという、将来があるということの流れをぜひ議論していただきたいと思います。

先日、石川さんが言っていました、橋川野の間伐をしたら、山の再生化で水の管理がすごくよくなったということをしていました。間伐するだけで山の体力というか地力が上がってきたということをしていましたので、山の果たす多面的機能を大いに発揮していただきたいと思いますので、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 香美市全体の森をどうするかということを委員会の中で検討していただきまして、市民の皆様にもわかりやすい形でお示しできたらということで検討も進めております。

多面的機能につきましては、森林を選別することで水源涵養機能であるといった機能が発揮されることが十分わかっておりますので、未整備森林の整備をどのように進めていくかについても、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、5番目に移ります。

耕作できなくなった農地の再生は急務ではないでしょうか。この問題は農業委員会もJA関係者も認識は共有していると思います。

そこで聞きます。

①ですが、9月定例会でも紹介した「土佐くろしお村 村営みのり」や南国市の「南国スタイル」の取り組み、少し紹介しますと、南国スタイルはこういうパンフレットをつくっていますけど（資料を示しながら説明）、本当に社長自身はこう言っています。「後継者不足等、農業生産に携わる基盤が弱体化し、耕作放棄地が増加しています。農地を守り、産地を維持していくための第3の担い手として、農作業受託による農業経営支援と法人自らによる農業経営、新規就農者の育成等を通じて、南国市の基盤産業である農業の持続的発展を目指して全力で取り組む所存です。」と、これがもともとのそういうコンセプトで、いろんな取り組みをやっています。この取り組み等の研究はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

両団体ともJAの出資法人であり、利用される方は農業を専門とする組織に農作業を委ねることに安心感を持たれているようです。香美市といたしましても、JAもしくはは

集落営農組織等の協力が得られ運営できるのであれば、こういう取り組みの支援は可能と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） どちらとも今言っていましたがJAが主体になっています。

しかし、JAが県一元化になって合併しましたので、地域のネットワークでネットワークよく動くことがなかなか困難になっています。だからこそ、本市と農業委員会等が能動的にイニシアチブを発揮していただけないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

もともと耕作放棄地の再生は大変な労力と費用を必要とします。現実的には放棄地になる前の段階で、管理できる団体に依頼していくことが重要であると考えております。

JA等の組織が可能かどうかの意向を聞きつつ、可能であれば他団体の研究を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②とちょっと関連しますから、②に行きます。

新しい提案ですが、耕作できなくなった農地を維持する地域づくりに、建設会社等民間企業のマンパワーを生かす仕組みをつくれませんか。特に、農地を維持している方々も自分の農地自身を守れなくなっているというのが現状ですので、見解を伺うものです。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

一般法人であっても農地の貸借ができますので、農業に参入希望の法人があれば御相談に応じたいと思います。また、農道水路の機能管理の面からは、建設会社等他部門のマンパワーには魅力を感じるということです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひこれは可能性があると思います。先ほど言った農道水路、水路の維持管理を含めて、これから本当にそれは地域を支えることになりますので、この問題は全市的な課題ですが、今早急に手だてを打って安定感を持たせる必要性があるのは、市街化調整区域の農地の荒廃ではないでしょうか。

この間も小学校の通学ルートの改善を同僚議員が行っていただきました。本当に感謝する取り組みです。民間の力を生かしてこの問題に取り組む必要性をどう捉えているのでしょうか。本当にその必要性を感じると言っていましたので、ぜひちょっと知恵を出し、ただ県の担当課は、ぜひ県にもどんどん要望を上げてもらいたいと言っていましたので、

県に要望と同時に知恵出しが必要と思います。なぜなら、日本の農業政策は北海道から沖縄にあるわけで、一つの法律で全部くくっているわけです。柔軟性がないんですね、予算の配分も。ですから、そこを含めてぜひ県に上げていただく、県との連携はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 当然県との連携はっておりますし、農業委員会のほうも、県の農業委員会（後日「県農業会議」と訂正あり）等との連携はっております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ県も含めて市と農業委員会と土地改良区、山田堰とか杉田含めた土地改良区、それから、建設会社や民間まで、こういう認識の一致とか協議する場というのはできないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 協議する場としましては、一昨日の森田議員の質問の中でも出ました、人・農地プランについて農業者にアンケートをとっておりますが、その結果を持って各地域で懇談会を開く予定をしておりますので、その場でいろいろと意見は吸い上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） それでは、③に移ります。

この新しい提案に対する財源問題についてお聞きします。

平成30年度にダム周辺環境整備事業と電源立地地域対策交付金事業の予算を農地費に充てていましたが、この予算を農地の再生に生かすことはできないかと9月議会で質問しました。検討いただいたと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

県の関係機関に問い合わせをいたしましたところ、農林水産省の耕作放棄地解消事業と同様の内容であれば活用可能ということでございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど言ったように、本当に耕作放棄地というのは広がる一方で、同僚議員でもありましたが、マムシの巣になっているとかいうことも含めて、本当に地域環境に大きな影響を与えています。ですから今、香美市で起こっているところを本市が抱える問題の打開のために、予算は集中的に生かすこともめり張りも必要だと思いますので、その場合は担当課含めて、具体的な提案があればいけるということではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 事業案について、農林課のほうから何らかの提案があれば、県と調整してまいりたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 具体化を進めていきたいと思っておりますし、ぜひ後押しをお願いしたいと思います。

本市の財政基盤を強化するためにも私たち日本共産党市議団としても、地方交付税交付金の財源確保と会計年度任用職員制度の移行に伴う財源措置を強く求めていきたいと思っておりますし、そして努力してまいりたいと思っております。

師走ですので少し早くなりましたが終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月13日午前9時から開会します。

（午後 1時50分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月13日 金曜日

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和元年12月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日金曜日（会期第12日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第107号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）  
議案第108号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第109号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
議案第110号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第111号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第112号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）  
議案第113号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）  
議案第114号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第115号 令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第116号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の改正について  
議案第117号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第118号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第119号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第120号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
議案第121号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第12日目 日程第5号）

令和元年12月13日（金） 午前9時開議

日程第1 議案第107号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）



- 日程第2 議案第108号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第109号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第110号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第111号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第112号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第113号 令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第114号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第115号 令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第116号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の改正について
- 日程第11 議案第117号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第118号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第119号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第120号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第121号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

#### 会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時03分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） おはようございます。申しわけございませんが、昨日の一般質問の発言の訂正をお願いいたします。

笹岡議員の答弁の中で、県との連携に関して「県の農業員会」と申し上げましたが、正しくは「県農業会議」ですので、訂正をお願いします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ただいま農林課長、西本恭久君から、昨日の笹岡議員の質問に対する答弁の中で、「県の農業委員会」と答弁した部分を「県農業会議」に訂正したいとの申し出がございました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、農林課長、西本恭久君の発言の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第107号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第108号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第109号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第110号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第111号、令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第112号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第113号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第114号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第115号、令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第116号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の改正について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第117号、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第118号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第119号、香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 少しお尋ねいたします。

今回、料金改正ということで出ておりますが、この金額の算定根拠、また、この料金改正を行って、どれだけの年間集客量を見込んでこういう改正をするのかをお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、この料金設定をしました根拠につきましてですが、去年の7月オープンからの実績を考慮しまして今回の設定にしたところですが、1年4カ月が経過しまして、全国各地からお客様が来てくださってます。その中で高い評価をいただいているというふうに、指定管理者として評価をしております。同じく高知県内の中で、お客様からの評価が高く、かつ料金設定がハイクラスである宿泊施設の料金を参考にしながら、今回料金設定の根拠としております。

そして、年間の集客ということですが、今後目指す年間の集客につきましては、今のところ事業計画ができていませんので、詳細までのお示しというのができませんが、前年の実績を上回る集客と売り上げを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） さきの説明でもお客さんからもすごく高い評価を得ているということで、やっぱり接遇のことでもすごく評価を得ているというのはお話でも聞き、また評判も聞いておりますが。

ただ少し心配をするんですよね、2万円だから、来てくれた方が一挙にこの料金というのは、きっとお正月であつたり特別のときに一番の上限がこの料金になろうかと思うんですが、家族で来たときを想定しても、これだけの料金だとぐんと高くなるんですよね。それを思ったときに、本当に実績を上げていけるんだらうかということをお心配するんですが、担当課長としてもそれは心配ないということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

今回の料金設定につきましては、軒並み料金を年間で上げていくというものではなくて、ある決まったところのピークをもって設定をしていきたいというふうに伺ってます。そのピークは、今のところ8月のよさこいシーズン時期をピークと考えて、料金設定を行っていただける幅を広げたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 細部説明書のほうで伺います。

「同表で定める額に100分の25を乗じて得た額を下限とします。」ということ

すので、今まで100分の50ではなかったかと思うんですけども、そうしますと、例えば和室を1室1人で利用の場合、大人でしたら3万3,000円ですけども、8,250円まで下限が可能ということになるのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 下限はこの25%ですので、おっしゃる金額になります。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。  
15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 非常に評判がよいということですが、この料金に関しては、今までものべみらい、この前もありましたけど一つも、売り上げは出てきませんが諸費用なんか1回も出てません。ただインターネットで予約したりいろいろして、お客さんが多い、成績がえいと、成績がよければ一緒に出していただきたいです。

それじゃなしにもう2万2,000円から3万3,000円に上がるということは、何を根拠に、今課長が言われましたけど、本当にそれでお客さんが来年も来ると思ってますでしょうか。そこら辺をやっぱり、収支見て経費がどれぐらい要っておるか、今はほとんど夜は開いてない状態じゃと思いますが。そこら辺をもう一回やって、料金設定は何ぼでもしたらえいですわ、5万円でも6万円でも前のように。お客さんが全然来ないでしょう、今現状は。ものべみらいのホテルのほうはもう一度考えてほしいと思います。それはどうなってますか、そこら辺は。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

明確なお答えになるかあれですが、このホテルにつきましては昨年オープンしまして、当初は豪雨の災害とかの影響もありまして、どうかなというところも私も思っておったところもございます。年を越しまして2月、3月と集客もふえてきておりまして、冒頭で言いましたお客様からも高い評価を得ているということで、指定管理者としては単月で黒字の見込みまで立っているということを伺っております。

料金設定につきましては、繰り返しになりますが、シーズンを通してここというところで設定していける選択肢の幅が広がったということで私も伺っておりますので、そういう意味でいけば、まあ課としては大丈夫というふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 濱田百合子議員の関連で伺います。

100分の25を乗じて得た額を下限としますと細部説明書に書いてますけど、実際この条例上は、平成31年4月1日の条例の時点では100分の25になっちゅうがですわね。それまでの私どもの認識では下限が100分の50と、これいつの時点で100分の25に変わったんですかね。何かこう、今回、条例第23条関係とかで、この条

例の一部を改正する条例の制定については、100分の25という文がないので、どうしてかなと思って条例見直したら、もう既に100分の25になっているということで、今回の細部説明書には100分の25を乗じて得た額を下限としますと、ここのそごはどういうことなのかをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 済みません。そこのあたりをちょっと私、今回答できませんが、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前 9時18分 休憩）

（午前 9時30分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 申しわけございません。お答えいたします。

下限の25%につきましては、平成29年6月議会で、その前の100分の50から100分の25に変更をしてございます。理由としましては、閑散期や香美市民の宿泊、また販促活動で低価格で提供することを想定するというもので、そこで率を修正しております。

また、細部説明書につきましては、ちょっとこの書きぶりが、ここで下限をとということで説明をしたところでわかりにくくなったということでございます。申しわけございません。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 先ほどから質問に出ておりますことについて、多分議員さんもまだわかりづらいことがあると思います。多分前も自分も、当時の議員協議会のときに言ったかもしれませんが、この条例の金額が実際お客さんに直接届くわけやのうて、あくまでも部屋の売り値で届くから、値上げしたかどうかわからんままでいく可能性も多いと思います。

で、そういう方向で行くのか、よくホテルのインターネットの予約サイトを見ると、定価を書いておいて、25%のダンピングのお安い感を出して売ってるところも結構あります。あくまでも定価ベースで上がってないことで売って、ダンピングを実はしてるんやけど、実際多分そんなに上げんと思います、ちょっとやっぱり当然ダンピングした中で、あくまでも上限なんで。

今言うたように、上げた金額の定価を書いて25%のダンピング率でお得ですよと売っていくのか、今の金額を書いて条例上の金額を見せんように、上がった感覚を見せんのか。そういうことは割と経営の戦略で大事ですので、当然経営自体お任せしているけど、一応行政としても一緒に協議をして、慎重に取り扱っていかないと、今ここで皆さ

んが、なかなか内容がちょっと把握し切れてないところがあると思いますんで、お客さんはもっともっと把握し切れませんので、その辺はまあ慎重にやっていただきたいと思っています。

意見です。

○議長（比与森光俊君） 答弁はいいですか。

○7番（利根健二君） はい。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） デラックスルームのほうへ宿泊をされるお客様というのは、どれぐらいの実績があるのでしょうか。全体の宿泊者数の何%とかいうのがわかりますか。デラックスルームを利用されるお客さんが、頻繁にあるのかないのかというあたりを聞きたいです。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） デラックスルームに特化した個別の集客がどうかというところの実績は、私のほうではようつかんでおりません。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 最後に確認ですが、先ほど課長のほうから今回の改正があつて話し合いをし、課としても大丈夫だと思いますというような御答弁があつたかと思いますが、こうして業績を上げて続けてやっていけると思うという御答弁でしたよね、確認です。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 私どもとしましても、指定管理者と協議のもとでの料金設定につきましても議案として上げたところでありまして、上限は上げましたけど、先ほど来のお話の中で選択肢がふえたということで、来年で言うたら8月のその部分にポイントとして設定していきたいという具体的なお話を聞きましたので、そういった面で大丈夫というふうに捉えております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第120号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 120の1ページの下にあります第3条で、「第5条に次の1項を加える。」で4というので、会計年度職員に対する1年間の任用ということで、

その後「任命者が定める任期の範囲」ということが、1年未満を決めるということではないわけですね、認識は。その1年1年となっていく場合、継続というのは毎年毎年1年で切れて、また契約を結んでということになっていくのか、その辺の一連の流れをちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 会計年度任用職員というのが、そもそも一会計年度の範囲での任用になっておりますので、最長1年、12カ月ということなんです。その範囲内で短い方ですと数日ということもありますでしょうし、数カ月という方もいらっしゃると思います。その方が会計年度ですので、4月1日から3月31日までで3月31日で一旦切れます。そこで次に新たな年度になって、新たな職に再度任用されたと、仮に同じ方が任用されるケースもあります。その場合は、ものによって前の期間を通算するものもありますけれども、任期の範囲内という部分では通算はしないということになります。以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そのときの契約といいますか、きのう一般質問でやったとおり服務規程を含めてありますよね、1年1年で切れていくと、継続の方は毎年毎年それやっていく形になるんで。継続の方はさっき言うた前歴計算をすると、きのうの一般質問等でもありましたが、民間であっても、それから同時に他の市で働いても前歴計算に加味するという話がありましたよね、そうですね。そういう一連の流れで毎年毎年契約して、そういうやり方をやっていくという認識でいいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 毎年毎年、新たに任用したという形でその方の前歴、経歴年数を加味して給与の決定を行います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 後の会計年度を聞きたいと思いますが、そうした場合、それ以外の方で1年未満の方々の関係は、任命権者が定める任期の範囲という認識でいいでしょうか。その範囲というのは、1年以内の短い場合の範囲という認識で。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そのとおりです。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 3ページに会計年度任用技能職員の給与とありますが、技能職というのはどの職種が入るのでしょうか。



○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

調理員とか用務員などがそれに該当します。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第121号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） きこのうの質問等でもありましたが、一般事務については、正規職員より今回会計年度職員の方々は30.8%の給与水準になるという、保育士については48.4%ぐらいの水準になるということが答弁でありました。ですから、後の全員協議会であると思いますが、現給保障はするという話もありましたので、ぜひこのフルタイムの方々とパートの方々の実際どれぐらいになっていくのか。特に、1級の何号が高卒の場合は何ぼで始まって何ぼが上限なのかという、これ多分示していかないといかんと思うわけですね。1年たったら本来4号上がるんですかね。それを含めて、上限と下限を示すような資料を示していただきたいと思いますが、それは示せませうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えいたします。

全員協議会のほうで説明するときには、職種ごとの下限というか初号給と上限給をお示しして、御説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第107号から日程第15、議案第121号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、12月19日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月19日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月20日午前9時30分から開会いたします。  
(午前 9時42分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録（第6号）

令和元年12月20日 金曜日

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 令和元年12月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月20日金曜日（会期第19日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	明石清美	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	横山和彦		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育次長	岡本博章
教育振興課長	公文薫	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野 高 廣 議会事務局書記 吉川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第107号 令和元年度香美市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第108号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第109号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第110号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第111号 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第112号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第113号 令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第114号 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第115号 令和元年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第116号 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第117号 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第120号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第121号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第122号 令和元年度香美市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第123号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 議案第124号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 発議第 4号 香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
- 発議第 5号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第 6号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第14号 香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書の提出について

意見書案第15号 大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書の提出について

意見書案第16号 台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出について

## 議事日程

令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第19日目 日程第6号）

令和元年12月20日（金） 午前9時30分開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 議案第107号 | 令和元年度香美市一般会計補正予算(第6号)                             |
| 日程第2  | 議案第108号 | 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)                       |
| 日程第3  | 議案第109号 | 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)                      |
| 日程第4  | 議案第110号 | 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第5  | 議案第111号 | 令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)                     |
| 日程第6  | 議案第112号 | 令和元年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)                 |
| 日程第7  | 議案第113号 | 令和元年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)                 |
| 日程第8  | 議案第114号 | 令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                      |
| 日程第9  | 議案第115号 | 令和元年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)                           |
| 日程第10 | 議案第116号 | 香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第11 | 議案第117号 | 香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第12 | 議案第118号 | 香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第13 | 議案第119号 | 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第14 | 議案第120号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第121号 | 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                 |
| 日程第16 | 議案第122号 | 令和元年度香美市一般会計補正予算(第7号)                             |

- 日程第17 議案第123号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第124号 香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 発議第4号 香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
- 日程第20 発議第5号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第21 発議第6号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 意見書案第14号 香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第15号 大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第16号 台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出について
- 日程第25 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第26 議員派遣の件

#### 会議録署名議員

1番、萩野義和君、2番、山口 学君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますのでこれを許可します。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 議案の一部訂正をお願いします。

議案第121号の1ページ目です。議案121-1をお開きください。

1行目に議案第121号とあります。その下に香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてとなっているのを「に」が抜けておりますので、制定についてと訂正をお願いします。2行目の条例の制定にの、「に」をつけ加えてください。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ただいま総務課長、川田 学君から、議案書の121ページの議案名の中で、条例の制定ついてを条例の制定についてと訂正したいとの申し出がございました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。したがって、総務課長、川田 学君の議案名の訂正を許可することに決定しました。

議事日程に入る前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会委員長の報告をお願いします。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根健二です。本日の会議の運営等につきまして、本日議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告申し上げます。

まず、追加議案等については、議案3件、発議3件、意見書案3件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、議案第107号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第15、議案第121号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてまで、以上15件を一括議題とします。

これから、各常任委員会委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。19番、島岡信



彦でございます。今期定例会において、予算決算常任委員会が付託を受けました各議案の審査の経過及び結果について、御報告いたします。

本委員会が付託を受けた案件は、令和元年度の各会計補正予算である議案第107号、議案第108号、第109号、第110号、第111号、第112号、第113号、第114号、第115号の各案件は12月13日本会議終了後、本委員会を開催し、質疑から採決まで行いました。

それでは、議案第107号から順に報告いたします。

初めに、議案第107号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第107号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第108号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第108号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第109号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第109号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第110号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第111号、令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第111号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第112号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第112号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第113号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第113号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第114号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第114号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第115号、令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第115号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会委員長、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。16番、依光美代子でございます。今期定例会において総務常任委員会に付託された案件は、議案第116号、議案第117号、議案第120号、議案第121号の以上4件です。以下、審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第116号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。最初に、ダイヤの確定はいつごろになるかに対しては、来年1月のJRバス改正に伴い、美良布駅で5分ぐらいの待機時間をもって改正をしたい。住民への周知は、広報2月号への掲載を予定している。間に合わないときは3月号で行うと答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第116号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第117号、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第117号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第120号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第120号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第121号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。最初に、この制度の移行により、住民サービスの低下が起こるのではないかと懸念するがに対しては、現時点ではないと考える。しかし、今後はやってみて多少の修正が加わるかもしれないと答弁。次に、この制度になると人件費の扱いとなるのか、それとも物件費のままかに対しては、人件費の扱いとなると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第121号は、全員賛成を持って原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、濱田百合子さん。

○教育厚生常任委員会委員長（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。今期定例会において教育厚生常任委員会に付託を受けました案件は、議案第118号の1件であります。以下、経過と結果を報告します。

議案第118号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。災害援護資金の償還免除の対象範囲が広がるというのは、償還金の支払い猶予が新たに入ったことを指しているのかとの質疑に、法の改正前は、償還金の支払い猶予は本法にはなく施行令に規定されていたが、今回の改正で法律に引き上げた。それに合わせて支払い猶予を条例の第15条に明記したと答弁。次に、報告

や資料の提供を求めることができるとはどういうことかとの質疑に、この第16条は、償還金の支払い猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸し付けを受けた方と保証人も含め、貸し付け側の市町村が借り受け側の資産の状況を調査できるようにしたものであると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第118号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君） 4番、甲藤です。産業建設常任委員会が付託を受けました議案第119号について審査を行いましたので、その経過と結果を御報告をいたします。

議案第119号、香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの料金には消費税は含まれているのかという質疑に、消費税は含まれたものであると答弁がありました。今回の宿泊料金の見直しは、宿泊客のピークを8月ごろとして設定したとのことであるが、土曜日、日曜日やゴールデンウィークは入らないのかという質疑に対し、8月をハイピークとして反映させるものであるという答弁がありました。ホテルの宿泊料金は表で定める額に100分の25を乗じて得た額を下限とするとなっている。閑散期には香美市民も泊まれるようにとのことで設定されたと聞いているが、香美市民の宿泊利用者はどのくらいいるのかという質疑に対し、具体的な数字は把握していないが、県民・市民向けに優待の料金としていると答弁がありました。そのほかにも、受験生の応援プランを実施をしている、今後も続けていくとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第119号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、各常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許可いたします。反対の方の討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。

先ほどの委員長報告にありました、議案121号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、賛成の立場で討論をいたします。

今回の会計年度任用職員制度の導入の目的は、教育、子育て等さまざまな分野で地方行政の重要な担い手となっている臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することです。そして、費用弁償、勤務時間、休暇、健康診断、研修、社会保障及び労働保険、人事評価等について統一的な取り扱いを定めることにしています。この方向性での前進面は評価できます。

この間の質疑等において、本市の全職員中、非正規の占める割合が44%であり、非正規職員が行政サービスの担い手として重要な役割を果たしていることが明らかになりました。しかし、正規職員との給与格差は、一般事務職では非正規職員は正規職員の30.8%、保育職では48.4%とどちらにおいても大きな格差があることが判明しました。それが本条例では根本的な是正にはなっていないという弱点を残したのではないのでしょうか。

今回、条例制定では期末手当の支給をうたっていますが、年収ベースで現給保障することを想定するため、月給では現在の支給額を下回ってしまいます。年収ベースで現在の給与を下回らないことは最低限としても、月給が大きくなることには待遇悪化の側面を持っていることが危惧されます。今後の運用面で改善が求められます。

このように、必要最低限の現給保障となる改定案しか出せないのが自治体の実情と見てとれます。本来国が処遇改善のための財源措置をすることが求められます。制度導入に当たって、これらに適正に対応されるよう求めます。

以上申し述べて、議案第121号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

日程第1、議案第107号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第108号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第109号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第110号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第110号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第111号、令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第112号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

- 議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第113号、令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第114号、令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第114号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第115号、令和元年度香美市水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第115号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第116号、香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第116号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第117号、香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第117号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第118号、香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第118号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第119号、香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 賛成多数であります。よって、議案第119号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第120号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第120号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第121号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第121号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第16、議案第122号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第7号）から日程第24、意見書案第16号、台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出については、追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、日程第16、議案第122号から日程第24、意見書案第16号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

日程第16、議案第122号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第122号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第7号）について、説明をいたします。

令和元年度香美市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度香美市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和元年12月20日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、来年度から5年間の土佐山田学校給食センターの調理・配送に係る業務委託及び来年度からの新たな路線の委託に早急に対応するため、市営バス事業運行委託業務の債務負担行為の補正を行うものでございます。

債務負担行為補正の詳しい内容につきましては、議案細部説明書にお示ししておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し伺います。

122の4ページで、財源が起債ということですが、過疎債のソフト分を念頭に置いているのかということと、それから期間ですが、今までもずっと5年でしたかね、令和元年度に契約して、2年から6年までということですが、その点をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） おっしゃるとおり、過疎のソフト債などでございます。期間設定につきましては、今回全体で6年間の期間設定になっておりますが、これは契約の予備的行為、業者の調達をプロポーザル方式によって行うということによって契約準備行為に当たりますので、この分の債務負担、予算の手当を債務負担行為によって行うものでございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 過疎債のソフトに係る部分ですが、安定的に財源として大丈夫なのかと、その点が1点と。

プロポーザル方式で契約を令和元年度に結んでということですが、業者的には何者か言うてきそうな可能性はあるんですか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 財源につきましては、現在のところ当たるものとして予定をしております。

○議長（比与森光俊君） 教育次長、岡本博章君。

○教育次長（岡本博章君） お答えします。

プロポーザルにつきましては指名型プロポーザル方式でございまして、学校給食及び類似する施設の給食業務の受託実績があり、健全な財政の能力を有する業者を絞り込ん



で指名し、プロポーザルへの参加募集を行う予定でございます。

- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 指名型でやられるということと言われてまして何者か指名してやるんでしょうが、ある部分雇用の関係なんか、今までの実績でかわられる、今まで働いている方、臨時職なんかで給食センターで働いている方、その処遇の部分で言うたら、もし業者がかわったときの後の雇用なんかを気にするときには、最初に学校給食センターのほうから出す仕様書ですか、従業員の雇用について一部入れちよくとか、そういうことについての配慮みたいなものはあるのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育次長、岡本博章君。
- 教育次長（岡本博章君） 前回の雇用の仕方等もプロポーザルでやっていると思いますので、そこらあたりを参考にして今後も行いたいと考えております。
- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
- 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） 1年間にわたり92万7,000円ぐらいずっと上がっていくんですが、それは何を見込んでいるのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育次長、岡本博章君。
- 教育次長（岡本博章君） 年度別限度額の増額につきましては、人件費の増によるものでございます。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） 先ほどの指名型プロポーザル方式と言いましたが、大体予想として何者ぐらいあるという判断でしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育次長、岡本博章君。
- 教育次長（岡本博章君） それにつきましてはこれからも調査を入れまして、前回5者ぐらいを指名していますので、それ前後の数にしたいと考えております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
- 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 先ほど、この金額の算定根拠ということで人件費ということでおっしゃられました。そしたら、令和2年度を見ると、前年度と比較すると340万円ぐらいになっているんですね、そこはどういう根拠でしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育次長、岡本博章君。
- 教育次長（岡本博章君） それにつきましては、消費税の増額及び新たな業者がやった場合は人件費が加算された金額でございます。
- 議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第122号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第123号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 議案第123号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和元年度香美市の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和元年12月20日提出、香美市長 法光院晶一

内容につきましては、JR委託工事の工期の延長による単年度協定から多年度協定への移行となったことによる繰り越しの補正となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第123号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第124号、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、植田佐智君。

○市民保険課長（植田佐智君） 議案第124号、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明を行います。

議案第124号、香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年12月20日提出、香美市長 法光院晶一

香美市印鑑条例の一部を改正する条例

香美市印鑑条例（平成18年香美市条例第17号）の一部を次のように改正する。

香美市印鑑条例の一部を改正する条例の改正条文につきましては、議案書のとおりです。

内容につきましては、本案は住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことによる関係条文の改正です。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により住民票等に旧氏の記載ができるようになったことから、旧氏による印鑑登録を可能にするものです。また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律により成年被後見人等の人権をより尊重することとなったため、当該法整備の趣旨に沿って印鑑登録においても成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るものです。

お手元に新旧対照表をお配りしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少しお尋ねします。

旧氏による印鑑登録が可能ということで、それで印鑑証明が必要となるということはどういう例があるのでしょうか。印鑑登録するということは印鑑証明を発行いただくということですね、旧氏によって。旧氏によって印鑑登録が必要というのは、どういう事例があるのかということをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 住民票に旧氏を記載することを希望して住民票に旧氏を記載するようになった方は、印鑑登録をするときに今の姓だけではなく、旧氏による印鑑登録も可能になるということです。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは両方併用できると、印鑑登録が2つできるということの認識なんですか。旧氏だけになって、それで、全て印鑑証明が必要なときにはやるということになるということですか。ちょっとごめん、理解不足で申しわけない。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 印鑑登録は一つなんですけれども、それを今の姓の刻印で登録をするのか、旧氏の判をつくって登録するのか、選ぶことができるということです。今現在、印鑑登録をしていますが、旧氏を住民票に載せた方がおったら、印鑑を変更して旧氏に変えるということが可能になります。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第124号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時27分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第19、発議第4号、香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、令和2年から導入いたします通年議会におきまして、地方自治法第179条第1項に規定されております、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるとの規定が適用できなくなりますことから、緊急を有する事項で軽易と思われる事項につきまして、地方自治法第180条第1項の議会の委任による専決処分事項を追加するものでございます。

追加項目につきましては、特別委員会及び議会運営委員会におきまして、先進議会の調査・研究、また執行部との調整・協議の後に3項目を追加することといたしました。

発議の案文を読み上げ、提案理由の説明をいたします。

（提出者朗読）

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、発議第4号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第5号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、議会基本条例及び会議規則に規定されております市長等執行機関の反問権につきまして、その運用を明確にすることにより、本会議における質問、質疑と答弁との整合性や、緊張感ある議会運営のため、会議規則に反問の運用を追加するものでございます。

案文を朗読して、提案理由の説明といたします。

（提出者朗読）

【発議第5号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、発議第5号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、発議第6号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。19番、島岡信彦君。

(提出者朗読)

【発議第6号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第14号、香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、濱田百合子さん。

(提出者朗読)

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、意見書案第15号、大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸真弓さん。

(提出者朗読)

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○14番（大岸真弓君） 少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

英語の民間の検定試験は6団体、7種類の試験が行われることになっております。それで、県内での試験会場は英検とG T C E、ジーテックというのでしょうか、その2業者だけとなっております。本市にあります山田高校のほうに事情をお伺いしてまいりました。山田高校では、この試験の大学入学共通テストの受験の予定者は30人であったということです。それで、国からの情報が小出しにされて、制度自体ぎりぎりまで全容もわからなかったということで対応に非常に困ったそうですが、生徒が受けられなかったら困るので、導入されることを想定して予約金3,000円を既に支払っていたようです。中止にはなりましたが、まだ返金が行われていないとのことでした。

そこで、生徒さんの状況はどうかというふうに聞きましたら、やはり家庭の経済状況の厳しい子が多くて、生徒たちに進路のほうもやはり国公立を中心に進学を勧める、私学は余りよう勧めないとかいうふうな先生のお話でございました。そういう実情もございまして、本意見書案への同僚議員の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 意見書案第15号、大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書案に反対の立場で討論をいたします。

私ごとで恐縮でございますけれども、私、中学、高校と6年間英語の勉強を行いました。しかしながら、英語をしゃべることはできません。恐らくこの議場におられる皆さんの中にも、英語で会話ができるという人は極めて少ないのではないかというふうに思います。

なぜ6年間も英語の授業を受け、勉強してきたにもかかわらず会話ができないのか。英語を勉強する目的は、英語で会話ができるようになるためなのにできないのが現実でございます。それは、英語の授業が会話の能力を身につけさせる授業になっていない、そういうことでございます。会話の能力を身につけさせるよりも、大学入試で少しでも点がとれるための授業になっているからでございます。

今の大学入試の英語試験は話す技能を必要としておりません。ですから、入試の英語試験を変えない限り、英語の授業は変わらないということでございます。英語の授業が変わらないということは、多くの人がそうであるように、6年間も授業を受けたのに英語でコミュニケーションをとることができないと、そういう日本人になってしまうということでございます。

平成11年からの学習指導要領では、英語の4技能、読む、書く、聞く、話すを身につけさせることとされております。英語のコミュニケーション能力を身につけさせるこ

とがうたわれているのにもかかわらず、平成30年の文科省の調査によりますと、英語のコミュニケーションの授業を実施しているのは、中学校は8割に達しております。しかし、高校は3割しかございません。高校では相変わらず大学入試のための読解や文法ばかりやっております。やはり入試の英語試験を変えない限り、英語教育の改革はできないと、そのように考えるところでございます。

しかしながら、民間試験の活用につきましては、今回の運用面において問題点が大きくあるのも確かでございます。一方で民間英語検定試験は、もう何十年も前から世界中の大学が入試に使っておりますし、日本でも多くの大学院、3分の1の大学も入学選考の参考資料として使っており、これまで何の問題も起こっておりません。新聞やテレビ等のメディアには、大学入試改革に対する批判があふれておりますけれども、なぜ改革が必要なのか、どんな狙いがあるのかについては、ほとんど報じられておりません。

今回延期となった運用面をしっかりと精査し、改善をして大学入試改革を実践するため、2025年の英語民間検定試験の導入を目指すべきだと考えるところでございます。

以上申し上げまして、意見書案第15号に対する反対討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 5番、笹岡 優です。意見書案第15号、大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

11月1日に、文部科学省は2020年度開催予定としていた大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入を見送ると発表しました。今月17日には国語、数学への記述式問題の導入も見送りました。これでは共通テストの2つの目玉をいずれも失い、改革の大前提が崩れたと言わざるを得ません。

共通テストは、現行の大学入試センター試験にかわる制度です。思考力、判断力、表現力の評価を重視するとして、30年間続くセンター試験の全問マークシート方式から、英語の4技能、読む、聞く、書く、話すのうち、書く、話すの測定が困難だとして導入を決められたものです。

しかし、民間の試験会場が都市部に偏っており、地方の受験生が受けたい場合、受験料のほかに宿泊代や交通費など多額の費用がかかります。そして、幼少期から民間試験や受験対策講座などを手軽に受けられる都市部に有利で、地方からの大学進学にとって大きなハンディとなっているのではないのでしょうか。これでは教育の機会均等の原則、受験の機会の均等が図られません。

また、目的も内容も異なる試験結果を公平、公正に比較できるのかという根本的な問題を、専門家や全国高等学校校長協会から指摘しているのに、採点業務を請け負うベネッセコーポレーションは、大学生をアルバイトで採点に当てることを否定しないなど、どのような資格、資質の採点者が採点を行うのか不透明であり、採点の公平・公正が担



保されていません。それに、試験問題の作成やリスニングの機器トラブル、試験問題の漏えいへの対応などが民間任せであり、共通テストの責任体制が構築されていないなど、余りにも多くの問題を含んでいます。

今回、高校生みずからが行動し導入の見送りになりましたが、一人一人の受験生は時間を惜しんで勉強に励み、みずからの将来をかけて試験に臨んでいます。

公平、公正な受験制度を確立することは国の教育行政の責務です。そのためにも国の責任で英語教育の人材をふやし充実をさせ、読む、聞く、書く、話すの4機能を高めることが大事です。その前提を欠いた英語民間検定試験の導入は、延期ではなく中止し、受験者にとって最善の大学入試制度を検討すべきであることを申し添え、本意見書案への賛成討論とします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第15号は、否決されました。

次に、日程第24、意見書案第16号、台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、依光美代子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から、会議規則第112条の

規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

12月2日に開会されました令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会も本日の19日間、無事終えることができました。お礼とともに感謝を申し上げます。

本定例会には、追加議案の令和元年度香美市一般会計補正予算（第7号）を含む議案18件、諮問3件、請願1件、発議3件、意見書案3件が、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。また、第4回定例会におきまして継続審査となっていました、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど12件につきましては、それぞれ認定されところでございます。

一般質問では、15名の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問が行われました。執行部におかれましては、しっかり精査されまして、今後の市政運営に生かしていただきますようお願いいたします。

定例会開会時からは寒さも日に日に厳しくなったように思われます。議員各位、執行部の皆様におかれましては、飲酒の機会も多くなると思えますが、健康には十分留意されまして、新しい年を迎えられますようお願いする次第です。

そして、1月9日木曜日には香美市議会としまして新たな取り組み、通年議会、定例会開会会議を迎えます。ともどもに晴れやかに集い合いたく思えます。

本年1年、皆様には大変お世話になりました。心より感謝申し上げます、閉会に当たり御

挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和元年第7回香美市議会定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今月2日に開会をいたしました本定例会も、円滑なる議会運営によりまして本日閉会の運びとなりました。

本定例会に提出をいたしました一般会計補正予算を初めとする議案につきましては、議員の皆様方には慎重かつ熱心な御審議をいただき、適切なる御決定を賜りました。

また、一般質問におきましては、香美市の今後の発展に資する貴重な御意見、的確なる御指摘を多々いただきましたことに対しまして、心より厚く御礼を申し上げます。

一般質問では、鏡野中学校合築棟、集落水道の維持、SDGs等々15名の議員の皆様から幅広く御質問をいただきました。対応する、実施と言ったものにつきましては、できるだけ速やかに進めることといたします。また、その他の件につきましても、市行政外の専門家の方々の御協力、知識を活用させていただいたり、類似団体の対応や創意工夫を参照させていただきたいと考えております。もちろん県や国の助言、指導もいただきながら、よい結果となるよう精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、12月11日、香美市初代市長、門脇楨夫様が御逝去なされました。思いがけない突然の訃報に接して、多くの皆さんが戸惑いを覚えたのではないのでしょうか。返す返すも残念であり、痛恨のきわみであります。余りにも突然のことで悲しみが深まるばかりであります。悲しみに打ち沈んでばかりでは故人の御遺志に添うことにはなりません。門脇市長は合併香美市の一体強化と発展を常に願い、そのために懸命に力を尽くされました。私たちはその御遺志を引き継ぎ、これからも力を合わせともに支え合い、明るい香美市、元気な香美市を目指してまいりたいと存じます。皆様とともにここに謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

年が明けますと、令和2年、2020年、オリンピック・パラリンピックイヤーとなります。世界から多くの皆さんが日本を、日本の各地を訪れることとなります。世界を一層身近に感じる事となります。

そうした中にありまして、地方自治体、行政も国際感覚や具体的な施策、変革が一層加速度的に進めることが求められることとなります。くしくも令和2年からは、香美市議会の改革の一環として通年議会がスタートいたします。行政、議会ともに新しい時代にふさわしい変革、改革とともに果敢に推進し、開かれたまち、活力と笑顔のあふれる香美市を目指してまいりたいと存じます。

いよいよ師走も押し迫りまして、慌ただしさとともに寒さも増しております。議員の皆様方にはこの1年大変お世話になりました。どうかくれぐれもお体を御自愛の上、そ

ろって輝かしい希望の新しい年をお迎えなされますよう、心より祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（比与森光俊君）                    ありがとうございました。

以上をもちまして令和元年（2019年）第7回香美市議会定例会を閉会いたします。  
（午前11時12分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第7回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和元年(2019年)第7回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
	11月 27日(水)		議会運営委員会
第1日	12月 2日(月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告、特別委員会委員長の報告、市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)、諮問第1・2・3号、議案第71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82号、請願第2号
			全員協議会
第2日	3日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	4日(水)	休 会	〃
第4日	5日(木)	休 会	〃
第5日	6日(金)	休 会	〃
第6日	7日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	8日(日)	休 会	〃
第8日	9日(月)	休 会	議案精査のため
第9日	10日(火)	本会議	一般質問①・協働・参画調査研究特別委員会、議会運営委員会
第10日	11日(水)	本会議	一般質問②・議会改革推進特別委員会
第11日	12日(木)	本会議	一般質問③・会派代表者会議
第12日	13日(金)	本会議	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会・教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会
第13日	14日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第14日	15日(日)	休 会	〃
第15日	16日(月)	休 会	議案審査整理のため
第16日	17日(火)	休 会	〃
第17日	18日(水)	休 会	〃
第18日	19日(木)	休 会	〃
第19日	20日(金)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)

13日 (金)	予算決算常任委員会	議案第107・108・109・110・111・112・113・114・115号
	総務常任委員会	議案第116・117・120・121号
	教育厚生常任委員会	議案第118号
	産業建設常任委員会	議案第119号

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第71号	平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第72号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第73号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第74号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第75号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第76号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	賛成多数
議案第77号	平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第78号	平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第79号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第80号	平成30年度香美市南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第81号	平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第82号	平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	原案認定	全員賛成
議案第107号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第6号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第108号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第109号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第110号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第111号	令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第112号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第113号	令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第114号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第115号	令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第116号	香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第117号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第118号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第119号	香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第120号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第121号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

## 2. 請願関係

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
請願第2号	JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願	総務常任委員会	採択	賛成多数



発議第4号

香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	小 松 紀 夫
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 口 学
賛成者	〃	舟 谷 千 幸
賛成者	〃	濱 田 百合子
賛成者	〃	依 光 美代子

## 香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

香美市長の専決処分事項の指定について（平成18年3月6日議決）の一部を次のように改正する。

本則に次の3項を加える。

- 6 会計年度末における法律等（一定の期日までの成立が不可欠とされる法律等をいう。）の改正に伴う必要な条例改正を行うこと。ただし、原則として市の裁量の余地のないものに限る。
- 7 解散、欠員等の事由に基づく選挙で、緊急を要する選挙費の歳入歳出予算の補正に関する事。
- 8 災害時において、特に緊急対策が必要な（臨時会議開催までの）最小限の補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関する事。

### 附 則

この専決事項の指定は、令和2年1月1日から施行する。

発議第5号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	小 松 紀 夫
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 口 学
賛成者	〃	舟 谷 千 幸
賛成者	〃	濱 田 百合子
賛成者	〃	依 光 美代子

## 香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条の2に次の1項を加える。

2 反問の運用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 反問には、質問又は質疑の趣旨の確認や単に語句を聞き直す程度のもののほか、議員の考え方を質す等の反論を含むものとする。
- (2) 反問をできる者は、もとの質問又は質疑に対して答弁すべき者に限るものとする。ただし、市長及び教育長はこの限りでない。
- (3) 議長は、反問の内容が質問又は質疑にそぐわない場合は、反問を制止することができる。
- (4) 質問又は質疑を行った者は、反問に対し答弁しなければならない。
- (5) 反問は、議員の質問又は質疑に対し1回限りとし再反問は認めないこととする。

### 附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

発議第6号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和元年12月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	島 岡 信 彦
賛成者	〃	舟 谷 千 幸
賛成者	〃	小 松 紀 夫
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）第5条の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議会の議員の条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議会の議員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 意見書案第 14 号

### 香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年 12 月 20 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 甲 藤 邦 廣

賛成者 〃 依 光 美代子

### 香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書（案）

家庭で使用する柔軟仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料によって、頭痛、吐き気などの健康被害を受ける人が増えています。学校や職場に行けなくなるなどの深刻な状況もあります。

2017 年、日本消費者連盟が開設した「香害 110 番」には 213 件の苦情が寄せられ、新たな公害である「香害」を社会問題と捉え、香料の必要性を疑問視する報道も行われています。

日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改定し、商品の容器包装等に使用量の表示を検討しているとのことですが、問題は使用量のみでなく製品成分が消費者に知らされていないことです。

欧州連合（EU）は化粧品規制でアレルゲンであることが明白な 26 種について物質名を表示するように定め、配合量も規制（2013 年発行）しています。また多国

籍企業ユニリーバのアメリカ法人は2017年2月、シャンプーや洗剤などの原材料をウェブ上で公開しました。

日本においても、消費者が健康で安心して暮らすため、政府は香料成分の表示など、香料の安全性に対する実効性ある対策、法的規制を行うべきです。

よって政府におかれては、関係省庁が連携をして、次の事項について対策を講じるよう強く求めます。

## 記

1. 「香料・化学物質過敏症」で苦しむ人がいることを周知徹底し、統一したポスターなどで香料自粛に向けた啓発をすること。
2. 柔軟仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とすること。
3. 香料の成分表示を義務付けること。
4. 国民生活センターに被害の状況に合わせた専用窓口を設置するとともに「香害」の相談窓口を都道府県に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
文部科学大臣	萩生田光一殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
経済産業大臣	梶山弘志殿
環境大臣	小泉進次郎殿
内閣府特命担当大臣 (消費者・食品安全担当)	衛藤晟一殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊



意見書案第15号

大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書の  
提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係  
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年12月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

賛成者 " 依 光 美代子

大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書（案）

政府は、来年度から大学入学共通テストに英語民間検定試験を導入する予定でしたが、受験をする高校生らの強い反対の声によって延期となりました。

この英語民間検定試験は、全国高等学校長協会や専門家などから反対や疑問の声が当初から挙がっていました。

特に、萩生田光一文部科学大臣が英語民間検定試験導入延期の際に、「経済的な状況や居住している地域にかかわらず、等しく安心して試験を受けられる制度設計になっていない」と述べたように教育の機会均等の原則に反するものです。

また、目的も内容も異なる試験結果を公平公正に比較できるのかという根本問題があります。

よって政府におかれては、教育の機会均等の原則に反し、大学入試が歪められる懸念のある大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入は中止するよう強く要望し

ます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
文部科学大臣	萩生田光一	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第16号

台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年12月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 甲 藤 邦 廣

台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書（案）

台風15号、19号災害など毎年のように河川の決壊や内水氾濫、土砂災害などが発生しており、その頻度は確実に高まっています。

特に、東日本大震災の被災地を含め復旧・復興途上での相次ぐ被害に、被災者は心身ともに疲れ果てており、今後の住宅と生業再建への見通しができるようにすることは喫緊の課題です。

本市を流れる一級河川物部川も、今年の7月豪雨で「永瀬ダムの管理開始後62年間で史上最高の累積雨量」「引堤事業がなければ堤防が決壊していた」等からも、いま起きている被災地の方々の深刻な実態と苦悩を自らのものとして受け止めなくてはなりません。

政府は、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」を決めました。いま必要なことは、この「対策パッケージ」を周知徹底し、実行することです。

よって政府におかれては、被災者の生活と生業の再建のために必要とされる支援を

関係省庁が連携して、下記の事項については速やかに実行されるよう要望します。

## 記

1. 被災者への情報提供と支援メニューの実施を一刻も早く徹底すること。
2. 災害救助法の全面的な活用をはじめ、避難者の生活環境の改善をはかること。
3. 住宅再建への公的支援を強化すること。
4. 農林漁業被害への対策を強め、中小企業の再建を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
農林水産大臣	江藤拓殿
国土交通大臣	赤羽一嘉殿
内閣官房長官	菅義偉殿
復興大臣	田中和徳殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

請願第2号

J R 土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願

安心・安全・快適な土佐山田駅を実現する市民の会

住 所 香美市土佐山田町宮ノ口

代 表 鍵山 隆司

紹介議員 山崎 龍太郎

件名 J R 土佐山田駅にエレベーター及び北出入口の設置について

趣旨

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」における移動等円滑化の促進に関する基本方針では、利用者3,000人未満の鉄道駅であっても地域の実情に鑑み、高齢者・障害者の利用実態を踏まえ、地域の要請・支援の下、可能な限り整備を行うものと位置付けられています。

また、第二次香美市振興計画（平成29年度～平成38年度）によると、「J R 土佐山田駅とその周辺は、列車とバス・タクシー等の円滑な乗り換え環境を整備するとともに、市民や観光客の行き交う賑わいのある交流拠点として整備しながら、地域資源を活用した賑わいのある市街地整備につなげます。」とし、今後の香美市の振興にとってもJ R 土佐山田駅の整備が緊要な課題とあることを明らかにしています。

当会が行った香美市長との懇談では、香美市として鉄道路線をまたぐ南北をつなぐ自由通路の計画があり、また市とJ R 四国との話し合いでは、一日当たりの乗降客数の問題や財政面での課題などがあると伺いました。

ご存じのとおり、J R 土佐山田駅は、線路を挟んだホームへ行く場合、古い跨線橋を渡らなくてはならず、高齢者や障害者、ベビーカーを押した親子連れらは、跨線橋を渡るのに苦労しています。

また駅には北の出入口がないため、線路より北の住民は東西にある踏み切りを通過して、駅に行かなければならず大変不便です。

多くの団体、自治会等から賛同を頂き、今年4月から私たちが取り組んだ請願署名は香美市民のみならず、J R を利用する市外の方や観光客からも指示していただき、5,000筆を超える署名が短期間のうちに寄せられ、この問題が多くの人たちの願いであることを確信した次第です。

この間、署名を集める中で、「市外の病院に通院する際には、わざわざ便利の良いJ R ごめん駅などにタクシーで行くので余分な出費が大変」「大きな荷物を持って帰省する子供達から何とかならないのかという声がある」「小さい子連れの観光客を見かけるたびに何とかしてほしいと思う」「駅の北側に住んでいるが、列車の時間に間に合

うか不安になる」等など、たくさんの声が聞かれました。

このように、土佐山田駅にエレベーターや北出入口ができると、香美市民だけでなく、観光客など市外からの利用者にも喜ばれ、香美市の活性化にもつながり、J R利用も増えるのではないかと思います。

#### 請願事項

市長と議会が力をあわせ、土佐山田駅へのエレベーターと北出入口の設置をめざし、J R四国との協議を精力的に進めていただくことを切にお願いし、請願いたします。

令和元年8月26日

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

添付資料 請願署名 5,464筆

令和元年(2019年)12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第71号	平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第72号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第73号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第74号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第75号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第76号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第77号	平成30年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第78号	平成30年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第79号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第80号	平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第81号	平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第82号	平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	元. 12. 2
議案第107号	令和元年度香美市一般会計補正予算(第6号)	原案可決	元. 12. 20
議案第108号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	元. 12. 20
議案第109号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	元. 12. 20
議案第110号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	元. 12. 20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 111 号	令和元年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 112 号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 113 号	令和元年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 114 号	令和元年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 115 号	令和元年度香美市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 116 号	香美市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
議案 第 117 号	香美市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
議案 第 118 号	香美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
議案 第 119 号	香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
議案 第 120 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
議案 第 121 号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
議案 第 122 号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 123 号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）	原案可決	元. 12. 20
議案 第 124 号	香美市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
諮問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	元. 12. 2
諮問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	元. 12. 2
諮問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	元. 12. 2



事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
発議 第 4 号	香美市長の専決処分事項の指定についての一部改正について	原案可決	元. 12. 20
発議 第 5 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	元. 12. 20
発議 第 6 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 12. 20
意見書案 第 14 号	香料・化学物質過敏症への対策を求める意見書の提出について	原案可決	元. 12. 20
意見書案 第 15 号	大学入学共通テストへの英語民間検定試験の導入中止を求める意見書の提出について	原案否決	元. 12. 20
意見書案 第 16 号	台風・豪雨災害に関する支援強化を求める意見書の提出について	原案可決	元. 12. 20

## 2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
請願 第 2 号	J R 土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願	原案 不採択	元. 12. 2